

平成 2 4 年 度

沖縄農林水産業の情勢報告



平成 2 5 年 7 月

内閣府 沖縄総合事務局
農林水産部

左上：

沖縄を代表するトロピカルフルーツの一つであるスターフルーツ（ゴレンシ）（八重瀬町）

右上：

農業の中でも大きなウェイトを占める畜産業において近年成長著しい肉用牛の放牧風景（竹富町）

左下：

県木であるリュウキュウマツの人工造林地（石垣市）

右下：

沖縄周辺海域内で違法操業を行う外国漁船の取締を行う漁業取締船（石垣市）

はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災から2年以上が経過しました。東北地方の震災からの復旧・復興に向けた取組は着実に進んでおりますが、沖縄においても平成23年度及び平成24年度は、台風等による災害に見舞われ、農林水産業は大きな被害を受けました。このような災害への事前の備えや発生後の対策は大きな課題であり、私ども内閣府沖縄総合事務局としましても、台風による被害防止に向けた耐候性ハウスの整備や被災後の迅速な災害復旧等に努めてまいります。

さて、我が国の農林水産業は、生産額の減少や高齢化等の様々な課題がある一方で、高い生産技術や世界に評価される日本食、豊かな地域資源を有するなど、潜在的に大きな可能性を秘めています。農山漁村の潜在力を最大限に引き出していくためには、生産現場自らが需要の動向を敏感につかみながら、農林水産業の高付加価値化等を積極的に推進することが重要です。国ではこうした「攻めの農林水産業」の展開を図るため、「生産現場（担い手・農地等）の強化」、「需要のフロンティアの拡大」、「生産から消費までのバリューチェーンの構築」の3つの戦略の下に施策の検討を進めています。

この「攻めの農林水産業」の展開に向けた戦略の1つとして掲げられている「生産現場の強化」の中では、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の拡大といった課題が挙げられていますが、人口が増加傾向にある沖縄県においても、本土と同様に農業就業者の減少や高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっています。このため、本報告の特集においては、沖縄における担い手の現状と担い手確保に向けた国等の施策について取り上げるとともに、今後、担い手確保の受け皿となり得る可能性を秘めた沖縄独特の農畜産物について紹介しています。

多くの離島を抱える沖縄において、農林水産業は地域経済の根幹を担うだけでなく、国土保全等にも貢献している極めて重要な産業です。本報告が皆様に広く活用され、沖縄の農林水産業・食品産業の将来がより良いものとなることの一助となれば、幸いです。

平成25年7月

農林水産部長 馬場 一洋

目 次

はじめに	1
特集 沖縄の農業を支える担い手～現状と課題及び今後の展望～	9
第1節 沖縄における担い手の現状	11
(1) 県内の農業就業人口の動向	11
(2) 県内の地域別の農業就業人口の動向	12
(3) 農業生産法人の動向	15
第2節 担い手の確保に向けた取組の充実強化	17
(1) 新規就農者等の動向と確保に向けた取組	17
(2) 新規就農者の育成・確保に向けた取組	19
第3節 地域の特色を活かした魅力ある農業の展開	23
(1) へちま（ナーベラー）	23
(2) スターフルーツ（ゴレンシ）	25
(3) 山羊（ヒージャー）	27
序章 沖縄農林水産業の概要	29
第1節 地理的・自然的条件	31
(1) 位置	31
(2) 地勢	31
(3) 気象	31
第2節 経済の動向	32
(1) 人口及び雇用状況等	32
(2) 経済の構造	33
(3) 県経済における農林水産業の位置付け	33
第3節 農林水産業の現状	34
(1) 農業の概要	34
(2) 林業の概要	37
(3) 水産業の概要	38
第4節 食料自給率の動向	39
(1) 日本の食料自給率	39
(2) 沖縄の食料自給率	39
第1章 攻めの農林水産業の展開に向けた沖縄の取組	41
第1節 攻めの農林水産業推進本部の設置	43
(1) 「攻めの農林水産業」とは	43
(2) 「攻めの農林水産業推進本部」の設置	43
第2節 沖縄における攻めの農林水産業取組事例	45

第2章 農業の振興	47
第1節 さとうきび	49
(1) 生産の動向	49
(2) さとうきび増産に向けた取組	49
(3) 砂糖の種類による支援制度	50
(4) 沖縄総合事務局の取組	51
(5) 製糖工場の現状	53
第2節 野菜	55
(1) 生産の動向	55
(2) 県外出荷の状況	55
(3) 野菜産地強化への取組	56
第3節 果実	59
(1) パインアップル	59
(2) かんきつ類及びその他熱帯果樹	60
第4節 花き	62
(1) 生産の動向	62
(2) きくの出荷量	63
(3) 生産振興に向けた取組	63
第5節 葉たばこ・かんしょ・薬用作物・茶	65
(1) 葉たばこ	65
(2) かんしょ	65
(3) 薬用作物	65
(4) 茶	65
第6節 主要食糧等	66
(1) 米、麦、大豆の生産の動向	66
(2) 米の輸入動向等	67
第7節 環境保全型農業の推進	68
(1) エコファーマー	68
(2) 有機農業	68
第8節 病虫害防除の課題	69
(1) 沖縄における植物防疫の重要性	69
(2) 本土に見られない病虫害の防除	70
(3) 地域が一体となった防除の推進	70
(4) 亜熱帯性作物向けの農薬登録の支援	70
第9節 農作業事故の防止の推進	72
(1) 農作業事故の概況	72
(2) 農作業事故の防止に向けた取組	72
第10節 鳥獣被害対策の取組	73
(1) 沖縄における鳥獣被害の現状	73
(2) 被害防止対策の取組	73

第3章 畜産業の振興	75
第1節 畜産	77
(1) 肉用牛	78
(2) 乳用牛	79
(3) 豚	80
(4) 鶏	81
(5) 山羊	81
第2節 配合飼料価格の高騰と自給飼料の生産拡大	82
(1) 配合飼料価格の高騰	82
(2) 自給飼料の生産拡大	83
第3節 畜産環境対策の取組	84
第4章 食料産業の振興	85
第1節 農林水産業の6次産業化の推進	87
(1) 農林水産業の6次産業化の意義	87
(2) 沖縄における6次産業化の重要性	88
(3) 6次産業化の支援	90
(4) 沖縄総合事務局の取組	96
第2節 食品産業の動向	98
(1) 沖縄における食品産業の現状	98
(2) 農林水産業による食品産業との連携及び食品産業への進出	98
第3節 地産地消の推進	101
(1) 地域の農林水産物の利用の促進についての計画策定の推進	101
(2) 直売施設への支援等	101
第4節 再生可能エネルギーの活用の推進	102
(1) 太陽光、風力の活用	102
(2) バイオマスの活用	103
第5節 農林水産物・食品の輸出の推進	105
(1) 農林水産物・食品の輸出促進に取り組む意義	105
(2) 農林水産物等の輸出の状況	106
(3) 沖縄における輸出促進に向けた取組状況	107
(4) 福島第一原子力発電所事故による影響	110
第6節 卸売市場の現状	113
第7節 容器包装・食品リサイクル	114
(1) 容器包装リサイクルの取組	114
(2) 食品リサイクルの取組	114
第5章 農業経営の推進	117
第1節 人と農地の問題解決に向けた施策の推進	119
(1) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成	119

(2) 市町村における「人・農地プラン」の作成状況	119
(3) 担い手等への主な支援策	119
(4) 施策の周知・推進に向けた沖縄総合事務局の取組状況	121
第2節 農業者戸別所得補償制度の普及・推進	122
(1) 農業者戸別所得補償制度の概要（平成24年度）	122
(2) 農業者戸別所得補償制度の交付状況（平成24年度）	124
(3) 沖縄総合事務局の取組	125
第3節 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	126
(1) 認定農業者の動向	126
(2) 農業経営の法人化	127
(3) 意欲ある多様な経営体の育成・確保	128
(4) 新規就農者の動向	129
(5) 女性の参画と高齢農業者の動向	130
(6) 農業制度金融の動向	131
第4節 優良農地の確保と有効利用の促進	132
(1) 荒廃農地対策の推進	132
(2) 農地流動化の動向	133
(3) 農地転用の動向	134
第5節 農業協同組合の動向	135
(1) 農協組織の動向	135
(2) JAおきなわ及び専門農協の概要	135
<hr/> 第6章 農村の振興 <hr/>	137
第1節 農業・農村を支える農業農村整備事業の課題と対応	139
(1) 農業農村整備事業の現状と今後の課題	139
(2) 国営かんがい排水事業の概要	140
(3) 赤土等流出防止対策	142
第2節 都市と農山漁村の交流の推進	143
(1) 都市と農山漁村の交流	143
(2) 市民農園の開設状況	144
第3節 農山漁村の活性化と地域資源・環境の保全	145
(1) 農山漁村の活性化	145
(2) 農地・水保全管理支払交付金	145
(3) 中山間地域等直接支払制度	146
<hr/> 第7章 食の安全と消費者の信頼の確保 <hr/>	147
第1節 食の安全と消費者の信頼の確保	149
(1) 食の安全の確保	149
(2) 消費者の信頼の確保	150
第2節 健全な食生活の確立	154

(1) 長寿県沖縄の実状	154
(2) 食育の推進	155
(3) ごはん食の推進	156
第8章 森林・林業の振興	157
第1節 森林の役割と森林資源の状況	159
(1) 森林の役割	159
(2) 沖縄の森林資源の状況	159
第2節 多面的機能発揮のための森林整備	161
(1) 総合的かつ計画的な森林整備の推進	161
(2) 森林整備の現状	162
(3) 森林の有する多面的機能の発揮	162
第3節 災害に強い県土づくりのための保安林整備	164
(1) 保安林の指定状況	164
(2) 治山事業の現状	164
第4節 山村振興のための林業・木材産業	166
(1) 木材生産の動向	166
(2) 特用林産物の生産の動向	167
第5節 森林病虫害等の防除の取組	168
第9章 水産業の振興	169
第1節 水産業の現状	171
(1) 沖縄における水産業の現状と課題	171
(2) 沖縄における水産物の需給動向	172
(3) 漁協の現状	173
第2節 水産業振興のための取組	174
(1) 新たな水産基本計画	174
(2) 資源管理型漁業の推進	174
(3) つくり育てる漁業の推進	175
(4) 漁村の活性化	177
(5) 水産基盤の整備	179
(6) 強い水産業づくり交付金等による施設整備	181
(7) 環境・生態系保全対策	182
(8) 加工・流通対策	182
(9) 水産物等の輸出	183
第3節 漁業取締り	184

特集

沖縄の農業を支える担い手
～現状と課題及び今後の展望～



左上：

国内では沖縄でのみ生産されているアセロラの果実（伊江村）

右上：

祝い事などの際に食され、沖縄の伝統を支える食材の一つである山羊（本部町）

左下：

沖縄では伝統的に食用にされている「へちま」の花（八重瀬町）

右下：

障害者も雇用しながら、ミズナ等を栽培している植物工場（宮古島市）

第1節 沖縄における担い手の現状

我が国の農業は農業従事者の減少と高齢化という問題に直面しています。沖縄は人口が増加傾向にある地域ですが、この問題については沖縄においても同様です。

農業従事者の減少と高齢化は生産力の低下につながるだけでなく、地域の活力の低下にも直結します。

ここでは、こうした農業従事者の減少とそれに伴う高齢化について、全国の動向と比較しつつ、県内の地域別の動向について取り上げます。また、農業生産法人の動向についても、併せて取り上げます。

(1) 県内の農業就業人口の動向

県内の農業就業人口の推移を見ると、平成2年は50,191人であったのに対し、平成22年は22,575人と半数以下にまで減少しています。総農家数も平成2年の38,512戸から16,965戸減少し、21,547戸となっています。

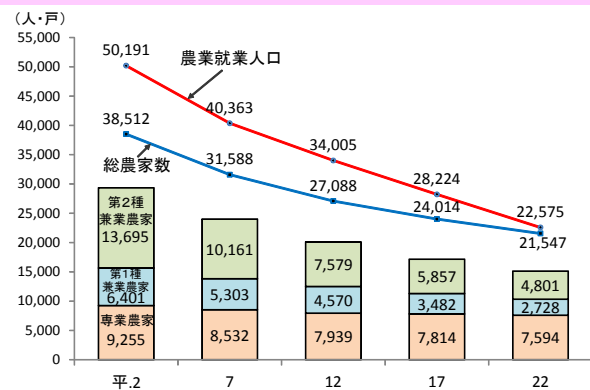
専業別に農家数の推移を見ると、第2種兼業農家が8,894戸（65%）減少しているのに対し、専業農家は1,661戸（18%）の減少に留まっております。販売農家に占める専業農家の割合が5割を占めています（図1-1）。

一方、県内の農業就業人口の年齢別割合の推移を見ると、15～29歳、30～49歳の割合は一貫して減少しており、65歳以上の割合は、近年増加のスピードが緩やかになっているものの、一貫して増加しています。その結果、平成2年は約2分の1だった60歳以上の農業就業人口の割合は、平成22年には約3分の2まで増加し、高齢化が進んだ状況となっています。

このように、沖縄でも農業就業人口の高齢化は進んでいますが、全国と比較すると、平成22年の15～59歳までの農業就業人口の割合は全国よりも高く、全国平均よりは農家の年齢層が若いことが分かります（図1-2）。

また、経営耕地規模別の農家構成比の推移を見ると、1ha未満の農家の構成比は一貫して減少し、2ha以上の農家の割合が増加し続けています。2ha以上の農家は、平成22年には全体の約4分の1を占めており、全国（19%）と比較して高く、経営規模の拡大が進んでいることがわかります（図1-3）。

図1-1 県内の総農家、農業就業人口及び専業別農家数の推移

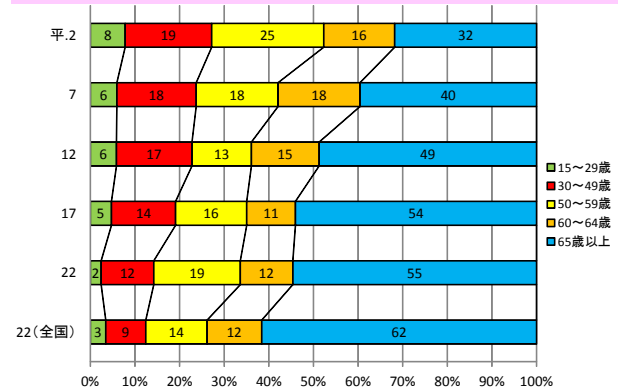


資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：専業別農家数は販売農家の推移（以降の図についても同様）

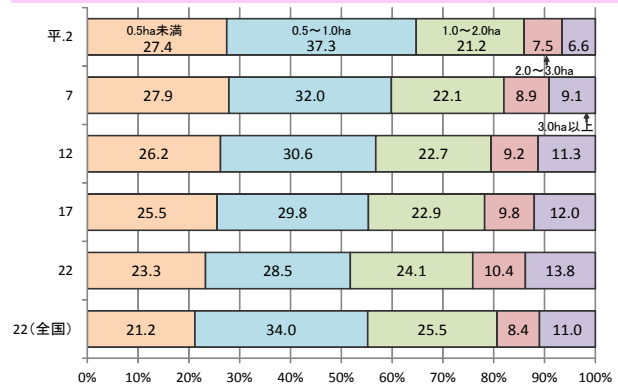
注2：販売農家とは、経営耕地面積（所有地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地）が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

図1-2 県内の農業就業人口の年齢別割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図1-3 経営耕地規模別農家構成比の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

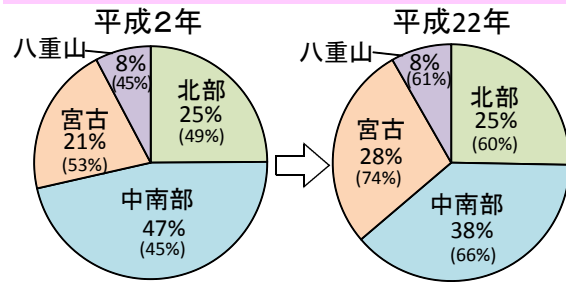
(2) 県内の地域別の農業就業人口の動向

農業就業人口を地域別に見ると、本島中南部地域*1が最も多く、県全体の38%（平成22年）を占めています。次いで宮古地域*2が28%、北部地域*3が25%、八重山地域*4が8%と続きます。これを平成2年と比較すると、中南部地域の占める割合が減少する一方、宮古地域の占める割合が増加しています。（図1-4）。

どの地域においても後で見ると高齡化が進行していますが、農業就業人口の減少が最も著しいのは本島中南部地域であり、平成2年と比較して14,683人（62.8%）も減少しています。逆に減少の幅が小さい地域は宮古地域であり、平成2年と比較して4,140人（39.6%）の減少となっています（図1-5）。

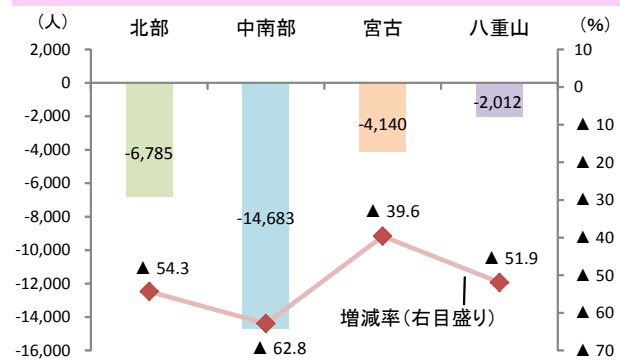
この背景には、宮古地域は農家一戸当たりの規模が大きく、経営が成り立つ農家が多いのに対し、本島中南部地域は農家一戸当たりの規模が小さく、さらに兼業の機会が多いことがあると考えられます。

図1-4 平成2年及び22年の各地域の農業就業人口の県全体に占める割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：括弧内の数値は60歳以上の高齢者の割合

図1-5 平成2年と比較したときの平成22年の各地域の農業就業人口の増減数及び増減率



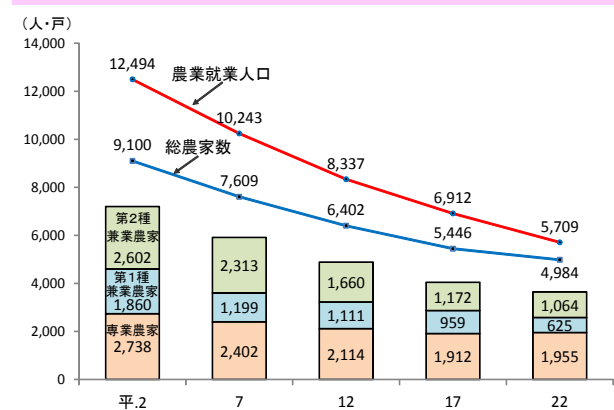
資料：農林水産省「農林業センサス」

① 本島北部地域の動向

本島北部地域の農業就業人口の推移を見ると、平成2年から平成22年の間に半分以下にまで減少しています。この背景の一つとして、北部地域で生産が盛んなパイナップルの価格が輸入自由化に伴って下落し、パイナップル農家の離農が進んだことなどがあると思われます。

専兼業別農家数の推移を見ると、第1, 2種兼業農家が大きく減少し、平成2年の約3分の1となっている一方、専業農家は約3割減と緩やかな減少となっています（図1-6）。

図1-6 本島北部地域の総農家、農業就業人口及び専兼業別農家数の推移

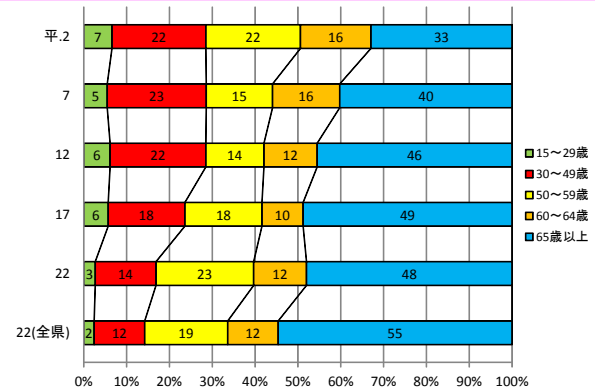


資料：農林水産省「農林業センサス」

*1 沖縄本島うるま市以南の市町村及び久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
*2 宮古島市及び多良間村
*3 沖縄本島恩納村以北の市町村及び伊江村、伊平屋村、伊是名村
*4 石垣市及び竹富町、与那国町

一方、農業就業人口の年齢別割合の推移を見ると、高齢化は進行しているものの、60歳以上の農業就業人口は平成22年で60%であり、県全体の割合（67%）と比較するとやや低く、中年以下（15～59歳）の農業就業人口の割合が比較的高い地域と言えます（図1-7）。

図1-7 本島北部地域の農業就業人口の年齢別割合の推移

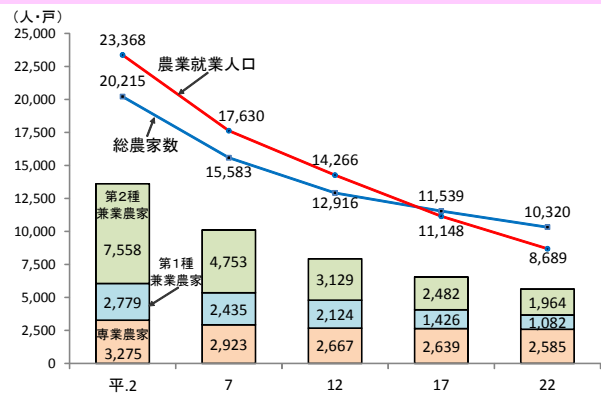


資料：農林水産省「農林業センサス」

② 本島中南部地域の動向

本島中南部地域の農業就業人口の推移を見ると、平成2年から平成22年までの間に約3分の1程度にまで減少しており、県内で最も農業就業人口の減少率が高い地域となっています。また、総農家数を見ると、平成17年から農業就業人口を上回る戸数となっています。この背景には、本島中南部地域は他の地域と比べて兼業の機会が多いため、他産業への流出が他の地域よりも多く、他産業に従事しながら週末などに農作業をする農家が多いことが考えられます（図1-8）。

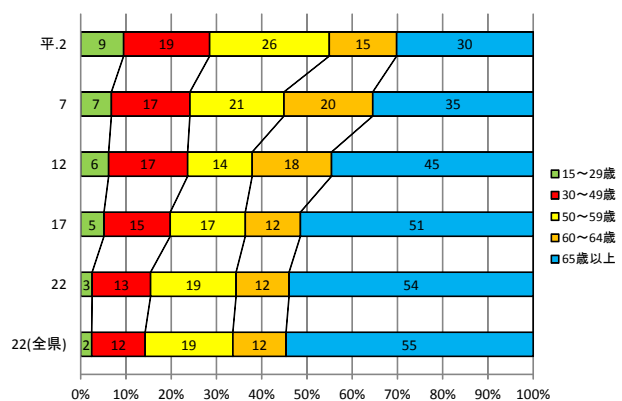
図1-8 本島中南部地域の総農家、農業就業人口及び専業別農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

一方、中南部地域の農業就業人口の年齢別割合の推移を見ると、60歳以上の割合は平成2年の45%から平成22年の66%と21ポイントの増加となっており、県全体（67%）とほぼ同じになっています。また、その他の年齢層の割合についても、県全体とほぼ同じとなっています（図1-9）。

図1-9 本島中南部地域の農業就業人口の年齢別割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

④ 宮古地域の動向

宮古地域の農業就業人口の推移を見てみると、平成2年から平成22年までの間に4割程度の減少となっており、総農家数も含め、県内では一番減少率が小さい地域となっています。この背景には、宮古地域は農家1戸当たりの経営面積が比較的大きく、農業で生計を立てやすい環境であることが考えられます。

また、農家戸数の構成を見ると、他の地域と異なり、専業農家数が平成2年から増加傾向で推移しています（図1-10）。

一方、宮古地域の農業就業人口の年齢別割合の推移を見ると、60歳以上の農業就業人口の割合が近年70%以上と高い割合で推移しています。平成22年の60歳以上の農業就業人口の割合は74%と県全体の割合（67%）と比較しても高くなっており、宮古地域では農業就業人口の高齢化が進んでいることがわかります（図1-11）。

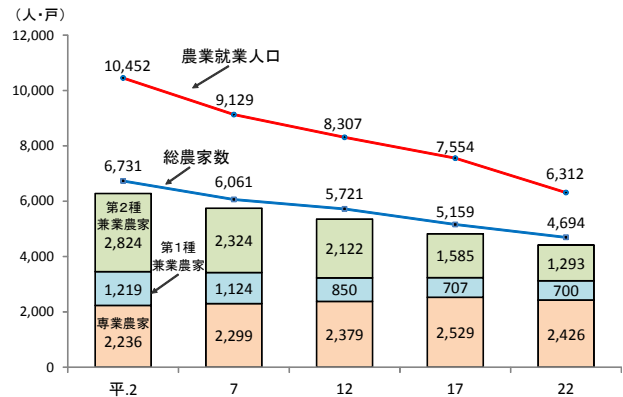
高齢化が他地域よりも進行している一方で、専業農家の戸数が増加していることについては、離島であるため兼業機会が少ないことや、宮古地域で生産が盛んなさとうきびが、退職した高齢者でも比較的取り組みやすい作目であることなどが背景にあると考えられます。

⑤ 八重山地域の動向

八重山地域の農業就業人口の推移を見てみると、他の地域と同様に平成2年から平成22年までの間でおよそ半分にまで減少しています。ただし、減少幅は中南部地域ほど大きくはなく、宮古地域に次いで2番目に減少幅が小さい地域となっています。

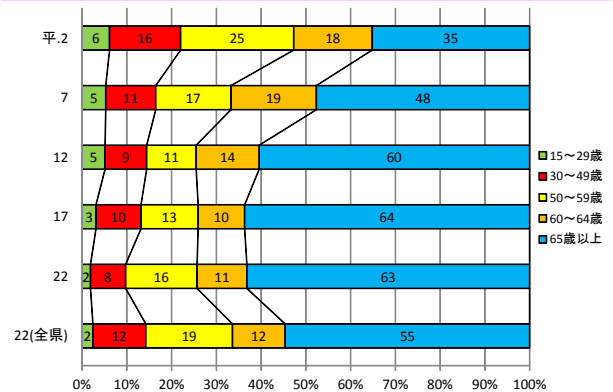
専業別農家数の推移を見ると、農家数全体の減少幅は比較的緩く、農家数全体に占める専業農家の割合が高くなっています（92%）（図1-12）。

図1-10 宮古地域の総農家、農業就業人口及び専業別農家数の推移



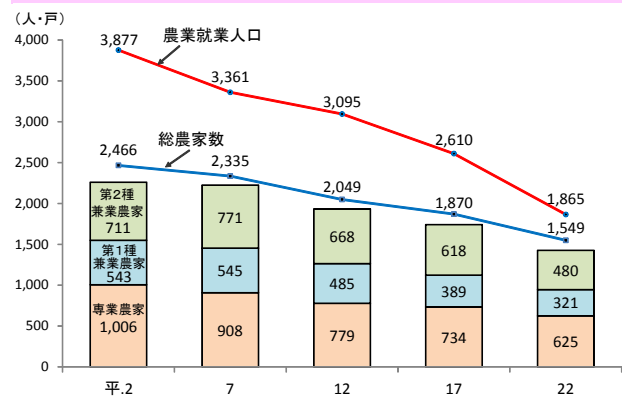
資料：農林水産省「農林業センサス」

図1-11 宮古地域の農業就業人口の年齢別割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

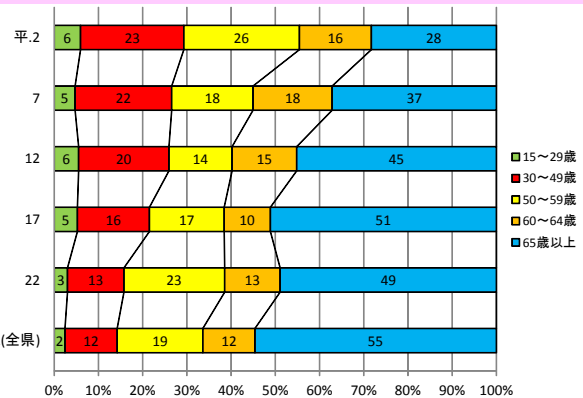
図1-12 八重山地域の総農家、農業就業人口及び専業別農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

一方、八重山地域の農業就業人口の年齢別割合の推移を見ると、50～59歳の割合が近年増加してきており、県平均と比較しても少し高くなっています。他方、60歳以上の農業就業人口の割合はこの10年あまりの間はほぼ前年並みとなっており、県平均よりも若干低くなっていることから、八重山地域は中年以下（15～59歳）の割合が比較的大きい地域と言えます（図1-13）。

図1-13 八重山地域の農業就業人口の年齢別割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

(3) 農業生産法人の動向

近年、我が国における農業の法人経営は年々増加しており、法人経営の増加とともに、法人経営体の経営規模も拡大してきています。

法人による農業経営は、家計と経営の分離により、経営の内容を明確に把握することによる効率的な経営管理が期待できます。また、取引先や金融機関に対する信用力が向上し、個人で融資を受けるよりも有利な条件での資金調達が可能となり、税制や制度資金などでも様々なメリットを受けることができます。

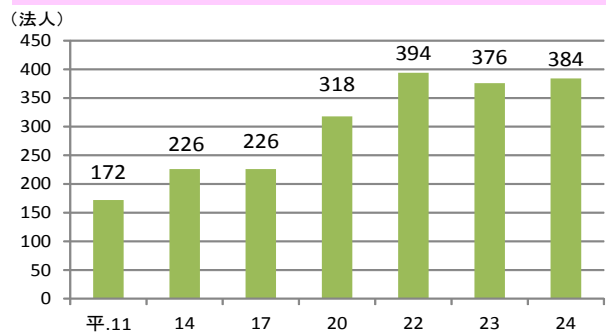
農業生産法人の拡大は、今後の我が国農業においてより重要となってくることから、ここでは沖縄の農業生産法人の動向について取り上げます。

沖縄の平成24年の農業生産法人数は384法人で、平成14年と比べると158法人（70%）増加しています（図1-14）。

また、平成22年の沖縄県の個人で農業に取り組む農業経営体の全国に占める割合が0.9%であるのに対して、平成24年の法人経営体の全国に占める割合が3%となっていることから、沖縄はその農業規模と比較して法人経営体が多い地域と言えます。

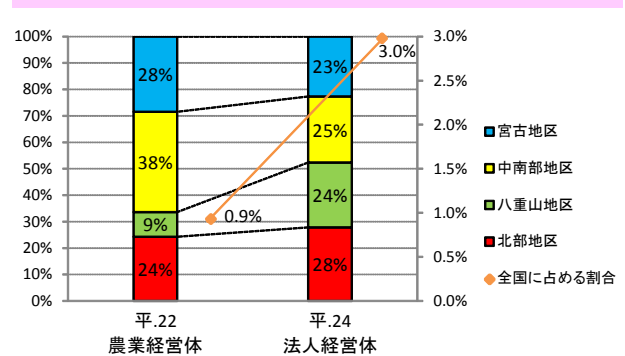
次いで、県内での農業生産法人の各地域の状況を見ると、北部地域で107法人（28%）、中南部地域で96法人（25%）、八重山地域で94法人（24%）、宮古地域で87法人（23%）の順となっており、法人数では大きな差はありません（図1-15）。

図1-14 農業生産法人数の推移



資料：農林水産省経営局調べ（平成25年1月1日時点）

図1-15 地域別の法人経営体及び農業経営体の割合



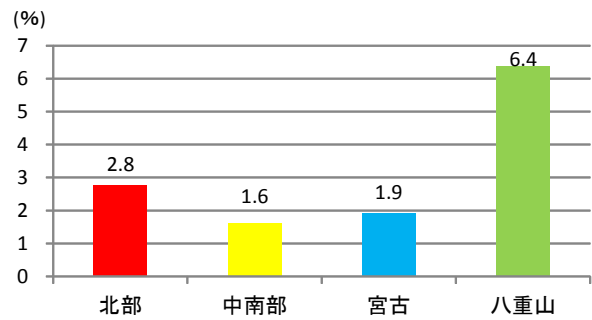
資料：農業経営体については農林水産省「農林業センサス」
法人経営体については農林水産省経営局調べ（平成25年1月1日時点）

他方、農業経営体全体に占める農業生産法人の割合では、八重山地域が6.4%と最も高く、中南部地域が1.6%と最も低くなっています。このように、農業生産法人は各地域に存在していますが、農業生産法人が占める割合は地域ごとに大きく異なることが分かります（図1-16）。

さらに農業生産法人を営農類型別に見ると、果樹124法人(32%)、畜産69法人(18%)、工芸作物63法人(16%)、そ菜59法人(15%)となっており、果樹の生産に取り組む法人が最も多くなっています（図1-17）。

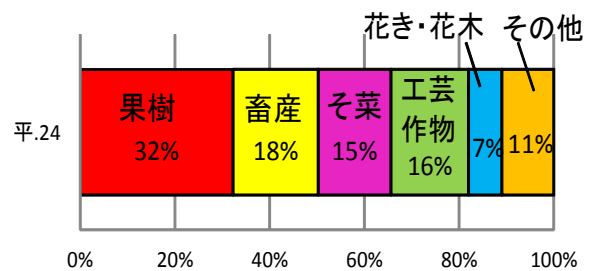
これを、各地域ごとに見ると、北部地域ではパイナップルやシークワサーなどの果樹経営がもっとも多く、中南部地域はさとうきびなどの工芸作物、宮古地域がマンゴーに代表される熱帯果樹、八重山が子取りの繁殖経営を中心とした畜産経営となっており、それぞれの地域における生産状況を反映した状況となっています（図1-18）。

図1-16 農業経営体に占める農業生産法人の割合



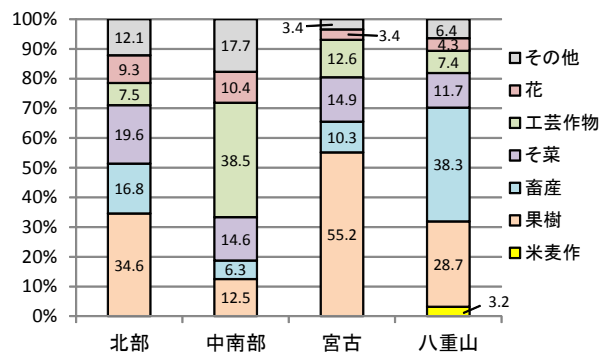
資料：農林水産省経営局調べ（平成25年1月1日時点）

図1-17 法人経営体の営農類型別割合



資料：沖縄県農林水産部調べ（平成25年1月1日時点）

図1-18 地域別の営農類型別割合



資料：沖縄県農林水産部調べ（平成25年1月1日時点）

第2節 担い手の確保に向けた取組の充実強化

第1節で見たように、沖縄の各地域において担い手の減少と高齢化は確実に進行しています。この傾向に対応するため、本節では沖縄で行われている担い手の確保に向けた取組について取り上げます。

(1) 新規就農者等の動向と確保に向けた取組

① 新規就農者の動向

全国的に農業就業人口の減少と農家の高齢化が進んでいる中であって、農業の持続的発展を図っていくためには、新規就農者の育成・確保が課題となっています。そのような中で近年、沖縄においては、毎年200人を超える新規就農者がいますが、その内訳をみると、新規就農者に占める青年就農者*1の割合は55%となっており、全国平均(24%*2)と比べて高いという特徴があります。

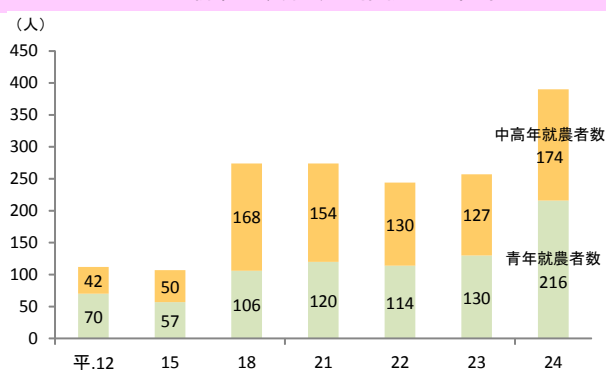
これは、県内においては、他産業での就業(雇用)機会が少ないということが影響している面もあると思われませんが、沖縄には亜熱帯性の気候の下で本土にはない農作物が生産出来ることなど、収益性の高い農業経営を行えることが期待されていることも要因の一つと考えられます。

【新規就農者の就農状況】

沖縄における近年の新規就農者数をみると、平成17年までは年間100人前後、平成18年以降は毎年200人を超える数となっていましたが、平成24年は国等の支援の充実が図られたこともあり、390人と前年と比較して大幅に増えています。

また、青年就農者については、近年100人を超えており、平成24年には216人と、大きく増加しています(図2-1)。

図2-1 新規就農者数の推移(沖縄県)



資料：沖縄県農林水産部調べ

② 各地域別の新規就農者の状況

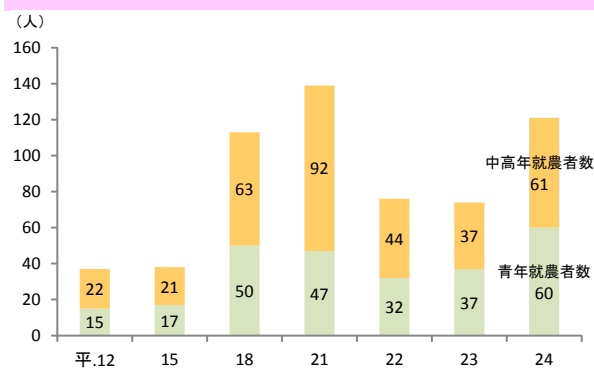
新規就農者を県内の各地域別にみると、次のような状況となっています。

ア 北部地域

北部地域は最近10年間では県内で最も新規就農者が多い地域です。平成24年の新規就農者数は121人で、そのうち青年就農者数は60人と新規就農者に占める割合は50%となっています(図2-2)。

一方、新規就農者全体の営農類型(平成24年)をみると、野菜が32人と最も多く、次いで果樹(24人)、花き(22人)となっています。

図2-2 新規就農者数の推移(北部)



資料：沖縄県農林水産部調べ

*1 新たに就農する40歳未満の者をいう。

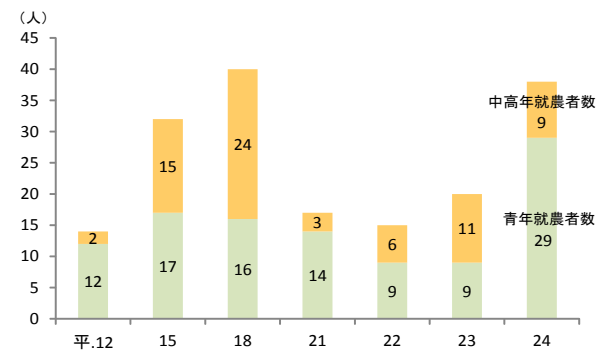
*2 平成23年平均。

イ 中部地域

中部地域*1の新規就農者数はここ3年は20人前後で推移していましたが、平成24年は38人と増加しました。なお、平成24年の青年就農者数は29人と新規就農者に占める割合は76%と、他地域と比べて高くなっています(図2-3)。

一方、新規就農者全体の営農類型(平成24年)を見ると、野菜が16人と最も多く、次いで花き(11人)、果樹(4人)となっています。

図2-3 新規就農者数の推移(中部)



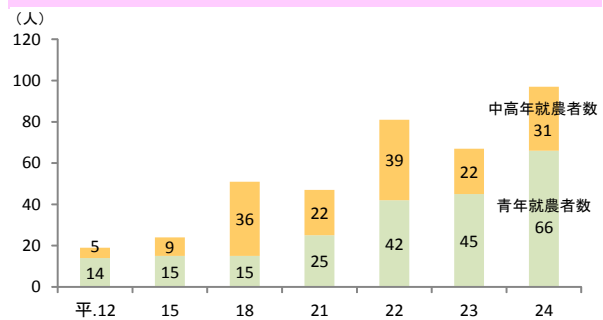
資料：沖縄県農林水産部調べ

ウ 南部地域

南部地域*2の新規就農者は毎年増加傾向で推移しています。平成24年の新規就農者数は97人で、そのうち青年就農者数は66人と新規就農者に占める割合は68%となっています(図2-4)。

一方、新規就農者全体の営農類型(平成24年)を見ると、野菜が50人と最も多く、次いで果樹(11人)、花き(10人)となっています。

図2-4 新規就農者数の推移(南部)



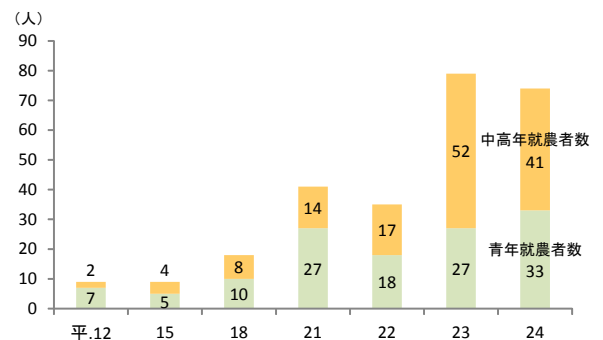
資料：沖縄県農林水産部調べ

エ 宮古地域

宮古地域は平成23年に79人の新規就農者があり、そのうち66%は中高年の就農でした。平成24年も同様の傾向となり、新規就農者数は74人で、そのうち青年就農者数は33人と新規就農者に占める割合は45%と、他の地域よりも低い割合となっていますが、青年就農者数は増加しています(図2-5)。

一方、新規就農者全体の営農類型(平成24年)を見ると、さとうきびが42人と最も多く、次いで野菜(12人)、果樹(11人)となっています。

図2-5 新規就農者数の推移(宮古)



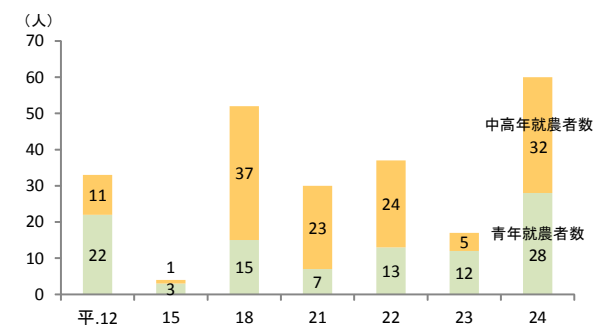
資料：沖縄県農林水産部調べ

オ 八重山地域

八重山地域の新規就農者数は平成18年以降、20~50人程度で推移していましたが、平成24年の新規就農者数は60人と最近10年間で最も多くなっています。青年就農者数は28人と新規就農者に占める割合は47%となっています(図2-6)。

一方、新規就農者全体の営農類型(平成24年)を見ると、さとうきびが22人と最も多く、次いで肉用牛(12人)、果樹(7人)となっています。

図2-6 新規就農者数の推移(八重山)



資料：沖縄県農林水産部調べ

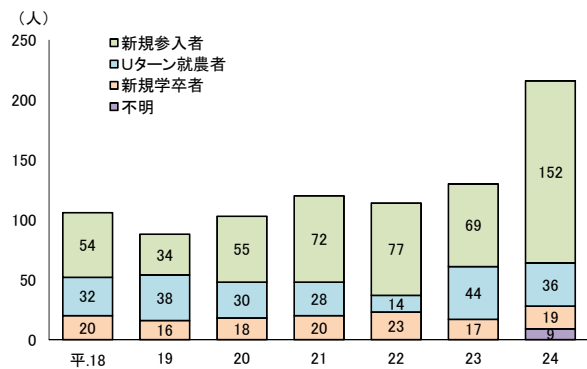
*1 沖縄本島西原町以北、うるま市以南の市町村

*2 沖縄本島那覇市以南の市町村及び久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村

③ 青年就農者の就農形態別状況

青年就農者数を就農形態別に見ると、新規参入者*1が最も多く、Uターン就農者*2や新規学卒者*3からも一定の参入があります。Uターン就農者及び新規学卒者についてはほぼ横ばいですが、新規参入者については近年増加傾向にあり、平成24年は新規参入者が前年の倍以上と大幅に増えています。なお、平成24年の青年就農者の就農形態別割合は、新規参入者が約70%、次いでUターン就農者が約17%、新規学卒者が約9%となっています（図2-7）。

図2-7 青年就農者の就農形態別の推移



資料：沖縄県農林水産部調べ

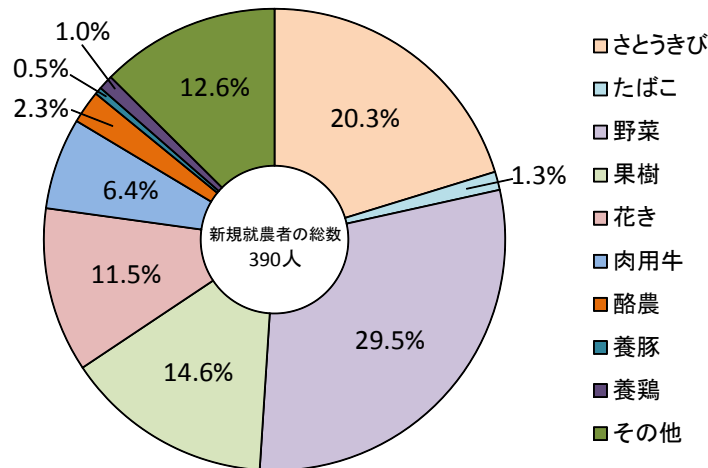
④ 新規就農者の営農類型別状況

平成24年の新規就農者の営農類型をみると、野菜が最も多く、次いでさとうきび、果樹となっており、この3つで全体の6割以上を占めています（図2-8）。

野菜が青年を中心に高い就農割合を占めている背景には、収益性が高く、県において、拠点産地形成を推進していること、また、出荷団体の指導体制が整備されていることから、就農の環境が整っていることが考えられます。

一方、さとうきびは、出荷先が製糖工場であることから販路が特定されていること、また、農業所得率が高く、沖縄の地域経済を支える重要な品目であり、各地域が担い手確保に積極的に取り組んでいることから、就農しやすい環境にあるため、中高年を中心に新規就農者に占める就農割合が高いと思われます。

図2-8 新規就農者の営農類型別状況（平成24年）



資料：沖縄県農林水産部調べ

（2）新規就農者の育成・確保に向けた取組

国や県では将来の担い手となる新規就農者の増加を図るために、農業研修中及び就農直後の所得確保の支援、就農希望者に対する農業技術の習得、経営指導、農業機械・施設の整備等各種の支援を行っています。

*1 非農家出身者、又は農家出身で自家以外に農地を取得し、就農した者
 *2 農家出身で、他産業を離職後就農、又は在宅兼業から就農した者
 *3 学校を卒業し、他産業に就業せず就農した者

① 国における新規就農者に対する支援の内容

ア 青年就農給付金

若い人の就農への意欲を高め、就農後も安心して農業を続けていただくために、就農前の研修期間と経営が安定しない就農直後の青年新規就農者に対して、所得を確保し、就農定着できるよう、平成24年度から、青年就農給付金が給付されています（図2-9）。沖縄県内では、研修段階を支援する準備型で27人、就農後を支援する経営開始型で190人に給付し、青年の新規就農を後押ししています。

図2-9 青年就農給付金の内容

① 準備型

県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について以下の金額を給付

[給付金額] 150万円／年(最長2年間)

② 経営開始型

人・農地プラン*1に位置付けられている(又は位置付けられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について、農業を開始してからの一定期間、以下の金額を給付

[給付金額] 150万円／年(最長5年間)

<事例1：新規就農者の確保の取組事例（宜野座村農業後継者等育成センター）>

宜野座村農業後継者等育成センターでは、平成24年度から実施している青年就農給付金事業（準備型）において、研修受け入れ先に指定され、当該事業を活用している研修生が研修に励んでいます。

当センターは、宜野座村が平成11年度に沖縄農業基盤確立農業構造改善事業を活用して研修施設を整備し、農業経営の後継者、新規就農者の育成を目的として、平成12年度から当該施設「宜野座村農業後継者等育成センター」で研修生を受け入れてきました。平成24年までの卒業生は16人で、そのうち就農した者は10人となっています。

当センターでは、宜野座村において引き続き就農できる50歳までの健康な者を研修対象者とし、村、県、農協の関係機関からなる指導班を配置して、就農後の経営を想定した農業の技術及び経営の方法等に関する実践的研修を2年間実施しています。

研修1年目はイチゴ、野菜、果樹、花卉などの全般的な生産技術の習得を目的としており、2年目は実際に就農するための品目の専門技術を習得することを目的とした研修カリキュラムとなっています。さらに村では、研修終了後の就農促進のため、村内の空き農地を優先的に斡旋する支援も行っています。

青年就農給付金事業（準備型）が創設されたことで、就農に向けた研修を行っている間の経済的不安が補われ、研修終了後の就農意欲も高まり、今後、次世代の地域農業を担う農業者の確保が加速されるものと期待されています。

宜野座村農業後継者等育成センターの施設写真と施設概要



- ・栽培棟：6,000㎡
- ・格納庫施設：88.7㎡
- ・管理施設：51.0㎡

*1 人・農地プランについては、第5章第1節（119ページ）参照。

<事例2：青年就農給付金活用事例（宮古島市）>

沖縄県宮古島市の伊志嶺直樹氏は、高校卒業後に県外の民間企業に就職していましたが、地元宮古島に帰りたいという思いが強まり、平成16年に帰島しました。その後、かぼちやを栽培している生産農家と出会い、農薬に頼らない有機農業に魅了され、平成21年に就農を決意し、親元での就農を開始しました。

～準備から就農まで～

伊志嶺氏は、かぼちやとオクラの栽培から始め、栽培技術については父親や生産農家から主に指導を受けるとともに、宮古農林水産振興センター農業改良普及課の紹介により、宮古地区就農青年クラブ連絡協議会に加入し、組織活動や仲間作り、勉強会などを通して農業技術の向上に努めてきました。

～現在の取組と今後の目標～

平成24年に青年就農給付金事業（経営開始型）を活用し、父親の経営を全て継承して現在は父親と一緒に露地でかぼちや120a、オクラ20aを栽培し、業者を通じた販売を行っています。

また、ぼかし肥料や油粕などを使用した土づくりを徹底し、酵素液を活用した減農薬・有機肥料栽培を行うなど、環境に配慮した農業にも取り組んでいるところです。

今後5年間で、新たな雇用も行いつつ、沖縄県新規就農一貫支援事業を活用して施設野菜（とうがん）を導入するとともに、かぼちやの規模拡大（H24:120a→H27:170a）を図っていきたいと考えています。

Uターンにより就農した伊志嶺氏



イ 農の雇用事業

新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用して、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるために実施する研修（OJT研修）に対して助成（年間最大120万円、最長2年間）を行っています。平成24年度は、沖縄県内において、合計80人の新規就農者への研修実施を支援しました。

ウ 経営体育成支援事業

適切な人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体となっていく新規就農者が、融資を受けて農業用機械等を導入する場合、初期投資の負担軽減を支援するため、融資残について補助金を交付します。

エ 就農支援資金

新たに就農しようとする青年等に対し、農業技術を習得するための研修に必要な資金や経営開始に必要な施設・機械等の整備を支援する長期無利子の資金（国が2/3、県が1/3の貸付原資を確保）です。沖縄では、平成24年度において約3,460万円の貸付実績があり、青年農業者等の確保のために重要な役割を果たしています。

② 県における新規就農者に対する支援

【沖縄県新規就農一貫支援事業のうち就農初期投資支援】

就農5年未満の新規就農者に対して、初期投資として必要な農業機械、施設及び農産物加工施設等の整備支援を行っています。

<事例3：農業生産法人による新規就農者の受入事例（名護市）>

伊江島出身の島袋勇輝さんは、親戚が肉用牛経営を行っていたため、小さい頃から畜産に興味を抱くようになりました。高校で養豚や養鶏の勉強をし、その後、県立農業大学校では肉用牛経営について学んでいましたが、養豚業に対しても関心が高く、農大の先生に就職先を相談したところ、名護市の農業生産法人（有）我那覇畜産を紹介されたため、卒業と同時に雇用される形で平成25年度から就農しています。

～現在の取組と今後の目標～

現在、島袋さんは、分娩舎において母豚（約40頭）や子豚（約450頭）への飼料給与や分娩介助などを行っています。「仕事は忙しいけど、自分自身がずっと興味を持っていた分野で仕事をする事ができて、本当に嬉しい。また、高校時代に学んだ養豚の技術が活かせることもあり、励みになっています。今後は、今以上に豚に対する観察力など技術を身につけて頑張っていきたい」と意気込みを語ってくれました。

我那覇畜産へ就農した島袋さん



～我那覇社長と兼次農場長のお話～

我那覇畜産では、生産現場で現在22人が従事していますが、そのうち、4人が農大の卒業生です。我那覇社長はこれまでも農大の卒業生を受け入れてきた縁で、同校から推薦を受けた島袋さんと出会い、農業へ従事する厳しさを自覚し、自己目標をしっかりと持っている点を評価し、平成25年度から採用することを決めたとのことでした。

我那覇社長・兼次農場長と共に



左から兼次農場長、島袋さん、我那覇社長

島袋さんはまだ採用されたばかりなので今は先輩従業員と一緒に分娩舎を担当していますが、1～2年後には人工授精などの勉強もしてもらい、最終的には流通や販売など養豚業全部の行程に携わってもらいたいと思っているとのことでした。

社長と農場長は、農業をめぐる環境が厳しくなる中で、従業員の育成は重要であり、組織の一員として成長させることが組織の成長・発展につながるものと考えています。

～農業生産法人（有）我那覇畜産の概要～

農業生産法人（有）我那覇畜産（名護市大川、我那覇明社長）は、養豚を始めて40年、現在は母豚約700頭を基に年間13,000頭を出荷する繁殖から肥育までの一貫経営で事業を展開しています。同社独自の銘柄豚を生産し、農場から発生する排せつ物を自社施設において浄化と堆肥化を行うなど、地域の環境に最大限配慮した養豚経営に取り組んでいます。

第3節 地域の特色を活かした魅力ある農業の展開

沖縄は亜熱帯性の気候と独特の食文化を有していることもあり、本土では見られない特色のある農業資源が豊富に存在します。これらの農業資源は、第2節で取り上げた地域の担い手の確保のための一つの解決策として期待されています。本節では、そのような沖縄独特の農業資源のいくつかを取り上げ、それらの資源の現状と今後の取組についてご紹介します。

(1) へちま（ナーベラー）

① へちまの生産動向

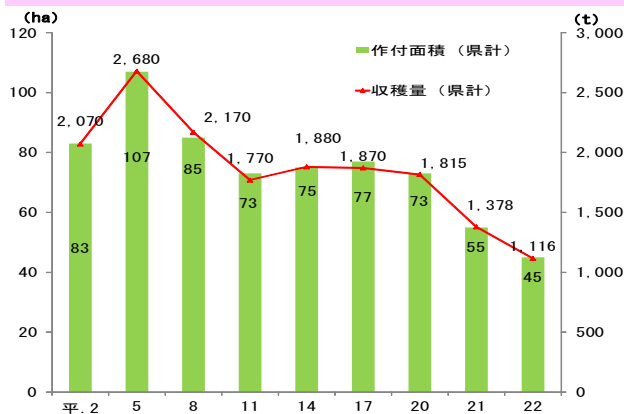
本土では化粧水やタワシなどに利用されているへちまですが、沖縄ではナーベラーなどとも呼ばれて、夏野菜の代表としてゴーヤーとともに広く食されており、煮物等としてよく用いられます。水分を多く含むため、火を通すと果肉部分はトロリと柔らかくなってほのかな甘みを持ち、種もプチプチとした食感となるためそのまま食します。

へちまはもともとはインド原産で東南アジアなど熱帯から亜熱帯にかけて広く分布するウリ科の一年生つる性植物で、高温多湿を好むため、沖縄の夏季の気候に適しています。

県内では、繊維が発達しにくい品種が栽培されており、開花から約2週間ほどの若い実を食用にします。品種と季節により差はありますが、夏場は開花から7日ほど、冬場は14日～20日くらいで収穫できます。

へちまの栽培面積は近年、70～80haで推移していましたが、平成21年以降、台風の影響や生産農家の高齢化などが原因で大きく減少しており、また、生産量も栽培面積の減少に伴い、平成5年の2,680tから平成22年は1,116tと、半分に減少しています（図3-1）。

図3-1 へちまの作付面積及び収穫量の推移



資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」

平成20年から沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」

ほ場のへちま



② 沖縄におけるへちま振興

へちまは沖縄の代表的な夏野菜である一方、生育状況や特性については解明されていない点が残っています。また、特定の時期に一斉に開花し、収穫時期が集中するため生産調整が難しく、年間を通じた計画的な出荷が行われていません。

このため、県内の主産地である本島南部の南風原町では、へちまを安定的に生産するため、県農業改良普及センター、町、JAや生産者が一体となって、生育特性調査や台風・病害虫対策などに取り組んでいます。また、消費拡大を推進するため、地元の高校生と連携し、へちまを用いたジャム等の新しいレシピの開発や販売促進活動を行っているほか、ブランド化などにも取り組んでいます。

③ 今後の取組

沖縄県では、県農業研究センターにおいて沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、他の伝統的な島野菜とともに、優良品種の選抜も視野に入れながら、品目ごとの特性調査や栽培体系の確立、消費者ニーズの調査を行い、商品性の向上を図ることとしています。また、学校給食での利用や地域の直売所を中心とした地産地消の推進など、販路拡大等の取組を引き続き進めていくこととしています。

<事例4：南風原町の産地化の取組>

南風原町は、県内のへちまの作付面積・収穫量の約4割を占め、昔から夏野菜として盛んにへちまを栽培しています（図1、図2）。また、風よけ・寒さ対策として、県内では珍しい二重トンネル栽培を導入し、冬場でも生産されています。

【イメージアップ及びブランド化を図る】

南風原町は、へちまの沖縄での呼び名である「ナーベラー」の語源が「鍋洗い」であるため食用に繋がりにくく、また、県外では食用としての認識が希薄で、たわし等として利用されていることから、へちまのイメージアップ及び南風原産へちまのブランド化を図るため、新しい名称を募集しました。

その結果、平成24年2月に「はえばる美瓜（ビュウリー）」と名付けられ、今後、この名称を各イベントなどで広めていき、南風原産へちまのPRを図っていく予定です。

【産地化を目指して】

南風原町では、県農業改良普及センター等関係機関の協力を得ながら、県の拠点産地認定を目指して、病害虫の防除や、冬場の安定生産に取り組むと共に、販売促進のための加工性の検討やへちまを用いた新たなメニューの開発などを生産農家と共に取り組んでいます。

【生産者の声】

南風原町山川地区で20年以上へちまを栽培する神里さんにお話を伺いました。

神里さんは約16aの畑でかぼちゃの後作に年間約6tのへちまを生産しています。

へちまは成長が早く、収穫適期を逃すと商品価値が下がってしまいます。このため、毎日行う収穫時期の確認作業にかなりの労力がかかることです。

また、へちまは登録農薬が少ないため、害虫の多い沖縄では、防除が大変とのことでした。

図1 県全体に占める南風原町のへちまの作付面積割合の推移

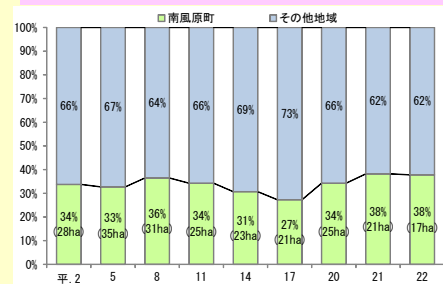
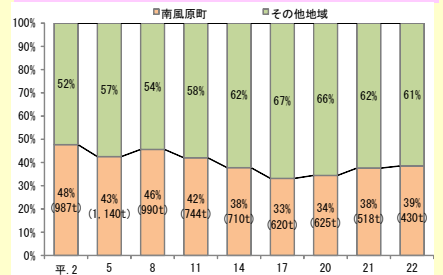


図2 県全体に占める南風原町のへちまの収穫量割合の推移



資料：図1、2ともに内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、平成20年から県計は沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」、南風原町は南風原町産業振興課資料

はえばる美瓜



(2) スターフルーツ（ゴレンシ）

① スターフルーツの生産動向

スターフルーツは文字通り星の形をした果実で、和名ではゴレンシ（五斂子）と呼ばれており、パインアップルやマンゴーなどと共に沖縄を代表するフルーツの一つです。サクサクとした食感と酸味の効いた爽やかな味わいが特徴で、サラダなどによく用いられています。

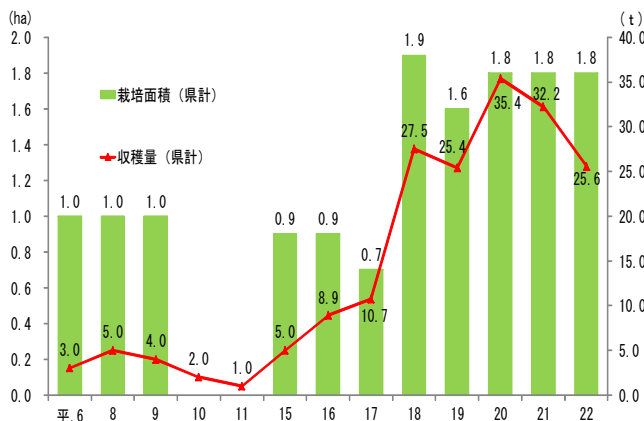
スターフルーツは、従来から果実、種苗ともに台湾から輸入されていました。平成元年に従来の酸味系品種とは異なる甘味系品種がマレーシアから導入され、平成5年頃から本格的な出荷・販売が始まりました。平成22年の沖縄県の収穫量は25.6 tで、全国の収穫量の約7割を占めています。

沖縄県の主な産地は本島南部の南風原町で、収穫量は県全体の約8割を占めています。

沖縄県における収穫量は、平成15年から年々増加し、平成20年には35 tを超えていましたが、その後の2年間は台風等の影響もあり、減少傾向にあります。

県内の栽培面積はほぼ横ばいで、この背景には「スターフルーツはすっぱい」という印象が強いため、果実としての需要は少なく、前述の通りサラダ用・加工用としての需要が多い一方で、一定の出荷量を超えると急激に単価が下落することから、栽培面積の拡大が進まない状況にあります（図3-2）。

図3-2 スターフルーツの栽培面積及び収穫量



資料：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」

注：平成10年、11年の栽培面積のデータはなし

縦方向から星のように見える
スターフルーツの果形



② 沖縄におけるスターフルーツ振興

主産地の南風原町では、栽培面積、生産量及び栽培農家戸数は増加傾向にあり、拠点産地の認定に向けて、関係機関が連携して「南風原町マンゴー・スターフルーツ産地協議会」が平成22年に設立されました。

沖縄県では、平成19年から南風原町内2農家に展示ほを設置して、複数品種を評価したところ、品質及び栽培法に関して生産者から高い評価を得た2品種が、同町の産地協議会に選抜優良品種として導入されました。

また、スターフルーツの栽培技術向上を目的に、農薬の適正使用に関する講習会や各生産者ほ場での現地検討会を行い、仕立て法や導入品種の状況確認、栽培法に関する情報交換等を行い、栽培技術の共有と向上を図っています。

③ 今後の取組

スターフルーツは、果実としての消費拡大が課題となっていることから、沖縄県では、選抜優良品種や従来品種4品種の糖度、酸度、食味、果形等の比較を行い、栽培品種の絞り込みを行っているところです。また、出荷規格の統一や高品質果実生産のための病虫害防除を含めた栽培法を確立し、高品質で安定

した果実の生産・出荷を行うことで、産地の育成を図っていくこととしています。消費拡大に関しては、産地協議会と沖縄県が連携を図り、商標登録を含めたPR活動を通して甘味系品種の消費拡大推進の取組を行っていくこととしています。

<事例5：宮城 光雄さん（南風原町）の取組>

沖縄県内で生産されるスターフルーツの約8割は、南風原町で生産されています。中でも同町のJAおきなわ南風原支店管内での取扱いが半分以上を占め、ほとんどが県内向けの出荷となっています。同支店管内では20年前に果樹生産部会が立ち上がったことを契機としてスターフルーツの本格的栽培が始まりましたが、その管内でスターフルーツ栽培の第一人者とされる宮城光雄さんは、25年前からスターフルーツの生産を開始しました。現在は、自ら所有する約165aの果樹園で、スターフルーツ以外にも、マンゴー、ドラゴンフルーツ、カニステルなどの熱帯果樹を生産しています。

宮城さんは、25年前に農業研修で訪れたマレーシアで、酸味が弱く甘みが強い「マライ種」と初めて出会い、沖縄県農業試験場を通して同品種を沖縄に導入しました。

3年後には果実を収穫し、ほ木を他の果樹農家に配布しました。こうした宮城さんの「普及」の効果もあり、現在、スターフルーツを栽培している部会員は約10人に増えています。

宮城さんは、「スターフルーツは、収穫時期が10～3月で、手間のかかるマンゴーの収穫作業の時期とずれる利点があるうえに、マンゴーに比べて肥培管理や農薬散布等の作業量が少なく、隔年結果による収穫量の不安定要因も少ない」と、労働生産性の高さを分析しています。

現在、宮城さんは、スターフルーツを8a栽培しており、その半分は新品種の試験栽培です。今後も、新品種の改良と併せて栽培面積を増やしたいと考えています。

スターフルーツには、果実用の消費拡大という課題はあるものの、市場やホテルからの需要も多く、県外出荷という販路が得られれば、有望品目としての可能性を秘めた品目とも考えています。

宮城さんには現在沖縄県立農業大学校で学ぶ長男がいます。今後は長男を後継者として、老朽化した施設を更新し、スターフルーツ栽培をさらに拡大させることを夢見ています。

袋がけされたスターフルーツ



スターフルーツ果実



出荷用に箱詰めされた
スターフルーツ



(3) 山羊（ヒージャー）

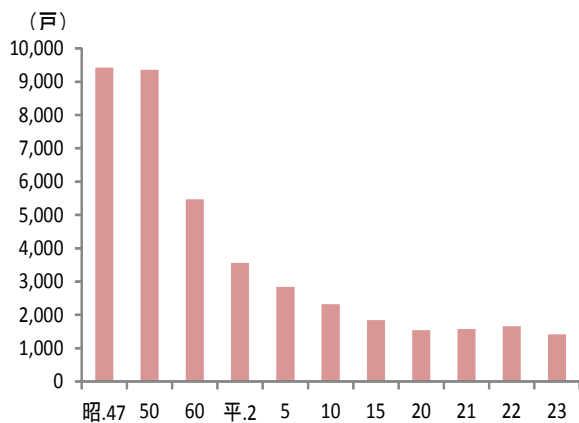
① 山羊の生産動向

沖縄には山羊（沖縄本島地方の方言で「ヒージャー」などとも呼ばれています）の食文化が伝統的に受け継がれてきたという大きな特色があります。山羊は比較的飼育が容易で、沖縄本島、本島周辺の離島、宮古・八重山諸島の県内どの地域でも、長年食用として山羊が飼養されており、さとうきびの収穫後や成人のお祝いなどのめでたい時に食されています。山羊肉は脂肪含量が低く、しかも高タンパク質であるという特徴があります。

沖縄県における山羊の飼養頭数は昭和50年には3万5千頭を超えていましたが、飼養農家戸数の減少に伴い、平成23年には約9千頭の飼養頭数となっており、大幅に減少しています。近年は山羊の飼養頭数、飼養農家戸数ともに横ばいで推移しています（図3-3、4）。

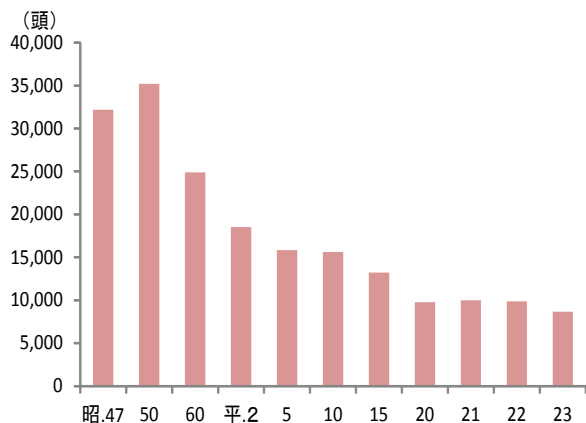
沖縄県民の山羊肉に対する根強い嗜好性に支えられ、山羊食文化が現在に至るまで承継されていますが、現状は山羊肉需要はあるが県内生産は減少しており、県内で消費される山羊の7割が県外産・外国産で、県産山羊は県内の需要を満たしていないという状況になっています。

図3-3 山羊飼養農家戸数の推移



資料：沖縄県農林水産部「家畜・家きん等の飼養状況調査」

図3-4 山羊飼養頭数の推移



資料：沖縄県農林水産部「家畜・家きん等の飼養状況調査」

② 沖縄における山羊振興

沖縄県では、県産山羊を貴重な地域資源と位置づけ、平成21年度から平成23年度にかけて沖縄振興特別対策事業「おきなわ山羊振興活性化事業」を実施しました。

当該事業により、臭みが少なく肉質も良い肉用山羊ボア種のニュージーランドからの導入を図るとともに、肉用交雑種の作出、凍結精液技術の確立、肥育試験、肉質成分分析等の取組が実施されました。今後、当該事業の成果技術が生産者段階へ速やかに普及されることが期待されています。

また、沖縄県では、「おきなわ山羊品評会」や各種講演会を開催することにより、生産者の飼養技術の向上にも繋げています。

③ 今後の取組

現在、沖縄県内では山羊の飼養農家戸数及び飼養頭数が昭和50年代と比べ大幅に減少している状況であり、このような状況に歯止めをかける取組が重要となっています。

このため、沖縄県畜産研究センターでは、今後、「おきなわ山羊ブランドの推進」、「生産拠点形成のための効率的増殖技術の確立」、「新たな山羊産業の創出」による県産山羊肉の生産・流通・販売の飛躍的な向上に資するような取組が計画されています。また、同センターでは山羊肉の機能性成分に関する研

究も始められており、最新の研究では疲労回復や生体内での脂質代謝に関与すると言われていたL-カルニチンや、コレステロール調整や肝機能の改善に関与すると言われていたタウリンも含み、優れた機能性を持つことが分かってきています。このような研究を進めることで、山羊の健康食品としての可能性を高め、更なる消費の拡大が期待されます。

＜事例6：株式会社もとぷらす（本部町）の取組＞

本部町では、昔から代々受け継がれてきた沖縄独特のピージャー（本部町での山羊の呼び方）文化を新たな産業へと発展させるため、生産者及び関係機関が一体となって飼養技術の向上や販路拡大等に向けて意見交換等を行い、安定的な生産及び出荷体制を確立するため「もとぷピージャー生産組合」を立ち上げています。

同組合に加盟している株式会社もとぷらすの農場長である岸本氏は、昨年、山羊の人工授精に係る講習会等を受け、今年、県内でも数少ない山羊の人工授精師免許を取得しました。

もとぷらすでは、現在、成山羊80頭、子山羊30頭の計110頭（ザーネン種・ボア種・ヌビアン種）を飼養しており、将来的には畜舎を拡大して300頭まで飼養頭数を増やしていくことを考えています。販売先の大半は町内の居酒屋ですが、お祝い事の際には個人の方にも販売しています。

また、もとぷらすでは6次産業化の取組を進めるため、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を沖縄総合事務局に申請し、平成25年2月に計画認定を受けました。同社では今後、加工施設を整備して、パック商品の開発を目指し、販路開拓の一つとして、インターネット販売の展開も検討しています。

さらに、もとぷらすでは近所の幼稚園児と山羊との触れ合いの場を設け、地域の山羊振興にも寄与しています。今後は、農場内の施設整備等を行うことで、外部からの農場見学の受け入れも予定しています。

山羊と岸本農場長（右）



農場から出荷された山羊肉を利用した沖縄の伝統料理「山羊汁」



山羊と触れ合う幼稚園児の様子



序章 沖縄農林水産業の概要



左上：

1戸当たりの栽培面積が全国1位
となっている葉たばこの栽培風景
(宮古島市)

右上：

台風時に海岸を風から守る海岸防
災林(石垣市)

左下：

肉質に優れ、ブランドを確立して
いる沖縄在来豚「アグー」(今帰仁村)
(写真提供：沖縄県畜産研究センター)

右下：

定期船も就航し、島民の生活に深
く関わっている波照間漁港
(竹富町)(写真提供：沖縄県)

第1節 地理的・自然的条件

(1) 位置

沖縄は、我が国の南西端に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に点在する大小約160の島しょ（うち有人離島49島）からなり、また、我が国唯一の亜熱帯地域です。

沖縄は、日本本土と中国及び東南アジアを結ぶ位置にあり、那覇からみると、1,000km圏に台北、上海、1,500km圏に香港、東京などがあります（図1）。

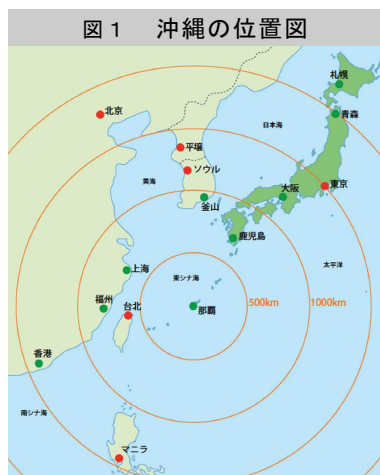


図1 沖縄の位置図
資料：内閣府「沖縄の振興」

(2) 地勢

県土の総面積は、国土総面積（約377,947km²）の約0.6%に当たる約2,276km²であり、都道府県の中で第44位となっています。内訳は、沖縄本島

（約1,208km²）（県土総面積の約53%）が最も大きく、次に西表島（約289km²）、石垣島（約223km²）、宮古島（約159km²）の順で、これら4島で県土総面積の約8割（1,879km²）を占めています。

地形は、大きく2つのタイプに分類でき、平地型の本島中南部、宮古島、南大東島、北大東島等、また、山地型の本島北部、石垣島、西表島等があります。山地型の地域に主要な河川が集中し、また、それらの河川は全般に河川延長が短いという特徴があります。

(3) 気象

沖縄は亜熱帯海洋性気候に属することから、年平均気温の平年値は那覇で23.1℃、石垣島で24.3℃、冬期（12～2月）においても、那覇で17.6℃、石垣島で19.2℃と周年温暖な気候です。一方で、台風の常襲地帯であり、さらに冬期は季節風や寡日照の影響を受けるなど農林水産業にとって不利な条件も有しています。

年降水量の平年値は、那覇で約2,040.8mm、石垣島で2,106.8mm、南大東島で1,591.7mm、日照時間の平年値は、那覇で1,774.0時間、宮古島で1,766.2時間、石垣島で1,849.9時間となっており、年、季節、地域における差は大きくなっています（表1）。

平成24年の年平均気温は、那覇で23.0℃、宮古島で23.7℃、石垣島で24.3℃とほぼ平年並でしたが、平成23年から平成24年にかけての冬期の平均気温は、那覇で18.0℃、宮古島で19.2℃、石垣島で19.9℃と各地で平年より高くなりました。

平成24年の年降水量は、那覇で2,733.0mmと平年よりかなり多く、宮古島で1,913.0mm、石垣島で2,070.0mmとほぼ平年並でした。

平成23年度の日照時間は、那覇で1,538.9時間、宮古島で1,599.0時間、石垣島で1,618.7時間と平年よりかなり少なくなりました。

表1 気温・降水量・日照時間の平年値（括弧内は冬期の平年値）

	気温 (°C)	降水量 (mm)	日照時間 (h)
那覇	23.1 (17.6)	2,040.8 (327.7)	1,774.0 (297.2)
南大東島	23.3 (18.3)	1,591.7 (295.1)	2,123.5 (357.9)
宮古島	23.6 (18.7)	2,021.0 (403.6)	1,766.2 (269.6)
石垣島	24.3 (19.2)	2,106.8 (396.4)	1,849.5 (267.4)
(参考) 東京	16.3	1,528.8	1,881.3

資料：沖縄気象台HP、東京管区気象台HP

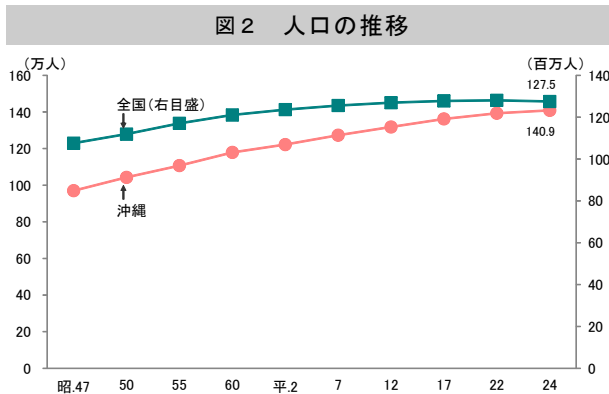
注：平年値とは、気象庁で観測した1981年～2010年までの30年間の平均値

第2節 経済の動向

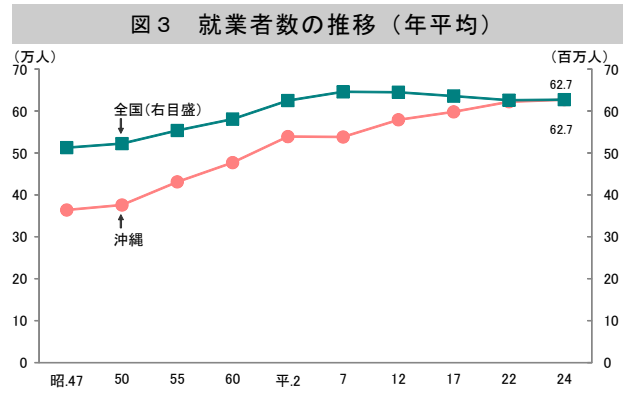
(1) 人口及び雇用状況等

沖縄の人口は、平成25年3月1日現在、約141万人（沖縄県推計人口）となっており、昭和47年の復帰当時の約96万人と比較して45万人（約47%）増加しました。一方、全国の昭和47年からの人口増加率は約19%であり、沖縄における増加率は、全国のそれを大きく上回っています（図2）。

雇用状況については、就業者数は、労働力人口の増加に伴い、復帰後の40年間で26万3千人増加し、平成24年平均では約62万7千人となっています（図3）。

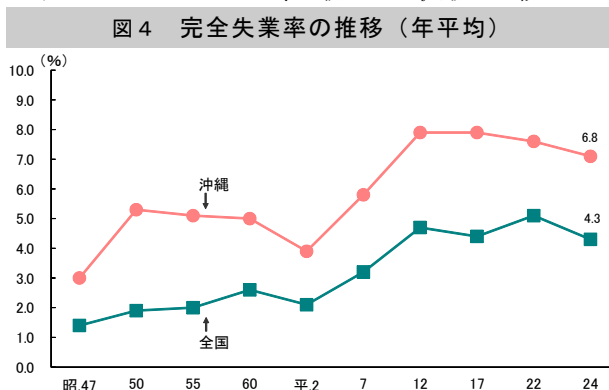


資料：国勢調査、人口推計統計年報
沖縄県HP

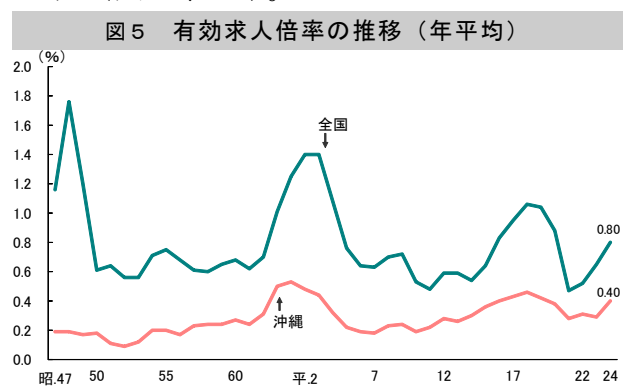


資料：国勢調査、沖縄県「労働力調査」

平成24年平均の完全失業率は6.8%（完全失業者数は4.6万人）と全国平均4.3%の1.6倍となっているほか、有効求人倍率は0.40倍と全国の0.80倍を大きく下回っているなど、厳しい状況が続いています（図4、5）。



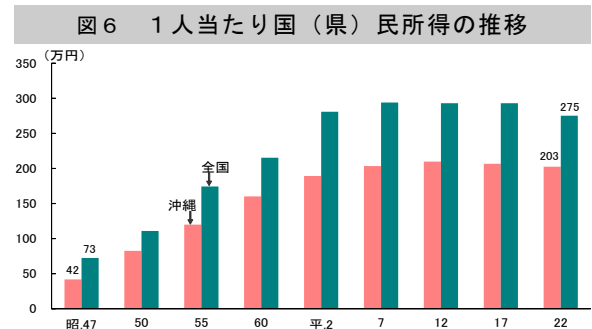
資料：総務省「労働力調査」、沖縄県「労働力調査」



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

注：パートを含む。

1人当たり県民所得（名目）は、復帰後の沖縄経済の成長に伴い、昭和47年度の42万円（全国平均73万円の約58%）から平成22年度の203万円（全国平均275万円の約74%）へと増えてはいるものの、依然として全国平均との間に大きな所得格差が存在しています（図6）。



資料：内閣府「国民経済計算年報」
沖縄県「県民経済計算」

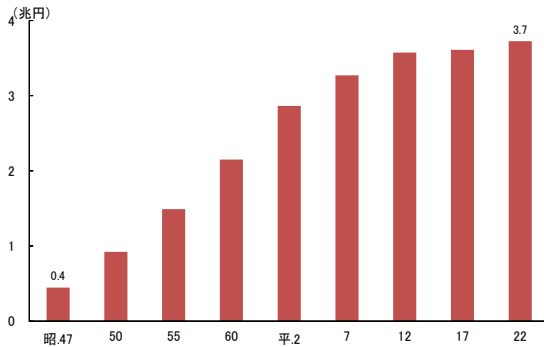
(2) 経済の構造

沖縄の県内総生産（名目）は、昭和47年度の4,459億円から平成22年度には3兆7,256億円と、約8倍となっています（図7）。

昭和47年度から平成22年度までの推移を産業別にみると、第1次産業は7.5%から2.0%へと、また、第2次産業は22.5%から12.4%へと低下傾向で推移する一方、第3次産業は72.2%から85.5%へと増加傾向で推移しています。

特に、第3次産業のうちサービス業については、12.0%から26.9%と大幅に増加し、全国平均（18.9%）と比較してもかなり高くなっています（表2）。

図7 県内総生産の推移



資料：内閣府「国民経済計算年報」
沖縄県「県民経済計算」

表2 産業別県（国）内総生産割合の推移

(単位: %)

	昭和47年		平成22年	
	沖縄	全国	沖縄	全国
第1次産業	7.5	5.5	2.0	1.2
第2次産業	22.5	43.7	12.4	25.0
うち建設業	12.3	8.4	8.3	5.4
うち製造業	9.7	34.5	4.0	19.6
第3次産業	72.2	54.9	85.5	73.0
うちサービス業	12.0	10.7	26.9	18.9

資料：内閣府「国民経済計算年報」、沖縄県「県民経済計算」
注：全国は暦年、沖縄は年度。

(3) 県経済における農林水産業の位置付け

県経済における農林水産業の位置付けをみると、県内総生産（平成22年度）の2.0%、就業者数（平成24年）の5.1%を占めるに過ぎませんが、いずれも全国平均を上回っています。特に離島の市町村では、第1次産業就業者比率が20.1%とかなり高く、地域の雇用を支える重要な役割を担っているほか、純生産額に占める割合も6.5%と高くなっています。これらのことから農林水産業は沖縄、特に離島の経済の中で重要な役割を果たしているといえます（表3、4）。

表3 産業別就業者数（沖縄）及び産業別構成比の比較（平成24年）

	人数 (千人)	構成比 (%)	
		沖縄	全国
第1次産業	32	5.1	3.8
第2次産業	100	15.9	24.5
うち製造業	30	4.8	16.5
第3次産業	493	78.6	70.7
合計	627		

資料：総務省「労働力調査」、沖縄県「労働力調査」

表4 産業別就業者数（平成17年）及び純生産（平成20年）（離島）

	産業別就業者数		純生産額	
	人数 (人)	構成比 (%)	純生産額 (百万円)	構成比 (%)
第1次産業	12,398	20.1	16,486	6.5
第2次産業	9,862	16.0	42,141	16.6
第3次産業	38,684	62.7	207,623	81.7
合計（その他を含む）	61,652		254,215	

資料：沖縄県「離島関係資料」

注1：離島は、沖縄本島以外の島であり、かつ沖縄本島と埋立、海中道路又は架橋により連結されていないものをさす。

注2：純生産額は帰属利子が控除されていないため合計とは一致しない。また、全部離島市町村のみを集計し、一部離島市町村は含まない。

注3：産業別就業者数は年次、純生産額は年度。

第3節 農林水産業の現状

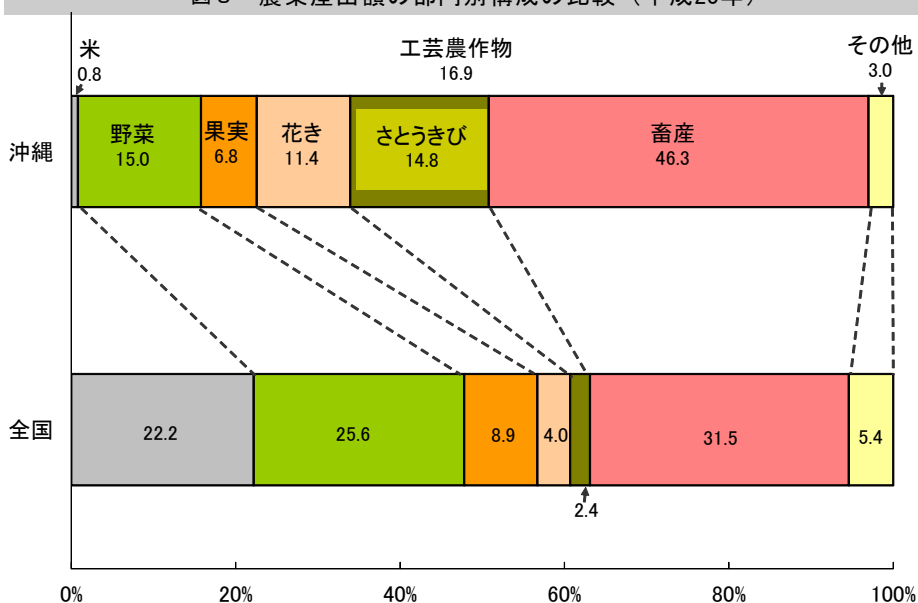
(1) 農業の概要

① 農業産出額の概要

沖縄においては、基幹作物であるさとうきびのほか、ゴーヤー、マンゴー、さやいんげん、すいか、かぼちゃ、きく、肉用牛、豚など、亜熱帯気候の特性を活かした農業が展開されており、農業産出額の部門別構成比を全国平均と比較しても、さとうきびを中心とした工芸農作物や花きなどの割合が大きくなっています（図8）。

その一方で、農林漁業者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の増加等により、農業産出額が1,000億円を超えたのは平成7年までで、それ以降は1,000億円を下回る水準で推移するなど、厳しい情勢にあります（平成23年800億円）（図9）。

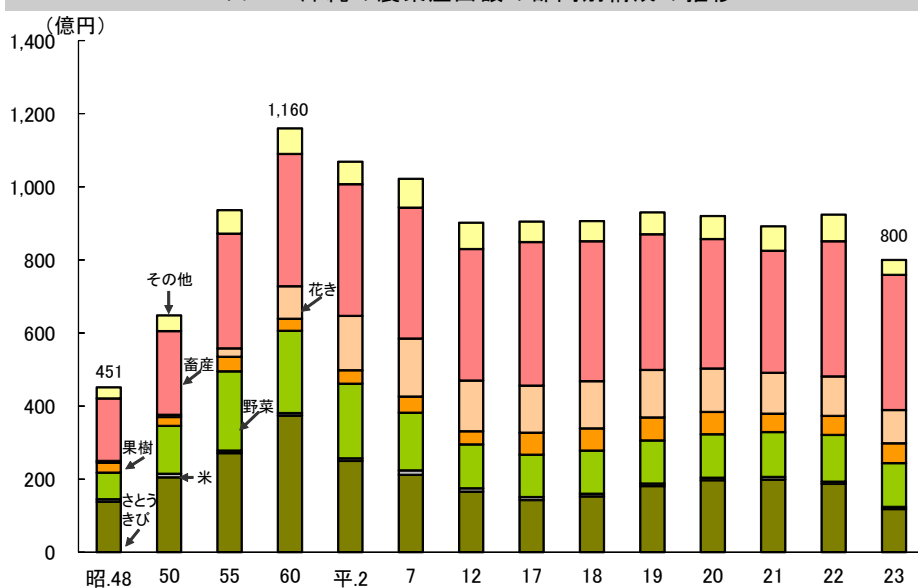
図8 農業産出額の部門別構成の比較（平成23年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で100%にならない。

図9 沖縄の農業産出額の部門別構成の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

② 農家の概要

沖縄の農家数は、復帰直後から一貫して減少し、昭和46年の60,346戸から平成22年の21,547戸（うち販売農家15,123戸）と約3分の1となっています。

販売農家について専兼業農家別にみると、専業農家は昭和60年の9割程度にとどまっているのに対し、第2種兼業農家は著しく減少し、3割程度になっています。

この結果、販売農家に占める専業農家の割合は高くなり、全国の割合の約28%に対して沖縄は約50%となっています（図10）。

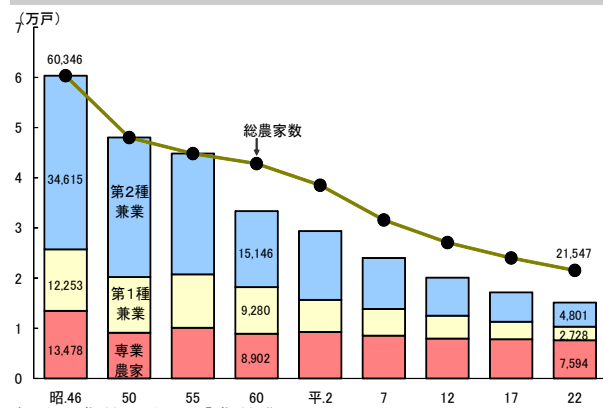
農業就業人口の年齢別構成を見てみると、65歳以上の高齢者の占める割合が年々拡大し、平成22年には過半（54.6%）を占めています（図11）。この割合は全国（61.6%）に比べると低いものの、沖縄においても農業就業人口の高齢化は深刻な問題となっています。

農業経営については、農産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営）1経営体当たりの総所得は、平成22年は363万円で全国平均の8割程度にとどまっています。

このうち、農業所得は増加傾向にあり、平成22年では全国平均を上回っていますが、農外所得は兼業農家の減少等により減少傾向にあり、全国平均の4割弱にとどまっています（図12）。

このことが総所得における格差の大きな要因となっています。

図10 専兼業別農家数の推移

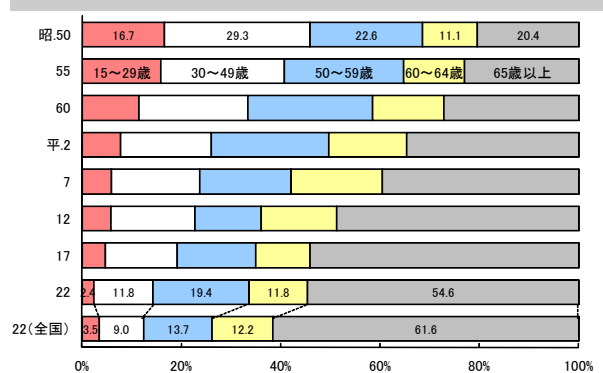


資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：専兼業別農家数について、昭和55年以前は総農家の数値、昭和60年以降は販売農家の数値。

注2：販売農家とは、経営耕地面積（所有地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地）が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

図11 農業就業人口の年齢別構成の推移

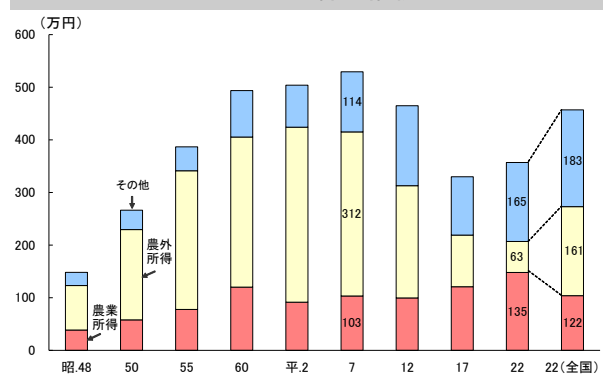


資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：昭和55年以前は総農家の数値、昭和60年以降は販売農家の数値。

注2：平成2年以前は「16歳～29歳」で集計。

図12 総所得の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」

注：「その他」には、農業生産関連事業所得、年金等の収入が含まれる。

③ 農地の概要

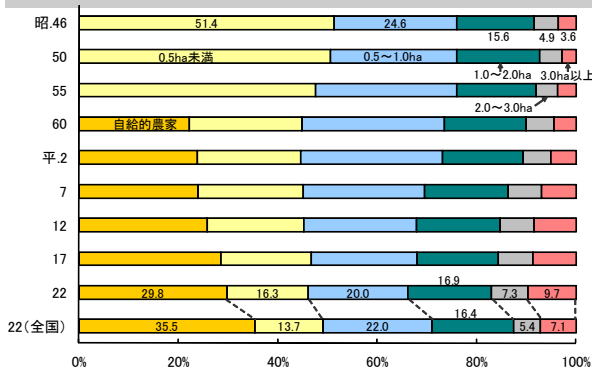
沖縄の耕地は、他都道府県とは異なり、畑（樹園地、牧草地含む。）が全体の98%近くを占め、田は約2%とごくわずかです。耕地面積は、近年、都市化の進展などにより減少傾向で推移し、平成24年には38,900haとなっています（表5）。

沖縄は本島中南部を中心に零細農家が多い一方で、離島全体では3.0ha以上の経営体の全体に占める割合が2割強を占めるなど経営規模の大きい農家が多いことから、全国に比べて3.0ha以上の農家の割合が高くなっています（図13）。なお、作付（栽培）延べ面積は、平成23年は34,500haとなっています（図14）。

表5 耕地面積の推移

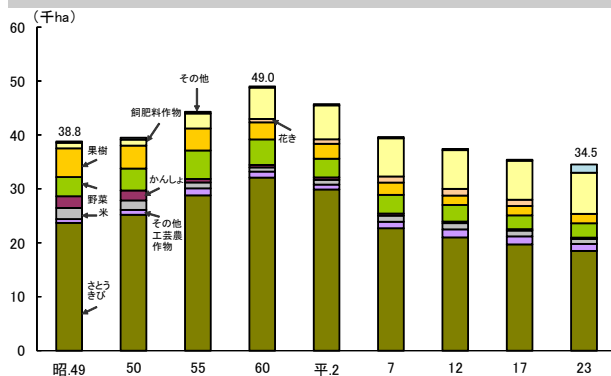
	昭.47	50	55	60	平.2	7	12	17	24	耕地面積に対する割合(平.24)	
										(単位: ha, %)	
										沖縄	全国
耕地面積	45,940	41,600	43,800	46,200	47,000	44,800	41,400	39,300	38,900		
普通畑	37,300	34,000	36,600	39,000	39,900	36,700	33,000	31,000	30,100	77.4	25.6
樹園地	5,760	4,770	4,440	3,580	3,090	2,580	2,000	1,990	1,980	5.1	6.7
牧草地	440	935	1,600	2,720	3,130	4,580	5,530	5,450	5,970	15.3	13.5
田	2,440	1,800	1,153	871	876	970	912	877	851	2.2	54.3

図13 経営耕地規模別農家構成比の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：昭.47～55は、自給的農家も経営耕地規模別に分類。
例外規定農家は0.5ha未満に分類。

図14 作付（栽培）延べ面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（表5も同様）
注：花きの面積は平成23年は「その他」に包含

<作付（栽培）延べ面積から見る沖縄農業の歴史>

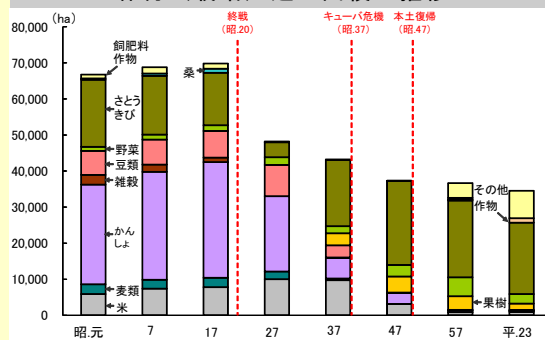
戦前は、現在と違って、水が足りなかったこともあり、主食用にかんしょが最も多く作付けされ、小規模河川などがある限られた地域で米が生産されていました。換金作物としては、さとうきびの他、桑をエサとする蚕（生糸）も生産されていました。

戦後、戦争被害や軍用地として接収されるなどして多くの農地が失われたことにより、厳しい食料難から主食の確保が何よりも優先され、さとうきびに代えて、かんしょ、米、麦、大豆が生産の中心となりました。その後、食料事情の改善と、昭和27年の本土政府による沖縄産糖への関税の免除等から、さとうきびの栽培面積が増加し始めました。

昭和37年のキューバ危機により砂糖の価格が高騰すると、一挙にさとうきびの作付けが拡大し、昭和47年の本土復帰時には6割以上をさとうきびが占めました。

復帰後は、畜産の振興により、牧草などの飼料の作付けが増加し、また、内地など向けの野菜、果樹、花きの作付けが増加しましたが、他方で、麦、大豆はほとんどなくなりました。

作付（栽培）延べ面積の推移



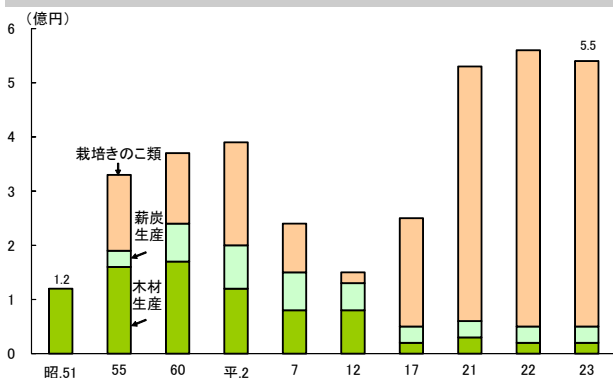
(2) 林業の概要

① 林業産出額等の概要

沖縄の林業産出額は、木材生産、栽培きのご類の減少により減少傾向にありましたが、近年は栽培きのご類の大幅な増加により、平成23年は5億5千万円となりました。これは、北部地域を中心に平成14年にえのきたけ生産施設、平成19年にぶなしめじ生産施設が整備されたことによるものです(図15)。

部門別構成比で見ると、栽培きのご類が林業産出額全体の大半(89.1%)を占めています。この構成比は全国(49.1%)と比較しても極めて高い値となっています(図16)。

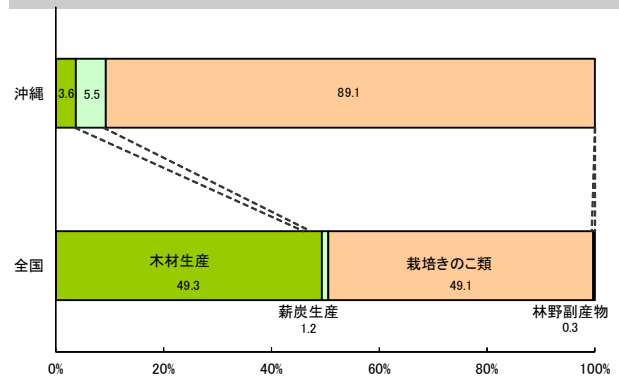
図15 林業産出額の部門別構成の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計」

栽培きのご類生産量の構成比を見ると、そのほとんどがえのきたけ、ぶなしめじ(96.1%)となっています(図17)。

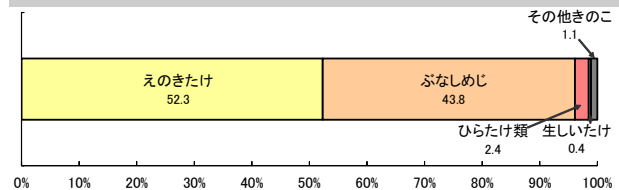
図16 林業産出額の部門別構成の比較(平成23年)



資料：農林水産省「生産林業所得統計」

注：構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で100%にならない。

図17 栽培きのご類生産量の構成比(平成23年)

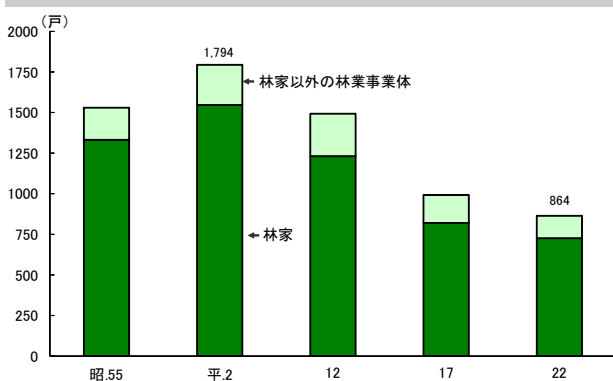


資料：沖縄県森林緑地課「沖縄の森林・林業」

② 林家の概要

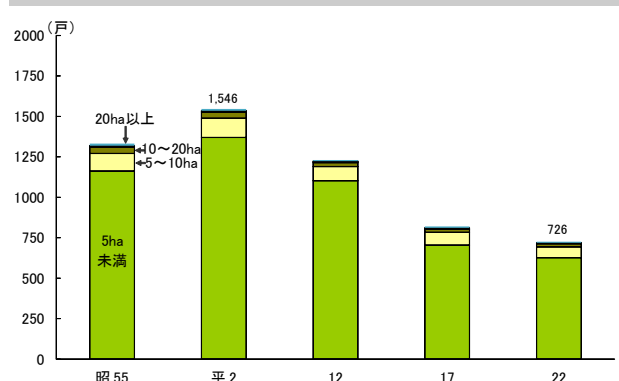
沖縄の林業事業体数(保有山林面積が1ha以上)は平成2年からおおよそ半減し、864戸(平成22年)となっています。特に、林家(保有山林面積が1ha以上ある世帯)は平成2年から大きく減少しています。また、保有山林面積が1~5haの小規模な林家が全体の86%を占めています(図18、19)。

図18 林業事業体数(1ha以上)の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図19 保有山林面積規模別林家(1ha以上)構成比の推移



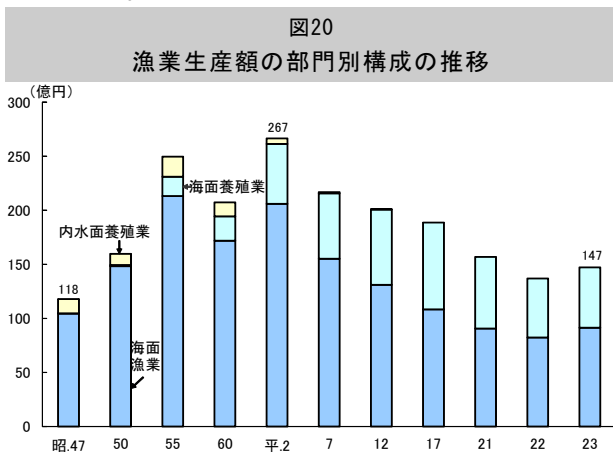
資料：農林水産省「農林業センサス」

(3) 水産業の概要

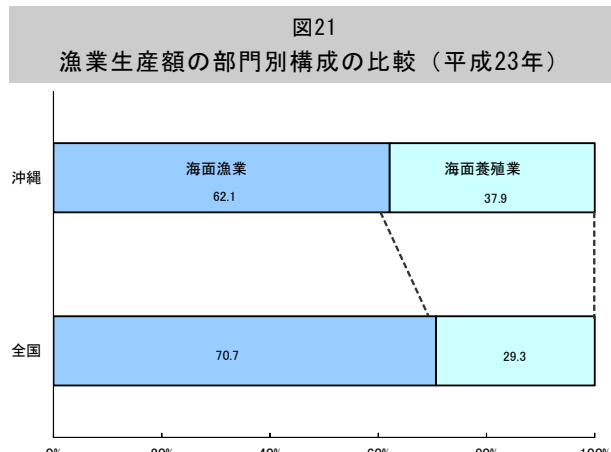
① 漁業生産額等の概要

沖縄の漁業生産額は、海面漁業の減少等により減少傾向にありますが、平成23年は前年より増加して147億円となりました(図20)。

部門別構成比でみると、海面養殖業の構成比は37.9%となっており、全国(29.3%)に比べ漁業生産額に占める海面養殖業の割合が高くなっています(図21)。



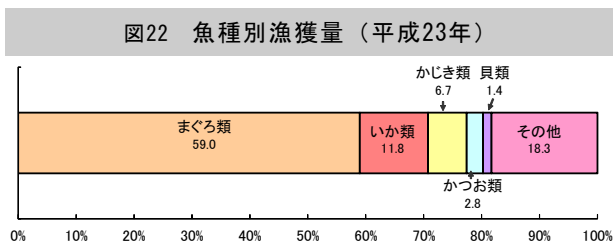
資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」
 注：平成12年までは、海面漁業、海面養殖業、内水面養殖業の3区分だったが、平成13年からは海面漁業、海面養殖業の2区分となっている。



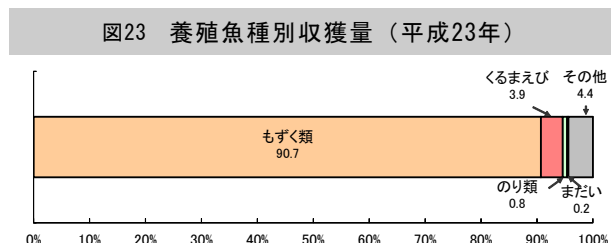
資料：農林水産省「漁業生産額」

魚種別漁獲量は、マグロ類が全体の半分以上(59.0%)を占めており、次いで、イカ類(11.8%)、カジキ類(6.7%)となっています(図22)。

また、養殖魚種別収穫量は、モズク類が大半(90.7%)を占めています(図23)。



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

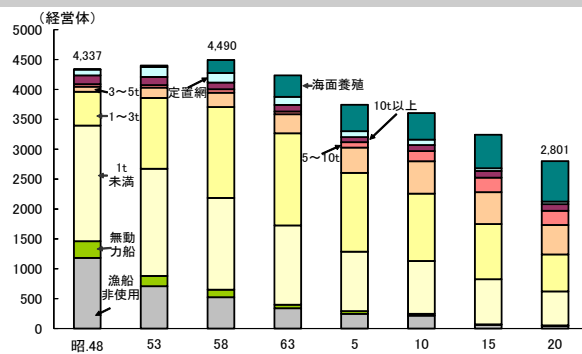


資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

② 漁業経営体の概要

漁業経営体数は漁船漁業が減少傾向にあり、平成20年は2,801経営体となりました。一方、海面養殖は微増傾向にあります(図24)。

図24 経営体階層別経営体数



資料：農林水産省「漁業センサス」
 注：昭和48年から平成15年までは「地引網」の集計項目があったが、沖縄では経営体数が非常に少ないため、グラフでは省略している。なお、同項目は平成20年からは各トン規模に含まれている。

第4節 食料自給率の動向

食料自給率は、国内の食料消費が国内生産によってどのくらい賄えているかを表す指標です。

主なものとして、食料が生命と健康の維持に必要な不可欠な物という観点から基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して計算された供給熱量（カロリー）ベースや、生産額に着目して計算された生産額ベース等があります。

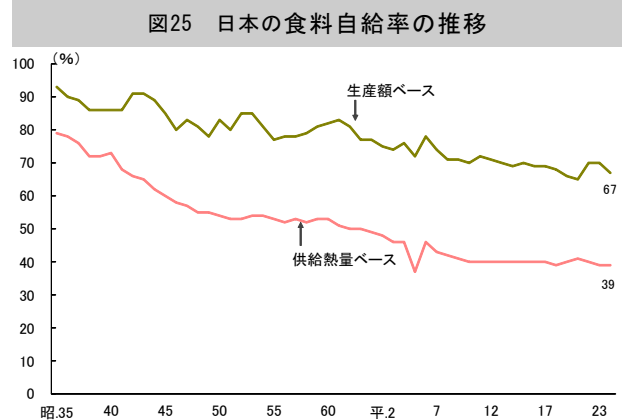
国民に対する食料の安定供給を将来にわたって確保していくためには、輸入の安定化や備蓄の取組を行うだけではなく、国内生産を増大し、食料自給率を向上させていくことが重要です。

（1）日本の食料自給率

国は、平成22年3月、食料・農業・農村基本計画*1において、国際情勢、農林水産業・農山漁村の状況等を踏まえ、関係者の最大限の努力を前提として、平成32年度の食料自給率について、供給熱量ベースで50%、生産額ベースで70%まで引き上げることを目標としました。

平成23年度の供給熱量ベースの食料自給率は、小麦の単収が伸びたことによる国内生産量の増加が見られたものの、東日本大震災の影響による魚介類の国内生産量の減少等により、前年度と同様の39%となっています。

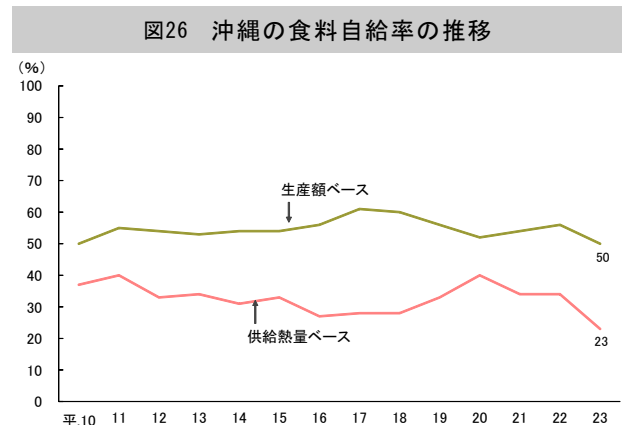
また、生産額ベースの食料自給率は、東日本大震災等の影響による牛肉、野菜、魚介類の国内生産額の減少等により、前年度から3ポイント減少し、67%となっています（図25）。



資料：農林水産省「食料需給表」

（2）沖縄の食料自給率

沖縄における平成23年度の供給熱量ベースの食料自給率は、台風によるさとうきびの生産量減少により、前年度から11ポイント低下し、23%となっています。また、生産額ベースの食料自給率についても、同様の理由により、前年度から6ポイント減少し、50%となっています（図26）。



資料：農林水産省調べ

*1 食料・農業・農村基本計画とは、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき、食料・農業・農村に関し、国が中長期的に取り組むべき基本的な方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた計画。平成22年3月30日に、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、今後10年間を見通した計画が示された。

第1章 攻めの農林水産業の展開に向けた沖縄の取組



左上：

農作物の生産効率を上げるために
重要なほ場整備の様子
(宮古島市)

右上：

贈答用の高級果実として高値で取
引されているマンゴー
(宮古島市)

左下：

サツマイモに大きな被害を与える
害虫であるアリモドキゾウムシ
(写真提供：那覇植物防疫事務所)

右下：

沖縄では昔から食されており、特
産品の一つになっている海ぶどう

第1節 攻めの農林水産業推進本部の設置

(1) 「攻めの農林水産業」とは

我が国の農林水産業・農山漁村には、生産額の減少や担い手の高齢化等の様々な課題がある一方で、高い生産技術や世界に評価される日本食、のどかな農村風景、豊かな資源等を有するなど、潜在的に大きな可能性を秘めています。また、近年では、世界の食料・エネルギー価格の高騰や、平成の農地改革による多様な主体による農業への参入に加え、世界の食市場の急速な拡大が見込まれるなど、農林水産業の重要性が増しています。

農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用して、農山漁村の潜在力を最大限に引き出していくためには、こういった状況を好機と捉えて、生産現場自らが需要の動向を敏感につかみ、農林水産業の高付加価値化等を積極的に推進することが重要です。こうした動きを「攻めの農林水産業」として、今後の我が国の農林水産業の進むべき道と考えています。

(2) 「攻めの農林水産業推進本部」の設置

農林水産省では平成25年1月に、上述の「攻めの農林水産業」を推進するため、農林水産大臣を本部長とした「攻めの農林水産業推進本部」を設置しました。最初の本部会合で、攻めの農林水産業を進める3つの戦略として、①需要のフロンティアの拡大、②生産から消費までのバリューチェーンの構築、③生産現場（担い手・農地等）の強化、を掲げ、これらの戦略の下に「攻めの農林水産業」を実現する具体的な施策の検討を進めています。

① 需要のフロンティアの拡大

需要のフロンティアの拡大とは、文字通り未開拓の需要が眠る領域、具体的には国内だけでなく海外の食市場にも打って出ることを意味します。世界の食市場は今後10年間で倍増が見込まれており、日本の農林水産物・食品が評価される環境を整備し、①「ゆず」のような日本食材を世界の料理とのコラボで普及（Made From Japan）、②クールジャパンとも連携した日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made By Japan）、③日本の農林水産物・食品の輸出（Made In Japan）の取組を一体的に進めることで、グローバルな食市場の拡大をエンジンとした経済成長を達成します。

また、国内にも目を向け、日本国民の新たなライフスタイルに対応できるような農林水産物・食品の開発も進めます。

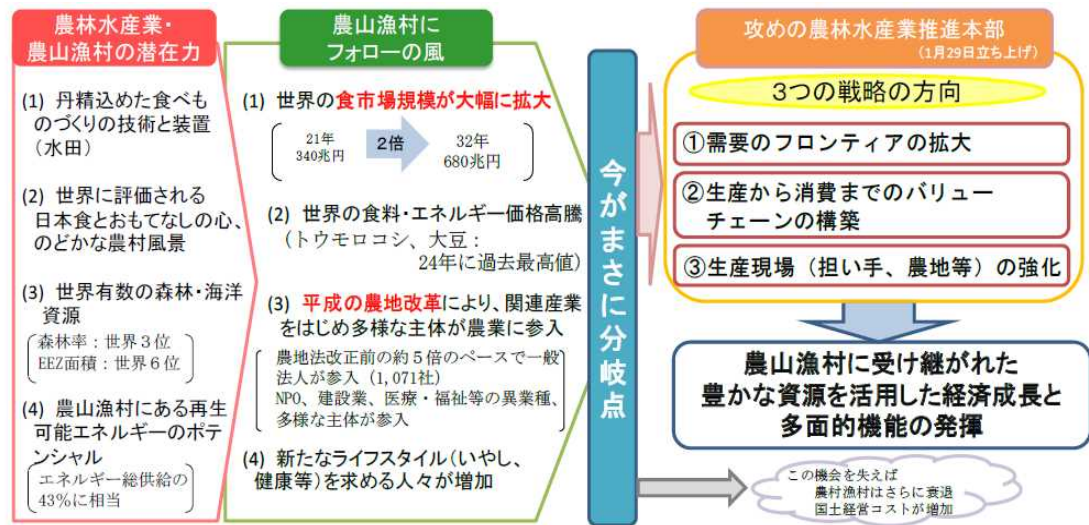
② 生産から消費までのバリューチェーンの構築

バリューチェーンとは、生産から加工、流通、販売に至るまでの各事業における主体が独立することなく、つながりを持つことで、それぞれの工程において付加価値を生み出していくプロセスを意味します。このバリューチェーンを構築するためには、6次産業化を進め、農林水産業が多様な業種と連携することにより、第1次産業の価値を高めながら消費者につないでいくことが重要です。また、知的財産を的確に保護し、長期に渡って通用するブランドを構築することも併せて進めます。

③ 生産現場（担い手・農地等）の強化

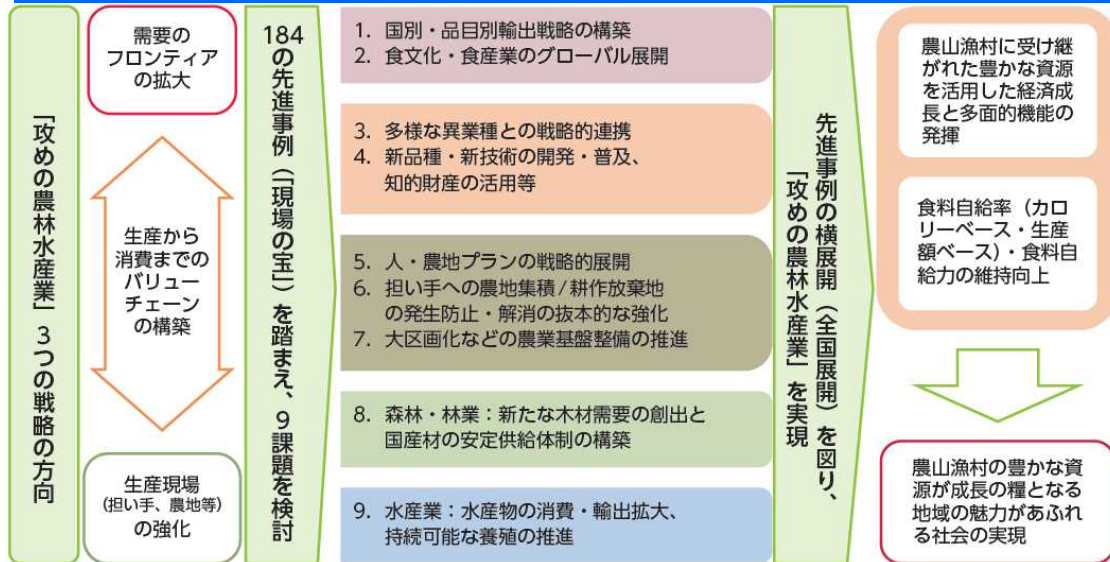
我が国の農業は農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大など、大きな節目を迎えています。農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには農業の構造改革を進める必要があります。具体的には、法人経営・大規模家族経営の推進や青年就農の促進、農地集積の推進、耕作放棄地の解消、大区画化など農業基盤整備の推進等に取り組んでいきます。

図 I - 1 「攻めの農林水産業」の概要（平成 25 年 2 月 18 日）



資料：農林水産省作成

図 I - 2 「攻めの農林水産業」の具体化の方向（平成 25 年 4 月 23 日）



資料：農林水産省作成

< 農林水産業・地域の活力創造本部の設置について >

国では、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討するため、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を平成25年5月21日に設置しました。

同本部では、今後、農林水産業を成長産業とするための方策、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための方策、食の安全、消費者の信頼を確保するための方策等について検討を進める予定です。

第1回農林水産業・地域の活力創造本部で挨拶する安倍総理大臣（左隣は林農水産大臣）
(平成25年5月21日)



第2節 沖縄における攻めの農林水産業の取組事例

沖縄における攻めの農林水産業

沖縄は、亜熱帯性の気候の下で、本土には見られない多種多様な農水産物が生産されており、地域資源も大変豊富な地域です。また、地理的には東アジアの中心に位置し、中国や東南アジアの国々への農林水産物の輸出を考えた場合、本土の地域と比べて大きなアドバンテージを持っています。沖縄総合事務局としては、これら沖縄の特色を活かした攻めの農林水産業を展開し、沖縄農林水産業を魅力あるものとするため、先進的な取組の掘り起こしを行うとともに、それらの取組が広がっていくよう支援してまいります。

<事例Ⅰ-1：「生産から消費までのバリューチェーンの構築」> ～農業生産法人（株）今帰仁ざまみファームの取組～

今帰仁村の農業生産法人（株）今帰仁ざまみファームは、伝統的島野菜のクワンソウ（和名：アキノワスレグサ）を栽培し、野菜として出荷するとともに、加工品の製造・販売を行っています。クワンソウは、昔から不眠の改善等の効果があるといわれ、睡眠改善効果についての研究も進んでいます。

同社の座間味代表は、親族からクワンソウ畑を引き継いだことをきっかけとしてクワンソウ栽培を始めました。

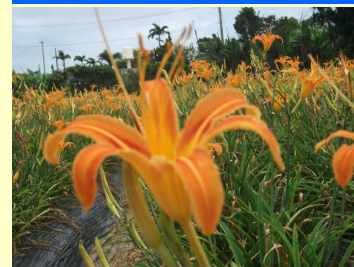
野菜としての販売については、県外の市場に出かけて直接売込みを行ったこともあり、今では、東京の料理店へも販売しているなど、販路が拡大しつつあります。また、国や県の補助を受けて洗浄施設や乾燥施設を導入し、一次加工品（乾燥葉）の製造・販売を行っており、一部は専門業者を通して製薬会社へ出荷されています。

クワンソウの開花時期は9月から11月頃で、花は酢漬けや天ぷらとして利用することができます。

花摘み体験を始めたところ、花を食べることができるという意外性も手伝い、評判は口コミで広がっていき、県内の観光会社の企画で、花摘み体験ツアーも行われるようになりました。平成23年は3ヶ月で約2,500名の来園者が訪れました。

平成24年5月には、クワンソウの花を利用したお茶やスイーツの開発、製造を行う事業計画で6次産業化の認定を受けており、今後は、新たな加工品の製造・販売、さらには新しい展開として、台風の影響を受けにくい農業用ハウスの整備を進め、品質を向上させるとともに、生産出荷の安定と拡大を図っていくこととしています。

クワンソウ



花摘みの様子



<事例Ⅰ－２：「生産現場の強化」>
～川満 長英さんの取組～

宮古島市で、さとうきびの専作経営を行っている川満さんは、同市上野地区のさとうきび生産組合長を務めるなど地域のリーダーとして活躍しています。

川満さんは、特徴的な取組として、緑肥（下大豆）の利用による土づくりに取り組み、化学肥料の使用低減を目指した農業を行っています。この結果、生産コストを引き下げながらも地域の平均を大きく上回る単収をあげており、環境にも配慮した農業を実践しています。

また、地域のさとうきびの収穫面積の増加や高齢化に伴う作業負担の軽減のため、収穫作業を受託する法人を設立し、補助事業を活用してハーベスタを導入しています。

川満さんは、今後も緑肥等による土作りや肥培管理を徹底し、さとうきびの品質と単収の向上を図るとともに、収穫作業の受託などを通じて、宮古島地域全体の農業の発展にも貢献したいと考えています。

川満氏とさとうきび



新たに導入したハーベスタ



第2章 農業の振興



左上： 補助事業で導入したハーベスタによるさとうきびの収穫（南大東村）	右上： 施設内で実るミニトマト（豊見城市）
左下： 収穫された加工用パインアップル果実（東村）	右下： イモゾウムシ用トラップが設置されたかんしょ圃場（うるま市）

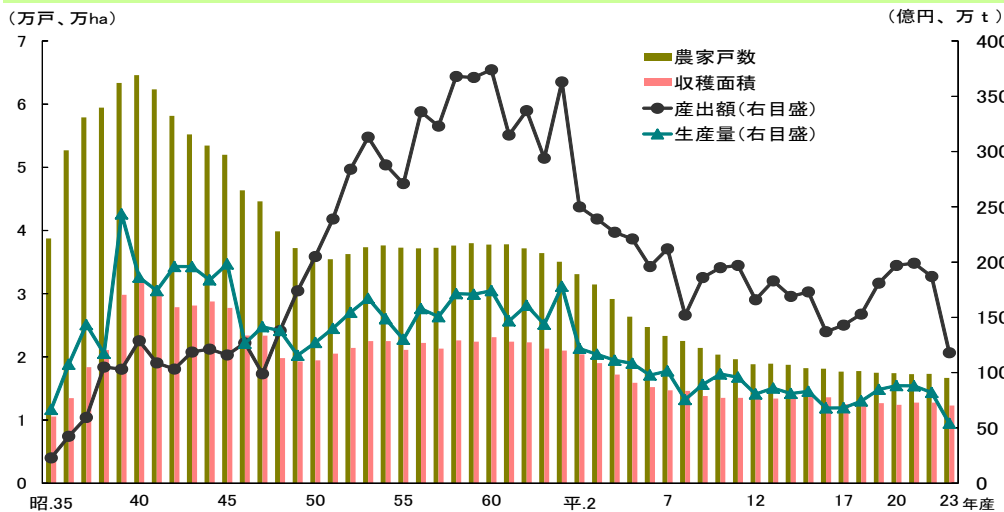
第1節 さとうきび

(1) 生産の動向

さとうきびの農家戸数については、平成23年は約1万6千7百戸と、昭和40年のピーク時の3分の1以下まで減少しているものの、依然として全農家数の約8割を占めています。

さとうきびの生産量については、近年増加傾向にありましたが、平成23年産は、生育初期の低温や日照不足、台風、病害虫等の影響により、復帰後最低の54.2万tとなりました。また、平成24年産についても、宮古地域では生産が回復したものの、他地域においては、度重なる台風襲来を受けたこと等により、県全体では67.6万tと、2年連続で低い生産量となりました。

図Ⅱ-1 さとうきび農家戸数、収穫面積、産出額及び生産量の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「作物統計」、
沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績」

(2) さとうきび増産に向けた取組

関係団体が一体となってさとうきびの増産に取り組むため、平成17年10月、国において「さとうきび増産プロジェクト会議」を立ち上げ、産地の意見等を踏まえた「さとうきび増産プロジェクト基本方針」が決定されました。

これを受け、沖縄県においては平成18年6月に「増産に向けた取組目標及び増産取組計画（増産計画）」を策定し、平成27年産の生産量目標を94.6万tとし、国、県、市町村、関係団体等が一体となった取組を進めています。

表Ⅱ-1 沖縄のさとうきび増産計画

	16年産 (実績)	22年産 (実績)	23年産 (実績)	24年産 (実績)	27年産 (目標)
生産量(t)	680,100	821,000	541,500	675,700	945,500
収穫面積(ha)	13,600	12,800	12,300	13,000	14,235
単収(t/10a)	5.0	6.4	4.4	5.2	6.6

資料：農林水産省「作物統計」、
沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績」

このような中、平成23年産（復帰後最低54.2万t）に引き続き、平成24年産も度重なる台風襲来により不作となったため、早期に生産を回復させる必要から、国としては、平成24年度補正予算において、新たにさとうきび増産基金の創設・造成を措置（以下、「さとうきび増産基金」という。）し、平成27年産の生産目標達成に向けて、地力増進、種苗確保、病害虫防除対策などの各種支援を実施しています。

(3) 砂糖の種類による支援制度

沖縄の基幹作物であるさとうきびを使って作られる砂糖は、「分蜜糖」と「含蜜糖」との2つに大きく分けられます。

「分蜜糖」は、さとうきびの絞り汁から糖蜜を分離したもので、一般的に使われる白砂糖です。

「含蜜糖」は、さとうきびの絞り汁の全成分をそのまま煮詰めたもので、その代表が黒糖です。「分蜜糖」と「含蜜糖」に対する支援制度はそれぞれ異なります。



① 分蜜糖（粗糖）支援制度

我が国における甘味資源作物（さとうきび、てん菜）や国内産糖の生産コストは、諸外国と比較すると、生産規模の違いなど解消することのできない格差があるため、大幅に高くならざるを得ません。

このため、分蜜糖に対して、国は生産者の経営安定や甘味資源の国民への安定供給を図る観点から、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき生産者及び製糖業者を支援しています。

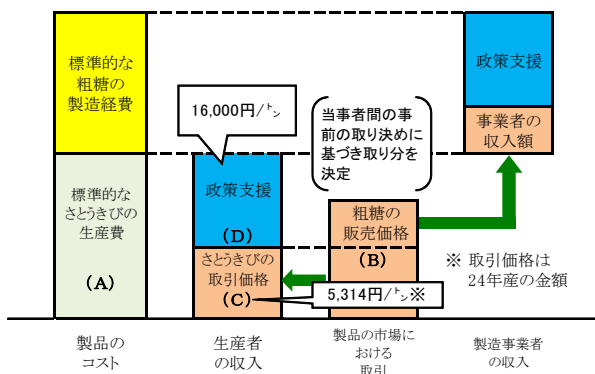
平成18年に同法が改正され、平成19年産から、地域において安定的な生産を行う生産者に対し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金を交付する品目別経営安定対策が創設されました。

(品目別経営安定対策の概要)

標準的なさとうきびの生産費（図Ⅱ-2中(A)）と、製品である粗糖の販売価格（B）のうち農家取り分（さとうきびの取引価格）（C）との差額部分について、生産量・糖度に基づいて交付金（D）が支払われます。

ただし、さとうきびの安定的な生産体制の確立を図る観点から、以下のA1～A4のいずれかの要件を満たす者が対象となります。

図Ⅱ-2 平成24年産のさとうきびの経営安定対策の支援水準等



- A1 認定農業者や特定農業団体等の組織
- A2 1 ha以上の収穫面積を有する生産者又は4.5ha以上の収穫面積を有する生産組織
- A3 4.5ha以上の収穫作業を行っている共同利用組織の構成員
- A4 A1～A2に該当する者又は収穫作業面積を4.5ha以上有する受託組織に基幹作業を委託している生産者

② 含蜜糖（黒糖）に関する支援

含蜜糖は、生産規模の小規模な8つの離島（図Ⅱ-3参照）で生産されており、離島振興の大きな役割を担っています。

含蜜糖は、分蜜糖と異なり商品の差別化が可能なことから、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」の支援対象ではありませんが、8つの離島の地域経済を支える基幹産業であることから、これまで「沖縄振興特別措置法」に基づき国及び沖縄県において予算を確保し支援を行ってきました。

平成24年度以降は、新たに沖縄振興一括交付金が創設されたことから、沖縄県において当交付金を活用した支援を実施しています。

(沖縄含蜜糖対策検討チームの設置)

近年の経済不況、輸入糖問題等の影響から販売不振による在庫の拡大、価格の低下等の問題が生じたことから、沖縄の含蜜糖の需要拡大等に向けて、平成22年8月に内閣府、農林水産省及び沖縄県等を構成員とする「沖縄含蜜糖対策検討チーム」が設置されました。

また、平成24年度以降は、新たに生産者団体も含めた「沖縄含蜜糖流通促進情報交流・検討会」として定期的に会議を開催しており、同情報交流・検討会での検討を踏まえ、各種事業の活用により含蜜糖の需要拡大等を支援しています。

(黒糖・黒砂糖の表示の適正化)

黒糖表示について、平成23年3月に加工食品品質表示基準が改正され、黒糖の定義及び原料産地表示が義務化されていましたが、2年間の移行期間を経て平成25年4月1日より完全実施されたことから、沖縄県産黒糖の販売は有利に展開し、今後の販路の拡大等が期待されています。

(4) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、さとうきびの早期の生産回復・増産及び効率的かつ安定的な生産振興を図るために、①機械化の推進、②病虫害防除対策、③台風等自然災害による被害軽減等に対する支援を実施しています。

また、創意工夫により、高単収・高品質のさとうきび生産を実現した農家を表彰等により取り上げ、広く情報発信することで、県内各地のさとうきび農家の生産意欲を喚起する間接的支援にも取り組んでいます。

① 機械化の推進

さとうきびの生産において、最も重労働である収穫作業については、補助事業の活用等により機械化を推進しています。平成23年産においては、機械による収穫面積が総収穫面積の48.8%にまで拡大しました。

平成24年度は、ハーベスタ等の農業機械の整備を推進するため、国の農畜産業機械等リース支援事業等及び県の単独事業により、国、県が連携して機械化への支援を実施しました。

中型ハーベスタによるさとうきび収穫の様子（南大東村）



表Ⅱ-2 さとうきび収穫機械化の推移

年産	昭.62	平5	10	15	18	19	20	21	22	23
総収穫面積	22,351	15,924	13,536	13,959	12,675	12,659	12,406	12,747	12,761	12,289
うち機械(ハーベスタ等)による収穫面積(ha)	1,629	3,863	4,364	5,322	4,721	5,146	5,292	5,553	5,715	5,999
機械収穫率	7.3%	24.3%	32.2%	38.1%	37.2%	40.7%	42.7%	43.6%	44.8%	48.8%

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及びびん糖生産実績」

② 病虫害防除対策

平成23年産は、伊是名島や沖縄本島北部において、さとうきびの害虫であるイネヨトウによる被害を大きく受けたことも一因となり、さとうきび生産量が54.2万tと復帰後最低の大減産となりました。

このため、国ではイネヨトウ等のさとうきび害虫への対策として、地域の特性に応じ環境にも配慮した適切な防除を行い、早期の生産回復を図るため、平成24年度に「さとうきび全島適正防除推進事業」を実施し、イネヨトウ等のさとうきび害虫の早期防除に取り組みました。

また、平成24年度補正予算において新たに創設・造成した「さとうきび増産基金」においても、引き続き、イネヨトウ、メイチュウ類及びハリガネムシ等病虫害防除対策などの支援を実施しています。



③ 台風等自然災害による被害軽減等

平成23年産、24年産と2年連続して不作となった原因の一つに、台風、干ばつ等の気象災害があることから、少しでも被害を軽減するために、「さとうきび増産基金」において、生産基盤の強化の一環として、点滴チューブ、かん水銃等の導入支援による干ばつ対策や、長期的な台風時の被害軽減対策として、防風・防潮林の普及啓発に係る苗代等への助成など多様な支援を実施しています。



<事例Ⅱ-1：平良 玄序さん（宮古島市）> (第36回沖縄県さとうきび競作会 農林水産大臣賞受賞者)

第36回沖縄県さとうきび競作会において、宮古島市伊良部でさとうきび生産に取り組む平良玄序さんが沖縄県1位（農家の部）となり、農林水産大臣賞を受賞されました（平成24年4月26日）。

競作会では10a当たりの収量が19,480kg（夏植）と、沖縄県の平成23/24期生産量が5月の台風やイネヨトウの被害等により本土復帰後最低（生産量：54.1万t、夏植平均収量：5,142kg/10a）となったにもかかわらず、好成績を収めました。

平良さんは、植付から収穫作業までの機械化一貫作業体系を実現し、さとうきびの大規模経営に取り組んでいます。特に、機械植付用苗作りに力を入れ、萌芽率の高い優良農家として、地域の先導的役割を担っています。

また、地域の遊休地を借用して規模拡大を図るとともに、緑肥の栽培など積極的に土づくりに取り組み、さとうきびの単収向上を図っています。

宮古島市においては、土壌病害虫であるハリガネムシやアオドウガネの防除に力を入れてきたことから、近年株出栽培が増加しています。平良さんもこれまでの夏植主体の栽培から株出栽培の増加に取り組んでいることから、今後はより効率の高い経営が期待されています。



平良玄序さん



ブルトラによる中耕除草作業

(5) 製糖工場の現状

さとうきびは、重量作物であり、ほ場から製糖工場まで長距離輸送することはコストがかさみ、品質が悪化することから、生産地域に製糖工場の整備が必要です。沖縄本島及び宮古島を除いて、1島1工場体制になっており、各島において、工場の存続がさとうきび作継続の必須条件となっています。

また、製糖工場は、地域において、雇用の場としても重要な役割を担っています。

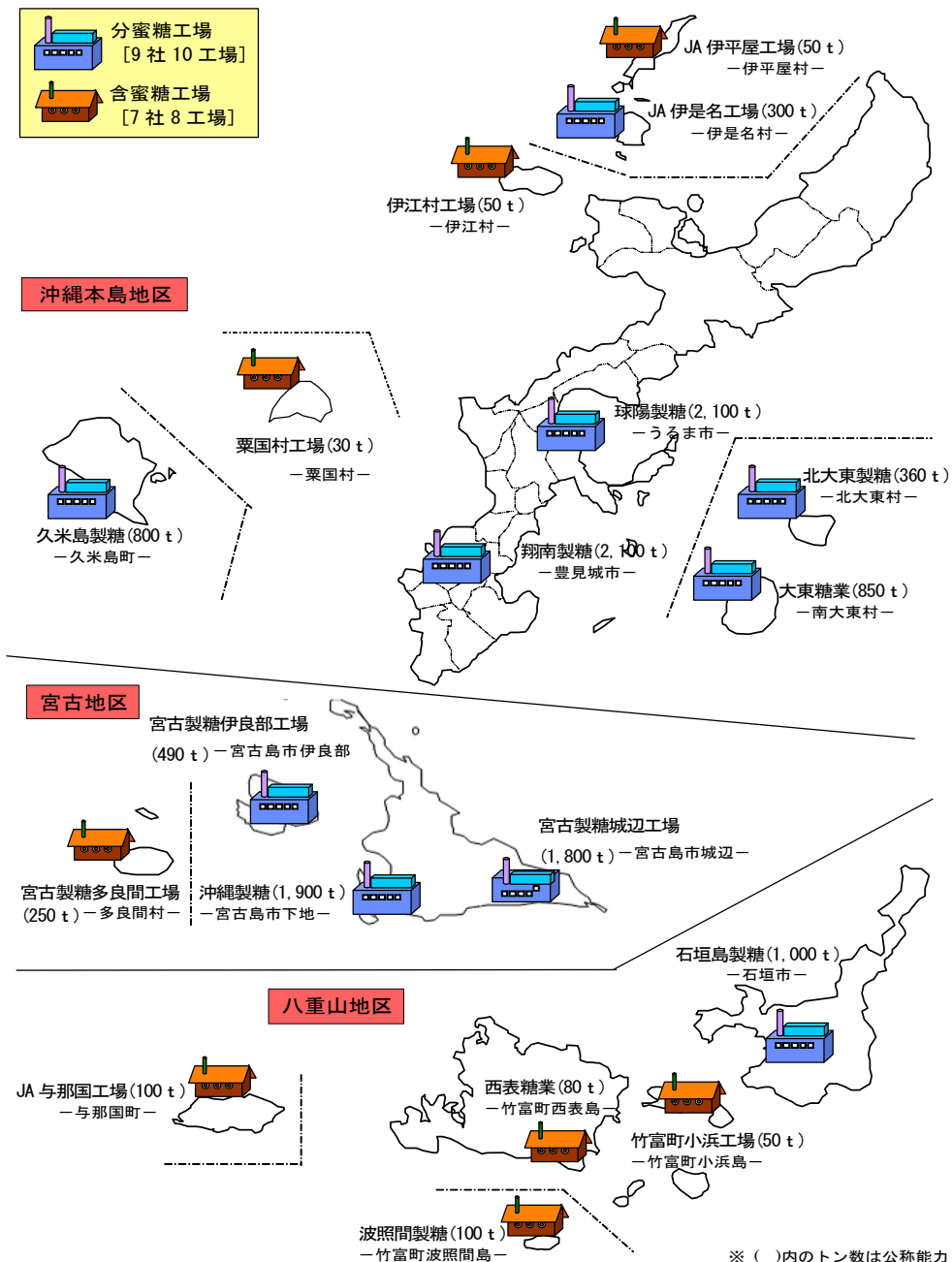
平成24年現在は、分蜜糖工場9社10工場、含蜜糖工場7社8工場が操業しています(表Ⅱ-3、図Ⅱ-3)。

表Ⅱ-3 沖縄における製糖工場数の推移

	分蜜糖工場	含蜜糖工場	計
昭和62年	14	7	21
平成5年	13	7	20
平成10年	11	7	18
平成16年	10	7	17
平成24年	10	8	18

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績」

図Ⅱ-3 沖縄における製糖工場の分布図(平成24/25期)



25年4月1日現在

<沖縄におけるさとうきび生産の歴史>

沖縄におけるさとうきび生産の始まり

沖縄のさとうきび生産は、1623年、儀間 真常ぎましんじょうが中国から製糖技術を導入したことにより広まり、1900年頃には栽培面積は約3,500haとなりました。大正時代、台湾から品質に優れたジャワ系の大茎種P0J2725が導入され、生産は伸び、昭和初期には栽培面積が約15,000haまで増加しました。

しかし、沖縄戦によりさとうきび生産は壊滅し、戦後も食料増産のために米などの主要食糧の生産が優先されたことから、さとうきびの生産は低迷したままでした。

キューバ危機(1962年)とさとうきびブーム

昭和27年に日本政府が沖縄産糖への関税を免除したこと等からさとうきびの生産意欲が高まりました。

また、昭和37年に起きたキューバ危機により、当時世界最大の砂糖輸出国であったキューバが減産したこと等から砂糖の国際糖価が急騰したため、沖縄のさとうきびの取引価格も高騰しました。

これらを要因として、さとうきび生産農家が急増し、昭和39年産の収穫量は史上最大の244万tを記録しました。

さとうきびブームの沈静化

昭和38年、日本政府は貿易自由化策として砂糖の自由化を実施しました。その直後、高騰していた国際糖価が急落しました。沖縄のさとうきび取引価格も急落したため、農家戸数、収穫面積は、昭和40年をピークに減少に転じました。

日本政府は「沖縄産糖の政府買入に関する特別措置法」、「砂糖の価格安定等に関する法律」等に基づく支援を行いました。高度経済成長に伴う農業労働力の流出や、本土復帰前後の民間資本による農地買占め、昭和46年の宮古、八重山地域における空前の大干ばつ等により、農家戸数、収穫面積の減少は加速しました。

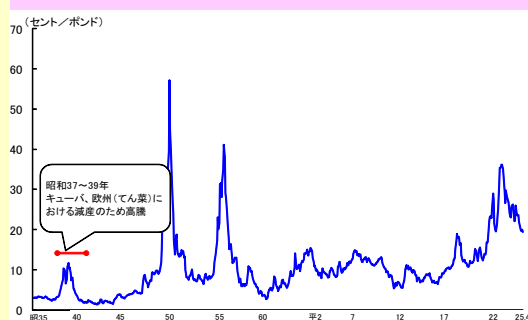
本土復帰から現在まで

昭和47年の本土復帰直後、砂糖の国際相場の上昇に伴い最低生産者価格が大幅に引き上げられ、その後も昭和58年産まで引き上げられたこと等から、農家戸数、収穫面積は昭和51年に下げ止まり、昭和50年代は安定傾向で推移しました。

しかし、昭和60年代に入ると農家戸数、収穫面積は再び減少に転じ、平成16年にはピーク時の約3分の1程度まで減少し、生産量も復帰後最低(当時)となりました。

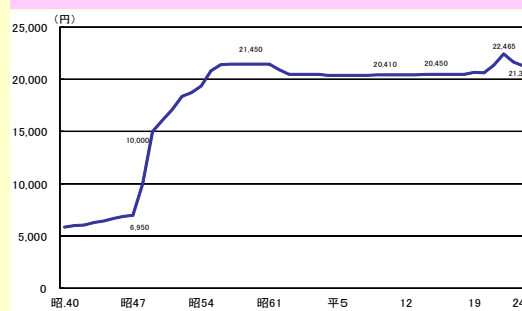
その後、国、県、関係団体、農家等の取組により増加傾向にあり、19～22年産にかけて、4年連続で80万tを超えて推移していましたが、23年、24年産は、54.2万t(復帰後最低)、67.6万tと2年連続で低い生産量となっています。

国際糖価の推移



注：NY商品取引所 砂糖現物の月平均価格である。

最低生産者価格等の推移



注：平成5年産まではプリックス19度以上、平成6年産以降は基準糖度帯における価格である。

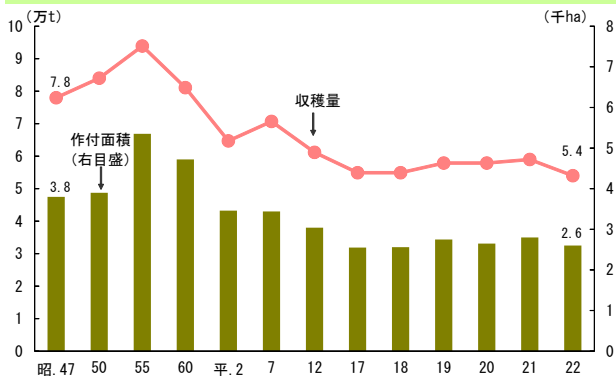
第2節 野菜

(1) 生産の動向

沖縄では、亜熱帯地域の気候特性を生かして、本土産の端境期である冬春期を中心に、ゴーヤー、かぼちゃ、さやいんげん、とうがん等の野菜が生産・出荷されています。

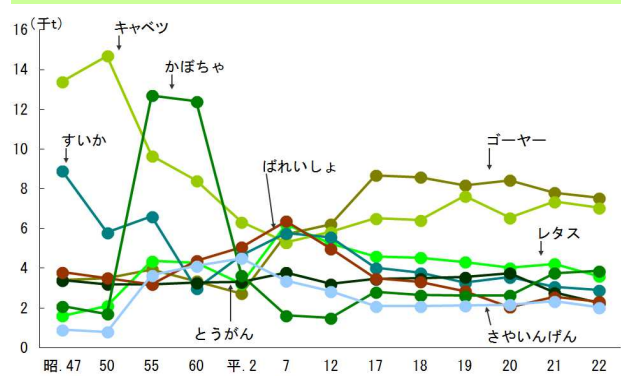
平成22年産の野菜*1の作付面積は2,638ha、収穫量は5万3,993tとなっており、その収穫量の上位5品目は、ゴーヤー(7,536t)、キャベツ(7,038t)、かぼちゃ(3,861t)、レタス(3,588t)、すいか(2,915t)の順となっています。特に近年、ゴーヤーとキャベツは他の作物に比べ、高い収穫量で推移しています(図Ⅱ-4、5)。

図Ⅱ-4 作付面積及び収穫量の推移



資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、平成19年から沖縄県農林水産部「農業関係統計」、「沖縄県の園芸・流通」

図Ⅱ-5 主要野菜の収穫量の推移



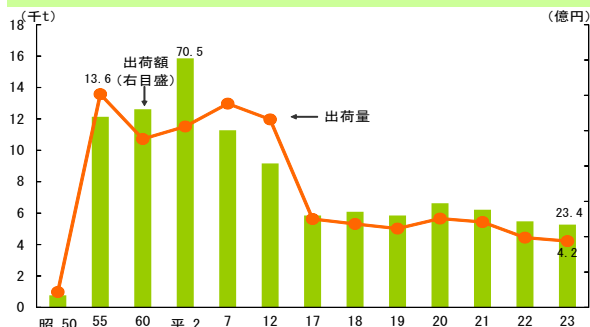
資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、平成19年から沖縄県農林水産部「農業関係統計」、「沖縄県の園芸・流通」

(2) 県外出荷の状況

平成23年産の県外出荷量は4,221t、出荷額は23億円となっています(図Ⅱ-6)。出荷額を品目別にみると、さやいんげん、かぼちゃ、ゴーヤーで全体の約57%を占め、以下、オクラ、とうがん、トマト、ピーマンの順となっています。

ゴーヤーについては、平成5年のウリミバエ根絶以降、県外出荷が増加してきましたが、近年では他産地との競争激化等により、横ばい傾向となっています。そのため、カメラ測定機を整備するなど、高品質なゴーヤーの県外出荷に取り組んでいます。

図Ⅱ-6 県外への出荷量及び出荷額の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」

カメラ測定機による
ゴーヤーの選果



カメラにより長さ、太さ・形を瞬時に判別し、ゴーヤーの等級を生産者毎に自動的に仕分けするシステムです。

*1 沖縄で栽培されている野菜のうち52品目についての合計(だいこん、にんじん、キャベツ、トマト、ピーマン、レタスなどといった全国でも広く栽培されている品目のほか、ゴーヤー、オクラ、へちま、野菜パパイア、えんさい、水いも等沖縄で栽培されている品目を含む)

＜事例Ⅱ－２：野菜の消費拡大推進の取組＞

野菜はビタミン、食物繊維、ミネラルなどの大事な供給源であり、健康維持にも重要な役割を果たしています。しかし、野菜の消費量は減少傾向にあり、厚生労働省が推進する国民健康作り運動「健康日本21（第2次）」に示されている野菜の目標摂取量（成人1人1日当たり350g）も達成していない状況です。

このような背景から、沖縄総合事務局では、平成25年1月に野菜の消費拡大の推進を図る目的で、「知ろう！食べよう！島野菜」と題し、沖縄で伝統的に食されてきた地域固有の野菜（島野菜）を取り上げ、活用方法やレシピ等を広く紹介するパネル展を開催しました。

また、野菜ソムリエによる島野菜に関するミニ講座を開き、来場者へのPRを行いました。

開催後の来場者アンケートでは、野菜を意識して摂っているという方が多く、1日3食摂る、という方もアンケート回答者の約2割に上りました。

野菜ソムリエによるミニ講座については、参加者全員から「よかった」という回答を得ることが出来、関心の高さがうかがえました。

沖縄総合事務局では、今後とも様々な手段を通じて野菜の消費拡大に向けた取組を推進していきます。

パネル展の様子



ミニ講座の様子



（３）野菜産地強化への取組

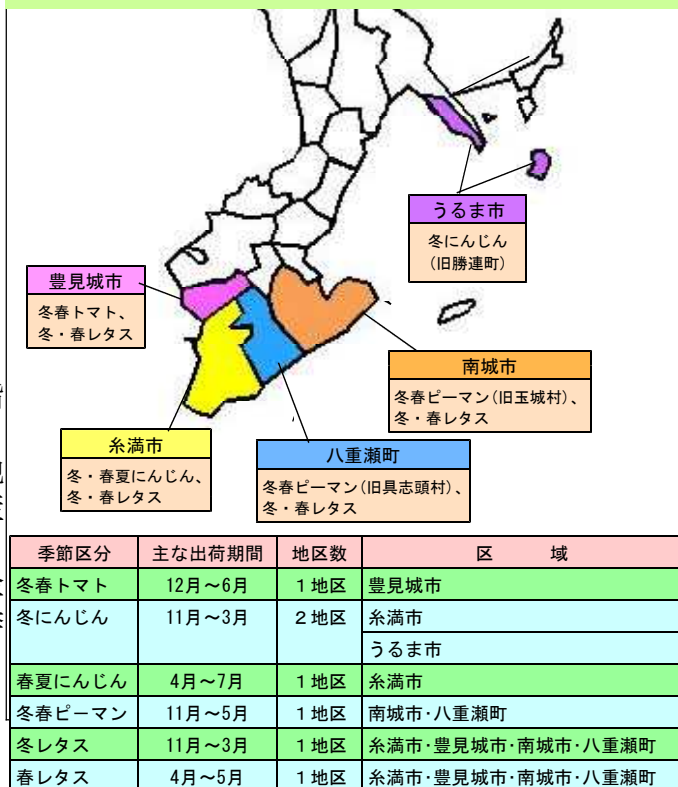
① 野菜指定産地の状況

野菜指定産地とは、野菜の種類ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であって、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものとして、野菜生産出荷安定法に基づき農林水産大臣が指定する地域です。

これは、野菜指定産地の計画的な育成を図ることによって、指定野菜の安定供給を確保することを目的としており、野菜指定産地に指定されるメリットは、指定産地の野菜について、価格が著しく低落した場合等に、生産者補給金等の交付の対象になること等が挙げられます。

平成25年5月末における県内の野菜指定産地は7産地となっています（図Ⅱ－7）。

図Ⅱ－7 沖縄県野菜指定産地位置図
（平成25年5月末現在）



※季節区分及び主な出荷期間は「野菜生産出荷安定法施行令」による

② 今後の課題と取組

沖縄県中央卸売市場での取扱量をみると、暑すぎて生育の良くない夏秋期は県産野菜の割合が低いことから（図Ⅱ－８）、夏秋期に向けた優良品種の開発・普及、地場野菜の生産見直しや栽培技術の向上等による生産拡大を図る必要があります。また、県外市場に出荷する場合、輸送コストが他地域と比較して高くなる上、鮮度が落ちるといった課題を抱えています。

このため、定時・定量・定価・定品質の出荷体制の構築に加え、実需者サイドのニーズに的確に対応した販売戦略の構築を目的として、

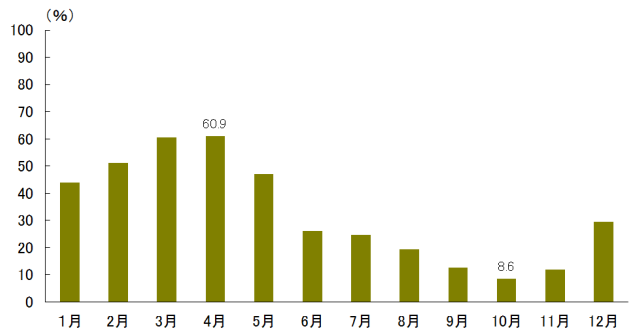
- 防風ネット等を備えた農作物被害防止施設の整備、栽培技術体系の高位平準化及び機械化による省力化の推進
 - 生産・出荷組織の育成による産地の収益力向上
 - 外食・中食や加工向けの国産野菜の安定供給体制の確立及び野菜の更なる消費拡大
- 等を推進していきます。

農作物被害防止施設（アーチ型）



図Ⅱ－８

沖縄県中央卸売市場の野菜取扱量に占める
県産野菜の割合（平成24年）



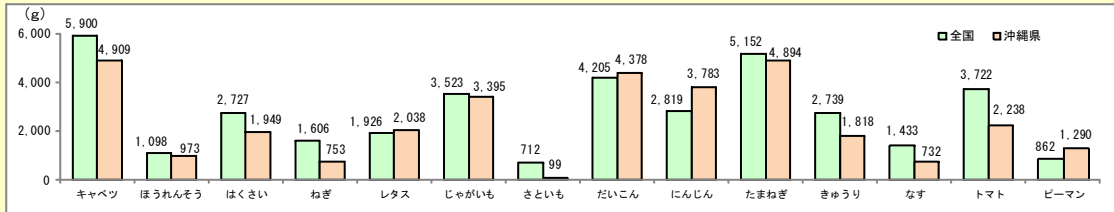
資料：沖縄県中央卸売市場「平成24年市場年報」

＜県内の野菜需給動向＞

平成24年の沖縄県内の生鮮野菜の購入量は、1人当たりで換算すると約47kgと、全国平均（約56kg）よりも若干少なくなっています。

これを生鮮野菜の代表的な品目別（指定野菜）に見ると、キャベツやたまねぎ、はくさいなどの各品目で購入量が全国平均を下回っている一方、にんじんやピーマンの購入量が多くなっています。これは、ぬか漬けなどの漬け物をつける習慣があまりないこと、にんじんシリシリなどの炒め物が好まれること等といった沖縄独自の食文化によるものと考えられます（図1）。

図1 指定野菜の平成24年家計購入量（1人あたり）



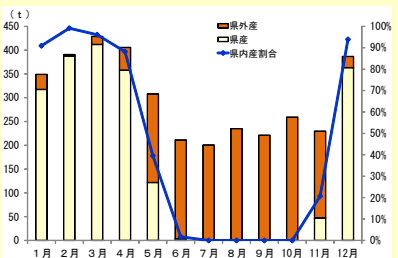
資料：総務省「家計調査」（「二人以上の世帯」より換算）

また、沖縄の夏季は、高温や台風の襲来等があり、本土と比較すると野菜生産に適した条件下にないため、年間の需要を県内産で満たせる生鮮野菜は限られています。全体的には、6月から11月頃は県内産の割合が低く、1月から4月頃は高い割合となっていますが、これを季節毎の県内産の割合に着目すると、大きく4つのタイプに大別されます。

- ① 年間を通じてほぼ県内産でまかなわれているもの（自給型）
主な品目：ゴーヤー、オクラ、さやいんげんなど
- ② 県内に産地があり、需要のほぼ全量を県内産でまかなえる時期があるもの（季節的自給型）
主な品目：キャベツ、レタス（図2）、トマト、ピーマン、きゅうりなど
- ③ 県内に産地があるものの、出荷のピーク時においても需要を県内産でまかなえるまでには至っていないもの（季節的半自給型）
主な品目：にんじん（図3）、なす、青ねぎなど
- ④ 年間を通じて流通量に占める県内生産の割合がわずかなもの（他県依存型）
主な品目：たまねぎ（図4）、はくさい、ばれいしょ、だいこんなど

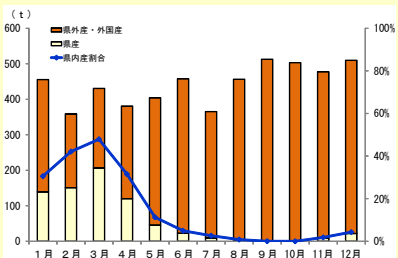
このように、沖縄における野菜の需給状況は、消費量・生産量ともに、食文化や気候条件等を反映した特徴的なものとなっています。

図2
レタスの市場取扱数量
(平成24年)



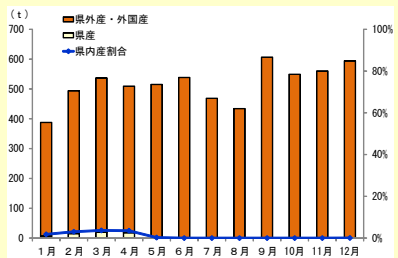
資料：沖縄県中央卸売市場
「平成24年市場年報」

図3
にんじんの市場取扱数量
(平成24年)



資料：沖縄県中央卸売市場
「平成24年市場年報」

図4
たまねぎの市場取扱数量
(平成24年)



資料：沖縄県中央卸売市場
「平成24年市場年報」

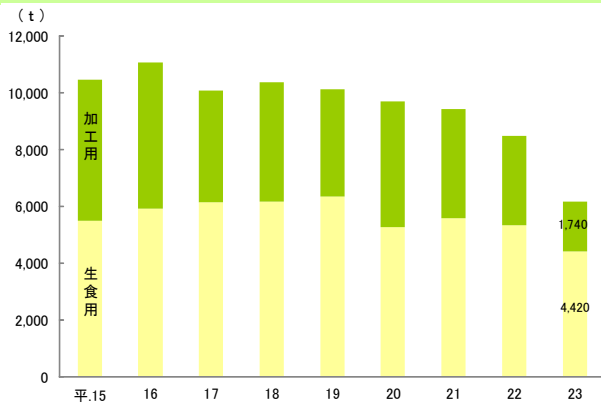
第3節 果実

(1) パインアップル

パインアップルは、本島北部、石垣島等の酸性土壌地域で栽培されており、地域農業の振興を図る上で重要な作物です。また、缶詰等加工向けにも多く出荷されていることから（図Ⅱ－9）、東村総合農産加工施設など関連産業における雇用の創出など、地域経済においても重要な役割を果たしています。

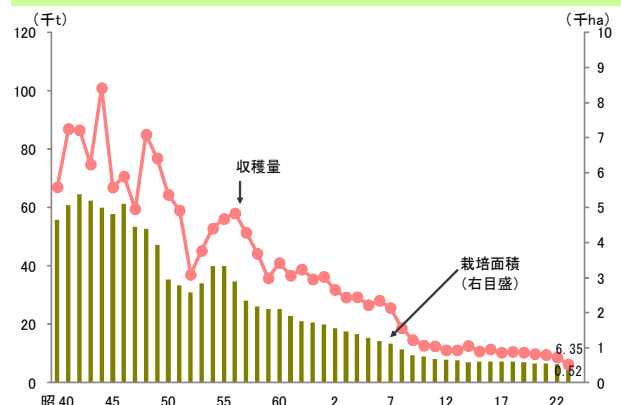
しかしながら、担い手不足、農業従事者の高齢化等により、栽培面積及び収穫量とも減少傾向にあります（図Ⅱ－10）。

図Ⅱ－9
パインアップルの生食及び加工向け出荷量の推移



資料：農林水産省「作物統計調査 果樹生産出荷統計」

図Ⅱ－10
パインアップルの栽培面積及び収穫量の推移



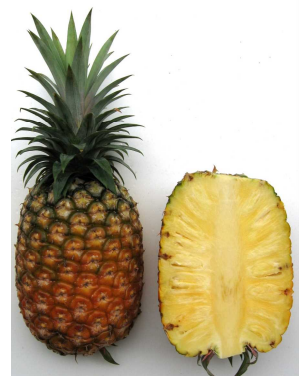
資料：昭和41年まで琉球政府「琉球統計年鑑」、昭和42年から平成11年まで内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、平成12年から農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「作物統計調査 果樹生産出荷統計」

このため、沖縄総合事務局では、関係機関と連携のもと、生産拡大と加工原料の安定確保に向けて、担い手の確保、農作業受託組織の育成による労働力確保及び作業の省力化等を推進しています。また、JAでは、パインの茎を輪切りにしたものを苗に育てる輪切り増殖法を導入した育苗ほ、種苗ほを設置し、増殖を図り、苗が不足している生産農家を中心に供給しています。

夏に収穫する夏実を中心とした生食用パインアップルについては、収益性が高く需要が堅調なことから、生産拡大を進めるとともに、更なる品質の向上が重要です。そのため、夏実の生産が多い地域に対しては、生食用パインアップルの生産施設の導入、生食用優良品種の育成・普及、被覆ネットによる日焼・鳥害防止対策等による品質の高い生果の生産対策等を推進しています。

また、加工用パインアップルについては、その生産の低コスト、省力化を図るため、均一な苗や植物成長調整剤を利用した花芽誘導処理による収穫期の分散化、苗の植付等の機械化を推進しています。また、生産基盤強化のため、農業生産法人の設立を推進しています。

生食用優良品種
「ゴールドパレル」



輪切り増殖法による種苗増殖作業（名護市）



輪切り増殖育苗ほ（東村）



総合管理機によるパイン植え付け（名護市）



生食用パイン生産施設（東村）



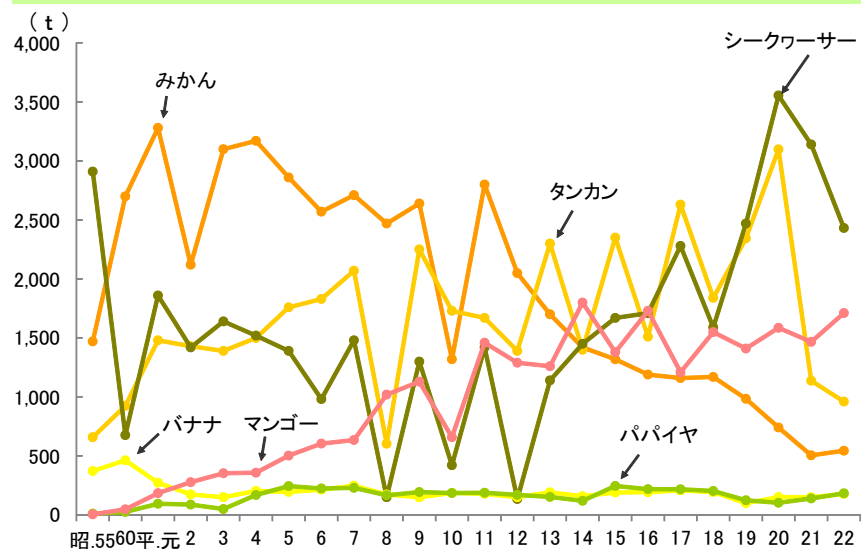
（２）かんきつ類及びその他熱帯果樹

かんきつ類は、タンカン、温州みかん、シークワサー等を中心に栽培されています。一方、マンゴー等の熱帯果樹は、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶等に伴って増加傾向にあります（図Ⅱ－11）。

かんきつ類は、全体的に生産量、品質とも年次変動（隔年結果）が大きいことから、隔年結果防止技術の確立と高品質・安定生産体制に向け、防風・防鳥等被害防止施設の導入、優良品種の普及等が必要です。

そのほか、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、アセローラ、スターフルーツ等についても、新品種の導入や防風・防鳥等被害防止施設の導入、栽培技術の向上等により、安定供給体制を確立していく必要があります。

図Ⅱ－11
品目別収穫量の推移



資料：内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」
平成 12 年から農林水産省「作物統計調査 果樹生産出荷統計」

また、シークワサーについては、これまでは販売量の約95%が果汁原料としての加工用でしたが、今後は高単価が期待できる青切り用（酢の物など）や生果用（フルーツ）への転換といった販売戦略が求められています。このため、これらの生産技術を確立させ、普及促進を図ること等により、生産農家の農業経営の安定を図ることとしています。

青切りシークワサー（大宜味村）



青切りシークワサー包装施設（名護市）



一方、マンゴーは、安定着花・着果技術の向上等により安定生産と品質向上が図られ、贈答用の高級果実として高値で取引されていますが、更なる高品質なマンゴーの安定供給体制の構築、沖縄ブランドの確立を図るためには、栽培技術の高度化や、糖度センサー等を用いた品質評価システムの確立、耐候性ハウス等の施設整備を実施することなどにより、拠点となる産地の形成を促進することが必要となっています。

マンゴー低コスト耐候性ハウス



沖縄には、年間約550～600万人の観光客が訪れることから、トロピカルイメージを満喫できる多種多様な熱帯果樹の通年供給が求められています。今後は、品目や品種を組み合わせる熱帯果樹の出荷期間の拡大を図り、通年で高品質の果実を安定供給できる生産・出荷体制の構築を推進していきます。

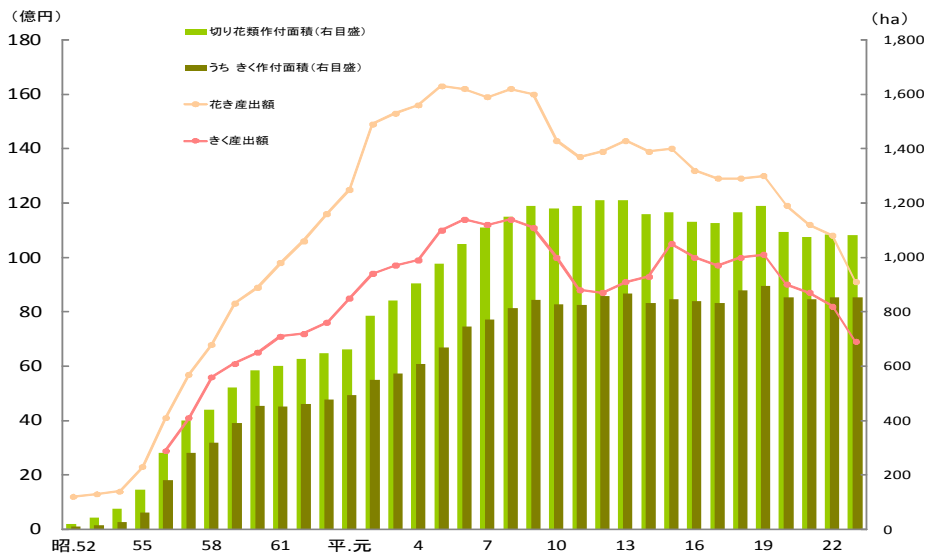
第4節 花き

(1) 生産の動向

花き生産は、昭和55年前後から、冬春期の温暖な気候を活かした露地栽培の電照ぎくを中心に飛躍的に増加してきました。その結果、沖縄の花き産出額は、昭和55年23億円から平成23年には91億円へ、切り花の作付延べ面積は、昭和55年の147haから平成23年には1,081haへと増加しました。しかし、近年は景気低迷による需要の減少や安価な外国産花きの輸入増加により、国産花きの産出額、作付面積は減少傾向にあり、沖縄においても作付面積は概ね横ばいで推移していますが、産出額は近年減少傾向にあります（図Ⅱ-12、13）。

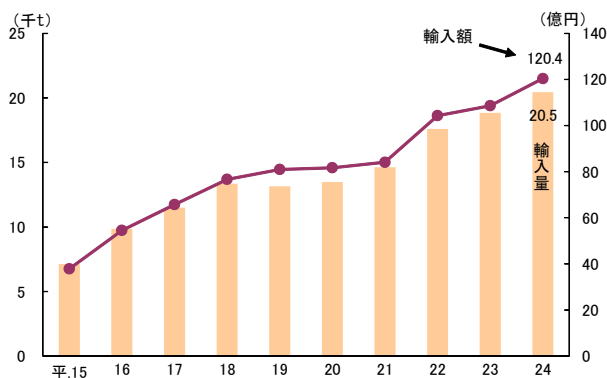
なお、平成23年の花き産出額の内訳を見ると、沖縄県は花き全体のうち、きくが76%（全国は19%）を占めており、非常に重要な品目となっています（図Ⅱ-14）。また、平成23年のきく出荷量から見た沖縄県の全国に占めるシェアは18%と、愛知県の28%に次いで全国第2位となっています。（図Ⅱ-15）

図Ⅱ-12 花き及びきくの農業産出額及び作付面積の推移



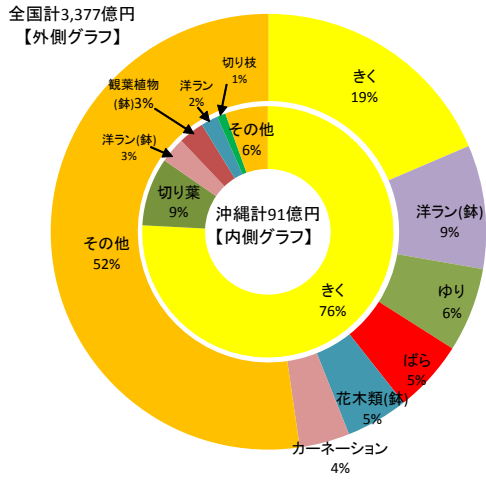
資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「作物統計調査 花き生産出荷統計」
内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

図Ⅱ-13 我が国のきく類の輸入量及び輸入額の推移



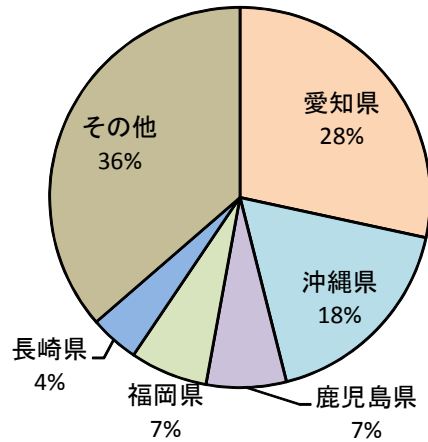
資料：財務省「貿易統計」

図Ⅱ-14
平成23年産花きの産出額の内訳



資料：農林水産省 「平成23年生産農業所得統計」

図Ⅱ-15
出荷量から見たきくの主要生産県の構成（平成23年）



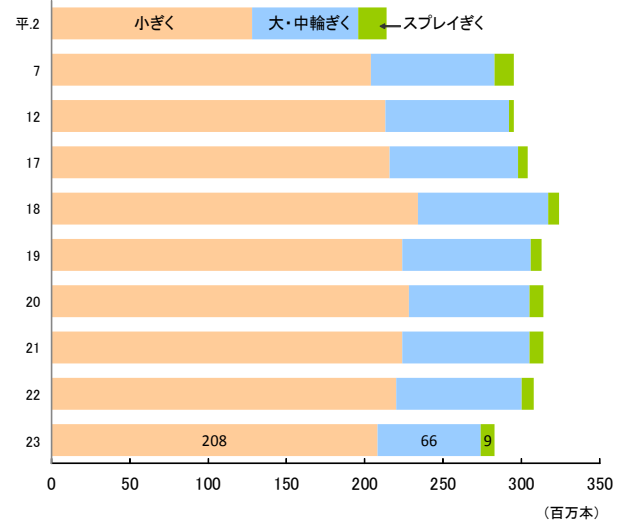
資料：農林水産省 「平成23年産花き生産出荷統計」

(2) きくの出荷量

きくは、仏花としての用途を中心に、需要は彼岸、盆、正月に集中するという特徴があります。沖縄では、本土産地との競争に有利な3月（春の彼岸）、12月（正月）の出荷に向けた栽培が中心になっており、3月出荷分だけで年間の1/3（36%）を占めています。

きくの我が国全体における出荷量は、1,597百万本（平成23年）となっており、切り花全体の38%と花きの中でも大きなウェイトを占めています。沖縄は、きく出荷量の約7割（平成23年）を占める小ぎくで208百万本と、全国一の出荷量を誇っています（全国の小ぎく出荷量：479百万本）（図Ⅱ-16）。

図Ⅱ-16 きくの出荷量の推移



資料：農林水産省「作物統計調査 花き生産出荷統計」

(3) 生産振興に向けた取組

沖縄縄総合事務局では、強い農業づくり交付金等の事業を通じ、きくなどについて、病虫害や台風等の被害が軽減できる農作物被害防止施設（平張施設）等の整備や、沖縄北部活性化特別振興事業を通じ、生産農家で共同利用する花き選別施設の整備を行うなどして、花きの生産振興を進めています。

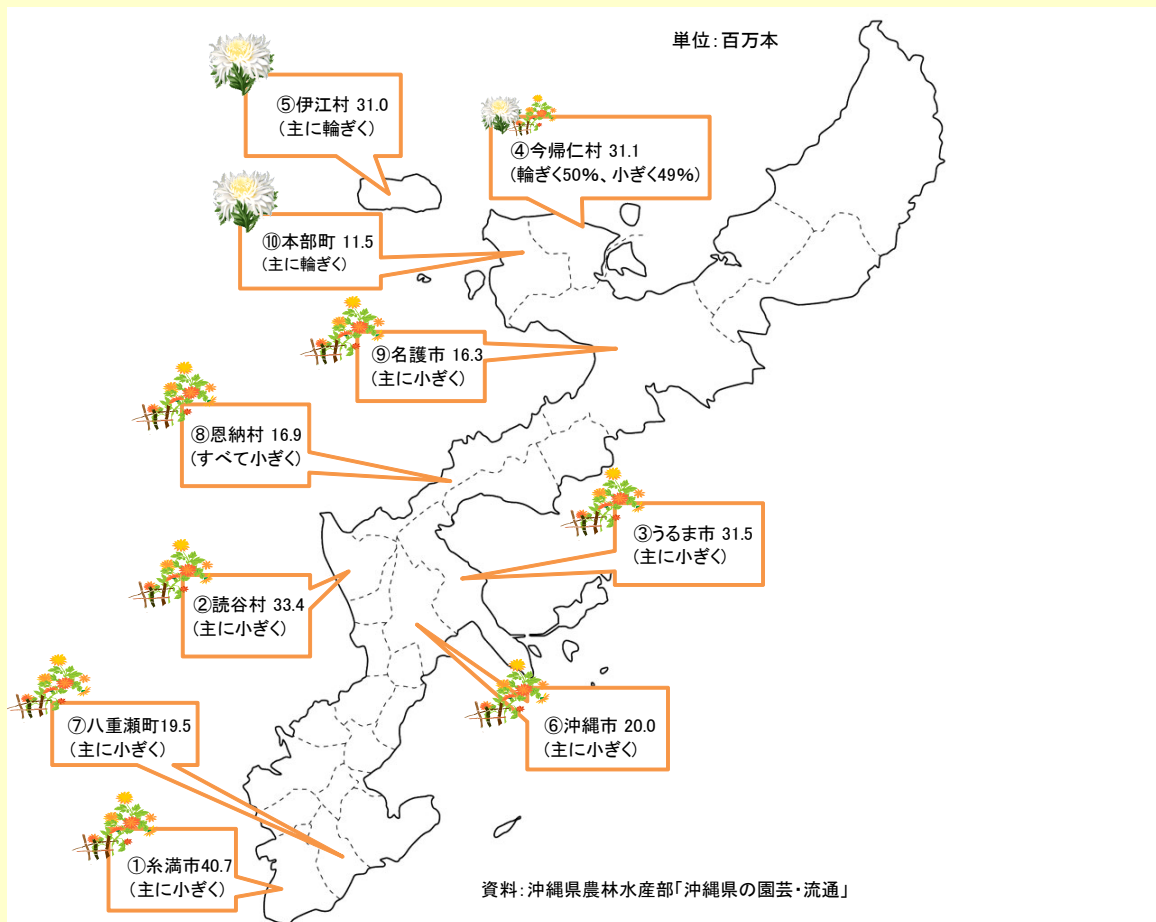
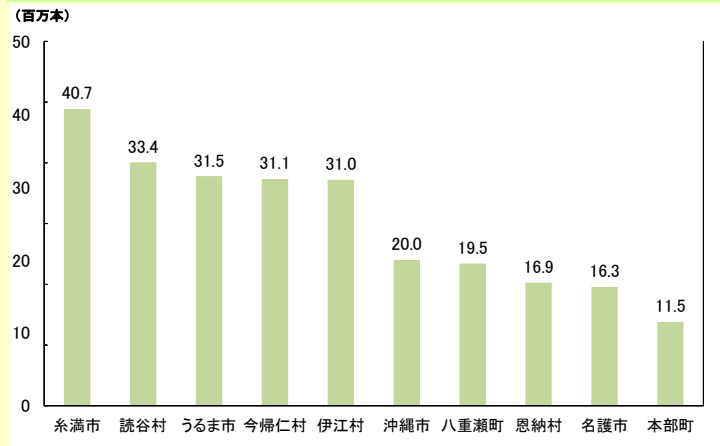
花き選別施設でのきく選別の様子（伊江村）



＜県内のきく産地＞

きくは、沖縄本島、伊江島などを中心に生産されており、市町村別の出荷量は多い順に糸満市、読谷村、うるま市となっています。

沖縄のきく出荷量が多い市町村ベスト10（平成22年）



第5節 葉たばこ・かんしょ・薬用作物・茶

(1) 葉たばこ

葉たばこは、沖縄本島、伊江島、久米島、宮古島、伊良部島、多良間島、石垣島等で栽培されており、平成23年農業産出額は沖縄全体の2.0%を占めています。

平成23年の栽培面積は、1,108haと全国5位ですが（表Ⅱ-4）、1戸当たりの栽培面積は、専業化やさとうきびとの輪作体系化が進み、3.6haで全国1位となっています（表Ⅱ-5）。なお、平成23年は、5月に襲来した台風2号が収穫期の葉たばこに甚大な被害を与えたため、収穫量は大幅に減少しました。

表Ⅱ-4 葉たばこの
収穫面積・収穫量の推移

	収穫面積 (ha)	収穫量 (t)
平. 19	1,207	2,129
20	1,178	2,108
21	1,150	2,548
22	1,141	2,249
23	1,108	780

資料：沖縄県たばこ耕作組合資料

表Ⅱ-5 1戸当たり
面積（平成23年）

順位	1戸当り 面積(ha)
1	沖縄県 3.6
2	佐賀県 2.7
3	大分県 2.0
4	静岡県 2.0
	：
平均	全 国 1.3

資料：沖縄県たばこ耕作組合資料

葉たばこの栽培風景
(宮古島市)



(2) かんしょ

沖縄での栽培品種は、「備瀬」、「沖夢紫」が主であり、果肉が紫色であることから「紅いも」と呼ばれています。食物繊維やビタミン、ポリフェノールが含まれており、紅いもを原料とした菓子類が近年注目を集めています。

かんしょの栽培風景
(読谷村)



表Ⅱ-6 かんしょの作付面積、
収穫量の推移

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
平. 22	254	-
23	249	3,610
24	252	-

資料：農林水産省「作物統計」

注：収穫量調査は3年に1度行っている。

(3) 薬用作物

沖縄ではウコン、アロエ、グアバ、クミスクチン、ボタンボウフウ（長命草）、ヤエヤマアオキ（ノニ）等の薬用作物が栽培されています。最近では県内の健康食品製造業者による共同販売など、ブランド化の動きも見られます。

(4) 茶

茶は、沖縄本島北部や中部で地域特産物として栽培されています。

なお、うるま市や金武町等では紅茶の生産も行われ、産地としても注目されつつあります。

茶の栽培風景(名護市)



第6節 主要食糧等

(1) 米、麦、大豆の生産の動向

① 米

沖縄では、温暖な気候を活かした2期作が行われています。しかしながら、米は、沖縄の農業産出額の1%弱、作付(栽培)延べ面積の4%弱を占めるにすぎず(表Ⅱ-7)、県内自給率は3%余りと極めて低いものとなっています。単収も台風、干ばつ等の厳しい自然条件の下、全国平均単収の約5割にとどまります。

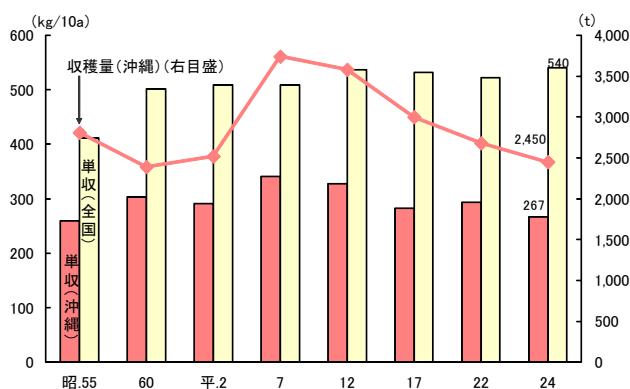
平成24年産は、1期作の収穫量は2,140 t(前年比117%)、単収は359kg/10 a(同121%)となりました。一方、2期作は台風の影響により、収穫量は318 t(同45%)、単収は98kg/10 a(同42%)となりました。これにより、1、2期合わせて、収穫量では2,450 t(前年比96%)、平均単収は267kg/10 a(前年比97%)となりました(図Ⅱ-17)。

表Ⅱ-7
農業における米の地位(平成23年)

	農業全体	
	(A)	米(B) (% (B*100/A))
産出額(億円)	800	6 (0.75)
作付(栽培) 延べ面積(ha)	34,500	921 (2.67)

資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「耕地及び作付面積統計」

図Ⅱ-17 米の収穫量等の推移



資料：農林水産省「作物統計調査 水稻調査」

沖縄で米が生産されている地域は、比較的限制されており、本島北部の名護市、金武町、恩納村のほかは、本島北部離島の伊平屋村、伊是名村と石垣市、竹富町、与那国町などの離島です。これらの離島地域で、米は地域農業の重要な地位を占めています。

こうした地域の稲作の活性化を図るため、県及び農業団体等は、島産米として売れる米づくりを目指し、奨励品種として、平成11年から「ひとめぼれ」を、平成17年からは「ちゅらひかり」を指定するなど、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に努めています。

平成24年産は、水稻作付面積の9割以上を両品種が占めています。また、両品種を利用した泡盛も販売されるなど、普及が進んでいます。

水田の風景(名護市)



水田の風景(石垣市)



② 麦

小麦の作付面積は昭和30年代半ばまで1,000ha以上ありました。その後、さとうきびへの転換などにより大幅に減少し、平成初期には3ha程度まで減少したものの、近年は10ha前後で推移しており、平成24年産は11haとなっています。また、収穫量は近年20t弱で推移しており、平成24年産は16tとなっています。

伊江村など一部の地域では、生産した小麦を使用してパンやまんじゅうなどに加工し、地域の特産品として販売する6次産業化の取組も行われています。

麦畑の風景（伊江村）



③ 大豆

大豆は昭和30年代頃には6千haの農地で7千tが生産されていました。

しかし、1962年のキューバ危機以後の砂糖の国際価格の高騰により、さとうきびへの作付けの転換が一気に進みました。このため、沖縄が本土に復帰した昭和47年以降減少し、平成6年を最後に、一旦は、大豆の生産がなくなりました。

しかし、近年は、沖縄においても、フクユタカなど本土で多く生産されている品種に加え、青ヒグー（オーヒグー）、高アンダー（タカアンダー）、小浜豆（クモーマミ）といった沖縄古来の伝統品種の生産の取組もみられるようになり、平成24年産では4haで1tの収穫実績がありました。また、土づくりの観点から、さとうきびの夏植え栽培等において収穫後から次の作付けまでの間に大豆を生産したり、食育の観点から、地域の公民館が中心となって小学生と昔ながらの工程で豆腐をつくり、地域文化を継承していく取組もなされています。

大豆畑の風景（今帰仁村）



（2）米の輸入動向等

沖縄で利用される琉球泡盛の原料米（タイ米）については、県内の需要に応じてMA米（ミニマム・アクセス米）*1として国が輸入しており、輸出国から直接那覇港に陸揚げされ、業者に売り渡されています。

なお、沖縄における泡盛原料米の利用量は、泡盛の生産量と密接に関連しており、近年2万t程度で推移しています。（表Ⅱ－8）

表Ⅱ－8 泡盛等原料用タイ米等の輸入量の推移

（単位：t）

会計年度	タイうるち米		タイもち米		その他外国産		合計
	丸米	砕米	丸米	砕米	精米	玄米	
平. 20	7,173	14,840	401	0	0	0	22,414
21	18,933	1,154	0	0	0	0	20,087
22	21,151	0	299	0	0	0	21,451
23	23,811	0	0	0	0	0	23,811
24	18,569	0	200	0	0	0	18,769

資料：内閣府沖縄総合事務局調べ

注：数値については、四捨五入しており、合計と内訳との計が一致しないことがある。

タイ米の陸揚げ作業風景（那覇港）



*1 1993年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意において、最低限の輸入機会を提供するとの約束に基づき輸入される米。その数量は、現在では毎年77万玄米トンとなっている。MA米については、国産米の需給に極力悪影響を与えないよう国家貿易により輸入されている。

第7節 環境保全型農業の推進

農業は、農産物の供給だけでなく、国土や環境の保全などの多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくことが重要です。

このため、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進する必要があります。

（1）エコファーマー

環境保全型農業を推進するため、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式^{*1}の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標等を定めた計画を策定し、都道府県知事の認定を受けることによりエコファーマーになることができます。沖縄では、平成25年3月末現在の認定件数が409人で、野菜、果樹等で多く取り組まれています。（表Ⅱ－9）

年度	認定件数
平.16	72
17	95
18	147
19	262
20	353
21	450
22	461
23	442
24	409

資料：農林水産省「持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況」調査



※エコファーマーマークは平成15年6月に全国環境保全型農業推進会議によって制定されました。なお、エコファーマーマークは平成24年度以降は、商標登録の権利者である沖縄を含む17都府県の農家以外には使用する事が出来ないこととなりました。

（2）有機農業

平成18年12月に「有機農業^{*2}の推進に関する法律」が制定され、平成19年4月末には「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定されました。この基本方針では、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備に重点的に取り組むこととしています。

沖縄では、平成23年3月に「沖縄県有機農業推進計画」が策定され、当該計画に基づき有機農業の普及・推進を図っているところです。

沖縄総合事務局では県、市町村と連携しつつ、平成23年度から始まった環境保全型農業直接支援対策^{*3}において、有機農業者への直接的な支援を行っています。

*1 持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- ① たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高い技術
- ② 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術
- ③ 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術

*2 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

*3 環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者（エコファーマー認定者等）に対し直接支援を行う制度。支援対象となる営農活動は、化学肥料、化学合成農薬を慣行栽培よりも5割低減する取組とセットで、カバークロープ、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、地域特認取組の何れかを組み合わせた取組及び有機農業の取組となっている。

第8節 病虫害防除の課題

(1) 沖縄における植物防疫の重要性

沖縄は、亜熱帯地域に属し、東南アジア諸国に近いため病虫害が飛来したり、観光、貿易などの交流による人為的な要因により、南方系の病虫害が侵入し、定着するリスクが大きい環境にあります。

地球温暖化が進行し、南方系病虫害の北上が心配される中、これらから我が国農業への被害を未然に防ぐためには、まず、沖縄で植物防疫の取組を重点的に実施し、その侵入を防ぐ必要があります。

南方系の病虫害であるミカンコミバエとウリミバエは、沖縄への侵入が大正8年に確認され、その後、ミカンコミバエは昭和4年に、ウリミバエが昭和49年に奄美群島まで侵入域を拡大しました。

ミバエ類の防除は、昭和43年の奄美群島のミカンコミバエ防除を初めとして、昭和56年にはウリミバエの防除も開始され、徐々に防除地域を南に広げました。沖縄では、昭和61年にミカンコミバエを、平成5年にウリミバエの根絶を達成しました。その間、病虫害の生態や特性の究明、的確な防除のための高度な技術開発を始め、長年に渡り多くの関係者の努力が注がれました。根絶後も、ミバエ類の再侵入を防止するため、県はウリミバエの不妊虫放飼やミカンコミバエ誘殺テックス板を設置して侵入防止防除に努めるとともに、定期的に寄主果実調査とトラップ調査による侵入警戒調査を行っています。

また、ナスミバエについては、昭和59年に国内で初めて与那国島で発見され、平成22年12月には沖縄本島でも発生が確認されたことから、まん延防止に向け、発生調査等の措置を講じています。

根絶したウリミバエ



写真提供：農林水産省那覇植物防疫事務所

<事例Ⅱ-3：ナスミバエのまん延防止対策の状況>

ナスミバエはナスやトマトなどナス科の果菜類に被害を与える害虫で、主に東南アジアに生息している病虫害です。

与那国島では、平成16年度以降、発生状況調査を行うとともに、寄主果実の除去等の防除を行っており、平成19年9月からは、不妊虫放飼法※による防除を実施しました。その結果、平成21年4月以降ナスミバエの寄生果実が確認されなくなりました。農林水産省は、これまでの調査結果と当該調査に対する専門家の意見を踏まえ、平成23年8月に与那国島におけるナスミバエの根絶が確認されたことを公表しました。

しかしながら、平成22年12月に、沖縄本島でも中部を中心に発生が確認されたことから、沖縄総合事務局は、県、市町村、JAなど関係機関と密接に連携し、県全域の発生確認調査を速やかに実施するとともに、ほ場管理による防除対策の検討、防除対策の啓発・周知等を行っています。

ナスミバエのまん延を防止するため、県や沖縄総合事務局、那覇植物防疫事務所の職員等が、被害果実の除去、薬剤の散布等の防除に全力を挙げて取り組んでいます。

ナスミバエ



被害果実の除去の様子



※ ガンマ線（放射線）を照射し不妊化した虫を野外に放すことで、野生の虫を徐々に減らしていく方法。

(2) 本土に見られない病害虫の防除

沖縄には、本土では見られないアリモドキゾウムシやイモゾウムシ、カンキツグリーンング病といった病害虫が発生しています。そのため、かんしょやかんきつ類の安定生産、品質の向上を図ることができず、農業振興の阻害要因となっています。また、これらの病害虫のまん延防止を図るため、植物防疫法により生のかんしょやエンサイ等の本土への出荷が規制されており、農業だけでなく関連産業の振興にも支障が生じています。このため、県では、アリモドキゾウムシやイモゾウムシの根絶防除事業を久米島及び津堅島で実施し、久米島のアリモドキゾウムシについては、平成25年4月に根絶が達成されました。



一方、イモゾウムシについては、世界的にも研究が進まず、有効なモニタリング法が確立されていない状況となっています。しかし最近になって、ライトトラップの光源の改良が進んだことから、これを活用したより正確な生息密度の推定技術の開発が進められており、今後の根絶防除事業等の推進につながるものと期待されています。

沖縄総合事務局では、県及び那覇植物防疫事務所を構成員とする沖縄地区植物防疫担当者会議を開催してこれら病害虫の防除状況等に関して情報提供に努める等、県の取組を支援しています。



(3) 地域が一体となった防除の推進

近年、沖縄においても昆虫により伝搬される病害が問題となっています。中でも、ミカンキジラミにより伝搬されるカンキツグリーンング病やタバココナジラミにより伝搬されるトマト黄化葉巻病は、病気を媒介する虫が沖縄全域に生息していることから、防除を困難にしています。防除効果を高めるためには、罹病植物の除去と媒介虫の密度抑圧を並行して行うなど地域全体で対策を講じる必要があります。

沖縄総合事務局では、交付金の交付を通じ県が取り組んでいるカンキツグリーンング病対策事業等の支援をしています。

シークワサーの主要な産地である大宜味村では、平成19年11月に村、JA、生産農家及び地域住民により「カンキツグリーンング病対策本部」が設立され、地域を挙げた防除の取組が行われています。



南大東村、宮古島市では、さとうきびの害虫であるハリガネムシ、アオドウガネ、ケブカアカチャコガネ等の防除のため、誘殺灯、交信かく乱、フェロモントラップ、誘引剤含有農薬、植付け・株出し期の農薬施用等を活用した環境に優しい「総合的病害虫・雑草管理 (IPM)」の取組が行われ、害虫被害の軽減、農家の防除費用の負担の減少やさとうきびの増産など、地域一体となった防除の取組が実を結んでいます。

(4) 亜熱帯性作物向けの農薬登録の支援

マンゴーやパパイヤ、ゴーヤーなど亜熱帯性作物は、全国的に生産量が少ないことから、使用できる登録農薬の種類が少なく病害虫防除を効率的に進めることが難しい状況にあります。

沖縄総合事務局は、県等の各関係機関と連携し、沖縄の多様な作物に対する農薬登録の取組を消費・安全対策交付金により支援しています。

<事例Ⅱ-4：久米島でアリモドキゾウムシ根絶達成>

アリモドキゾウムシ（以下「虫」という。）は、サツマイモ（以下「イモ」という。）に大きな被害を与える害虫で、被害を受けたイモは独特の臭気と苦みが生じてしまうため、食用ばかりか、家畜のえさにもすることができなくなってしまいます。

イモの生産振興を図るため、沖縄県は、国の特殊病害虫特別防除事業補助金を活用し、久米島において、平成6年の根絶実証事業を皮切りに平成13年から本格的な根絶事業を開始しました。

根絶方法は、ウリミバエ、ミカンコミバエの根絶でそれぞれ用いられた「不妊虫放飼法」と「オス除去法※」を組み合わせられた方法で行われました。また、根絶を効果的・効率的に進めていくために、フェロモントラップ調査（畑地等にトラップを設置）等を実施し、野生虫の発生状況を把握することで、濃淡を付けた防除を進めました。

この根絶防除で虫の数は順調に減っていきましたが、調査の結果、立入困難な山林部奥に野生虫が残っていることが判明しました。このため、その地域にヘリコプターによる不妊虫放飼、寄主植物の除去、誘殺板の設置等の徹底的な防除を行った結果、遂に久米島で発生していた全ての虫を根絶させることに成功しました。

ヘリによる不妊虫放飼



野生虫発生地域全景



しかし、虫が寄生したイモを島外から持ち込まれると、新たな発生に繋がってしまいます。実際、持ち込みイモが原因と考えられる発生事例もあり、根絶が危ぶまれるような状況もありましたが、徹底的な調査と不妊虫放飼や周辺のイモなどを全て除去する等の防除対策を迅速に行うことで、まん延を未然に防ぎました。また、イモの持ち込みを防ぐため、根絶事業中は、沖縄県及び久米島町が条例を制定し、イモなどの久米島への持ち込みを制限しました。併せて、新聞折り込みチラシによる呼びかけや沖縄県による久米島内の小学校での出前授業等、地域住民や県民に対する広報活動を徹底しました。

以上のような取り組みの結果、久米島の全域から虫を根絶させることに成功し、世界初の快挙である不妊虫放飼法による虫の根絶が達成されました。

今後、久米島町においては、イモが島の特産品として、生産拡大が図られ大きな目玉となることが期待されています。また、この久米島での根絶事業で得られた経験を活かして、県内の各地で虫の防除が進められ、高品質なイモの生産が県内各地に広がることを期待されています。

（写真：那覇植物防疫事務所提供）

※ オスが引きつけられるフェロモンと呼ばれる物質と殺虫剤を染みこませた誘殺板を野外に設置し、虫の密度を減らす方法。

第9節 農作業事故の防止の推進

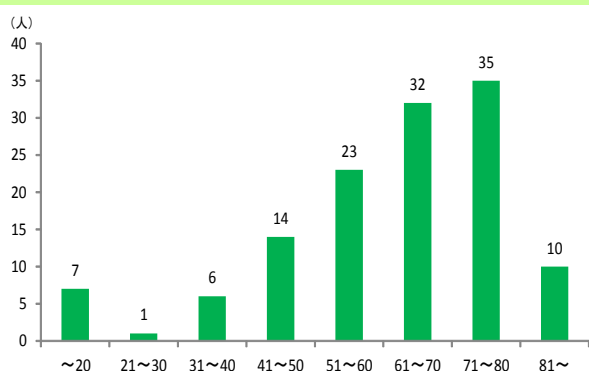
(1) 農作業事故の概況

農作業中の死亡事故は、全国では毎年400件程度発生しており、その数が減少していないことから、大きな問題となっております。

沖縄では、昭和47年の復帰以降、これまでに128件の死亡事故が発生しており、特に基幹作物であるさとうきびの収穫、春植えを行う2月～5月の繁忙期に全体の5割弱が集中的に発生しています。また、死亡事故全体の7割が60歳以上の高齢者となっております（図Ⅱ-19、20）。

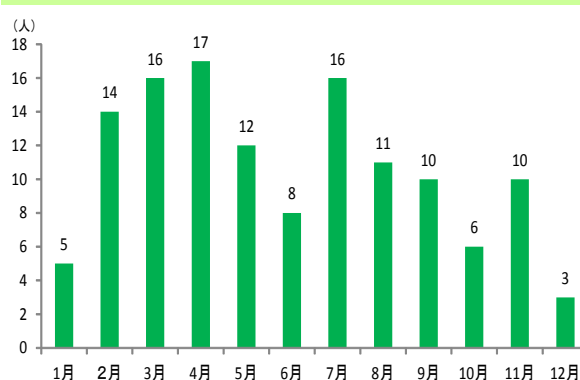
死亡事故の発生状況としては、トラクター、耕うん機などの農業機械の作業中のものが全体の5割を占めており、高齢者の農業機械での作業中の事故をいかに防止するかが大きな課題となっております。

図Ⅱ-19 年齢別死亡件数（昭和47～平成24年）



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農業機械」

図Ⅱ-20 月別死亡件数（昭和47～平成24年）



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農業機械」

(2) 農作業事故の防止に向けた取組

沖縄県では、農業機械の利用技能の向上と安全対策を組織的に推進するため、農業機械士協会との連携のもと、毎年5月と11月を農作業安全運動月間として定め、広く県民に、特に農家に対して、ポスター配布、県広報（ラジオ、HP等）、JA広報誌を活用した安全意識の啓発・普及を行っています。

沖縄総合事務局でも、県、沖縄県農業機械化推進協議会が行う安全講習会、啓発活動等の「農作業安全運動」について、農作業安全推進のためのポスター、パンフレット、ステッカーの配布等について支援を実施しています。

また、万が一事故が発生した場合に備えて、県、農業機械士協会においては、農業機械士傷害保険への加入促進に取り組んでいます。全国で約1,600件の加入のうち、沖縄では184件の加入があり、加入が進んでいますが、今後とも加入促進を図っていくことが必要となっております。

標識の設置（農耕車注意）



無事カエル！ステッカー



第10節 鳥獣被害対策の取組

(1) 沖縄における鳥獣被害の現状

野生鳥獣による農作物等への被害は、生息域の拡大等により全国的に深刻な状況です。

沖縄における被害は、本島北部地域でのカラスやイノシシによるパインアップル及びタンカン等への食害、本島南部地域でのシロガシラによるレタス、スイートコーン等への食害等に加え、宮古、八重山においても、ネズミやイノシシ、外来生物のクジャク等による農作物被害が発生しています。最近5年間の被害額は、2億円程度で推移しています(図Ⅱ-21)。

沖縄では鳥類による被害が多いことが特徴で、平成23年度ではカラスの被害が最も大きく、全体の半分以上を占めています。

平成23年度は、シロガシラの被害が減少していますが、台風等の自然災害の影響で生息域でのエサが少なくなったこと等を背景に、カラス、イノシシによる農作物被害は増加傾向にあり、農業生産振興の妨げとなっています。

(2) 被害防止対策の取組

① 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援

農林水産省では、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が自ら作成した被害防止計画により実施する個体数調整(猟銃や捕獲罠での捕獲)、侵入防止柵・緩衝帯設置の取組を鳥獣被害防止総合対策交付金により支援しています。

沖縄においても、本島北部地域を中心としたカラスやイノシシ、本島南部のシロガシラの個体数調整の取組等に対して支援しているほか、野菜・果樹用の被害防止ネット施設等の施設整備に対しても支援を行っています。

② その他の取組

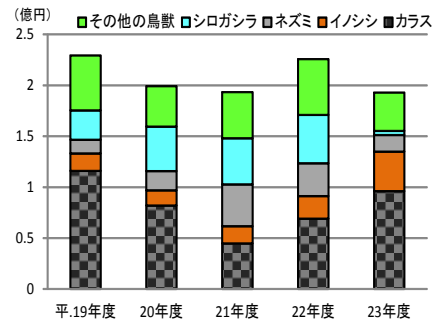
本島北部地域においては、パインアップルやタンカン等の柑橘類を中心にカラスによる被害が広域的に発生しており、北部地域全体で広域連携した取組が求められています。このため、沖縄県では、これまでの各市町村単位の取組から市町村が連携した効果的な捕獲の実施に向け検討を進めています。

なお、平成25年1月には本部半島全域、2月には国頭村、東村、大宜味村において沖縄県猟友会を中心に各市町村、JAが連携し、カラスの猟銃駆除活動が行われています。

パインアップルの被害状況(カラス)



図Ⅱ-21 鳥獣別被害額の推移



資料：沖縄県農林水産部調べ

カラスの捕獲罠(国頭村)



沖縄県猟友会による駆除活動



第3章 畜産業の振興



左上：

牧草を収穫機械で収穫し、ロール状にしたものをラップフィルムで密封したラップサイレージ
(竹富町)

右上：

第10回全国和牛能力共進会（平成24年10月長崎県）へ出品された沖縄県代表牛5頭（種牛の部）及び関係者

左下：

ニュージーランド産で肉量の多い「ボア種」の山羊（中城村）

右下：

県内8家畜市場において、セリの模様をインターネットで全国配信する「家畜市場伝達・提供システム」稼働式の様子（平成25年4月）
(石垣市)

第1節 畜産

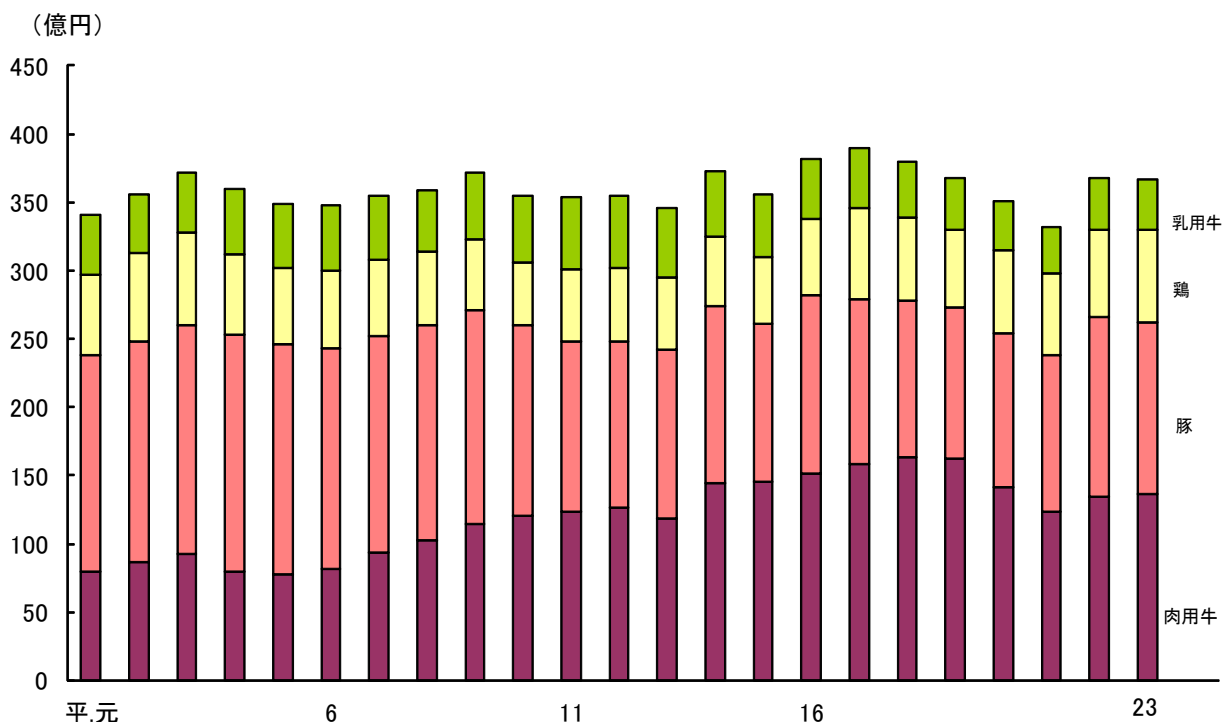
沖縄の畜産業は、本土復帰以降、順調な発展を遂げ、現在では、農業産出額の約4割を占めるなど、沖縄農業の中で重要な地位を占めています。平成23年の産出額は370億円で、これを畜種別にみると、肉用牛が136億円（37%）で最も多く、次いで豚が126億円（34%）、鶏が68億円（18%）、乳用牛が37億円（10%）となっています。

本土復帰以降、豚は、飼養技術の向上や養豚団地の整備等により、飼養頭数が増加したため産出額が増加し、畜産の中でも最も産出額が高く、200億円弱で推移していましたが、飼養地域の混住化等を背景とした環境問題、後継者不足等の問題等から飼養戸数及び頭数が減少しました。近年は、経営の安定化を図るため、預託経営が増え、その結果、飼養規模を拡大し、生産量を増加させる農家が増えたことから微増傾向にあります。

一方、肉用牛の産出額は増加傾向にあり、現在では豚の産出額を上回り、本土復帰直後と比較しても大きく伸びています。その理由としては、

- ① 食生活の変化による牛肉需要の高まりや子牛の価格安定対策等により子牛の飼養頭数が増大したこと
 - ② 草地基盤整備が進められ、亜熱帯性気候を活かした生産性の高い飼料生産が展開できたこと
 - ③ 機械化やコントラクター（農作業受託組織）等の活用により、投入する労働力を大幅に軽減できたこと
- 等が挙げられます（図Ⅲ－1）。

図Ⅲ－1 畜種別産出額の推移



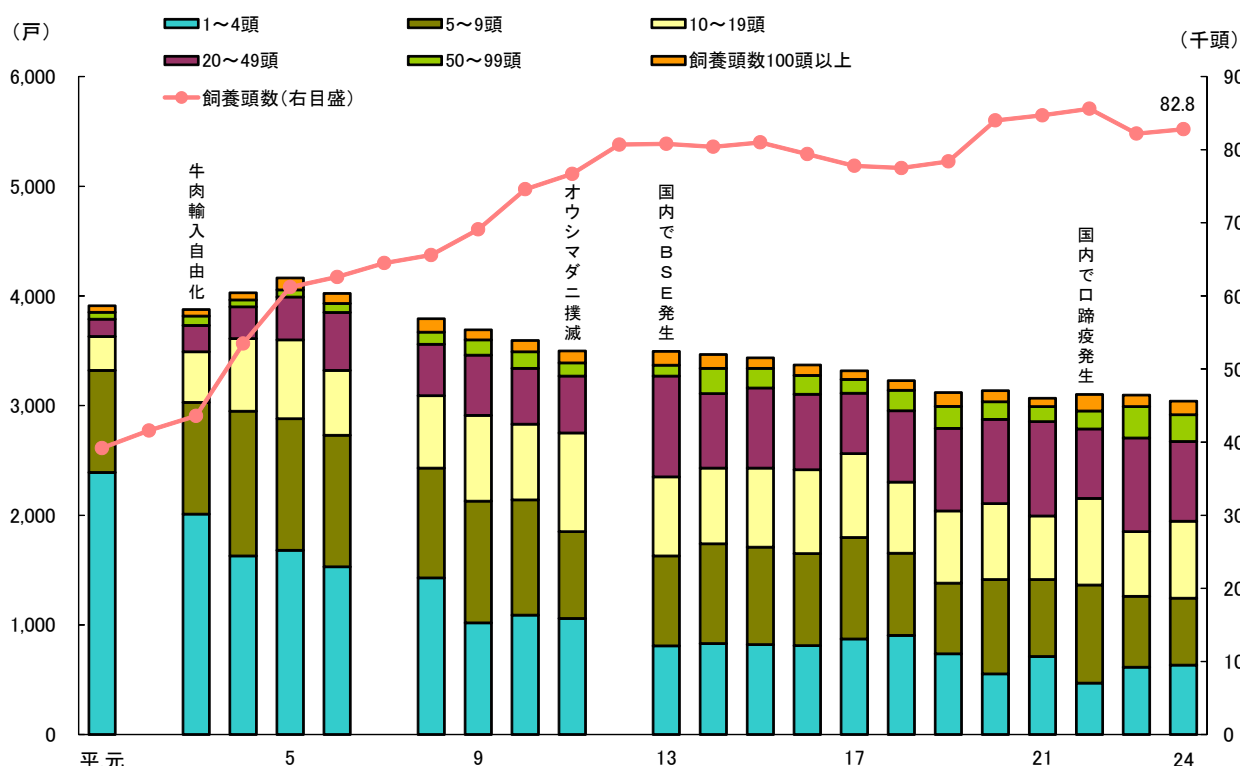
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(1) 肉用牛

肉用牛については、亜熱帯性気候で牧草の単収が高いこと等を背景に、子牛の価格安定対策等の実施、飼料生産基盤や施設整備の進捗などにより、飼養頭数が増加しています。一方、飼養戸数は、後継者問題等から小規模層（飼養頭数1～4頭）の大幅な減少により、減少傾向で推移しています（図Ⅲ－2）。

1戸当たり飼養頭数は、平成24年は27.1頭と全国の41.8頭を下回っています。他方、子取り用雌牛の割合は60.3%と、全国の23.6%に比べ高く、繁殖牛経営が多くなっていることが特徴です（表Ⅲ－1）。

図Ⅲ－2 肉用牛の頭数規模別飼養戸数及び飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

表Ⅲ－1 肉用牛の飼養戸数・飼養頭数（平成24年）

（単位：戸、頭、%）

	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄	3,050	82,800	27.1
全国	65,200	2,723,000	41.8

	飼養頭数	子取り用雌牛飼養頭数	子とり用雌牛の割合
沖縄	82,800	49,900	60.3
全国	2,723,000	642,200	23.6

資料：農林水産省「畜産統計」

< 第10回全国和牛能力共進会 優等賞5席（第6区） >

和牛能力共進会は5年に一度開催されることから「和牛のオリンピック」とも称され、全国の優秀な和牛を一堂に集め改良成果を競うものです。

平成24年10月に長崎県で開催された第10回大会では、各道府県から選抜された480頭が出品、その中に沖縄県からは10頭の牛（種牛（生体）の部：5頭、肉牛（枝肉）の部：5頭）が出品され日頃の改良の取組を披露しました。結果は、出品区分9部門のうち、母、娘、孫娘の三代にわたる改良成果を競う第6区の高等登録群において、久米島町から出品された1群（3頭）が県勢で過去最高の賞となる「優等賞5席」を獲得し、沖縄の改良技術が全国で高く評価されました。

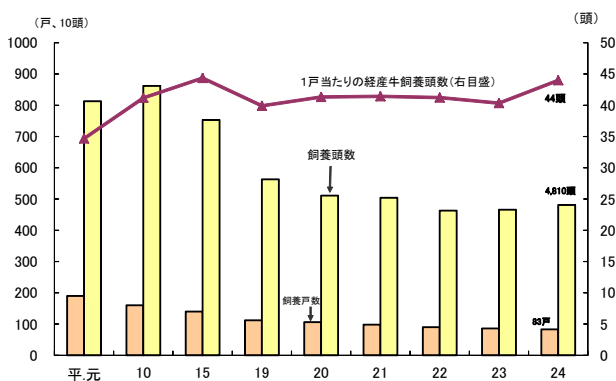


(2) 乳用牛

乳用牛については、昨今の配合飼料価格等の高騰による経営のひっ迫や高齢化、後継者不足等といった要因から農家戸数及び飼養頭数ともに減少傾向で推移してきましたが、ここ数年の飼養頭数は微増傾向にあり、平成24年の飼養戸数は83戸、飼養頭数は4,810頭となっています。また、1戸当たりの経産牛（搾乳牛＋乾乳牛）の飼養頭数は44.0頭で、北海道を除く都府県平均の34.9頭を上回っています（図Ⅲ－3）。

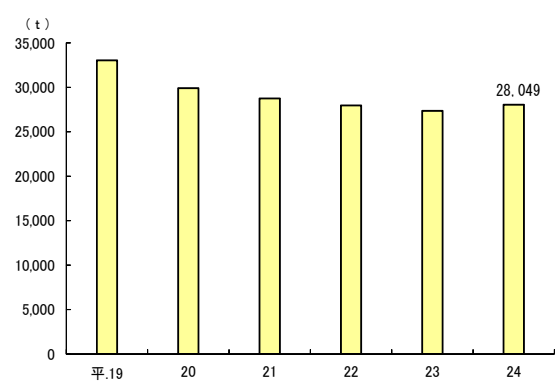
生乳生産量は、飼養頭数増を要因として、これまでの下げ基調から、増加へ転じ、平成24年の生乳生産量は28,049トンとなっています（図Ⅲ－4）。

図Ⅲ－3 乳用牛の飼養頭数等の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

図Ⅲ－4 生乳生産量の推移（年次）



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

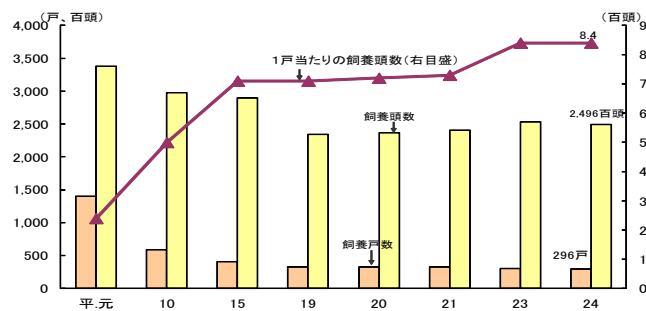
注：24年は月報値より集計。

(3) 豚

豚については、混住化の進展等を背景とした畜産環境問題、農家の高齢化及び配合飼料価格等の高騰を背景として、飼養戸数は、昭和48年の17,300戸をピークとして、小規模飼養層を中心に大幅に減少しており、平成24年は296戸となっています。(図Ⅲ-5)

また、飼養頭数も減少傾向にあり、平成24年は249,600頭、1戸当たりの飼養頭数も、843頭と全国(1,667頭)に比べても低い状況にあります。(表Ⅲ-2)

図Ⅲ-5 豚の飼養戸数及び飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

表Ⅲ-2 豚の飼養戸数・飼養頭数(平成24年)

	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄	296 戸	249,600 頭	843 頭
全国	5,840 戸	9,735,000 頭	1,667 頭

資料：農林水産省「畜産統計」

<沖縄初の系統造成豚「オキナワアイランド(ランドレース種)>

沖縄県は、3元交雑豚の起点となるランドレース種的能力向上を目的として、家畜改良センターにおいて県内初の試みとなる豚系統造成(遺伝的に優れた育種改良手法)を平成16年度から取り組み、県内の優良種豚及びスウェーデンから導入したランドレース種を基礎豚として、8年余の歳月の中、7世代にわたり改良・選抜を行い、能力にバラツキがなく(遺伝的に斉一)、さらに高能力を有する系統造成豚を平成24年5月に完成させました。7月には日本養豚協会より正式に系統豚として認定され、島国である沖縄のアイランドと、ランドレース種のランド、また、広く愛されるように愛(アイ)ランドの意味を込めて系統名は「オキナワアイランド」とされました。

「オキナワアイランド」は、1日平均増体重の増加、1腹総産子数の増加等、4項目を主要改良形質として改良が行われ、その結果、以下のような改良成績を挙げており、今後、オキナワアイランドを活用した県産豚のブランド化に期待されています。

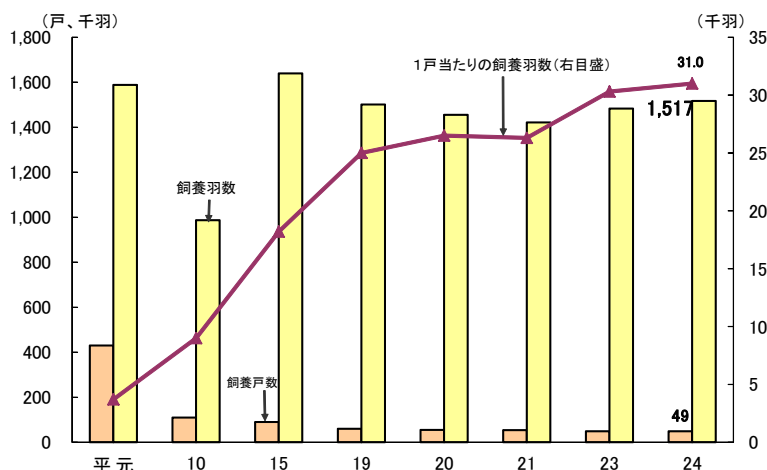
改良形質	改良前	改良後
1日平均増体重(g)	838	953
1腹総産子数	9.6	10.9
背脂肪圧(cm)	2.3	1.9
ロース断面積(cm ²)	32.2	37



(4) 鶏

採卵鶏については、後継者不足や環境問題等から、飼養戸数は減少傾向で推移してきましたが、平成24年は前年と同じ49戸となっています。飼養羽数についても減少傾向で推移してきましたが、前年から増加に転じて平成24年は1,517千羽となっています。また、1戸当たりの飼養羽数は、31.0千羽と全国（62.3千羽）の約半分となっています（図Ⅲ－6、表Ⅲ－3）。

図Ⅲ－6 採卵鶏の飼養戸数等の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

表Ⅲ－3 採卵鶏の飼養戸数・飼養羽数（平成24年）

	飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり飼養羽数
沖縄	49戸	1,517千羽	31.0千羽
全国	2,810戸	174,949千羽	62.3千羽

資料：農林水産省「畜産統計」

(5) 山羊

沖縄では、古くから続く山羊肉の食文化がありますが、近年、生産者の高齢化や低価格山羊肉の輸入等により、飼養戸数及び頭数ともに減少傾向にあります。（特集第3節参照）

表Ⅲ－4 山羊の飼養戸数・飼養頭数（平成23年）

	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄	1,420戸	8,656頭	6.1頭

資料：沖縄県農林水産部「家畜・家きん等の飼養状況調査」

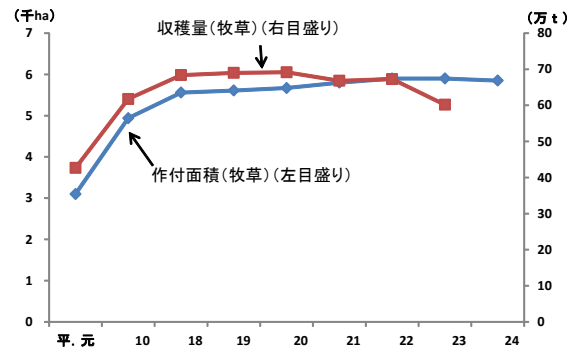
(2) 自給飼料の生産拡大

配合飼料価格が高い水準で推移している現状においては、輸入飼料に依存せず、国内の飼料自給力を高めていくことが重要であり、沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画（平成32年度目標）では、亜熱帯性気候を活かして、飼料自給率を平成22年の56%から60%へ増加させることとしています。

自給飼料の生産拡大については、復帰以降、肉用牛の生産振興を目的として、八重山地域を中心に草地開発整備事業等が逐次実施されたことから、飼料作物の作付面積は年々拡大し、平成24年産では5,850haとなっており、このほとんどが牧草です（図Ⅲ-9）。

引き続き、県内の自給飼料の生産拡大のため、県内各地域で草地開発整備を進めていきます（事例Ⅲ-1）。

図Ⅲ-9 牧草等の作付け面積等の推移



資料：農林水産省「作物統計」

注：平成24年産は収穫量調査の調査対象でなかったため、収穫量のデータはなし。



<事例Ⅲ-1：補助事業による草地等の整備>

沖縄総合事務局では、八重山地域における畜産主産地の形成の推進等を目的として、平成25年度から28年度までの間、「やいま地区」で草地畜産基盤整備事業を行います。

本事業では、石垣市の北東半島部を中心に、原野、耕作放棄地といった未利用・低利用地を56.6haの草地へ整備し、規模拡大に伴い必要となる畜舎、乾草庫、たい肥舎等施設を併せて整備することで地区の飼料自給率の向上、耕作放棄地の解消を図り、効率的・安定的な経営体を育成することとしています。

【事業概要等】

事業参加者数 11戸、総事業費 6億3千万円（うち国費4億2千万円）
草地造成改良45.5ha、草地整備改良11.1ha、畜舎、乾草庫、たい肥舎 等

整備予定農地（石垣市）



第3節 畜産環境対策の取組

県内の畜産業が発展する一方、畜産経営に伴う環境への影響が懸念されています。特に市街地の拡大により地域住民と畜産農家の混住化が進んでいる沖縄本島中南部等では、住民から悪臭や水質汚濁を中心に苦情が寄せられています。

このため、畜産業の振興に併せて、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることが重要になっています。

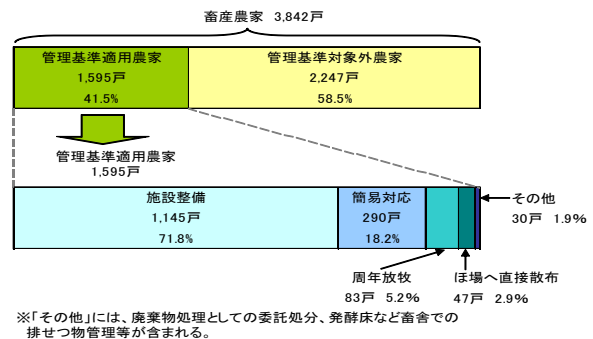
このような状況の下、平成11年7月に家畜排せつ物法*1が制定され、畜産業を営む者は、農林水産大臣が定める管理基準（排せつ物の管理施設は、床を不浸透性の材料とすること等）に従って家畜排せつ物を管理することとなりました。

このため、畜産農家へ同法の周知徹底を図るとともに、たい肥舎等関係施設の整備を促進し、特に、管理基準の不適合農家に対しては、県が指導・助言等を行うことにより、改善を促してきました。

この結果、今では管理基準が適用される1,595戸*2の全農家が管理基準に適合し(平成24年12月1日現在)

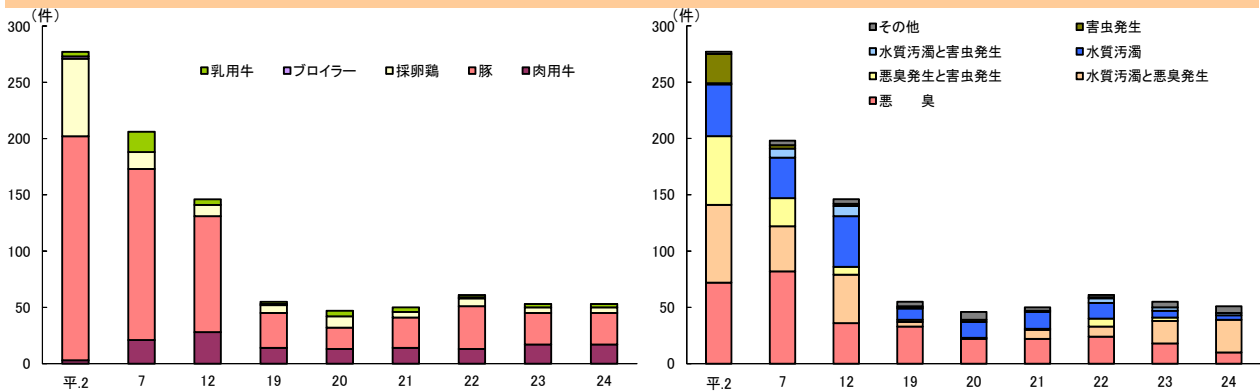
(図Ⅲ-10)、沖縄における畜産経営に起因する苦情発生件数も、減少傾向にあります。畜種別にみると、養豚に対する苦情が27件と全体の約53%を占め、苦情種別にみると、水質汚濁、悪臭及びこれらの複合要因が45件と全体の約90%を占めています(図Ⅲ-11)。

図Ⅲ-10 家畜排せつ物法管理基準対応状況



資料：沖縄県農林水産部「平成24年度家畜排せつ物法施行状況等調査」

図Ⅲ-11 苦情発生件数（左：畜種別、右：苦情種別）



資料：沖縄県農林水産部「平成24年度畜産経営に起因する苦情発生状況調査」

*1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）

*2 家畜排せつ物法の管理基準は、牛10頭、豚100頭、鶏2千羽以上を飼養する農家等に適用。

第4章 食料産業の振興



左上：

維持管理コストの低減に役立っている宮古島地下ダムの風力発電設備
(宮古島市)

右上：

島豆腐の製造に取り組む6次産業認定事業者
(今帰仁村)

左下：

農産物販売所「ファーマーズマーケット与那原・あがりはま市場」における「春の収穫祭」(与那原町)

右下：

再生可能エネルギーとして期待されているメガソーラー実証研究設備
(宮古島市)

第1節 農林水産業の6次産業化の推進

(1) 農林水産業の6次産業化の意義

我が国の農林水産業は、農林水産物の安定的な供給や国土の保全等の機能を発揮することにより、農山漁村の活力に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献してきました。

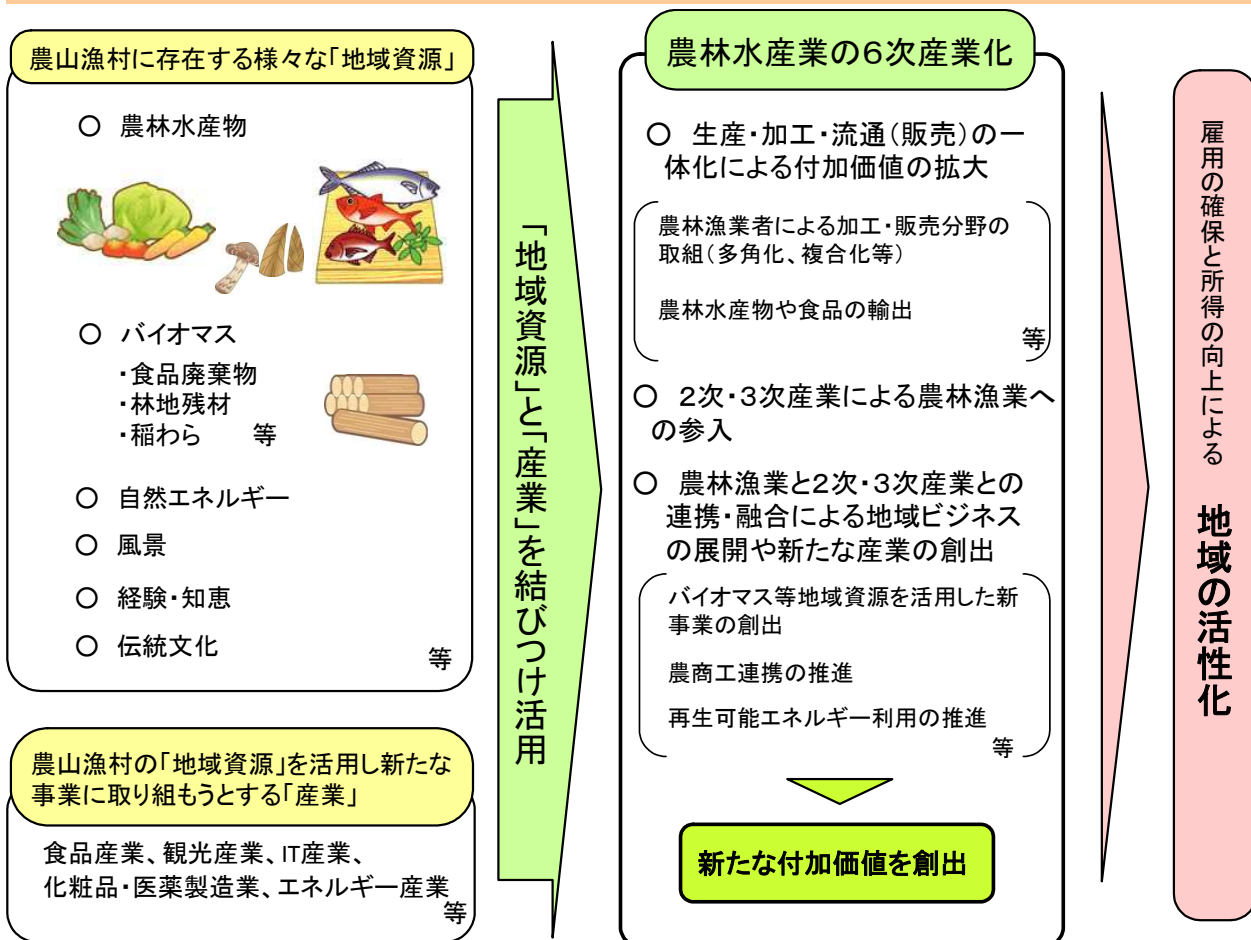
しかしながら、農林漁業者の減少・高齢化、生産農業所得の低下、農地や森林の荒廃、水産資源の減少など、活力が著しく低下するとともに、農山漁村を含む地域社会の維持・存続も危ぶまれる状況にあります。

このため、1次産業の農林水産業と、2次産業の製造業、3次産業の小売業、観光業、サービス産業等との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村に存在する農林水産物等の多様な地域資源と食品産業等を結びつけて活用し、新たな付加価値を創出する「6次産業化」(1×2×3=6)の取組が重要となります。

農林水産業の「6次産業化」の取組により、農林水産業の持続的かつ健全な発展を可能にし、雇用の確保と所得の向上による地域の活性化や、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等を図ることが期待されています(図IV-1)。

農林水産省では、6次産業の市場規模1兆円(平成22年度)を、平成32年度までに10兆円とすることを政策目標に掲げ、6次産業化の推進に取り組んでいます。

図IV-1 農林水産業の6次産業化のイメージ



資料：農林水産省資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

(2) 沖縄における6次産業化の重要性

沖縄においては、亜熱帯気候等の地域特性を生かし、さとうきび、マンゴー、パイナップルをはじめとする熱帯果樹、紅いもや田芋、肉用牛・豚、モズク等の農林水産物や、それらに由来するバイオマス、貴重なサンゴ礁が広がる海等の風景、集落の伝統的慣習や組踊等の伝統文化など、魅力ある多様な地域資源が豊富に存在しています(図IV-2)。



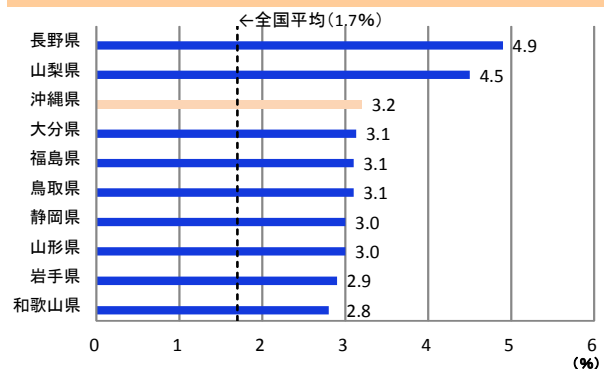
一方、沖縄は、本土から遠隔地にある離島のため、物流のハンディが大きく、本土のような主たる製造業が存在せず、観光業、食品産業(流通業、食料品製造業、外食・中食産業)の位置付けが高いという、独特の産業構造になっています。

例えば、魅力ある沖縄の豊富な観光資源を背景に、第3次産業(サービス業)従業者数に占める宿泊業従業者数の割合が3.2%で全国3位となるなど、全国平均(1.7%)を大きく上回っています(図IV-3)。

また、農林水産業が盛んなため、製造業の出荷額に占める食料品製造業の出荷額の割合が24.8%で全国3位、第3次産業である卸売業・小売業の従業者数に占める食料品の卸売業・小売業の割合は、43.4%で全国1位と、全国平均(8.3%、32.2%)を大きく上回っています(図IV-4、5)。

こうしたことから、沖縄においては、地域経済の基幹である農林水産業と観光業、食品産業との連携等により、新たな付加価値を創出する6次産業化の取組が他地域にも増して重要となっています。

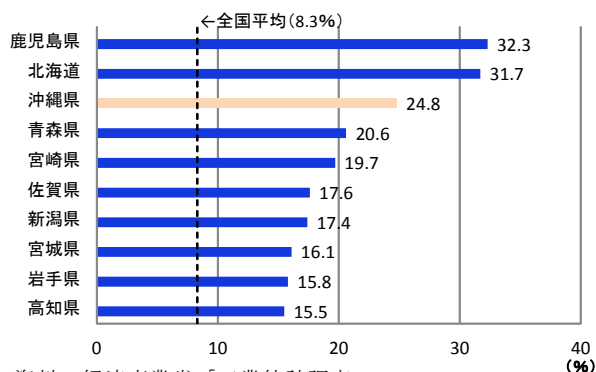
図IV-3
第3次産業従業者数に占める宿泊業従業者数の割合
(平成21年、上位10県)



資料：総務省「経済センサス 基礎調査」

注：第3次産業従業者には、公務員を含まない。

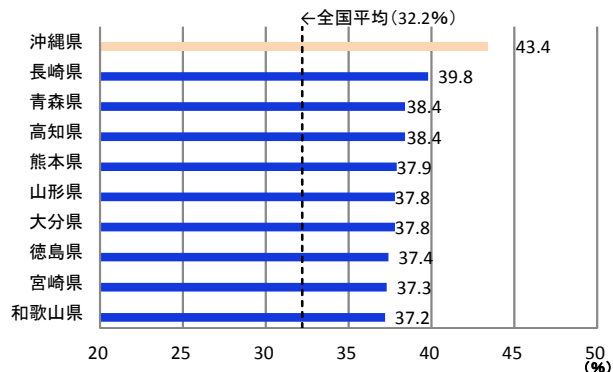
図Ⅳ-4
製造業出荷額に占める食料品製造業出荷額の割合
(平成22年、上位10道県)



資料：経済産業省「工業統計調査」

注：食料品製造業出荷額に飲料、たばこ、飼料は含まれない。

図Ⅳ-5
卸売業、小売業従業者数に占める食料品卸売業、
小売業従業者数の割合 (平成21年、上位10県)



資料：総務省「経済センサス 基礎調査」

注：食料品に飲料、たばこ、飼料は含まれない。

<事例Ⅳ-1：農林漁業者による6次産業化>

国頭村の農業生産法人（有）アンビシヤスは、豚（デュロック種）に猪をかけ合わせた種に、さらに猪をかけ合わせた種（同法人ではこれを「猪豚」と呼んでいます）を、毎月約5頭のペースで生産しています。全体の飼養頭数は80頭規模で推移しており、生産した猪豚肉は主に県外に出荷しています。

「猪豚」は、県内では国頭村のみで生産しており、まだまだ県内での認知度が低いことから、同法人では独特の歯ごたえと甘みのある猪豚肉の販路拡大と、ハムやソーセージ等の加工品の開発を図ることとして、平成24年度に六次産業化・地産地消費※に基づく総合化事業計画の認定を受けました。

その後、国の6次産業推進地域支援事業を活用し、パッケージデザインの開発の一環として、精肉等の商品名を「国頭命豚（くんじゃんぬちぶた）」とネーミングするとともに、猪豚肉を利用したソーセージ等を試作し、商談会に出展して販路開拓に取り組みました。

商談会での評判もよかったことから、今後は、加工・販売施設や食材提供施設を整備し、自社で加工品を製造・販売していく体制を整備することとしています。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）

猪豚の飼養状況



猪豚肉を利用した加工品



<事例Ⅳ－２：６次産業化の取組>

名護市の農業生産法人(株)クックソニアは、平成23年度に六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受け、「やんばるスパイス及び農産物を活用した商品開発とフードサービス事業」を実施しています。

「やんばるスパイス」は自社や連携農家が生産するウコン、ショウガ、島とうがらし等の「やんばる」産原料を58%使用した香辛料で、名護市内を中心とした飲食店等へ販売しています。

平成23年度には「やんばるスパイス」を使用したレトルトカレーを開発し、平成24年7月に沖縄県内北部の直売所等で販売を開始しました。

今後は、「やんばるスパイス」の沖縄県産比率を向上させるとともに、加工施設を導入し、自社で商品を加工することで、高付加価値化、生産コスト削減を図ることとしています。

やんばるスパイス関連商品



(3) 6次産業化の支援

これまで農林漁業者を含む多様な主体により、6次産業化の取組が行われてきました。こうした6次産業化の取組に対して、国は、予算措置等により支援してきましたが、6次産業化の取組をさらに拡大させていくためには、今後とも生産・加工・販売を一体的に実施する農林漁業者の取組を支援していく必要があります。

平成22年12月には、六次産業化・地産地消法が制定（平成23年3月全面施行）され、6次産業化に取り組む意欲のある農林漁業者に対する総合的な支援体制を整備するとともに、同法に基づく支援措置を実施しているところです。

① 農林漁業者に対する総合的な支援

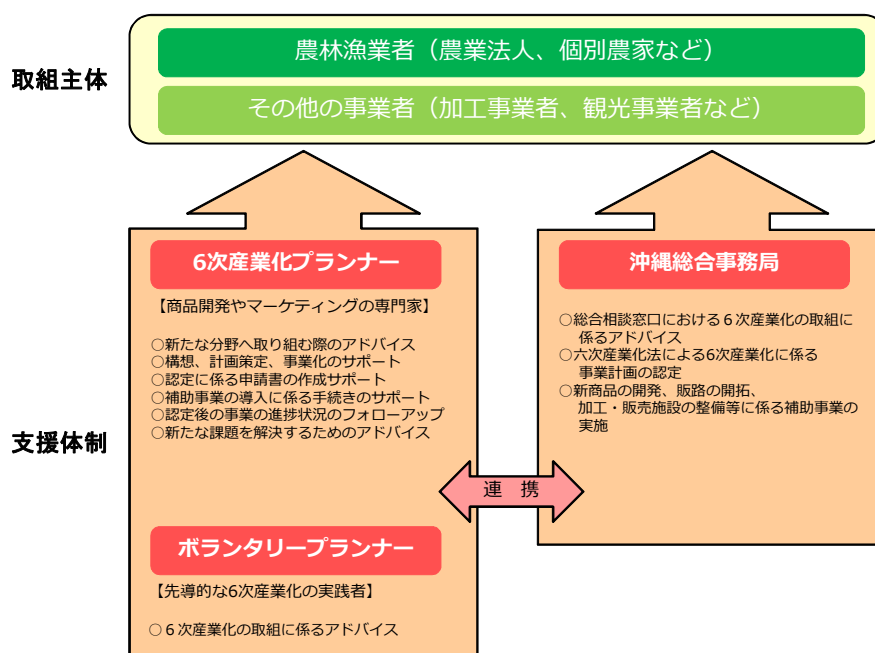
農林漁業者が新たに加工・販売を行おうとする場合、「商品開発の知識がない」、「販路が分からず、農家ではリスクを負えない」等の理由から不安を感じたり、「六次産業化・地産地消法の認定を受けたいが、計画書の申請手続きが分かりにくい」等の理由から取組をためらうといった課題があります。

このため、国では地域の実情に応じ、総合的な支援体制を構築し、取組の検討段階から、計画策定の支援や、認定後のフォローアップを行っています。

具体的には、沖縄総合事務局に農林漁業者の相談に親身に対応するための総合相談窓口を設置し、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者の相談にのるとともに、六次産業化・地産地消法による認定や補助事業の実施により、新商品の開発や販路の拡大等の取組を支援しています。

また、国、県、市町村の行政では手が届かないビジネス分野のアドバイスができる民間の専門家として、6次産業化プランナーを配置するとともに、農林漁業者の身近に存在する先導的な6次産業化の実践者をボランティア・プランナーとして農林水産大臣が任命し、6次産業化に取り組む際のアドバイス、6次産業化・地産地消法の認定に向けた構想の策定、申請書の作成にかかるサポート、認定後のフォローアップ等の活動を実施しています（図Ⅳ－6）。

図Ⅳ－６ 6次産業化に取り組む農林漁業者に対する総合的な支援



② 六次産業化・地産地消法による支援

ア 概要

六次産業化・地産地消法は、農林漁業者等が、農林水産物やバイオマス等の副産物の生産と、その加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を作成し、国から認定を受けた場合に、認定を受けた農林漁業者等やこれに協力する民間事業者に対して、様々な支援を行うものです。

また、民間事業者や研究機関等が、総合化事業活動に資する研究開発やその成果を利用する事業活動に関する計画（研究開発・成果利用事業計画）を作成し、国から認定を受けた場合に、民間事業者等も支援の対象となります（表Ⅳ－1）。

表Ⅳ－1 六次産業化・地産地消法の対象者

事業計画名	対象者
総合化事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者（法人も含む。） ○ 農林漁業者の組織する団体（協同組合等） ※ 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者は、事業計画の作成主体にはなれませんが、支援対象となることができます。
研究開発・成果利用事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業（NPO法人も含む。） ○ 大学・試験研究機関 ○ 地方公共団体 他

イ 支援措置

国から認定を受けた総合化事業計画や、研究開発・成果利用事業計画に基づいて事業活動を行う農林漁業者や民間事業者等は、各々の事業計画に準じて、農業改良資金融通法の特例、種苗法の特例等の法律上の支援を受けることができます（表Ⅳ－2）。

この他、新商品の開発や販路拡大の取組に対する補助事業における補助率のかさ上げや、短期運転資金の貸付等の予算上の支援措置を受けることができます。

表Ⅳ-2 六次産業化・地産地消法により認定された事業活動に対する主な法律上の支援措置

事業計画名	特例の内容	法律名
総合化事業計画	○ 農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を促進事業者にも拡大	農業改良資金融通法等
	○ 償還期限（10年以内→12年以内） 据置期間（3年以内→5年以内）の延長	
	○ 指定産地外であっても指定野菜のリレー出荷による契約取引に対し交付金を交付	野菜生産出荷安定法
	○ 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化	農地法 都市計画法等
	○ 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加	食品流通構造改善促進法
研究開発・成果利用事業計画	○ 新品種の品種登録に要する出願料等を1/4に減免	種苗法
	○ 研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化	農地法
	○ 食品の加工・販売に関する研究開発・成果利用に必要な資金を債務保証の対象に追加	食品流通構造改善促進法

ウ 認定状況

総合化事業計画については、平成24年度は全国で1,298件認定され、このうち沖縄においては42件が認定されており、沖縄は経済規模等からみて認定件数は多いといえます。これは、本土にない多様な農産物があること、観光客の土産物も含めて食品加工業が盛んであること、輸出を視野に入れた場合、成長市場であるアジア市場に近いという優位性があること、などが背景にあると思われる、県全体での6次産業化への関心が高いことがうかがえます。また、平成25年度は5月31日に2件の総合化事業計画が認定され、この結果、認定件数の合計は44件（全国1,478件）となりました（表Ⅳ-3、4、5）。

今後は、引き続き認定を推進するとともに、様々な支援を通じて、沖縄における農林水産業の6次産業化の更なる進展に取り組んでいきます。

表Ⅳ-3 平成23年度認定総合化事業計画（沖縄）

事業名	事業者	市町村
マンゴー、プーゲンピレア等を利用した商品の加工・販売及び観光農園事業	農業生産法人有限会社大嶺ファーム	宮古島市
高付加価値を目指す久米島産農産物を利用した新商品群の開発及び観光路拡大	農業生産法人有限会社南の風	久米島町
沖縄県産の小麦・米粉・大豆等を使った加工品の販売や農業体験などを実施する総合的な教育ファーム事業	農業生産法人株式会社あいあいファーム	今帰仁村
やんばるスパイス及び農産物を活用した商品開発とフードサービス事業	農業生産法人株式会社クックソニア	名護市
エコフィードを活用した県産豚ブランド化事業	農業生産法人株式会社みどりファーム	八重瀬町
循環型農畜産業と自社加工・販売施設経営	農業生産法人有限会社やえやまファーム	石垣市
太径種サトウキビ（P0J2725号）を使用した黒糖及び熱帯果実使用の商品開発・加工及び販売事業	合同会社農業生産マティダファーム	宮古島市
「石垣黒鶏」による石垣島ブランドの確立と関連商品の全国展開へ向けての取組	株式会社うづんファーム	石垣市
沖縄県産果実の安定生産及び販売体制の構築	農業生産法人有限会社沖縄農芸 有限会社沖縄アロエ	今帰仁村 名護市

地域の特産品であるシークワサーの残渣を利用した商品の加工・販売事業	株式会社夢感動ファーム	大宜味村
パインアップルを基軸とした循環型農業の推進によるパインアップル、アグー交配豚、黒毛和種の生産、並びに加工品開発・販売	有限会社カナンおきなわ	東村
勝山シークワサーをメイン商品とした商品開発・加工・直売所事業	有限会社勝山シークワサー	名護市
パッションフルーツ、黒糖を原料とした商品の加工・販売、ファーマーズレストランの経営及び主に子供を対象とした農業体験を受け入れる体験型観光農園化事業	農事組合法人うるま農場	うるま市
伝統的島野菜等の生産、1次加工品等の製造販売・商品開発	株式会社農業生産法人西原ファーム	西原町
沖縄県産養殖魚（ミーバイ、琉球スギ等）を利用した加工製品の開発及び加工販売	久米水産株式会社	那覇市
大豆、バレイショ等の農作物を利用した新商品の開発および加工・販売事業	株式会社グリーンフィールズ	糸満市
アロエ、糖蜜等沖縄県産農産物を飼料に混合した豚の生産化と自社加工・商品開発・販売事業	農業生産法人株式会社福まる農場	南風原町
宮古島の「鈴かぼちゃ」「ミニトマトアイコ」などを素材とした、商品開発及び加工・販売事業	農事組合法人まるごと宮古島	宮古島市
石垣島パインアップルによる冷凍加工事業と直売所事業	株式会社農業生産法人石垣島SUNファーム	石垣市
自社牧場から生産する牛乳、牛肉及び牛糞堆肥を使い、無農薬・無化学肥料の農産物と地元農産物を利用した循環型農業をめざす、新たな加工・販売事業	農業生産法人有限会社伊盛牧場	石垣市
沖縄県の特産品に成り得る純国産珈琲の加工製造販売事業	農業生産法人合資会社SK石垣島珈琲園	石垣市
石垣県産未利用植物ピパーズ（長胡椒）の栽培技術確立、生産拡大及び他用途活用による商品開発・販売事業	東郷清龍、平田直樹、藤原政之	石垣市
「与那国X」地鶏ブランド化事業	農業生産法人株式会社与那国Xプロジェクトカンパニー	与那国町

表Ⅳ-4 平成24年度認定総合化事業計画（沖縄）

事業名	事業者	市町村
自社農園の「猪豚」を活用した加工・販売事業	農業生産法人有限会社アンビシヤス	国頭村
伝統的島野菜クワンソウを活用した新商品開発、加工製造及び観光農園事業	農業生産法人株式会社 今帰仁ざまみファーム	今帰仁村
モズクを活用したスイーツ、調味料等の加工食品開発・製造・販売	イトサン株式会社	糸満市
自社生産の豚のブランド化に向け、加工品・新商品開発及び直営店での自社豚専門店販売促進事業	ヨギファーム	読谷村
沖縄産珈琲と果肉及び葉を活用した新商品の開発、販売事業	農業生産法人有限会社 名護珈琲	那覇市
地域の特産品であるパインアップル、柑橘類を利用した商品の加工・販売事業とコーヒー栽培	株式会社まんまるプラス	東村
島藍を使った商品開発と加工所・直売所開設事業	農業生産法人株式会社島藍農園	石垣市
沖縄県石垣島ジャージー牛の良質な乳を活かした加工品の需要の拡大	ミルククラウン	石垣市
地域の特産品である石垣島金城ビーフと石垣島アグーを利用した新商品の加工・販売事業	農業生産法人有限会社ゆいまーる牧場	石垣市
自家農園のハーブを利用した加工品開発と新商品展開事業	農業生産法人株式会社石垣島胡椒園	石垣市

規格外野菜ともやしを利用した商品の加工・販売事業	農業生産法人有限会社あらぐさ	八重瀬町
県産の青果、果樹、野草を利用した乾燥加工・保存による商品開発及び加工販売	ネクストステージ沖縄合同会社	浦添市
沖縄県産無農薬栽培したモリンガ、なた豆、クーガ芋、しょうが、キャンドルブッシュを利用した商品の加工・販売事業	農業生産法人株式会社琉球エコプロジェクト (共同申請者：特定非営利活動法人プロミスキーパーズ)	名護市
沖縄県恩納村産のノニを原料とした新商品の開発及び販路開拓事業	平安名康史	那覇市
伊江牛の繁殖、経産肥育を使用した地域特産品の開発	農業生産法人株式会社伊江牛	伊江村
山羊（ヒージャー）を利用した商品開発・加工・販売事業	農業生産法人株式会社もとぶらす	本部町
地域の特産品であるパインを利用した加工品販売事業	玉城パイン販売	名護市
月桃蒸留水及び精油を用いた、新たな化粧品等の開発及び加工～直接販売事業	有限会社グリーンプラン新城	今帰仁村
パッションフルーツ・バナナ・ドラゴンフルーツ・パインアップルを利用した加工・直接販売事業	株式会社シードウィン	八重瀬町

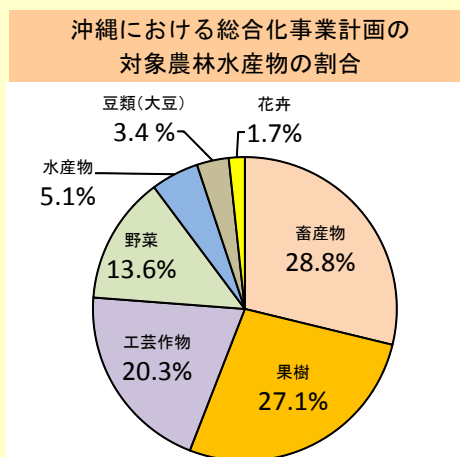
表Ⅳ－５ 平成25年度認定総合化事業計画（第1回）（沖縄）

事業名	事業者	市町村
「今帰仁アグー」の生産拡大及び加工、販売促進総合化事業	農業生産法人有限会社今帰仁アグー	今帰仁村
すっぽん加工食品製造販売のための養殖及び加工事業	農業生産法人株式会社ロングビーチランド	本部町

＜沖縄における総合化事業計画の対象農林水産物＞

沖縄で認定された総合化事業計画の対象となる農林水産物の品目別割合をみると、畜産物が28.8%と最も大きな割合を占めており、次に大きな割合を占めているのは果樹となっています。

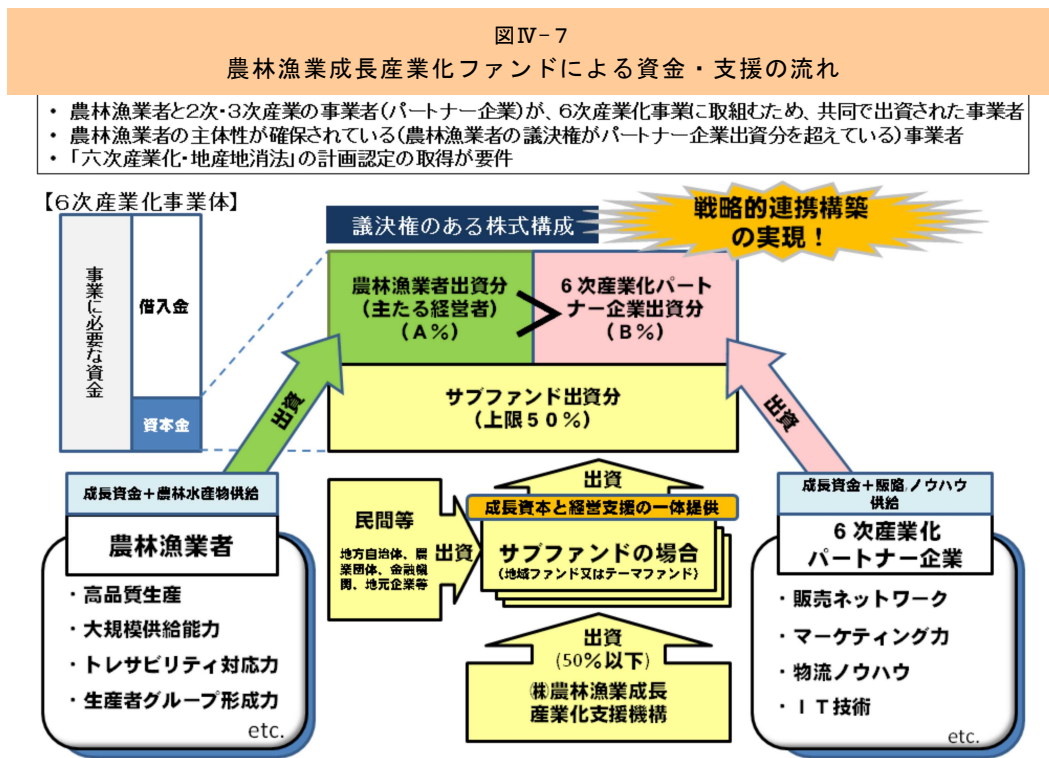
この背景には、沖縄では畜産業が盛んで、畜産物を用いた加工品を開発しやすい環境にあるため、ハムやソーセージ、ジェラートなどの加工に取り組む事業者が多いこと、マンゴーやパインアップルに代表される熱帯果樹の生産が盛んなため、ジュースやジャム等の加工に取り組む事業者が多いこと等があると思われます。



③ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（ファンド法）による支援

6次産業化に取り組む農林漁業者等は、加工・販売施設等の資金需要が大きくなる一方で、資本力の弱さから大型設備投資や異業種との連携の障害となっていました。これらの課題解決へ向けて、官民共同のファンドの創設により6次産業化に取り組むための資本力強化やハンズオン支援（経営支援）を一体的に実施するため、平成24年12月に「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」*1が施行されました。法施行に伴い、平成25年2月に設立された同機構において、地域におけるサブファンドを運営する事業者の公募が行われており、サブファンド組成への取組が進められています。

一方、サブファンドの支援対象となる法人は、6次産業化事業に取り組む農林漁業者と他産業のパートナー企業との共同出資による合弁事業体で、かつ6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた法人となります。今後は、これら合弁事業体がサブファンドを活用することにより資本強化や経営支援が受けられ、6次産業化への取組が一層推進されるものと期待されます。

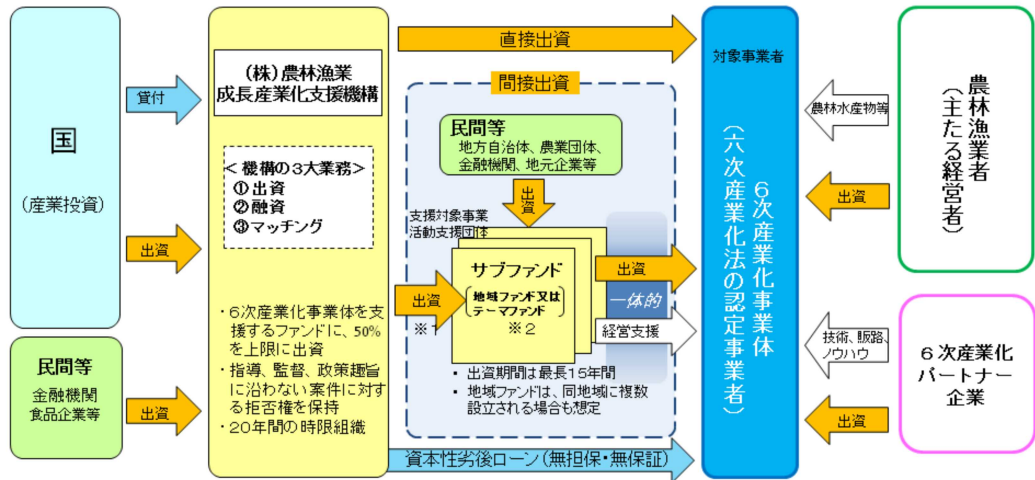


*1 平成24年法律第83号

図IV-8

支援対象事業者の資本結合による戦略的提携

- 国と民間の共同出資によって、(株)農林漁業成長産業化支援機構を設立。
- 農林漁業者と他産業の事業者が連携し、共同出資する会社が支援対象。
- 国は、機構の支援基準を定める他、出資・融資について認可を与えることで、機構へのガバナンスを確保。



※1 ファンド設立時に機構が出資約束(コミット)する際、また資本性劣後ローンを実行する際には、農林漁業者の意見聴取等を行う。
 ※2 当該ファンドは、投資事業有限責任組合法(LPS法)に基づく、投資事業有限責任組合を想定(それ以外は個別相談)。

(4) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、農林水産業の6次産業化を推進するため、6次産業化推進チームを立ち上げ、以下の取組を行っています。

① 6次産業化の推進に関する総合相談窓口

平成22年10月に「6次産業化の推進に関する総合相談窓口」を開設し、6次産業化に取り組む意向を持つ農林漁業者等の相談に応じ、きめ細かな支援を行っています。

② 本土復帰40周年記念リレー講演会における6次産業化取組の紹介

平成24年度に”沖縄力発掘”をメインテーマにリレー講演会が開催され、第2回目として平成24年8月に「おきなわの農林水産物のブランド化」をテーマとした講演会を開催しました。講演会では、田崎聡氏(6次産業化統括プランナー NPO法人「食の風」代表)による講演と、加力謙一氏(6次産業化ボランティアプランナー 農業生産法人(株)あいあいファーム経営企画室長)及び座間味久美子氏(農業生産法人(株)今帰仁ざまみファーム代表取締役)による6次産業化への取組紹介をしていただきました。

講演会の様子



③ 6次産業化推進パネル展及び加工品表彰イベントの開催

沖縄における農山漁村の6次産業化の取組への理解増進を図るため、「沖縄地域6次産業化推進パネル展」を開催し、併せて「6次産業化加工品表彰式」を行いました。（平成24年11月27日～30日）

パネル展では、6次産業化の制度を紹介するパネルのほか、六次産業化・地産地消法に基づき、沖縄において事業計画の認定を受けた事例を紹介するパネル及び認定を受けた事業者が開発した商品を展示するとともに、麺やジュース等の試食・試飲も行いました。

また、加工品表彰式では、認定を受けた事業者が販売している商品を審査し、最終日（11月30日）に受賞商品15点（すぐりむん賞4点、できとーん賞6点、かりゆし賞5点）の発表及び表彰を行いました。

パネル展の期間中は約400名の方が来場し、6次産業化の取組について理解を深めていただきました。



④ 沖縄地域6次産業化推進セミナーの開催

農林漁業者や関係者の間で6次産業化に関する情報交換を促進し、沖縄地域における6次産業化の取組を推進するため、沖縄6次産業化サポートセンター（株）おきぎん経済研究所との共催により、平成25年1月に「沖縄地域6次産業化推進セミナー」を開催しました。

セミナーでは、県外における6次産業化を推進する専門家等による6次産業化の先進的取組事例や県内における認定事業者による取組状況の紹介が行われました。



⑤ 農林漁業成長産業化ファンド説明会等の開催

沖縄地域における6次産業化等の取組みをさらに拡大・高度化し、成長力・競争力のある事業へと発展・飛躍させるための出資等による支援を推進するために、「農林漁業成長産業化ファンド」の制度の周知及び活用をご検討いただけるよう、関係者へ説明会等を開催しました。

○第1回ファンド説明会

平成24年5月10日、参加者73名

○第2回ファンド説明会

平成24年9月19日、参加者50名

○第3回ファンド座談会・説明会

平成24年12月11日～12日、参加者47名

説明会等では、6次産業化認定事業者を含む生産法人、金融機関、食品産業、農林水産関係団体及び行政機関など多くの方に参加頂き、ファンドのスキームや活用メリット等の情報提供を行いました。



第2節 食品産業の動向

(1) 沖縄における食品産業の現状

沖縄における平成22年の製造業事業所数は1,262事業所（全国の0.6%）、製造業従業者数は24,830人（同0.3%）、製造品出荷額等は5,655億円（同0.2%）となっています。

このうち、食料品製造業についてみると、全製造業に占める比率は、事業所数は33%（411事業所）、従業者数は44%（10,818人）、出荷額は25%（1,403億円）です。全国の製造業に占める食料品製造業の比率（事業所数13%、従業者数15%、出荷額8%）を大幅に上回っており、沖縄では、食料品製造業の占める割合の高さが特徴となっています。

また、県内の一事業所当たりの従業者数についてみると、県内全製造業平均の20人に比べ、食料品製造業は26人となっています。このうち、特に、砂糖製造業、畜産食料品製造業については、それぞれ32人、48人と県内全製造業平均を上回っており、地域における雇用や経済において重要な役割を果たしています（表Ⅳ-6）。

表Ⅳ-6 食料品製造業の事業所数等の推移

	事業所数(ヶ所)			従業者数(人)			出荷額(億円)			1事業所当たり従業者数(人)		
	平成20年	21年	22年	平成20年	21年	22年	平成20年	21年	22年	平成20年	21年	22年
全製造業	1,411	1,302	1,262	25,193	24,812	24,830	6,043	5,481	5,655	18	19	20
食料品製造業	454	425	411	10,496	10,639	10,818	1,354	1,399	1,403	23	25	26
砂糖製造業	21	19	18	609	586	568	180	185	174	29	31	32
畜産食料品製造業	39	37	38	1,766	1,795	1,822	379	374	388	45	49	48
水産食料品製造業	65	57	52	813	799	755	x	76	81	13	14	15
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	18	15	14	216	200	186	23	19	15	12	13	13
食料品製造業の全製造業に占める比率	32.2%	32.6%	32.6%	41.7%	42.9%	43.6%	22.4%	25.5%	24.8%			

資料：沖縄県「沖縄県の工業」、経済産業省「工業統計調査」

注1：従業者4人以上の事業所が対象 注2：xは統計数値が公表されていないことを表す

(2) 農林水産業による食品産業との連携及び食品産業への進出

沖縄においては、県産の良質原材料を食品産業（流通業、食料品製造業、外食・中食産業）に安定的に供給する体制が十分には確立されていないため、農林水産業による食品産業との連携や進出を強化する必要があります。

こうした中、国民の健康志向の高まり等を背景に、沖縄産のウコン、長命草等薬用植物を活用した健康食品製造事業が展開されるとともに、農林漁業者と食料品製造業者が連携し、ゴーヤー、紅いも、シークワサー等地域の特産農産物を活用した製品を開発し、地域活性化に取り組んでいる事例が見られます。

① 農商工等連携事業計画

農商工等連携促進法*1は、農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成20年5月に制定されました。

沖縄においては、平成20年9月の認定（3件）以降、平成25年3月までに合計18件の農商工等連携事業計画が認定されました。計画に基づき事業を行う農

*1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）

林漁業者等の事業者は、専門家によるアドバイスのほか、試作品開発、販路開拓及び施設整備に対する補助、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資等の支援措置を受けることができます。

表Ⅳ－７ 平成24年度認定農商工等連携事業計画（沖縄）

事業名	事業者	所在地
沖縄産野菜をメインにしたヘルシーで旨味豊かなスチーム調理総菜・加工食品の開発・販路開拓	有限会社沖縄ファーム	南城市
	有限会社グリーンフィールド	那覇市
間伐材ヒノキを工場規格化した組立式小型ハウスの開発・販売	加子母森林組合 株式会社ネオ・プランニング	岐阜県中津川市 那覇市

<事例Ⅳ－３：農商工連携の取組>

那覇市の(有)グリーンフィールド、南城市の(有)沖縄ファームによる連携体は、平成24年6月に農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定を受け、「沖縄産野菜をメインにしたヘルシーで旨味豊かなスチーム調理惣菜・加工食品の開発・販路開拓」に取り組んでいます。これは、沖縄県産野菜を活用し、最新の高温スチーム技術により素材本来の旨味や栄養成分を逃さずスチーム加工し、急速冷凍技術により鮮度を保持することで、新しい惣菜や加工品の開発・製造・販売を行うものです。

(有)グリーンフィールドは、この取組に必要なスチーム野菜処理加工施設を6次産業化推進整備事業を活用して整備しました。今後、小売用（量販店・コンビニ等）、業務用（外食店・給食等）向けに製造・販売していくこととしています。

完成したスチーム野菜工場



② 地域産業資源活用事業計画

地域産業資源活用促進法*1は、中小企業者による地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成19年5月に制定されました。

沖縄県においては、平成19年8月に地域産業資源として農林水産物41品目を定めた基本構想が策定され、平成19年10月の認定（9件うち農林水産物4件）以降、平成25年3月までに58件（うち農林水産物41件）の地域産業資源活用事業計画が認定されました。

地域産業資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者は、専門家によるアドバイスなどのほか、試作品開発や販路開拓に対する補助、食品流通構造改善促進法及び中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資等の支援措置が受けられます。

*1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）

＜沖縄県の「基本構想」で地域産業資源として指定された農林水産物＞
(平成24年12月現在)

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| ○さとうきび | ○パッションフルーツ | ○豚 | ○サンゴ |
| ○沖縄島野菜 (※) | ○ドラゴンフルーツ | ○和牛 | ○モズク |
| ○水稲 | ○アセローラ | ○ヤギ | ○海ぶどう |
| ○もちきび | ○バナナ | ○乳牛 | ○アーサ |
| ○甘しょ | ○島とうがらし | ○リュウキュウマツ | ○ひじき |
| ○シークワサー | ○ヒハツモドキ | ○台湾ハンノキ | ○マグロ |
| ○タンカン | ○ハイビスカス | ○ヤエヤマアオキ | ○ソデイカ |
| ○マンゴー | (ローゼルを含む) | ○マングローブ | ○クルマエビ |
| ○パイナップル | ○ソテツ | ○薬用作物 (※) | ○カープチャー |
| ○パパイヤ | ○茶 | ○ハブ | ○ビーグ (い草) |
| | | | ○ユーカリ |
| | | | ○トコブシ |



※沖縄島野菜は28品目、薬用作物は8品目を別途指定

表Ⅳ－8 平成24年度認定地域産業資源活用事業計画 (沖縄)

事業名	活用する地域資源名 (農林水産物)	事業者
伊是名村を中心とした沖縄県産島米を活用したローカルビジネスモデルの確立	水稲、豚、沖縄島野菜	合同会社島の元気研究所
沖縄の素材・デザイン・工芸技術にこだわったファッション・雑貨・ギフトブランドの展開	ウコン、月桃、ハイビスカス (ローゼルを含む)	株式会社プラザハウス

第3節 地産地消の推進

地産地消は、生産者と消費者を結びつけ、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売所や加工などの取組を通じて、農林水産業の6次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められています。

農林水産省では、平成22年12月に施行された六次産業化・地産地消法及び同法に基づいて平成23年3月に策定した基本方針において、地産地消に関する事項を規定し、地域の農林水産物の利用を促進しています。このため、県及び市町村に対し地産地消を促進する計画の策定を推進するとともに、交流活動や地場産農産物の普及活動等への支援措置を設け、地産地消の取組を支援しています。

(1) 地域の農林水産物の利用の促進についての計画策定の推進

沖縄県では、平成17年度に「沖縄県地産地消推進計画」を策定し、各関係機関等と連携を図りながら、県産農林水産物の利用促進、交流、体験活動の推進及び農産物の生産支援等に関する取組を行ってきたところですが、平成24年度で目標年次を迎えることから、次期計画として「第3期沖縄県地産地消促進計画（仮称）」の策定に取り組むこととしています。

沖縄総合事務局としても、各市町村が計画の作成主体となり、地域における生産者、農業者団体、食品産業事業者、消費者団体等と連携を図り地域の地産地消の促進計画を積極的に策定するよう要請することとしています。

(2) 直売施設への支援等

沖縄県内の「農産物直売所」は、地産地消の高まりや消費者の商品の選択基準の変化、低価格志向等を背景に広がりを見せております。

「農産物直売所」は消費者からの支持の他、一部観光客のニーズも取り込み、地産地消の中心的な役割を担うまでに成長していることから、沖縄総合事務局としても、安定的な経営を担う直売所の増加を目指し、地域の活性化のための支援を行うこととしています。

JAおきなわ「あがりはま市場」(与那原町東浜)



<事例Ⅳ－4：市町村による地産地消の推進の取組>

八重瀬町では、平成24年1月25日～2月24日の期間、八重瀬町産の彩り豊かな農産物（ピーマン、マンゴー、紅芋、オクラ）を使った食事を食べてスタンプを集めると賞品が当たる「八重瀬町カラベジ食べてスタンプラリー」を町内飲食店8店舗で開催し、約1,300人の参加を得て、大盛況のうちに終了いたしました。

各店舗で提供される対象メニューを食べ、4店舗分のスタンプを集めると、食事券や町の物産詰め合わせが当たる抽選会に応募できるという企画に対し、参加店や参加者からは「面白い企画だった」「また参加したい」などの感想や意見が寄せられました。

スタンプラリー参加店舗の皆様



第4節 再生可能エネルギーの活用の推進

農山漁村には、太陽光、風力、バイオマス等、未だ十分に活用されていない再生可能エネルギーが豊富に存在しています。これらの地域資源を有効に活用して、自然エネルギーを供給することは、経営の安定、施設の維持管理コストの軽減を実現するだけでなく、地球温暖化防止にも貢献するため、重要な取組となっています。

(1) 太陽光、風力の活用

沖縄では、農林水産省等の補助事業を活用して、太陽光については、発電設備を農産物・貯蔵選果施設（名護市）、農産加工施設（東村）、ダムの付帯施設（石垣市）、地下ダムの付帯施設（伊是名村）、堆肥処理施設（久米島）等に、風力については、発電設備を地下ダムの付帯施設（宮古島市）として導入しており、今後こうした施設の整備に対して支援を行っていきます。

<事例Ⅳ－5：農林水産分野における太陽光発電の活用①>

総合農産加工施設（東村）、農産物貯蔵・選果施設（名護市）

東村は、パインアップル等果樹の缶詰及び果汁の製造、並びにそれらを使った2次加工製品（ジャム、ゼリー、アイスクリーム等）を製造する総合農産加工施設に、太陽光発電設備（出力230kW）を導入し、併せて外壁への断熱資材及び省エネ型空調設備を整備し、施設の維持管理コストの軽減に取り組んでいます。太陽光発電設備により、年間約190千kWhを発電し、施設全体の年間電力使用量の10～20%程度を賄っています。

名護市は、本島北部地域で生産されるタンカン、温州みかん等のかんきつ類を貯蔵・選果・出荷する農産物貯蔵・選果施設に、太陽光発電設備（出力91kW）を導入し、施設の維持管理コストの軽減に取り組んでいます。同設備により、年間約110千kWhを発電し、施設全体の年間電力使用量40～45%程度を賄っています。

今後とも、維持管理コストの軽減と地球温暖化防止への効果が期待されています。

総合農産加工施設と太陽光パネル（東村）



太陽光パネルの設置台（名護市）



<事例Ⅳ－6：農林水産分野における太陽光発電の活用②>

漢那・城原地区農業集落排水処理施設（宜野座村）

本地区では、農村生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、農業集落内の各家庭から排出されるし尿、生活雑排水等の処理を行う汚水処理施設と処理汚泥を農地還元できるようにする汚泥リサイクル化施設に太陽光発電設備（出力40kW）を導入しています。

同設備により年間約40千kWhを発電し、施設全体の年間電力使用量の15～30%程度を賄っています。

今後とも、維持管理コストの軽減と地球温暖化防止への効果が期待されています。

処理施設と太陽光パネル



（2）バイオマスの活用

我が国では、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物の非食用部等のバイオマスが年間約2億6千万t*1発生し、沖縄においても、家畜排せつ物、生ごみ、食品残渣等のバイオマスが年間300万t*2発生していると推計されています。

バイオマスは持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源や製品の原材料として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、新たな産業の創出や農山漁村の活性化が期待されることから、活用の推進に関する施策の更なる加速化が強く求められています。

このような中、バイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、バイオマス活用推進基本法が制定され、平成22年12月には、同法に基づき、基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定されました。

沖縄においては、平成25年3月末現在、伊江村、うるま市、宮古島市、金武町、与那国町、宜野座村の6市町村がバイオマス活用推進のための計画（バイオマスタウン構想）を策定しており、これらの構想等に基づき、廃食用油のバイオディーゼル燃料化施設、建築廃材等の木質ペレット燃料化施設、糖蜜のエタノール化施設、泡盛蒸留粕のメタン発酵施設等を整備しています。

沖縄総合事務局では、このような地域の実情に即した様々な取組を支援しています

*1 「バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月）」

*2 「沖縄県バイオマス総合活用マスタープラン」平成12～15年発生量

<事例Ⅳ－7：建築廃材等を再利用した木質固形燃料製造の取組>

木質燃料ペレット製造施設（うるま市）

（株）バイオマス再資源化センターでは、主に埋め立て処分又は焼却処理されていた建築廃材等を、異物除去後、粉碎・乾燥・圧縮処理して木質燃料ペレットを製造しています。

製品化された木質燃料ペレットは、沖縄電力（株）具志川火力発電所の石炭代替燃料（石炭に3%程度混合して燃焼）として利用することにより、県内に供給される電力生産コストの低減と地球温暖化防止に貢献しています。

衝撃粉碎乾燥装置と木質ペレット



<事例Ⅳ－8：泡盛蒸留粕のメタン発酵利用>

メタン発酵施設（宮古島市）

菊之露酒造（株）及び（株）多良川では、産業廃棄物として処理をしていた泡盛の蒸留粕をメタン発酵施設でバイオガスに変換後、バイオガスボイラーで蒸気を生成し、自社工場内の洗ビン工程において、回収されたビンの消毒洗浄蒸気熱として利用しています。また、メタンガス回収後に発生する汚泥については、土壌改良に有効な成分が含まれていることから、宮古島市の堆肥製造施設へ原料として搬入し、肥料として利用されています。

バイオガスホルダー



洗ビン工程



メタンガス回収後の汚泥



第5節 農林水産物・食品の輸出の推進

(1) 農林水産物・食品の輸出促進に取り組む意義

少子高齢化社会の到来等により、国内の農林水産物・食品市場は縮小傾向にあります。

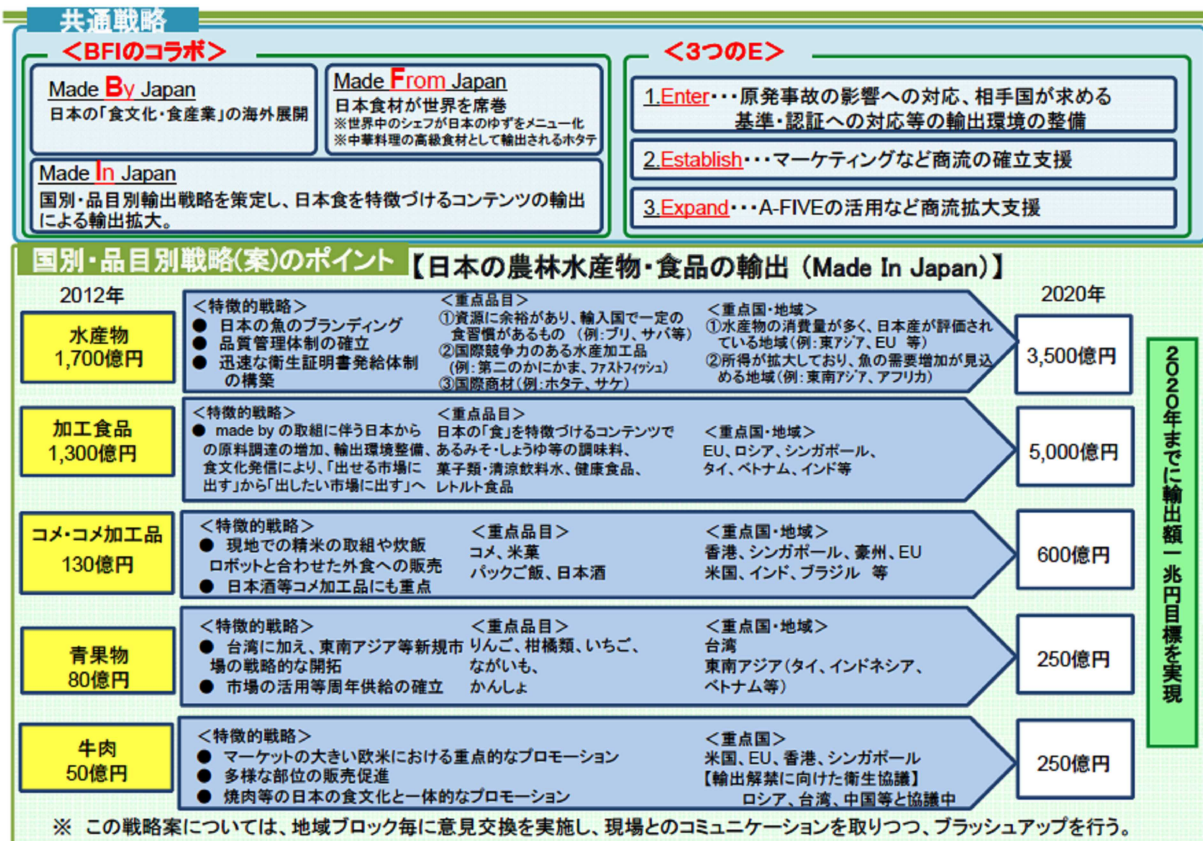
他方、海外には今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在しています。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、アジアをはじめとする世界の経済成長を取り込むべく、輸出の拡大に取り組み、我が国の農林水産業・食品産業の成長を図っていくことが必須です。

しかしながら、平成23年3月の原発事故の影響による諸外国・地域の輸入規制が継続していること等から、日本産農林水産物・食品輸出の落ち込みが未だ回復していない状況にあります。

平成25年1月に農林水産省において、農林水産大臣を本部長とする「攻めの農林水産業推進本部」が設置され、各種政策の検討が進められています（第1章1節参照）。その「攻めの農林水産業」の推進の中で、オールジャパンでの農林水産物等の輸出拡大策の検討に取り組んでいるところであり、現場の声や実態を十分踏まえて、国別・品目別輸出戦略を定めることが重要と考えているところです。（図IV-9）。

図IV-9 農林水産物・食品の輸出促進のための具体的戦略（案）

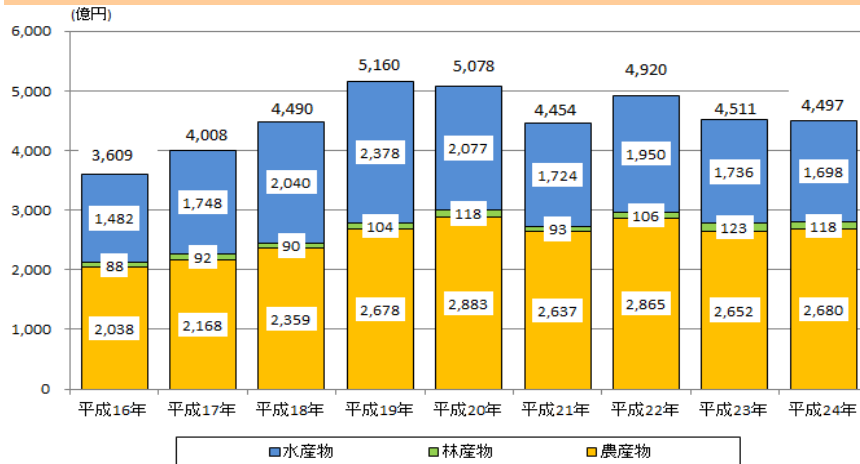


(2) 農林水産物等の輸出の状況

① 我が国全体の状況

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、リーマンショック等の影響を受け平成21年に減少したことを除けば増加傾向で推移していましたが、原発事故の影響等により、平成23年は4,511億円（対前年比8.3%減）、平成24年（確定値）は4,497億円（対前年比0.3%減）と、再び落ち込んでいます（図IV-10）。

図IV-10 農林水産物・食品の輸出額等の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注1：農産物は、アルコール飲料、たばこを、水産物は真珠をそれぞれ含む。

注2：暦年の合計である。

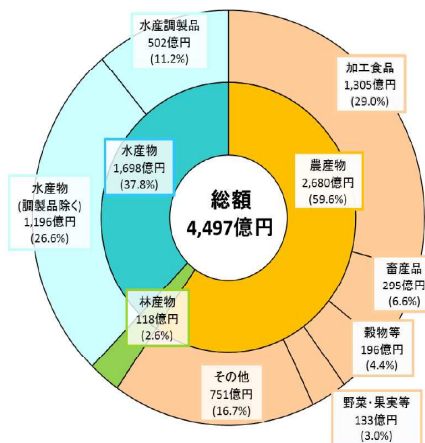
ア 品目別内訳

平成24年の農林水産物・食品の輸出額を品目別で見ると、加工食品が29.0%（1,305億円）、水産物が26.6%（1,196億円）を占めています。また、各品目が対前年比減となる中で、加工食品及び穀物類については、それぞれ対前年4.1%増の1,305億円、4.8%増の196億円となっています（図IV-11）。

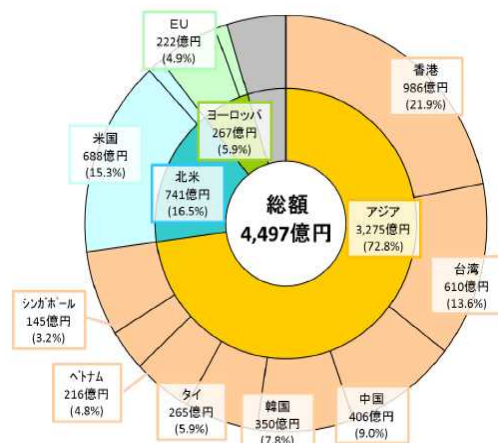
イ 国・地域別内訳

平成24年の農林水産物・食品の輸出額を輸出先地域別で見ると、アジアが72.8%、北米が16.5%を占めています。また、国・地域別順位は、1位香港、2位米国、3位台湾、4位中国、5位韓国となっています（図IV-12）。

図IV-11 品目別内訳



図IV-12 国・地域別内訳



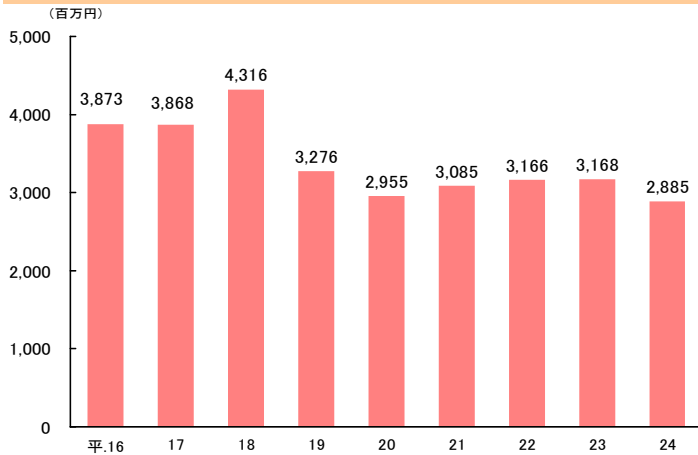
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

② 沖縄における状況

沖縄からの食料品・飲料の輸出額は、平成24年で28.9億円（対前年比8.9%減）となっています（図IV-13）。

また、飲料については、主に台湾、米国、香港、韓国の4カ国で87%以上のシェアを占めており、泡盛等については、台湾、韓国、シンガポールなど東アジア地域へ、ビールについては、米国、台湾、香港へ主に輸出されています。

図IV-13 輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

表IV-9 主な輸出品目(平成24年)

食料品・飲料	2,885百万円
まぐろ	1,759百万円
ビール	151百万円
果実及び野菜	29百万円
泡盛	7百万円

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

注：まぐろについては、沖縄の漁船が公海上で捕獲したまぐろを他国で水揚げしたものが、その国への輸出としてカウントされている。

(3) 沖縄における輸出促進に向けた取組状況

① 物流面の整備

ア そら（那覇空港ハブ基地化）

沖縄は、日本を含む東アジアの中心に位置しており、那覇空港から国内及びアジアの主要都市へ4時間圏内に位置しています（表V-10）。また、那覇空港は国内で唯一の24時間通関が可能な空港です。

この地理的優位性と那覇空港の特性を活かすことで、今後、沖縄をゲートウェイとした全国の農林水産物・食品の輸出の動きが加速度的に伸びていくことが期待されています。

図IV-14 沖縄ハブ構想



資料：ANA KARGO ホームページ

表IV-10 那覇→各都市 距離及び所要時間

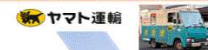
	台北	上海	ソウル	香港	バンコク	関西	羽田	成田
距離	630km	820km	1,260km	1,440km	3,150km	1,184km	1,574km	1,664km
時間	18時間25分	28時間5分	28時間15分	28時間20分	48時間10分	28時間15分	28時間40分	38時間00分

沖縄県内の動き

①平成21年 全日空(ANA)が沖縄をハブとして、日本及びアジアの主要都市(ソウル、上海、台北、香港、バンコク)を深夜貨物便で結ぶ国際貨物ハブ事業をスタート。



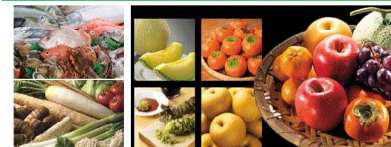
②平成24年 宅配事業大手のヤマト運輸が日本とアジアを結ぶ国際宅急便で翌日配達サービス事業をスタート。また、試験的に国際間小口保冷(クール)輸送サービスをスタート。



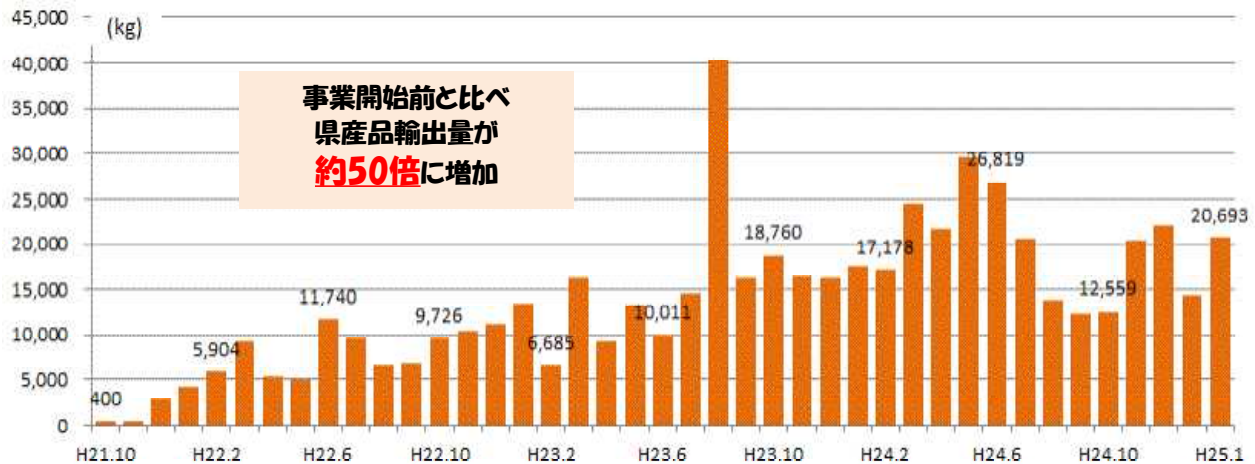
③平成25年 通販事業大手の楽天がヤマト運輸の国際間小口保冷(クール)輸送サービスを活用した試験事例として、香港向けにカニ、イカ、アワビ等生鮮海産物の販売をスタート。



アジア向け日本産・沖縄県産高級農産物輸出基地としての可能性

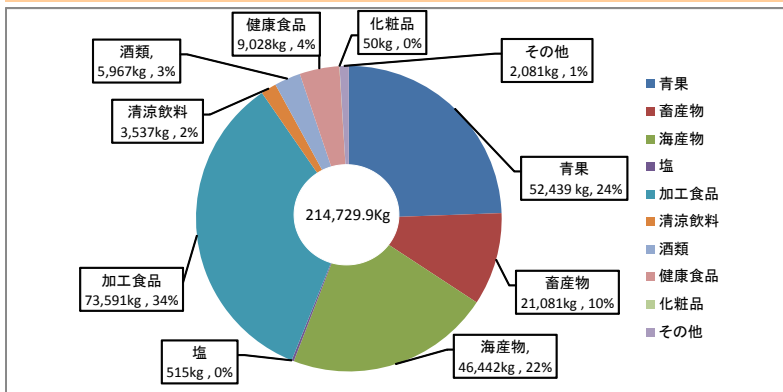


図IV-15 県産品 航空貨物取扱量の推移



資料：沖縄県企画部交通政策課「沖縄国際空港物流ハブ活用推進事業実績（概要）」

図IV-16 平成24年度コンテナ借り上げ事業・品目別割合 (24年4月～25年2月)



表IV-11 那覇空港の国際貨物取扱量

H20年度	H23年度
約1,800t	約14万3,121t 【約80倍】

※成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位
(平成24年11月末現在)

資料：沖縄県企画部交通政策課「沖縄国際空港物流ハブ活用推進事業実績（概要）」(表IV-11も同様)

イ うみ（那覇港における海上混載輸出モデルの検討）

海上輸送では、これまで沖縄からの輸出量が少なかったことから、混載輸出ルートは一部を除きサービス自体がなく、船を活用して輸出を行う場合は、少量でもコンテナ単位での輸送、コンテナ単位になるまで貨物を貯めてからの輸送、又は博多港、大阪港等本土経由での輸送という形で行っていました。その結果、高い輸送コストとリードタイムの長期化という課題を抱えていました。

しかしながら、近年、那覇港の国際物流拠点の形成を目指した取組が着々と進められています。その一環として、平成22年度から那覇港管理組合を中心に「那覇物流ビジネスモデル導入事業」を実施しており、その中で①新たな貨物の掘り起こし（県産品等の新たに輸出可能性のある貨物を発掘）、②貨物を海外へ運ぶ仕組みづくり（小口貨物の混載輸出等今まで沖縄にない輸送の仕組の確立）という基本的な考えに基づき、アジア（台湾及び香港）向け海上混載輸出モデルの検証、リーファ混載輸出モデルの検証等社会実験が実施されています（図IV-17）。

これまでの社会実験の一定の成果として、航空輸送や本土港経由よりも低コスト化が図られ、混載により少量の県産品による那覇港からの直接輸送が安定的に可能になるとされていることから、この取組が定着することで、航

空輸送と連携・分担（「そら」と「うみ」：AIR&SEA）による沖縄県産品の輸出を物流面からの支援する体制が構築され、より一層の農林水産物・食品輸出の拡大が期待されています。

図Ⅳ-17 アジア（香港・台湾）への海上混載輸出モデル イメージ



資料：那覇港管理組合会議資料「那覇港物流ビジネスモデル導入事業について」

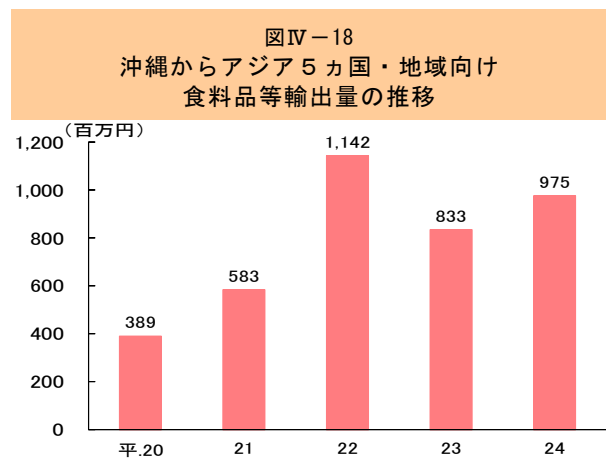
② 輸出に向けた取組に対する支援

沖縄総合事務局では、平成19年7月に県や関係する国の機関、団体から構成する「沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会」を設置し、構成員の連携の下、輸出相談に対応するとともに、輸出先進事例の紹介を行うセミナーの開催等を行っています。

また、農林漁業者、食品事業者等への支援として、平成24年度農林水産省補助事業により、JAおきなわによる香港向けゴーヤー、紅いも、シークワサー果汁飲料及び黒糖関連商品等の輸出の取組を支援したほか、県内の酒造メーカーを主体とした事業者で構成される協議会による、米国向け泡盛及びラム酒の輸出の取組に対し支援を行いました。

さらに、輸出研修会、セミナー、商談会を一体的に行う「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を平成20年度から開催し、輸出に関心のある県内の農林漁業者や食品関係事業者等への支援を行っています。

こうした取組により、平成23年のアジア諸国（5カ国・地域）への食料品等の輸出は、原発事故等の影響もあり、対前年比73%となりましたが、平成24年は前年比117%と回復をみせています（図Ⅳ-18）。



資料：財務省「貿易統計」

注1：アジア5カ国・地域は、大韓民国、中華人民共和国、台湾、香港、タイ

注2：食料品等は、食料品及び飲料

(4) 福島第一原子力発電所事故による影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による、福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて諸外国・地域が実施している輸入規制強化に伴い、日本から食品等を輸出する際には、放射性物質検査証明書や産地証明書等が必要となる状況が続いています。

沖縄総合事務局では、県、関係機関、企業等に対して正確な情報伝達に努めることにより、引き続き輸出の支援を行うとともに、沖縄県及び沖縄国税事務所等と連携し、政府間交渉による証明書等の発行条件が整い次第、順次証明書の発行を行っています。なお、平成25年4月1日以降は、食品等（水産物・酒類を除く）の輸出証明書については、沖縄総合事務局が発行業務を行っています。

○沖縄総合事務局等が輸出証明書を発行することで協議が整っている国・地域（平成25年6月末現在）

EU、EFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）、クロアチア、シンガポール、韓国、タイ、ブラジル、仏領ポリネシア、中国（加工品等）、モロッコ、エジプト、ブルネイ、アラブ首長国連邦（ドバイ首長国、アブダビ首長国）、ロシア

<事例Ⅳ－9：JAおきなわの取組>

JAおきなわは、平成22年2月に開催された農林水産省委託事業「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」への参加がきっかけで香港のバイヤーとの商談がまとまり、(株)沖縄県物産公社と連携し、翌3月から香港への県産青果物の輸出を開始しました。

平成24年度は、農林水産省補助事業を活用し、香港における消費志向の実態調査を実施、また、量販店及びレストランにおいて、シークッカー、黒糖等の特徴を紹介するとともに、料理レシピの試食試飲会等の販促活動を継続的に行うことで、沖縄県産食材への認知度向上を図り、商品の定番化や新たな販路開拓を目指した取組を行いました。

輸出の取組により、安全・安心、新鮮で美味しい県産農産物・商品が海外でも高く評価されたことで、産地の生産意欲が高まっています。

香港量販店市場調査の様子



量販店での販促活動の様子



香港バイヤーとの商談の様子



外食店バイヤー向け試作料理の試食試飲会



<事例Ⅳ－10：沖縄県輸出促進協議会の取組>

沖縄県輸出促進協議会は、泡盛、ラム酒、ビール等の生産者（ヘリオス酒造株式会社）等を構成員とし、平成23年5月に設立された協議会で、主に泡盛、ラム酒等の県産酒類の米国向けの販路開拓に向けた取組を進めています。

米国輸出の最大の障壁であった、蒸留酒輸入販売に対する厳しい規制への対応、米国内での流通システム、煩雑な手続きに係るノウハウ等については、農林水産省補助事業を活用し、実績のある現地輸出プロモーターの助言を受けることで着実に取組を進めています。

安価なアジアの蒸留酒の一種と認識されていた県産「泡盛」及び「ラム酒」について、試飲会・デモンストレーションを繰り返し、積極的に味、香り等質の高さをPRし続けることで、米国の酒類市場において、高級・良質な酒として認知度向上に成功しました。

輸出の取組によるプラスの効果としては、長寿沖縄を支える一連の「食文化ストーリー」として、県産酒類とパッケージして、酒の肴、薬膳等として健康イメージの高いモズク、ウコン、豆腐よう等県産品の輸出への波及効果が期待されます。

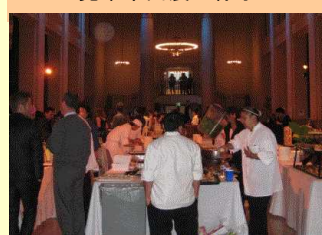
試飲会での説明の様子



米国各地の試飲会等で活躍したプロダクトスペシャリスト



サンフランシスコ見本市出展の様子



<事例Ⅳ－11：(株)オーダックの取組>

(株)オーダックは、夏場（需要の減少期）県産きのこのだぶつき解消を目指し、沖縄県外への販路開拓を検討していたところ、全日空（ANA）が那覇空港をハブとした国際貨物基地事業を展開し、アジア諸国への輸送時間が大幅に削減されたことから、国内の他県よりもアジア諸国への輸出に魅力を感じたことを契機とし、タイ、台湾へ県産えのき、しめじの輸出を開始しました。

戦略として、安価な外国産との価格競争は避け、高品質な日本産をセールスポイントに認知度向上を図ることで徐々に販売を伸ばしています。

輸出の取組によるプラスの効果としては、アジア諸国への新たな市場を目指した県内産地の生産拡大、夏場のだぶつき解消による安定的な周年出荷が可能となり、生産者の意欲、所得向上が期待されています。

タイ現地スーパーでの試食販売の様子



タイ現地スーパーでの陳列の様子



沖縄県産高品質しめじ



<事例Ⅳ-12：「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」の状況>

沖縄総合事務局では、平成20年度から、輸出に取り組むための貴重な情報の入手や、国内外の有力なバイヤーとの直接的な商談を通じて、海外販路の拡大にチャレンジできる場として「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を開催しています。

○輸出促進研修会の開催（平成25年2月5日 沖縄総合事務局内）

これから輸出に取り組む方々等を対象に、ジェトロ認定貿易アドバイザーを講師に招き基調スクーリングを行った後、肉用牛、柑橘類の分野に分かれ、各専門知識・経験豊かな講師から、各分野の海外市場における分科会形式による最新情報等の提供を行いました。

また、今回の研修会に参加している事業者がそれぞれバイヤーと事業者側に分かれて行う模擬商談会を実施し、より実践的な商談技術の向上を図りました。研修会には、22社28名の参加がありました。

研修会講師



基調スクーリングの様子



分科会の様子



○展示・商談会の開催

全国6地区において、肉用牛、盆栽・花き、かんきつ類の品目について、以下のとおり展示・商談会が開催されました。なお、沖縄地区での開催はありませんでした。

- ・肉用牛 (2月25日(月)：大阪、 2月27日(水)：鹿児島)
- ・盆栽・花き (3月1日(金)：高松、 3月4日(月)：千葉)
- ・柑橘類 (3月6日(水)：名古屋、3月8日(金)：熊本)

第6節 卸売市場の現状

私たちの生活に欠かせない食料は、生産から消費まで様々な流通を経ており、その中で卸売市場は、生鮮食料品等の集荷・分荷や価格形成といった重要な機能を担っています。

沖縄県中央卸売市場は野菜や果実等の県内流通の拠点として、昭和59年度に開場しました。

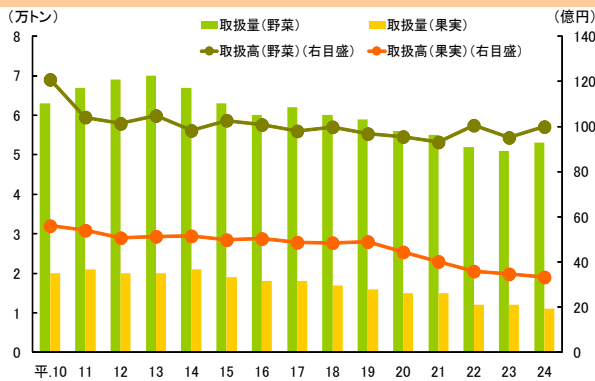
平成24年の青果取扱量は、約64,423 t（野菜53,266 t、果実11,157 t）取扱高は約133億円（野菜約99.8億円、果実約33.3億円）となっています。取扱量は、大型量販店による産地との直接取引の進展等流通の多様化などにより、最近では減少傾向にありますが、農産物の流通拠点として重要な役割を担っています(図IV-19)。

平成9年には県内の小規模市場を統合して花き部門が併設されており、本土向け出荷の割合が高く、平成24年の花きの取扱高は約30億円（切り花約22億円、鉢物約8億円）となっています(図IV-20)。

セリの様子（花き）

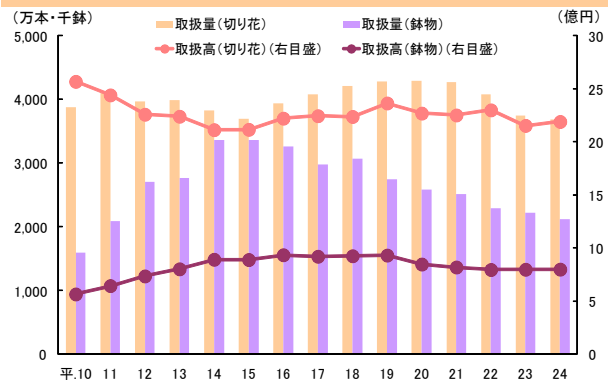


図IV-19 沖縄県中央卸売市場における青果の取扱量・取扱高



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

図IV-20 沖縄県中央卸売市場における花きの取扱量・取扱高



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

<事例IV-13：県産農産物の消費拡大に向けた取組>

沖縄県中央卸売市場では、安全、安心な野菜、果物、花き等が集まる中央卸売市場の役割を広く周知すると共に、更なる農産物の消費拡大、生産振興及び市場の活性化を目的として、平成20年から「中央卸売市場まつり」を開催しています。祭りの日は、一般消費者へ市場を開放し、青果や花の特売、模擬セリ、マンゴーコンテスト等の催しを行っており、5年目となる平成24年は8,040名の来場者がありました。

中央卸売市場まつり 2012



第7節 容器包装・食品リサイクル

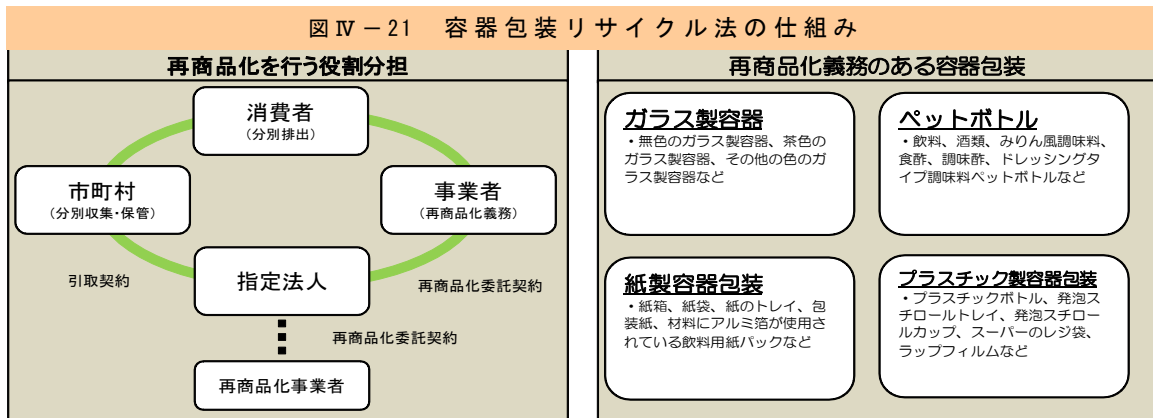
我が国は、大量生産・大量消費によって大きく発展してきましたが、その一方で、一般廃棄物の排出量は増え続け、最終処分場の残余容量のひっ迫等、廃棄物処理を巡る問題が深刻化しています。

このような状況の中で、家庭から排出される廃棄物のうち、容積比で約6割を占める容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、再商品化を促進するため、平成7年に容器包装リサイクル法^{*1}が制定されました。

また、食品廃棄物についても、生産・流通段階において、大量の食品が廃棄されるとともに、消費段階でも大量の食べ残しが発生していることから、食品廃棄物の発生抑制や減量に関し、基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源^{*2}の再生利用を促進するため、平成12年に食品リサイクル法^{*3}が制定されました。

(1) 容器包装リサイクルの取組

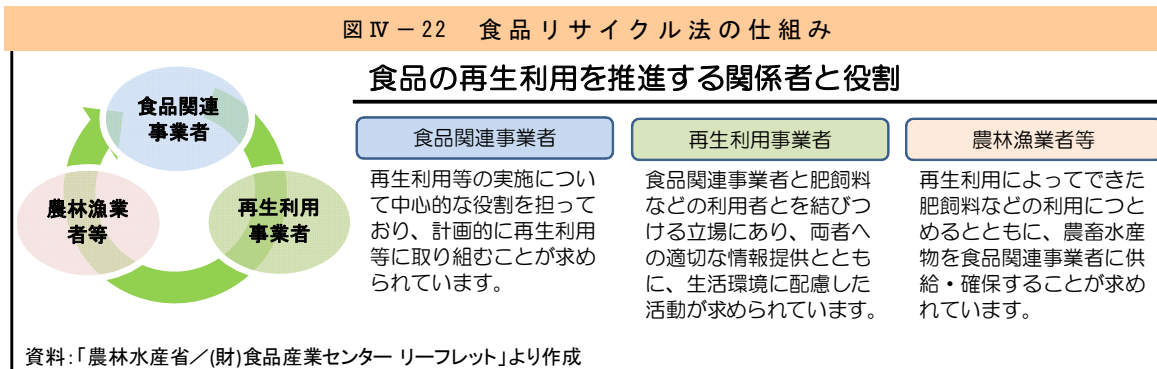
沖縄総合事務局では、容器包装リサイクル法に基づき、農林水産関連事業者の事務所等に出向き、再商品化義務の有無、帳簿の据置きなど法律に関する啓発指導とともに、必要に応じて改善指導を行う「容器包装廃棄物リサイクルシステム点検指導事業」を実施しています。



資料：沖縄総合事務局農林水産部作成

(2) 食品リサイクルの取組

沖縄総合事務局では、食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者の事務所等に出向き、食品循環資源の再生利用の状況など法律に関する啓発指導とともに、必要に応じて所要の改善指導を行う「食品循環資源再生利用等促進事業」を実施しています。



*1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

*2 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なもの（食品リサイクル法第2条第3項）

*3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

食品循環資源の再生利用の促進には、食品循環資源をリサイクルする再生利用事業者の育成や、リサイクル製品の利用までを含めた計画的な再生利用の実施を確保していくことが重要なことから、食品リサイクル法においては、登録再生利用事業者制度と再生利用事業計画認定制度が設けられています。

登録再生利用事業者については、現在、県内で1事業者が登録され、食品循環資源の肥飼料化に取り組んでいます。

再生利用事業計画については、平成23年2月、株式会社沖縄ファミリーマート他4業者が作成した再生利用事業計画が、県内第1号として農林水産大臣等に認定され、関係者が連携して計画的な食品循環資源の再生利用に取り組んでいます。

＜事例Ⅳ－14：容器包装リサイクルにおける再商品化＞

廃プラスチックの大量廃棄は沖縄でも例外ではなく、廃プラスチックの再商品化を通じた有効活用が望まれています。

「翔環境建設株式会社」では、現在、廃マルチ等を回収し、洗浄、融解、冷却を通して、小さなペレットを製造することにより、廃プラスチックのリサイクルに取り組んでいます。また、平成24年11月には公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により、登録再生処理事業者として認められました。

沖縄における廃プラスチックの分別・回収及び再商品化率は全国に比べて低い

現状となっていますが、翔環境建設株式会社では、消費者などに施設を積極的に公開することにより、容器包装リサイクルの普及の拡大を図ると共に、一層の循環型社会の構築と地球温暖化防止に貢献したいとしています。

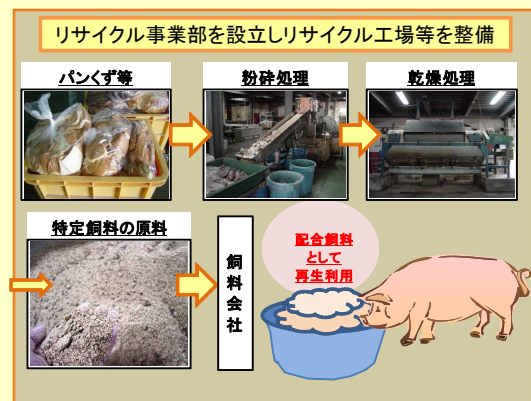


＜事例Ⅳ－15：食品リサイクルの取組＞

「株式会社ぐしけん」では、新たにリサイクル事業部を設立するとともに、リサイクル工場、粉碎機、乾燥機等を整備し、自社で発生するパンくず等を、品質の高い特定飼料の原材料として飼料会社に提供しています。

従来の処理方法では、一時保管処理施設の衛生上の問題や、処理費用の負担が大きいなどの課題がありましたが、施設を整備したことで、回収したパンくず等を即日処理することができるようになり、工場内の衛生環境が向上しました。さらに、乾燥処理による減量化に伴い、処理費用の低減にも成功しました。

また、飼料会社を経由して安全な原材料を提供することで養豚農家からも高評価を得ており、今後、食品廃棄物の再生利用がさらに進んでいくことが期待されています。



第5章 農業経営の推進



左上：

平成25年度に農業生産法人に雇用就農した新規就農者（名護市）

右上：

農業者戸別所得補償制度の交付対象である蕎麦畑の風景（大宜味村）

左下：

経営体育成支援事業により整備したハウスでのピーマン栽培状況（北中城村）

右下：

特定地域経営支援対策事業により整備した農畜産物直売施設（あたらす市場）での販売の様子（宮古島市）

第1節 人と農地の問題の解決に向けた施策の推進

力強い農業構造の実現に向けて、各地域の「人と農地の問題」の解決に向けた取組を支援する対策が平成24年度から本格的に始まりました。

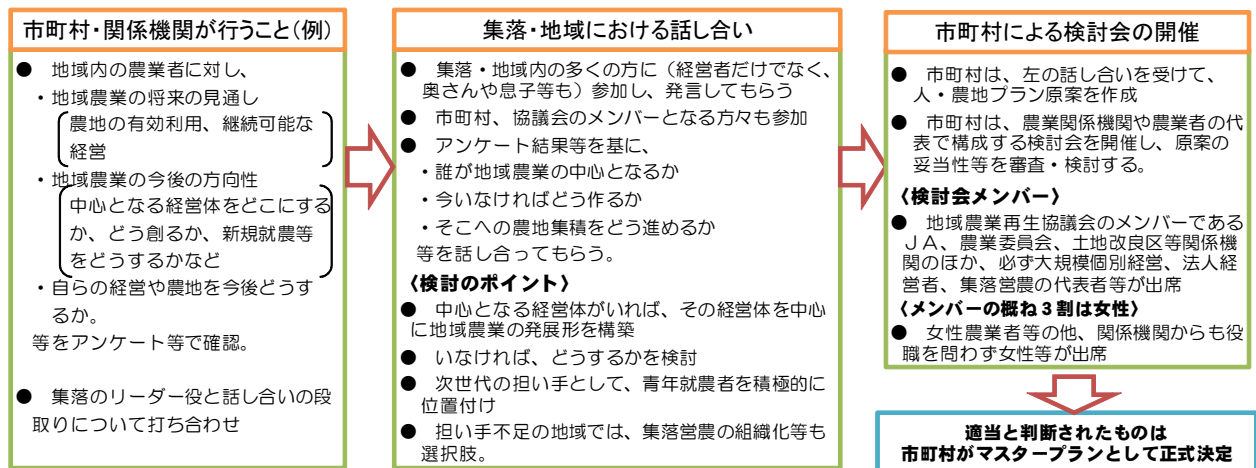
(1) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成

各地域の農業を取り巻く状況は、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えていきます。

このため、これらの問題解決のため、市町村において、集落・地域における話し合いによって、「人・農地プラン」を作成しています。

具体的には、①今後の地域の中心となる経営体（個人、法人等）はどこか、②地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、③中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などを決めていただくものであり、この作成した「人・農地プラン」に基づいて、新規就農対策や農地集積対策を進めることとしています（図V-1）。

図V-1 人・農地プラン作成の進め方



(2) 市町村における「人・農地プラン」の作成状況

沖縄では、県内の農業振興地域のある全36市町村のうち農地が少ない離島の1村を除く35市町村において、「人・農地プラン」を作成することにしており、平成25年5月末までに31の市町村が作成しています。このほかの4市町村においても平成25年度での作成を予定しています。

人・農地プランは、毎年話し合いを続けていくことが大切なので、担い手や農地など、地域の状況変化を踏まえながら、より良いプランにしていく必要があります。

(3) 担い手等への主な支援策

① 新規就農者への支援

ア 青年就農給付金

若い人の就農への意欲を高め、就農後も安心して農業に取り組み、早期に就農定着していただくため、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者（原則として45歳未満）に対して、平成24年度から青年就農給付金を給付しています（図V-2）。

図 V - 2 青年就農給付金の内容

① 準備型

県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について以下の金額を給付

[給付金額] 150万円/年(最長2年間)

② 経営開始型

人・農地プランに位置付けられている(又は位置付けられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について、農業を開始してからの一定期間、以下の金額を給付

[給付金額] 150万円/年(最長5年間)

イ 農の雇用事業

農業法人等へ雇用される形での就農を促進するため、農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成しています。

助成額：最大120万円/年/人(最長2年間)

② 農地集積への支援

ア 出し手に対する支援：農地集積協力金

人・農地プランの作成に向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むよう農地集積に協力する方に対して協力金を交付しています(図V-3)。

なお、農地集積協力金は、平成25年度からは、これまでの土地利用型農業に加え、新たにさとうきびや野菜、果樹等の農業部門も交付対象になりました。

図 V - 3 農地集積協力金の内容(平成24年度)

① 経営転換協力金

【交付対象地域】

「人・農地プラン」を作成した市町村

【交付対象者】

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

※ 遊休農地の保有者は、経営転換協力金の交付を受けられません。

【交付単価】

- ① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

0.5ha以下 : 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸
2.0ha超 : 70万円/戸

- ② 市町村等から交付対象者への交付金額

市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付

- ③ 市町村特認

市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額については、市町村等が農地の集積又は分散錯圖の解消に必要と認める事業に用いることができます。

② 分散錯圖解消協力金

【交付対象地域】

「人・農地プラン」を作成した市町村

【交付対象者】

地域の中心となる経営体の分散した農地の連担化に協力する農地の所有者等

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※ 経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圖解消協力金の交付を受けられません。

【交付単価】

- ① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

→ 5千円/10a

- ② 市町村等から交付対象者への交付金額

→ 市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付(市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額については、国へ返還する必要があります。)

※ 経営転換協力金、分散錯圖解消協力金のいずれも農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

イ 受け手に対する支援：規模拡大加算

農地の受け手への支援として、農業者戸別所得補償制度の加入者が面的集積のために新たに利用権を設定した農地に面積に応じて、受け手に交付金が交付される規模拡大加算があります（交付単価：2万円/10a）。

これについて、「人・農地プラン」において地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集約要件を満たすこととします。

なお、平成24年度において特例措置として対象としていたさとうきびや野菜等を栽培する農地についても、引き続き交付対象となります。

③ 経営改善への支援

「人・農地プラン」に位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します（図V-4）。

図V-4 金利負担軽減措置の概要

人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者がスーパーL資金を借りる際に、貸付当初の5年間について、実質無利子化

※ スーパーL資金の概要

認定農業者に対して、株式会社日本政策金融公庫が融資する規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金

〔資金使途〕 農地取得を含む施設整備、長期運転資金等

〔借入金利〕 償還期限に応じて0.6～1.4%

〔借入限度額〕 個人3億円

〔償還期限〕：25年以内（うち据置期間10年以内）

法人10億円

（4）施策の周知・推進に向けた沖縄総合事務局の取組状況

沖縄総合事務局においては、当該事業について早期に取り組んでいただくため、平成24年度では、4月以降、県内全市町村・関係団体等の担当者を参集した地区別説明会の開催を始め、局担当者が各市町村を訪問して、首長・幹部への説明と意見交換を行う等により、早期作成の推進を図りました。

また、青年就農給付金の準備型の給付対象者となる可能性が高い研修中の学生がいる県立農業大学校については、沖縄県と連携しながら、学生・父兄が参加した説明会を開催し、事業の適切な推進に向けた取り組みを昨年度に引き続き行ったところです。

作成した市町村では、地域の実状など必要に応じて人・農地プランの更新・見直しを行うことになっており、沖縄総合事務局では、人と農地の問題解決に向け、県・市町村と連携して事業

活発な意見等が出された説明会の様子（南風原町）



の円滑な実施に取り組んでいくことにしています。

第2節 農業者戸別所得補償制度の普及・推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の概要（平成24年度）

食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るためには、意欲ある全ての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要があります。

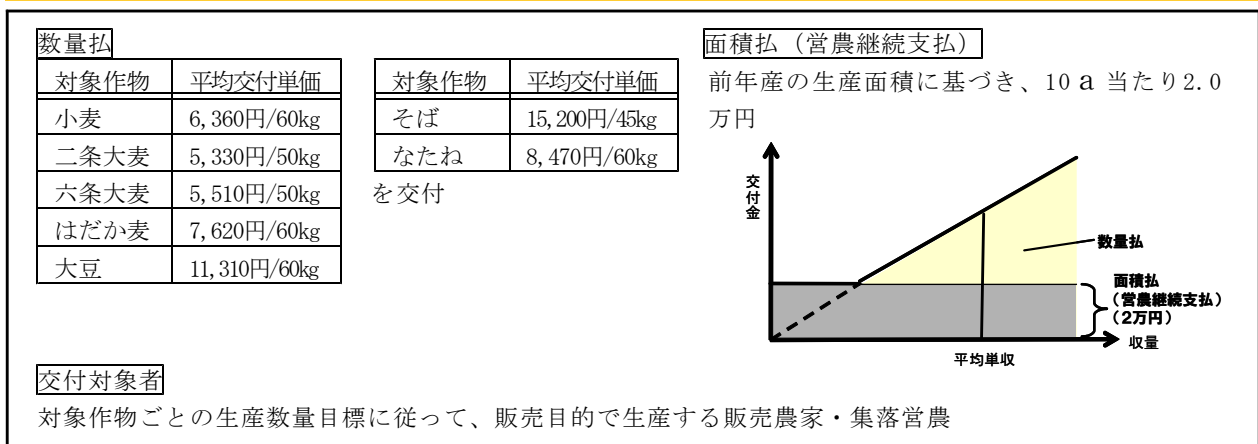
そのため、平成22年度に実施した水田を対象とする戸別所得補償モデル対策^{*1}に続いて、平成23年4月からは、販売価格が生産費を恒常的に下回っている麦、大豆等の畑作物についても対象を拡大し、対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農に対して、交付金を直接交付する農業者戸別所得補償制度が本格実施されています。

なお、25年産について、「農業者戸別所得補償制度」は「経営所得安定対策」へ名称変更し、24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施しますが、26年産以降のあり方については、今後検討していくこととしています。

① 畑作物の所得補償交付金（図V-5）

麦、大豆等の畑作物について、生産数量目標に従って生産を行う販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を国が直接交付します。支払いは数量払いを基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払いで交付します。

図V-5 畑作物の所得補償交付金の概要



資料：農林水産省作成資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

② 水田活用の所得補償交付金（図V-6）

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する販売農家・集落営農に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金を面積に応じて直接交付します。また、戦略作物以外にも県が指定する田芋、クレソンなどの地域振興作物の生産に対して、県が設定した単価で直接交付します。

*1 22年度に実施した戸別所得補償モデル対策は、農業者戸別所得補償制度の「モデル対策」として、水田における麦、大豆、米粉用米、飼料用米などの作付拡大を促す「水田利活用自給力向上事業」と、恒常的に赤字に陥っている稲作農家の経営安定を図る「米戸別所得補償モデル事業」からなる対策である。

図 V - 6 水田活用の所得補償交付金の概要

交付金単価(全国一律)	
①戦略作物助成	
作物	単価(10 a 当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円
米粉用米、飼料用米 WCS用稲	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円
②二毛作助成	
(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ) 10 a 当たり1.5万円	
※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、米粉用米 飼料用米、WCS用稲、そば、なたね 加工用米	
③耕畜連携助成	耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環） 10 a 当たり1.3万円
④産地資金	(戦略作物の生産性向上等に向けた取組や、地域振興作物の生産への助成) 都道府県が交付対象作物・単価を設定 ※平成23年度の沖縄における地域振興作物は、さとうきび、田芋、い草等132品目で10 a 当たり1.0万円に設定
交付対象者	
米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田において麦・大豆等の生産を行う販売農家・集落営農	

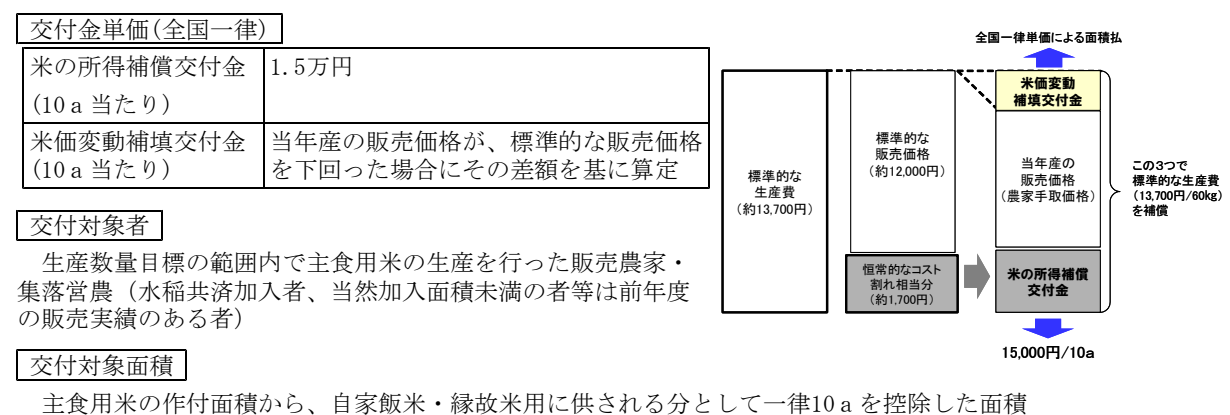
資料：農林水産省作成資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

③ 米に対する助成（米の所得補償交付金及び米価変動補填交付金）（図 V - 7）

米の生産数量目標に従って生産を行う販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する「米の所得補償交付金」を面積に応じて全国一律単価で直接交付します。

また、「米の所得補償交付金」と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、当年産の販売価格が標準的な販売価格*1を下回った場合には、その差額分について、10 a 当たりの全国一律単価で「米価変動補填交付金」を面積に応じて直接交付します。

図 V - 7 米に対する助成の概要



資料：農林水産省作成資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

*1 平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均

④ 主な加算措置

ア 規模拡大加算

農地利用集積円滑化団体を通じて、小規模で分散している農地を面的に集積（連坦化）し、利用権を設定して経営規模の拡大をした場合に、10 a 当たり 2 万円を農地の受け手に直接交付します。

イ 再生利用加算

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けした場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、一定額（10 a 当たり 2 万～3 万円）を最長 5 年間直接交付します。

ウ 緑肥輪作加算

対象畑作物の生産力の向上に資する取組として、畑において輪作作物の間に 1 年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閑緑肥）に、10 a 当たり 1 万円を直接交付します。

(2) 農業者戸別所得補償制度の交付状況（平成24年度）

① 沖縄における交付件数・面積の状況

沖縄における平成24年度の交付件数は812件（前年度828件）*1で、交付対象面積は1,038ha（前年度1,049ha）*2となりました（表V-1、2）。

このうち、米の所得補償交付金には水稲共済加入農家444戸の98%に当たる437戸の稲作農家が加入しました。

水田活用の所得補償交付金では、飼料作物や飼料用のホール・クロップ・サイレージ(WCS)用稲等の国が戦略作物として位置付けた作物の他、県内の各地域で重要な地位を占める作物として県が指定した田芋、い草、クレソン、オクラレルカ等の作物の生産に対して交付しました。

表 V - 1 農業者戸別所得補償制度交付件数（平成24年度）

事業名	件数	交付対象農業者のいる市町村
農業者戸別所得補償制度	805 (828)	
米の戸別所得補償交付金	437 (438)	国頭村、名護市、恩納村、金武町、伊平屋村、伊是名村、渡嘉敷村、うるま市、大宜味村、石垣市、竹富町、与那国町
水田活用の所得補償交付金	413 (429)	国頭村、大宜味村、名護市、恩納村、伊平屋村、伊是名村、金武町、うるま市、宜野湾市、南城市、渡嘉敷村、久米島町、竹富町、与那国町
畑作物の所得補償交付金	3 (3)	大宜味村
再生利用加算交付金	3 (2)	大宜味村、今帰仁村
規模拡大加算交付金	25 (14)	石垣市、大宜味村、名護市、多良間村、竹富町、本部町

注：（）内は平成23年度の件数

*1 米の所得補償交付金、水田活用の所得補償交付金を共に加入申請した場合は、1件として計上。

*2 米の所得補償交付金の交付対象面積は、10 a 控除前を計上。

表 V - 2 農業者戸別所得補償制度作物別交付対象面積（平成24年度）

米の所得補償交付金 米価変動補填交付金 (ha)	水田活用の所得補償交付金 (ha)				畑作物の所得 補償交付金 (ha)	再生利用 加算 (ha)	規模拡大 加算 (ha)	
	(計)	戦略作物						産地資金
米		飼料作物	WCS用稲	その他	大豆、そば	そば	さとうきび等	
858 (853)	172 (158)	13(11)	9(8)	0(0)	151(138)	21(25)	8(9)	23(10)

注) () 内は23年度の面積

② 交付金の支払状況

沖縄総合事務局においては、平成24年12月に米の所得補償交付金（約1億2千万円（前年比101%））、平成25年3月までに水田活用の所得補償交付金（約3千万円（前年比110%））、畑作物の所得補償交付金約100万円（前年比570%）、再生利用加算約170万円（前年比114%）及び規模拡大加算約470万円（前年比223%）の総額約1億6千万円（前年比105%）を交付しました（事例V-1：水田活用の所得補償交付金）。

なお、平成24年産米については、販売価格が堅調に推移し、交付金の発動基準である「標準的な販売価格」を下回らなかったため、「米価変動補填交付金」は交付されません。

<事例V-1：農業者戸別所得補償制度を活用した地域農業の振興作物>

クレソン圃場の風景



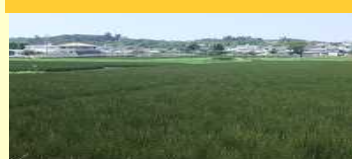
南城市では、湧き水を利用した水田でクレソンを栽培（戸別所得申請者数15名、申請面積2ha）

オクラレレカ圃場の風景



大宜味村の水田を活用したオクラレレカの栽培風景（戸別所得申請者6名、申請面積6ha）

うるま市のい草圃場の風景



うるま市では、水田を活用して畳の原料となるい草を栽培（戸別所得申請者25名、申請面積6ha）

(3) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、平成24年度においても農業者戸別所得補償制度の交付金支払等の円滑な実施や更なる加入促進を図るため、農林水産部の戸別所得補償制度推進チームを中心として、以下の取組を行いました。

① 農家を対象とした説明会及び個別相談会の実施

市町村に推進チーム員を派遣し、市町村担当者への説明や農家等を対象とした説明会及び個別相談を実施しました。

② 市町村、関係機関との協力体制の構築

農家数が比較的多い地域、申請書の配布の遅れている地域等について農林水産部の幹部を派遣し市町村長、JA支店長等に対して、制度の目的や内容等を説明するとともに、加入促進に協力していただくよう要請し、関係機関一体となった取組体制を構築しました。

その一環として、申請数の多い地域等へ職員を派遣し、市町村が行う受付業務や現地確認を支援したほか、関係機関を集めた推進会議を開催するなど、制度の円滑な実施に取り組みました。

沖縄県、市町村、JA等の関係機関を集めた推進会議の状況



第3節 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

(1) 認定農業者の動向

認定農業者とは、経営改善に取り組む意欲と能力のある農業者・法人です。

具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の基本構想に沿って作成した5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した農業経営改善計画が、市町村長によって認定された方々をいいます。

認定農業者に対しては、税制上の特別措置、融資制度の支援措置等が講じられます。さとうきびの経営安定対策においては、収穫面積等の要件を問わずに交付金の交付対象者となるなど、様々な支援措置が講じられています。

沖縄においては、平成24年3月末までに36市町村で基本構想の策定が行われており、このうち32市町村で、1,699経営体が認定を受け、そのうち法人経営は198法人で全体の約12%を占めています。市町村別にみると、石垣市が最も多く、次いで宮古島市、うるま市、八重瀬町、豊見城市の順となっています(表V-3、4)。

認定状況を営農類型別にみると、上位5位の営農類型は「さとうきび」、「肉用牛」、「花き」、「野菜」、「果樹」の単一経営となっており、この5類型で全体の約6割を占めています(表V-5)。

表V-3 地域別認定農業者数
(平成24年3月末現在)

地域名	認定農業者数	うち法人
北部	370	41
中部	178	12
南部	623	48
宮古	204	65
八重山	324	32
計	1,699	198

資料：沖縄県農林水産部調べ

表V-4 市町村別認定農業者数
(平成24年3月末現在)

	市町村	認定農業者数		市町村	認定農業者数
1	石垣市	235	6	糸満市	90
2	宮古島市	176	7	南城市	87
3	うるま市	115	8	南大東村	84
4	八重瀬町	106	9	北大東村	80
5	豊見城市	105	10	竹富町	76

資料：沖縄県農林水産部調べ

表V-5 営農類型別認定農業者数(平成24年3月末現在)

営農類型		認定数			割合(%)	
		うち法人	うち女性	うち共同申請		
単一経営	さとうきび	242	35	27	14.2	
	野菜	192	23	12	11.3	
	花き	193	5	6	11.4	
	果樹	150	49	11	8.8	
	肉用牛	238	25	11	14.0	
	葉たばこ	89	0	4	5.2	
	その他	174	34	4	10.2	
	小計	1,278	171	75	75.2	
準単一複合経営	さとうきび+その他	65	3	6	3.8	
	野菜+その他	57	2	3	3.4	
	花き+その他	24	1	1	1.4	
	果樹+その他	27	5	1	1.6	
	肉用牛+その他	32	1	0	1.9	
	葉たばこ+その他	28	0	1	1.6	
	その他	16	4	0	0.9	
	小計	249	16	12	14.7	
複合経営	さとうきび+その他	47	2	3	2.8	
	その他	125	9	7	7.4	
	小計	172	11	10	10.1	
合計		1,699	198	97	193	100.0

資料：沖縄県農林水産部調べ

<事例Ⅴ－２：「新たな農業経営指標」の策定・公表>

農林水産省では、平成24年5月に農業者が経営の改善や発展のために活用できる、比較的簡易な指標として、「新たな農業経営指標」を策定し公表しました。これは、農業者が自ら ①経営改善の取組状況をチェックリストで確認するとともに、②経営データを記入して経営の現状と目標を把握し、③指標による評価結果シートを作成することにより、経営状況を評価し、経営の改善に役立ててもらえるものです。

特に、認定農業者おかれては、本指標を活用し、農業経営改善計画を着実に進めてもらうため、毎年行うこととされています。

沖縄総合事務局では沖縄県とともに本指標の説明会を本島地区(10月10日)、宮古地区(10月30日)、八重山地区(10月3日)で開催し、指標の普及を図りました。



※本指標は以下のHPでご覧頂けます。

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

(2) 農業経営の法人化

農業経営の法人化は、農業者の減少・高齢化が進む中で、①簿記記帳による家計と経営の分離、②経営管理能力の向上、③対外的な信用力の向上、④新規就農者の受け皿となる等のメリットを有しており、経営者としての意識改革の醸成及び経営体質の強化を図っていく上で有効な手段です。

沖縄における農業生産法人数は、平成元年は50法人でしたが、その後着実に増加しており、平成24年1月現在で384法人となっています。

形態別にみると、株式会社(特例有限会社を含む。)308、農事組合法人51、合名会社1、合資会社13、合同会社11で、株式会社が8割を占めています。また、業種別には果樹が124と最も多く、次いで畜産、工芸作物の順となっています。

表Ⅴ－6

農業生産法人の内訳(形態別、業種別)
(平成24年1月現在)

区分	株式会社 (特例有限会社を含む。)	農事 組合法人	合名 会社	合資 会社	合同 会社	合計
果樹	98	14	1	6	5	124
畜産	62	5	0	2	0	69
工芸作物	50	12	0	1	0	63
野菜	46	6	0	2	5	59
花き・花木	21	5	0	0	1	27
その他	31	9	0	2	0	42
合計	308	51	1	13	11	384

資料：沖縄県農林水産部調べ

(3) 意欲ある多様な経営体の育成・確保

沖縄は亜熱帯気候に属し、台風等の自然災害を受けやすく、栽培可能な作物も限定されています。沖縄総合事務局では、こうした地理的・自然的条件の不利性を克服し、沖縄農業の持続的な発展を図るため、農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要となる生産施設・加工施設等の整備に対する支援を行い、意欲ある多様な経営体の育成・確保に取り組んでいます。

<事例Ⅴ-3：意欲ある多様な経営体の育成に関する取組>

八重瀬町具志頭地区のピーマンは、平成18年度に県の拠点産地に認定されるなど、担い手の生産意欲も高く、今後とも生産拡大が期待される作目となっています。また、ピーマン生産農家の大半がエコファーマーとして認定され、環境にやさしい持続可能な農業生産に取り組んできました。

当地区では、ピーマン産地の生産基盤の維持拡大、農家経営の安定に資するため、平成22年度と平成23年度にJAおきなわが事業実施主体となり、台風等の自然災害の影響を受けにくい生産環境施設（高生産性農業用施設：野菜温室）を整備しました。また、平成23年度にはピーマンの集出荷貯蔵施設が整備されました。

当該選果場では、カメラで等階級選別を行い、1個1個のデータ管理による品質の向上、箱詰め作業の全自動化等により作業効率が向上し、出荷の安定化が図られています。これにより県外市場や量販店からの様々なニーズに対応できる出荷体制が確立されました。

施設の完成により、ピーマンの栽培農家が増加し、拠点産地としてピーマンの安定的な供給が期待されています。

JAおきなわ大頓ピーマン選果場



等階級選別ライン

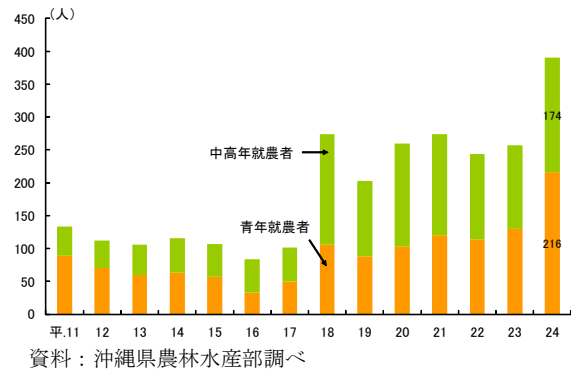


(4) 新規就農者の動向

新たに就農した農業者の数は、これまで年間100～130人前後で推移していましたが、平成18年には200人を超え、平成24年は390人となっており、その中でも40歳未満の青年就農者数は新規就農者の全体の半数を超えており、全国平均（24％）と比較しても非常に高い割合を占めています。

沖縄総合事務局では、就農直後の所得を確保する青年就農給付金に加え、新規就農者の初期投資の軽減を図り、早期の経営安定を図るため、経営体育成支援事業による補助及び就農支援資金による融資などにより支援しているところです（図V-8）。

図V-8
新規就農者数の推移



<事例V-4：新規就農支援の取組>

沖縄総合事務局では、新規就農者の育成・確保及び就農後の定着のため、平成23年度の経営体育成支援事業の中の新規就農者補助事業により、県内3ヶ所の地域担い手育成総合支援協議会を通じて、新規就農者に対し農業用機械・施設等の取得に係る経費を助成しました。

また、青年認定就農者*1に対しては、農業用機械・施設等の取得のための資金や研修に係る資金の無利子融資を行っています。

① 花（小ぎく）出荷用の自動選別機の導入（うるま市）

親から農業を継承した青年認定就農者が、うるま市担い手育成総合支援協議会を通じ、経営体育成支援事業の新規就農者補助事業を活用して、小ぎくの自動選別機を導入しました。これにより、出荷時の選別に係る労働時間の短縮等に効果を上げています。

小ぎくの自動選別機



② 野菜（きゅうり、チンゲンサイ）栽培用のトラクターの導入（中城村）

親から農業継承した青年認定就農者が、中城村担い手育成総合支援協議会を通じ、経営体育成支援事業の新規就農者補助事業を活用してトラクターを導入し、生産拡大及び労働時間の短縮等の効果を上げています。

導入したトラクター



③ 酪農経営の継承（南風原町）

酪農農家で実務研修を受けた青年認定就農者が、町内の農家から経営を継承するに当たり、就農支援資金を活用して、牛舎や乳用牛などの経営資源を購入し、早期の経営の安定につなげています。

導入した乳用牛



*1 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）」に基づき、都道府県知事から就農計画の認定を受けた39歳以下の者。

(5) 女性の参画と高齢農業者の動向

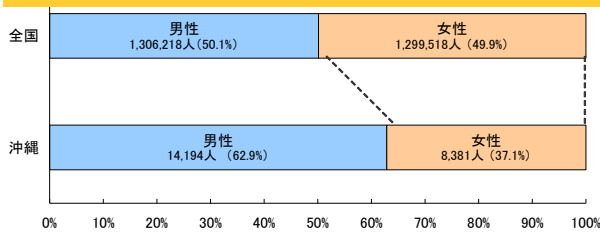
① 農村女性の社会参画の状況

沖縄における農業就業人口に占める女性の割合は、4割弱と全国平均より低い割合となっていますが、農業の担い手として重要な役割を果たしています。

また、魅力ある農林水産業づくりや6次産業化の推進には、地域で生き生きと活躍している女性達の斬新なアイデアや自由な発想が不可欠です。

しかしながら、農村における女性の農業等への参画状況をみると、認定農業者、農協役員及び市町村の農業委員の女性の割合は、沖縄はいずれも全国平均を上回っていますが、全国的にみて低い状況にあります。沖縄総合事務局では、今後も女性達の経営発展に向けた取組の支援や、女性登用の低い農業委員会等の関係機関に対し、女性委員等の登用の理解促進を図っていきます(図V-9、表V-7)。

図V-9
農業就業人口に占める男女別割合(平成22年)



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

表V-7
農村における女性の社会参画状況

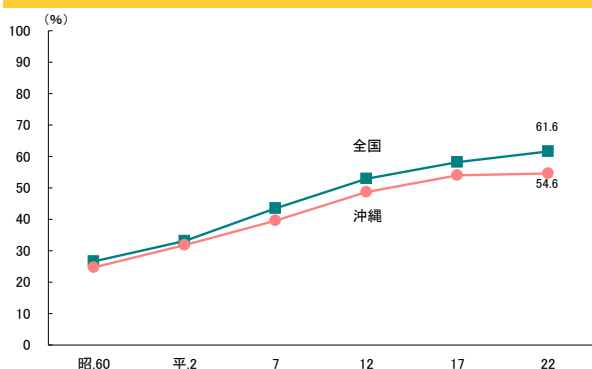
	(沖縄)	(全国)
認定農業者(24年)	1,699人	237,428人
うち女性(割合)	97(5.7%)	6,200人(2.6%)
うち夫婦(割合)	150(8.8%)	3,324(1.4%)
農協役員(22年)	41人	19,161人
うち女性(割合)	2(4.9%)	741(3.9%)
農業委員数(23年)	483人	36,034人
うち女性(割合)	28(5.8%)	2,070(5.7%)

資料：農林水産省「農業経営改善計画の認定状況」、「総合農協統計表」、「平成23年度農業委員への女性の参画状況」

② 高齢農業者の状況

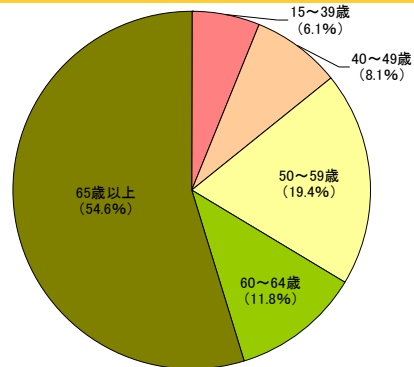
沖縄の平成22年の農業就業人口の平均年齢は64.2歳となっており、全国平均(65.8歳)より若い状況にあります。一方、65歳以上の高齢者の割合は全国、沖縄とも年々上昇しており、平成22年の沖縄における割合は54.6%と、過半数を占めています(図V-10、11)。

図V-10
農業就業人口における65歳以上の割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図V-11
農業就業人口における年齢階層別割合(平成22年)



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

(6) 農業制度金融の動向

農業制度金融は、農業者の自主性や創意工夫を活かしつつ、経営感覚に優れた経営体や担い手の育成・確保、経営規模の拡大による生産性の向上及び災害による被害からの経営再建等を図るため、重要な役割を果たしています。

また、農業者が利用しやすいように、農業近代化資金、沖縄振興開発金融公庫資金（スーパーL資金、農業改良資金等）の融資手続の一元化、農業信用保証保険制度等の活用のための農業者への普及・広報を継続して行っています。スーパーL資金については、平成24年度から、人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者への金利負担軽減措置が講じられました。

表V-8 農林漁業関係資金の貸付実績の推移

(単位：百万円)

区分	平. 18	19	20	21	22	23
農業近代化資金	302	324	435	323	225	193
沖縄振興開発金融公庫資金	3,891	1,812	1,605	3,073	2,664	4,311
うちスーパーL資金	190	1,262	917	992	1,615	550
うち農業改良資金	4	55	-	7	-	64
就農支援資金	43	19	7	31	14	22
合計	4,240	2,209	2,047	3,434	2,896	4,526

資料：沖縄県農林水産部及び沖縄振興開発金融公庫調べ

注1：農業近代化資金については、利子補給承認実績

注2：農業改良資金は、平成22年10月から公庫資金に移管

表V-9 農業制度資金の概要

農業制度資金名	農業制度資金の内容	
農業近代化資金	農業者が農協等から借り入れる際、県が利子補給することにより農機具、農業用施設、長期運転資金の中長期資金を低利で融資する最も一般的な農業制度資金。	 <p>農業近代化資金で導入した 花き選施設別</p>
沖縄振興開発金融公庫資金	<p>(スーパーL資金等)</p> <p>沖縄振興開発金融公庫が融資する農林漁業施設、機械、農地等の取得に利用できるスーパーL資金等の長期・低利の資金。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫では沖縄県の地域的課題に応じて、沖縄ブランド振興資金、沖縄農林漁業経営改善資金、製糖企業等資金などの日本政策金融公庫にない独自資金を貸付。</p> <p>(農業改良資金)</p> <p>新たな農業部門や加工事業の経営の開始、農畜産物及びその加工品の新たな生産方式や販売方式の導入など、チャレンジ性のある取組を行う農業者等を支援する無利子の資金。</p>	 <p>スーパーL資金で整備された温室</p>
就農支援資金	新たに農業を始めようとする青年（15～39歳）や中高年者（65歳未満）に対し、就農前の技術習得研修や経営開始に必要な機械・施設の整備を支援する無利子の資金。	 <p>就農支援資金を利用した 新規参入者との現地検討会</p>

第4節 優良農地の確保と有効利用の促進

(1) 荒廃農地対策の推進

全国的に農地面積が減少する傾向にある中、自給率の向上を図るためには、荒廃農地の解消に向けた対策を推進していく必要があります。

平成23年度に行った調査によると、沖縄県では、荒廃農地2,982haの約7割に当たる2,011haが再生利用が可能な荒廃農地となっています（表V-10）。

今後、農業依存度の高い離島地域においても、農業経営者の高齢化、労働力不足等により荒廃農地の増加が懸念されています。

沖縄総合事務局としては、荒廃農地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金、農外からの新規参入の促進、基盤整備や鳥獣害被害防止対策などを実施しています。

また、農業上重要な地域である農用地区域を中心に荒廃農地の再生を図ることとし、耕作放棄地対策協議会を主体として「耕作放棄地再生利用緊急対策」を実施しており、この取組の結果、平成23年度は約38ha、平成24年度は約66ha（見込み）の荒廃農地が再生利用されました。

表V-10 荒廃農地等の面積（平成23年実績値）
(単位：ha)

区分	荒廃農地面積		平成23年度に解消した荒廃農地面積
		うち再生利用が可能な荒廃農地	
全国	251,317	137,579	12,153
沖縄	2,982	2,011	292

資料：農林水産省「平成23年の荒廃農地に関する調査の結果」について（平成24年12月19日公表）

注：「再生利用が可能な荒廃農地」とは、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地。

<事例V-5：荒廃農地を活用した新たな特産品の開発！>

大宜味村では、村の新たな特産品として、そばの栽培に取り組んでおり、生産されたそばは、現在、村内の3店舗で商品にして販売されています。

これは、平成21年に大宜味村蕎麦生産組合が、荒廃農地の解消・活用と赤土流出防止の目的で、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して再生した農地に、沖縄では珍しいそばを栽培し、提供したところ、日本一早い「日本蕎麦」とマスコミで紹介され、注目を浴びたことがきっかけです。

蕎麦は客からおいしいと好評を得ていることから、組合では更なる生産拡大に取り組んでいるところです。

大宜味村では、村産の特産品「和そば」として、今後、県内外にPRし、村の活性化につなげたいとしています。

荒廃農地



村の新たな特産品へ



蕎麦畑に再生



(2) 農地流動化の動向

① 農地流動化の状況

沖縄における平成22年の農地流動化の状況は、賃借権の設定等の面積が431ha、売買等による所有権移転の面積が324haで合計755haとなっています。

賃貸借権等の利用権の設定面積の割合は57.1%と売買等による所有権移転面積を上回っているものの、全国ベースの84.6%に比べると、まだまだ少ない傾向にあります。

また、全体の権利移動の面積でも、平成20年をピークに減少してきており、沖縄では担い手への農地利用集積等の農地の流動化があまり進んでいないことを示しています。

このため、これからも引き続き、農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業等の農地流動化に関連する事業の積極的な推進を図り、担い手への農地利用集積を進める必要があります。

② 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、県、市町村、農業会議、農業開発公社等の関係機関と協力し、農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業等を中心として農地流動化を推進しています。

農家は、農地に対して資産保有の意識が強く、身内以外にはなかなか貸したがない傾向にあり、売買だけでなく、賃貸借についても消極的な姿勢がみられます。また、借り手側からみた場合、ほ場整備が遅れていることなどから農地を集積しても規模拡大の効果が発揮しにくいという不利な点があります。

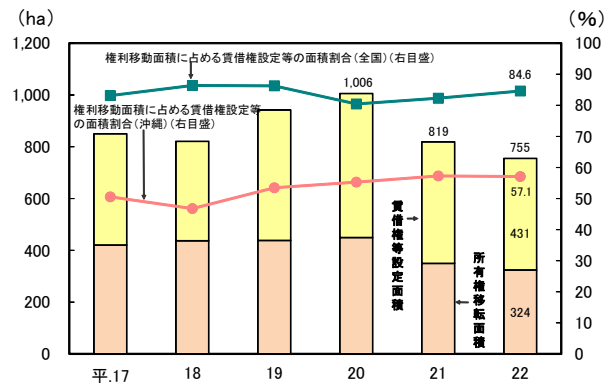
農地流動化の傾向を地域別にみると、本島中南部の都市近郊では、都市化の進展等により、資産としての農地の保有意識が特に強いため、農地の売買、賃貸借等に消極的な傾向がみられます。一方、離島・過疎地域等では農外収入が見込めないことから農地を手放すことに慎重な傾向がみられ、また、島外転出による不在地主が多く、賃借権設定等の調整に多大の労力・時間等を要するという問題があります。

このため、平成22年度から、平成21年12月に改正・施行された農業経営基盤強化促進法により創設された農地利用集積円滑化事業の仕組みを活用し、市町村又は農業協同組合等を農地の仲介組織とする農地利用集積円滑化団体を設立し、各地域における農地の流動化を進めているところです。

平成23年度から、農地利用集積円滑化事業は規模拡大加算交付金として農業者戸別所得補償制度の中に組み込まれており、経営規模を拡大する農家（農地の受け手）に対して2万円/10aを交付しているところです。本交付金を活用して、平成23年度は約10ha、平成24年度は約22haの農地の流動化が図られたところです。

また、平成24年度からは、農地の出し手に対して農地集積協力金を交付する仕組みが創設されたことから、当該協力金等の活用により、更なる農地集積の推進を図っています。

図V-12 耕作目的の農地の権利移動面積の推移



資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転

注2：賃借権設定等は、農地法、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計

(3) 農地転用の動向

県内における農地の他用途への転用は減少傾向を維持してきましたが、平成22年には増加に転じ、転用面積が100haを超え、123.0haとなっています(表V-11)。

内訳をみると、農業委員会への届出で手続きが完了する市街化区域内の農地転用にはほとんど変動はなく、計画の策定から転用実施まで複数年を要する公共団体の転用面積も、前年を下回っています。

一方、農家以外の個人やその他法人といった事業者による転用は、合計面積で前年比35%増となり、顕著な伸びを示しています(表V-12)。

しかしながら、県内の転用面積合計をみると、一昨年の転用面積と同程度に止まっており、これまでの事業抑制の反動が一部に現れたものと推測され、国内外の経済事情を踏まえれば、農地転用の約8割を占めている個人、その他法人等からなる転用事業者の需要が一気に高まるとは考えにくく、当面は近年の転用面積平均値となる130ha程度を維持するものと予想されます。

表V-11 沖縄県内の農地転用面積の推移

(単位：ha)

区分	農地法第4条、第5条に基づく農地転用		農地法第4条、第5条に基づかない農地転用	農地転用面積合計
		うち届出面積		
平. 18	152.9	30.5	11.7	164.5
19	143.5	28.8	2.1	145.6
20	112.8	25.8	12.0	124.9
21	93.4	20.1	4.2	97.6
22	115.5	21.8	7.4	123.0

資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注1：四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

注2：農地法第4条、第5条に基づかない農地転用は、国、地方公共団体等による転用が含まれる。

表V-12 沖縄県内の農地転用面積の転用主体別構成(農地法第4条、第5条該当以外含む)

(単位：ha)

区分	公共団体 (国、地方公共 団体、公社等)	農協	農家 農業生産法人	農家以外の個人	その他法人	総数
平. 18	14.3	0.3	11.4	98.1	40.4	164.5
19	3.6	0.8	13.7	84.1	43.4	145.6
20	10.3	0.1	19.7	67.6	27.1	124.9
21	5.8	0.2	15.6	52.3	23.5	97.6
22	4.4	0.9	15.1	65.2	37.4	123.0

資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注：四捨五入の関係で総数と内訳の計が一致しない場合がある。

第5節 農業協同組合の動向

(1) 農協組織の動向

沖縄では、昭和47年の復帰当時、総合農協が74ありましたが、財政基盤が脆弱であったため、合併が進められてきました。その後、平成14年、農水産業協同組合貯金保険機構等の支援を受けて、当時存在していた27農協が合併(与那国町農協は解散)して、沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)が誕生しました。

JAおきなわは、平成17年、沖縄県信用農業協同組合連合会及び沖縄県経済農業協同組合連合会を包括承継し、全国で2例目の1県1JA体制を整えました。

なお、県内には総合農協以外にも3つの専門農協と、これら農協の指導・監査等を行う沖縄県農業協同組合中央会があります(表V-13、15)。

表V-13 総合農協及び専門農協数の推移

区分	昭.47	50	55	60	平.元	4	6	8	14	15	17	23
総合農協	74	71	60	59	57	51	31	28	1	1	1	1
専門農協	5	6	6	7	6	6	6	5	5	4	3	3

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

注：農協数は、各年度末の現在数

(2) JAおきなわ及び専門農協の概要

JAおきなわは、組合員等の利便を図るため、組合員に対する営農指導や、組合員の生産する農畜産物の受託販売のほか、肥料・農薬等の供給、貯金の受入れの他、営農・生活資金の貸付け、生命共済等の引受け等を総合的に行っています。

組合員数*1は、農業者の高齢化を背景に正組合員は減少しているものの、地域の農協事業利用者に対する組合加入促進運動等によって、准組合員が増加しており、全体としては増加傾向で推移しています。(表V-14)

表V-14 JAおきなわ組合員数の推移

区分	平.21	22	23
正組合員	54,413	53,637	52,878
准組合員	66,258	68,671	70,154
合計	120,671	122,308	123,032

資料：JAおきなわディスクロージャー誌

表V-15 専門農協の概要

名称	沖縄県花卉園芸農業協同組合	沖縄県酪農農業協同組合	沖縄県養鶏農業協同組合
設立年	昭和56年9月	昭和49年2月	昭和45年6月
組合員数	794人(うち正組合員656人) (平成24年4月末現在)	111人(うち正組合員81人) (平成24年3月末現在)	61人(うち正組合員54人) (平成24年3月末現在)
主な事業	花き類生産・販売 生産資材販売等	生乳受託販売 生産資材販売等	鶏卵受託販売 生産資材販売等
	 浦添市 伊奈武瀬	 八重瀬町 友寄	 うるま市 川田

*1 農協の組合員は、総会での議決権や役員選挙権を持ち、組合運営に参画する自ら農業を営む正会員と、議決権等は持たないが、一定の出資金を支払い農協事業を利用する准組合員で構成されている。

第6章 農村の振興



左上：

地下ダムが完成したことにより、
さとうきびの栽培に必要な水が確保
され、畑に散水している様子
(宮古島市)

右上：

食と地域の交流促進対策交付金を活
用し、地元住民の協力の下、地産地消
を目指し開発した「ぶながや弁当」
(大宜味村：NPO法人おおぎみま
るごとツーリズム協会)

左下：

専業経営の女性就農者（かあちゃ
ん農業者）が中心となって、地場野
菜等を直接取引しているやんばる朝
市（名護市）

右下：

地下ダムのPRをはじめ、水の大切さ
を地域住民に啓発し、地域活性化の拠
点形成を図ることを目的とし開催され
ている宮古水まつり（宮古島市）

第1節 農業・農村を支える農業農村整備事業の課題と対応

(1) 農業農村整備事業の現状と今後の課題

沖縄では、常襲する台風や干ばつなどの厳しい気象条件を克服し、生産性の高い農業を実現するため、昭和47年の本土復帰以降、ほ場整備や地下ダムの建設など、かんがい排水施設の整備を積極的に進めてきました。

その結果、平成22年度末の整備率は、ほ場整備が54.4%、畑地かんがいが42.1%、水源整備が56.5%となり、基盤整備は着実に進んできました（表VI-1）。

整備した水を利用して、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴー等の熱帯果樹、花き、肉用牛等が生産され、かつての水なし農業の島から、亜熱帯性気候を活かした豊かな農産物の供給地へと姿を変えてきました。

表VI-1 農業農村整備の状況

	沖縄県の現状 (平成22年度)	5年後の目標 (平成28年度)	10年後の目標 (平成33年度)
ほ場整備量 (整備率)	19,043ha (54.4%)	20,200ha (61.0%)	21,600ha (65.0%)
かんがい施設整備量 (整備率)	17,107ha (42.1%)	19,200ha (49.0%)	21,600ha (55.0%)
農業用水源施設整備量 (整備率)	22,953ha (56.5%)	24,700ha (63.0%)	26,700ha (68.0%)

資料：沖縄21世紀ビジョン実施計画

今後は、これまで造成してきたかんがい排水施設が老朽化してきたことから、定期的に機能診断を行い、必要な修繕を実施することにより、施設の長寿命化を図っていくことが課題となっています（これまでに蓄積してきた施設を、うまく管理運営するという意味で、「ストックマネジメント」と呼んでいます）。

また、沖縄総合事務局が実施するダムや基幹的な用排水路の整備は相当進みましたが、個々のほ場まで水を届ける末端整備はまだ十分ではありません。水あり農業を推進するため、引き続き末端整備を進める必要があります。

さらに、水源がまだまだ不足している地域では、ダムなどの更なる水源整備が必要です。

一方、農村の生活環境と定住条件を整備するため、農業集落排水施設、農村総合管理施設、集落道等の農村整備を総合的に実施していますが、まだまだ生活環境の整備は低い水準にあります。

また、海洋域を含む農村地域の環境を保全するため、降雨により国頭マーゼなどの赤土が農地から海へ流出するのを防ぐ赤土等流出防止対策施設の整備を緊急に進めていく必要があります。

底原ダム（石垣市）



老朽化した施設



(2) 国営かんがい排水事業の概要

沖縄県の降水量は年間2,000mm前後と比較的
多いものの、年間降雨が梅雨期と台風期に偏っ
ており、河川が短い上に透水性の高いサンゴ礁
石灰岩（琉球石灰岩）が広く分布しているため、
雨が降ってもすぐに海に流出してしまうことな
どから、恒常的に深刻な干ばつ被害に見舞われ
てきました。

このため、地上の河川を堰き止めて水を貯め
る一般的な地上ダムだけでなく、地下に止水壁
を設けることでサンゴ石灰岩の空隙に地下水を
貯める地下ダムの整備を積極的に推進し、昭和
50年度着工の宮良川地区以来、平成24年度まで
に8地区において国営かんがい排水事業を実施
し、うち6地区で完工しました。

この結果、国営かんがい排水事業で採択された地区の受益面積は、用水改良を
含めて、約17,200ha(宮古伊良部地区に宮古地区の受益を含む)に達するなど、国
営事業による水源開発は進展してきました。

国営の水源整備と併せて、県営事業・団体営事業による末端かんがい施設の整
備も進められており、かんがい用水の利用によって干ばつの被害が軽減され、ゴ
ーヤー、マンゴー、肉用牛の産地が確立するなど、地域の農業振興に大きく貢献
するとともに、今後、「攻めの農林水産業」の展開を図る上で重要な役割を果た
していくことが期待されています。

現在、伊江地区（平成16年度～）、宮古伊良部地区（平成21年度～）の2カ所
で国営かんがい排水事業を実施しています（表VI-2）。

また、石垣島において新たな国営事業の着工に向けた全体実施設計を行ってい
るほか、多良間島でも、今後、国営事業を実施するための調査を行っています。

琉球石灰岩

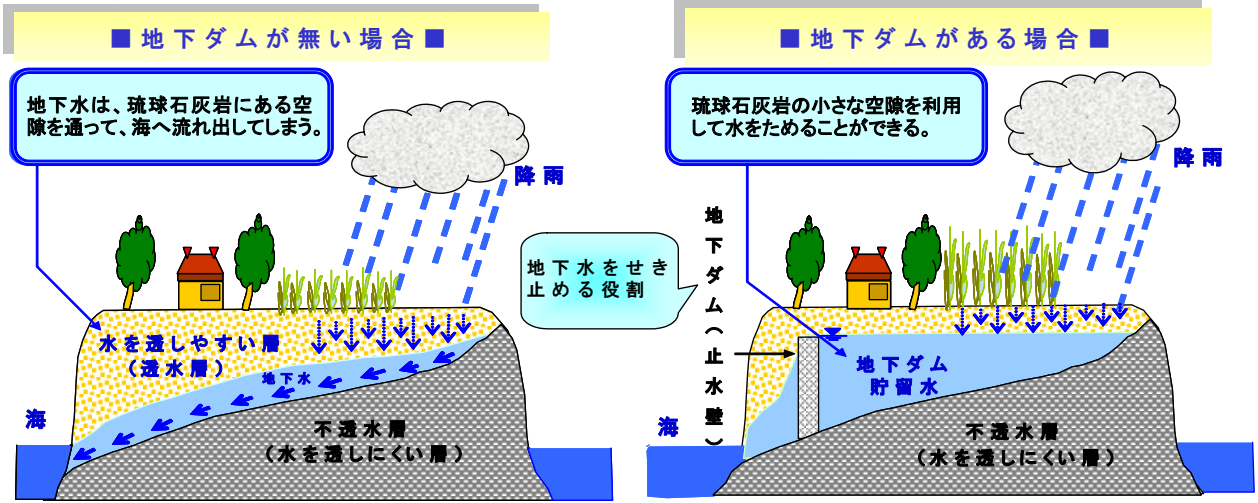


表VI-2 国営土地改良事業の状況

地区名	関係市町村	工期	受益面積	主要施設
宮良川	石垣市	昭.50～平.4	3,460ha	底原ダム他
名蔵川	石垣市	昭.57～平.10	760ha	名蔵ダム他
羽地大川	名護市、今帰仁村	昭.60～平.18	1,326ha	真喜屋ダム他
宮古	宮古島市	昭.62～平.12	8,400ha	砂川地下ダム他
沖縄本島南部	糸満市、八重瀬町	平.4～平.17	1,352ha	米須地下ダム他
伊是名	伊是名村	平.11～平.20	520ha	千原地下ダム他
伊江	伊江村	平.16～	668ha	伊江地下ダム他
宮古伊良部	宮古島市	平.21～	9,156ha	仲原地下ダム他

注：宮古伊良部地区に宮古地区の受益面積を含む。

図VI-1 地下ダムの仕組み



図VI-2 地下ダムの工事 (伊江地下ダム) (左: 工事中、右: 工事完了後)



※ 地下に水を貯留するため、工後も工事前と同様な土地利用が可能。

(3) 赤土等流出防止対策

① 赤土流出の課題と対応

沖縄の海域には美しい珊瑚や熱帯の魚介類等が生息し、水産業、観光産業にとっての重要な資源となっています。

しかしながら、一旦雨が降ると、国頭マージ等の降雨により浸食されやすい土壌が海域へ流出し、自然環境へ多大な負荷を与えるとともに、水産業や観光産業にも影響し、大きな社会的問題となっています。



② 農地からの赤土等流出防止対策

赤土等の流出は、海域環境への影響のみならず、農地から見れば貴重な耕土の流出を意味します。農業の継続と農地の保全という観点からも、その対策の推進は重要な課題です。

このため、沖縄総合事務局では、水質保全対策事業により、排水路、沈砂池等を設置して、畑などから流れ出た赤土等が地区外へ流出することを防ぐ対策や、ほ場の勾配修正工事、法面保護工事、暗渠排水工事等を実施して、赤土等が畑などから流失すること自体を防ぐ対策への支援を行ってきました。

本事業は平成24年度から沖縄振興公共投資交付金へ移行し、引き続き取組が進められています。

併せて、「赤土等流出防止営農普及マニュアル」等を活用した緑肥作物によるほ場面の被覆、グリーンベルト設置、さとうきびの葉柄や木質チップなどをほ場に撒くマルチング栽培等の営農的対策との連携による広域対策を実施しています。

また、平成17年から、赤土等流出防止対策の一層の効果発現のために、地域全体の総合的な対策をまとめた「農地対策マスタープラン」を県内各地で展開しています。

この他、営農者自らが持続的・効率的に赤土等流出防止対策を講じることができるよう、市町村によって緑肥の種を配布する支援が行われています。



第2節 都市と農山漁村の交流の推進

近年、豊かな自然や心の安らぎなどを求めて農山漁村を訪れ、現地の人々とのふれあいや農林漁業体験等を通じて余暇を楽しむ気運が高まっています。

このような農山漁村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）は、地域の魅力を引き出すとともに、農山漁村が都市住民との交流の場となることから、地域の活性化にも大きく寄与するものとして期待されています。

沖縄でも、行政やNPO等の様々な組織が主体となり、農山漁村での体験・滞在型のプログラムを提供しています。

特に、修学旅行や学校のセカンドスクールが、従来の観るだけの観光型から体験型へと変化しており、これに応じたサービスを都市部からの旅行者などにも提供することが重要となっています。



（1）都市と農山漁村の交流

農林水産省では、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援しています。

沖縄においては、おおぎみツーリズム地域協議会（大宜味村）、「島まるごと有機の島」をつくる有機農業体験交流推進協議会（南城市久高島）、池間島暮らしツーリズム協議会（宮古島市池間島）、石垣島田舎体験プロジェクト実行委員会（石垣市）の4地域でグリーン・ツーリズムを推進する取組が行われており、ワークショップの開催、モニターツアーの実施、各種講習会の開催、体験プログラムの試行などを実践しています。

<事例Ⅵ-1：グリーン・ツーリズム推進の取組>

池間島暮らしツーリズム協議会（宮古島市池間島）は、NPOいけま福祉支援センターを中心に、すまだてい会（農漁家民泊受入れ窓口）、池間自治会、池間老人クラブが構成員となり、平成24年度から2年間の計画で、ワークショップの開催、体験プログラムの開発などに取り組んでいます。

平成24年度には、民泊の受入農漁家を38戸まで拡大し、受入数が2,000人を超え、修学旅行生らは各農漁家に宿泊しながら、農業や漁業、伝統文化を体験するとともに、島の子どもたちとの交流も行われました。

池間島暮らしツーリズム協議会は、多くの地域資源を活用した教育効果の高い体験プログラムを確立し、ファンやリピーターなど交流人口が増加する地域づくりを目指しています。

修学旅行生による農業体験



写真提供：池間島暮らしツーリズム協議会

自然環境学習（池間湿原）



また、沖縄総合事務局では、都市と農山漁村の交流を通じた新たなビジネスの創出や農山漁村における定住の促進により農山漁村の活性化を図る活動を支援しています。

(2) 市民農園の開設状況

都市住民の間では、レクリエーションや自家用野菜の栽培等のため、野菜や花を育てるニーズが高まっています。このため、市民農園としての農地利用を行うために平成元年に特定農地貸付法*1が、休憩施設等の整備を円滑に進めるために平成2年に市民農園整備促進法*2が制定されました。

沖縄においても、これらの法律に基づく市民農園が本島中南部を中心に地方公共団体や農協等により開設されており、市民や都市住民の農業体験や交流ふれあいの場となっています（表VI-3）。

表VI-3 県内の市民農園開設状況（平成24年3月末現在）

	合計		開設主体別内訳							
	農園数	全体面積 (㎡)	地方公共団体		農業協同組合		農業者		その他	
			農園数	全体面積	農園数	全体面積	農園数	全体面積	農園数	全体面積
市民農園法	4	17,485	3	8,996	0	0	1	8,489	0	0
特定農地 貸付法	13	61,321	9	44,526	3	8,401	1	8,394	0	0
合計	17	78,806	12	53,522	3	8,401	2	16,883	0	0

資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部調べ

*1 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）

*2 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）

第3節 農山漁村の活性化と地域資源・環境の保全

(1) 農山漁村の活性化

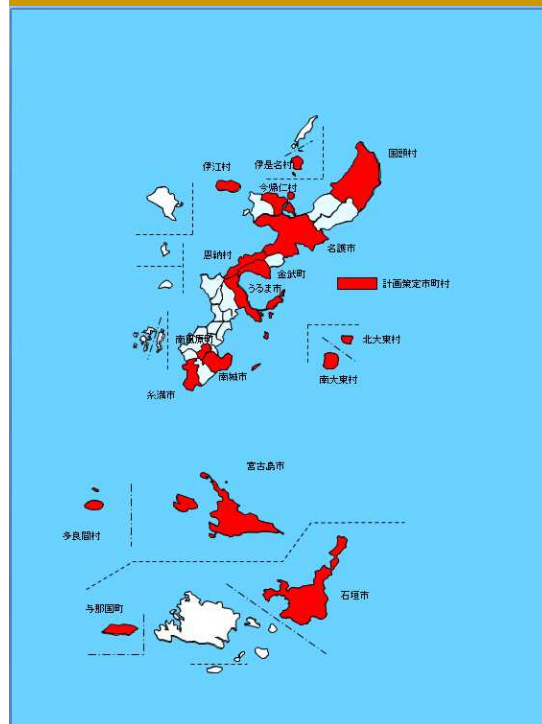
農山漁村における定住や、農山漁村と都市住民との地域間交流を促進するための措置を講じ、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村活性化法*1が平成19年8月に施行されました。

地方公共団体は、農山漁村活性化法に基づいて活性化計画を作成し、計画実施のための所要の経費について、国から交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、沖縄県においては平成24年度から沖縄振興公共投資交付金の農山漁村活性化対策整備に関する事業）を受けることができます。

沖縄では、平成24年度までに17市町村で策定された71の活性化計画が、交付金交付対象として決定されています（図VI-3）。

沖縄総合事務局では、農山漁村の活性化に向けた地域の自発的な動きを支援するため、農林水産部内に農山漁村活性化のための窓口を設置し、農山漁村の活性化のための方策や地域で活用できる農林水産省の施策について、ワンストップで応じる体制を整えています。

図VI-3 活性化計画策定市町村



(2) 農地・水保全管理支払交付金

沖縄総合事務局では、国民の環境への関心が高まる中で、農地、農業用水、農村環境の保全とそれらの景観等の質の向上を図る地域共同の取組を平成19～23年度の5年間にかけて支援してきました。

平成24年度からは、平成28年度までの対策として、こうした農地等の保全と質の向上の取組を広域で実施する活動組織や、赤土流出対策としてのグリーンベルトの設置等のより高度な保全活動への支援が出来るように支援対象を拡充しており、平成24年度は県内の24市町村40組織を支援しています。

図VI-4 農地・水保全管理支払交付金における活動状況



防風林帯の下草刈り



子供会と連携した清掃活動

*1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）

(3) 中山間地域等直接支払制度

農業生産条件が不利な中山間地域等において農業生産活動が維持されるよう、平成12年度から中山間地域等直接支払制度が導入され、集落協定又は個別協定*1に基づいて5年間以上継続して行われる農業生産活動等を支援しています。

沖縄では、中山間地域に加え、生産条件が不利な離島において、過疎化や農業従事者の高齢化等による農業生産活動の低下のほか、地域文化の維持、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の低下が懸念されています。

特に、遠隔離島の農業生産性の低い地域においては深刻な問題であることから、平成23年度から離島の平地等について、県が特認基準を定めることにより、傾斜地と同じ条件で交付を受けることが可能となりました。これを受け、現在は18市町村が知事特認により本制度の対象となっており、平成24年度に本制度に基づき交付金が交付された12協定のうち、11協定が知事特認によるものです(表VI-4)。

表VI-4
平成24年度市町村別集落協定及び個別協定

協定	市町村名	協定数	参加者数 (人)	協定面積 (ha)	
集落協定	一般	名護市	1	45	19.6
	知事特認	伊是名村	1	331	459.7
		うるま市 (津堅島)	1	71	29.1
		久米島町	2	630	671.6
		粟国村	1	100	113.9
		北大東村	1	97	533.6
		南大東村	1	297	1,736.2
		多良間村	1	282	336.2
		与那国町	1	137	444.0
		計	10	1,990	4,343.9
個別協定	知事特認	伊平屋村	2	2	204.4
		計	2	2	204.4
合計		12	1,992	4,548.3	

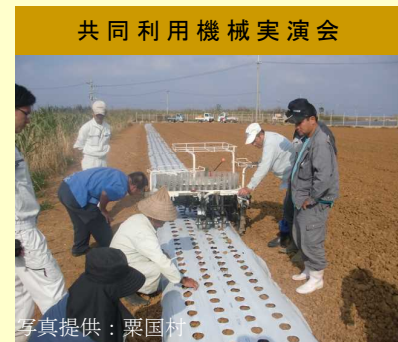
資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部調べ

注：数値は四捨五入しているため、合計と内訳の計は一致しない場合がある。

<事例VI-2：中山間地域等直接支払制度を活用した取組（粟国村）>

粟国村では、村の基幹産業の一つである農業において、近年、高齢化や後継者不足から耕作放棄地の増加が懸念されるようになりました。このため、村内の農家や生産者団体等は、集落協定として粟国集落協議会を立ち上げて本制度を活用し、農業生産活動の継続が困難となった農用地が生じた場合に備え、個人では管理できない農用地をサポートする体制整備を目指しています。この一環として、共同利用機械や堆肥を購入し、実演会を開催することで農業生産活動の維持や耕作放棄地の発生防止に取り組んでいます。

この他、景観作物の作付け、害虫駆除剤の購入、研修会・先進地視察などの共同取組活動に取り組むことで、集落全体で農用地を維持管理していくという意識向上につながっていることから、協議会では今後もサポート体制の充実を図っていきたいと考えています。



写真提供：粟国村

*1 集落協定：農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

第7章 食の安全と消費者の信頼の確保



左上：

牛のトレーサビリティ制度に基づき耳標（両耳の黄色い標識）が付けられた牛（石垣市）

右上：

JAS制度などに基づく食品表示制度周知のために沖縄総合事務局行政情報プラザで開催したパネル展（那覇市）

左下：

食育月間の取組として、道の駅「許田」道路情報センターに「移動消費者の部屋」を設置（名護市）

右下：

食育の推進のため、コープおきなわが開催した「コープの食育イベント」に「移動消費者の部屋」を設置（那覇市）

第1節 食の安全と消費者の信頼の確保

(1) 食の安全の確保

① 生産資材の適正な使用の推進

沖縄総合事務局では、生産段階における農薬の適正で安全な使用の推進及び知識の普及を図るため、県と連携し、農薬の適正使用と飛散防止対策に関する会議、研修会等の開催、パンフレットの配布などを通じて、指導を行っています。

また、農家の農薬使用状況の調査や残留農薬調査のための試料採取等を実施しています。



肥料については、品質の保全及び安全な施用を確保するため、沖縄総合事務局では、肥料取締法に基づく県内の普通肥料の登録更新等を行っており、平成25年2月末現在、県内で登録されている当該肥料は、58件（28事業者）となっています。今後とも肥料の生産・輸入業者や農家等に対し、肥料の規格、施用基準及び登録制度等に関する普及・啓発を図る必要があります。

飼料については、沖縄総合事務局では、家畜の飼養農家を巡回して、使用基準の遵守状況を調査しています。

BSE対策として、飼料用油脂原料に牛のせき柱が混入しないよう、また、豚肉骨粉原料に他の家畜原料が混入しないよう、食肉事業者等に対して調査を行っています。

② 農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

農業生産工程管理（GAP（Good Agricultural Practice））とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う持続的な改善活動のことです。

GAPは、食品の安全性の向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化等に有効な手法であり、農林水産省では、平成22年4月に「GAPの共通基盤に関するガイドライン」を定め、普及・奨励を図ると共に、県が実施するGAP指導者の育成を図る事業を支援しています。沖縄総合事務局においても関係機関と連携しつつ、農業者等への普及を図っています。

(2) 消費者の信頼の確保

① 食品表示の適正化の推進

沖縄総合事務局ではJAS法*1に基づく食品表示の適正化を進めるため、

- ・ 県内の小売店舗等を巡回し、食品の表示状況の調査の実施
 - ・ 消費者等からの食品の表示に対する不適正表示についての情報提供（食品表示110番）や食品表示の問合せ等表示に関する受付・相談の実施
 - ・ 消費者及び食品販売事業者への食品表示制度の普及・啓発のためのフォーラム、表示講習会等の開催
- 等各種の取組を県と連携して行っています（表Ⅶ－1）。

ア 食品表示の状況

平成20年の「海ぶどう」の産地偽装や平成23年の「袋詰精米」の不適正表示等が発生したこともあり、生鮮食品の原産地や加工食品の原料原産地表示に対する消費者の関心が高まっています。

このため、沖縄総合事務局では、食品表示状況を調査し、不適正表示を確認した場合には、指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであり、改善方策を講じている場合は、指導を行うこととしています。

今後も引き続き食品表示制度の周知徹底を図るとともに、偽装事案等に対する監視を強化していく必要があります。



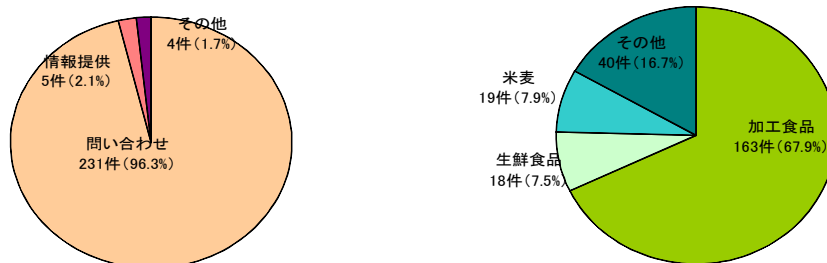
表Ⅶ－1 表示調査の内容

調査名	調査内容
一般調査 (生鮮食品等調査)	小売店舗で販売されている生鮮食品及び有機農産物等の表示が適正に表示されているか、日常的に調査を実施。
表示適正化調査	食品の季節性及び出回り時期を考慮し選定した品目について、表示状況の確認や科学的分析の調査を実施。毎年度、数品目を調査。

イ 食品表示110番の受付状況

沖縄総合事務局の食品表示110番に寄せられた情報は240件（平成24年度）となっており、受付内容別にみるとそのほとんどが表示についての問い合わせとなっています。品目分類別には、加工食品に対する問い合わせが最も多く、全体の約7割を占めています（図Ⅶ－1）。

図Ⅶ－1 食品表示110番内訳（左：受付内容別、右：品目別）



資料：内閣府沖縄総合事務局「食品表示110番実績」

*1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

<事例Ⅶ－１：黒糖に係る原料原産地表示の義務化>

平成22年3月に、消費者庁はJAS法の解釈通知である「食品表示に関するQ&A」を改正し、国内で流通する「黒糖」の定義*を明確にしました。そのため、いわゆる「加工黒糖」や「再製糖」は、「黒糖」と表示することができなくなりました。続いて、平成22年11月に同Q&Aを改正し、「黒糖」を使用していないものは、「黒糖」を含む文言を表示することができなくなりました。

さらに、平成23年3月に同Q&Aを改正し、「黒砂糖」が「黒糖」と同義語であることが適当であると判断して、1年間の消費者及び事業者への周知期間を経て、平成24年4月以降、違反表示があった事業者に対しては厳正に措置されることとなりました。また、平成23年3月末に加工食品品質表示基準を改正し、2年間の消費者及び事業者への周知期間を経て、平成25年4月から、「黒糖」や「黒糖」の重量の割合が50%以上の加工品について、原料原産地表示が義務化されました。

こうした改正により、黒糖商品の適正な表示が行われ、消費者が購入する際の選択に資するものと期待されています。

* 黒糖とは、さとうきびの搾り汁に中和、沈殿等による不純物の除去を行い、煮沸による濃縮を行った後、糖みつ分の分離等の加工を行わずに、冷却して製造した砂糖で、固形又は粉末状のものをいう。

② トレーサビリティ制度の推進

トレーサビリティとは、食品が生産から販売にわたってどのようなルートを通ったか把握できるようにすることです。トレーサビリティの確立により、食品事故発生時の発生原因の究明や回収などが迅速に行えるようになります。

ア 牛のトレーサビリティ

平成13年、我が国で初めての牛海綿状脳症(BSE)が発生しました。このことを契機として、現在、国はと畜場におけるBSE全頭検査や肉骨粉の使用禁止等の対策を講じています。また、本病のまん延防止や畜産業の振興を図るため、平成15年に牛トレーサビリティ法*1が制定され、牛の管理者に対しては個体識別番号が印字された耳標の装着及び牛の異動に係る届出の義務付け、牛肉の販売業者及び牛肉を用いた料理*2を提供する業者（以下「特定料理提供業者」という）に対しては、商品又は店内に個体識別番号の表示及び牛肉の仕入等に係る帳簿の備え付けを義務付けています。

沖縄総合事務局では、牛のトレーサビリティ法の遵守徹底を図るため、牛の管理者、牛肉販売業者及び特定料理提供業者に対し、巡回調査を実施し指導を行っています。

この他、と畜場から採取した牛肉と販売店及び料理提供している牛肉のDNA鑑定を行い、個体識別番号が正しく伝達されているか監視を行っています。

飼養牛の確認



*1 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）。

*2 焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ。

イ 米穀等のトレーサビリティ

沖縄総合事務局では、米及び米加工品のトレーサビリティ制度の適正な運用を図るため、外食事業者等を巡回して一般消費者への産地情報の伝達状況及び伝票等の取引等の記録の作成・保存状況等について立入検査等を行っています。

この他、制度の普及・啓発を図るため、一般消費者等を対象に、制度の説明会やセミナーの開催、関係団体等への各種パンフレットの配布等を行っています。

また、加工用米等の用途が限定された米穀の用途外への横流れを防止し、適正な流通を確保するため、立入検査等を行っています。

制度説明会の様子



ウ 食品（牛肉・米以外）のトレーサビリティ

沖縄総合事務局では、牛肉・米以外の食品についても、トレーサビリティの普及を図るため、全国のトレーサビリティの取組事例の紹介等を行うセミナーやフォーラム等を開催しています。平成24年度は今後の普及に資するため、県内で取り組んでいる事業者（（有）勝山シークワサー、（有）あらぐさ）の事例の調査と意見交換を行いました。

③ 消費者に対する情報提供とニーズの把握

ア 消費者の部屋

沖縄総合事務局では、「消費者の部屋」を設置し、農林水産行政、食料生産、食生活等に関する各種情報を紹介・提供しています。また、「消費者の部屋」特別展示として、平成24年度は沖縄総合事務局において沖縄農林水産業に関するテーマのパネル展を8回（延べ37日）開催しました（表Ⅶ-2）。

表Ⅶ-2 「消費者の部屋」特別展示の開設状況（平成24年度）

開設日	テーマ名
平成24年 6月18日-22日	食育パネル展 ～「食」に関する知識と「食」を選ぶ力を身につけましょう～
9月24日-28日	海よ！糸満海人から、つなげる美ら海へ
10月15日-19日	統計データから見た沖縄の農林水産業
11月27日-30日	沖縄地域6次産業化推進パネル展・6次産業化加工品表彰式
平成25年 1月21日～25日	知ろう！食べよう！島野菜
1月28日～2月1日	意外とスゴイ冷凍食品パネル展
2月5日～8日	沖縄地域農林水産物等輸出促進パネル展～魅力ある県産品を世界へ～
2月12日～15日	ご存じですか？食品表示、知って賢くお買い物！

さらに、食生活等に関する消費者からの相談等に対応するとともに、要請に応じて「移動消費者の部屋」を開設しています。

平成24年度の「移動消費者の部屋」の開設は5回（延べ15日）でした（表Ⅶ-3）。

食品や食育等に関する各種イベントに併せて開設し、「食品表示」、「食育推進」、「ごはん食推進」等に関するパネル展示やパンフレット等の配布により情報提供を行いました。

表Ⅶ-3 「移動消費者の部屋」の開設状況（平成24年度）

開設日	会場	イベント
6月18日-22日	沖縄県庁県民ホール	食育に関するパネル展（主催：沖縄県）
6月26日-30日	道の駅「許田」 道路情報ターミナル	食育パネル展 （主催：沖縄総合事務局）
7月4日	那覇第2地方合同庁舎 2号館会議室	「食料・農業・農村白書」「森林・林業白書」「水産白書」に 関する沖縄ブロック説明会（主催：沖縄総合事務局）
7月19日	あっぷるタウン1階催事場	コープの食育イベント （主催：コープおきなわ健康食育推進委員会）
11月23日-25日	沖縄セルラーパーク那覇	離島フェア2012（主催：離島フェア開催実行委員会）

イ リスクコミュニケーション等の推進

農林水産省では、食品安全行政推進の一環として、各地で食品の安全確保等に関する意見交換を行う「食品に関するリスクコミュニケーション(意見交換会)」を開催しています。

沖縄総合事務局でも、ホームページ等で、消費者や食品事業者へ食の安全や農林水産行政に関する情報を提供するとともに、平成25年3月15日には、JAおきなわ女性部等を対象に「家庭で出来る食中毒予防」と題したリスクコミュニケーション学習会を開催しました。学習会には、多くの方々が参加して活発な意見交換等が行われました。

「家庭で出来る食中毒予防」の学習会の様子



<事例Ⅶ-2：未承認遺伝子組換えパパイヤへの対応>

平成23年4月にカルタヘナ法*1上未承認の遺伝子組換えパパイヤ「台農5号」と呼ばれる品種が、沖縄で生産、流通されていることが判明しました。

沖縄総合事務局では、生物多様性確保の観点等から、農林水産省、県、市町村及びJA等関係機関の協力のもと、「台農5号」の栽培農家への説明会を開催し、栽培圃場の特定や伐採指導を行ってきました。

これらの取組が迅速に行われたことにより、県産パパイヤに対する不安を払しょくし、風評被害を防止することができました。

また、ほ場の「台農5号」は全て伐採されましたが、ほ場以外の道端や庭先等に存在する「台農5号」の生育実態を把握するため、引き続き、農林水産省及び環境省とともに調査を実施しています。

なお、遺伝子組換えパパイヤの食品としての安全性については、厚生労働省が「今のところ毒性や摂食による危害につながる情報は認められていない」との見解*2を示しています。

葉柄が紫色の特徴を持つ「台農5号」



*1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

*2 平成23年2月22日厚生労働省Q&A

第2節 健全な食生活の確立

(1) 長寿県沖縄の実状

沖縄は長寿県として知られ、国内外から注目されていました。沖縄に長寿者が多かった要因として、「温暖な気候」、「食生活」等が挙げられます。

沖縄の食生活の特徴としては、豚肉や昆布等の海藻類の消費量が多いこと、豆腐や野菜を豊富に消費すること、塩分の摂取量が少ないこと等があります。沖縄では豚肉の消費量が多いものの、豚肉料理には野菜、昆布等が多く使われ、栄養バランスの優れたものとなっており、例えば、豚肉、島豆腐、季節の野菜を使う「チャンプルー」は代表的な沖縄料理として、県民に親しまれています。

しかしながら、近年の都道府県別平均寿命をみると、平成22年の結果では、女性は昭和51年から続いていた首位から3位に低下し、男性は昭和60年には首位だったのが、平成22年の調査では30位にまで低下しました(表Ⅶ-4)。また、年齢別の平均余命でみると、女性は20歳、40歳、65歳、75歳の各階層で首位を保っているものの、男性は75歳以上では首位ですが、65歳では2位、20歳、40歳では27位となっています。

一方、県民の肥満(BMI=25以上)の割合は男性で45.2%、女性で34.7%と全国平均を大きく上回っています(表Ⅶ-5)。

これらの調査結果の背景には、沖縄は欧米型の生活習慣が本土の地域よりも深く浸透していることがあると思われれます。今後ともバランスのとれた食事、適度な運動、休養など生活習慣の改善に取り組み、健康を維持していくことが重要です。

表Ⅶ-4 平均寿命の推移

(単位：歳(全国順位))

	昭.50	60	平.7	17	22
男	72.5 (10位)	76.3 (1位)	77.2 (4位)	78.6 (25位)	79.4 (30位)
女	79.0 (1位)	83.7 (1位)	85.1 (1位)	86.9 (1位)	87.0 (3位)

資料：厚生労働省「平成22年都道府県別生命表の概況」

表Ⅶ-5 20歳以上の男女のBMI25以上の割合

(単位：%)

	沖縄	全国平均
男	45.2	30.3
女	34.7	21.5

資料：沖縄県については沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」

全国平均については厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

注：BMIとは、体重(kg)を身長(m)の二乗で除した値であり、25以上で肥満となる。

(日本肥満学会肥満症診断基準検討会2000年)

(2) 食育の推進

① 食育推進基本計画の策定

平成17年に制定された食育基本法に基づき、国は「食育推進基本計画」（平成18年度～22年度）を策定し、5年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な主体とともに食育を推進してきました。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」（平成23～27年度）が策定され、「周知」から「実践」へをコンセプトに、食育に関する施策を推進しているところです。

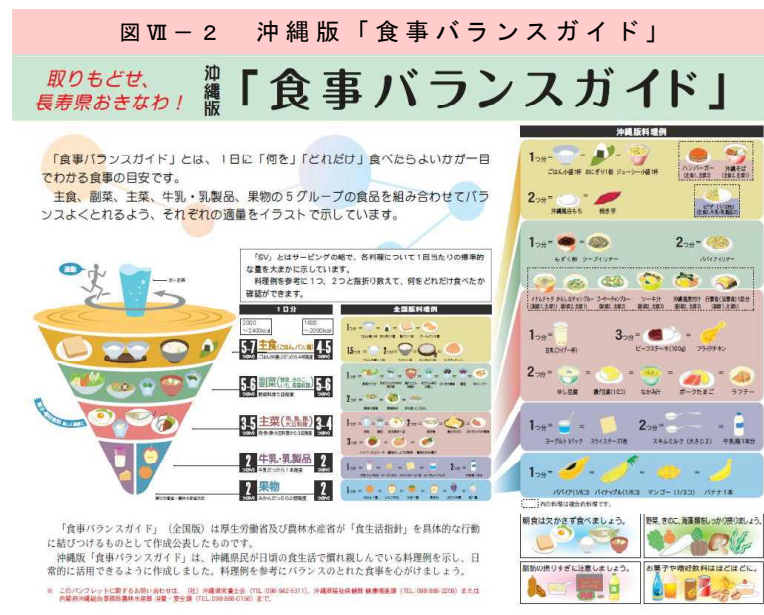
② 沖縄における取組状況

ア 沖縄版「食事バランスガイド」

「食事バランスガイド」とは、「何を」「どれだけ」食べたら良いのかという食事の目安を、わかりやすくイラストで示したものです。

沖縄の食生活の特徴として、使用する食材や料理方法等に地域性があるため、沖縄総合事務局は県及び(社)沖縄県栄養士会と連携して、平成18年1月に沖縄版「食事バランスガイド」を作成しました(図VII-2)。

沖縄版「食事バランスガイド」が普及することにより、バランスのとれた食生活を送り、県民の健康づくり、生活習慣病の予防に寄与することが期待されます。



イ 説明会等開催による普及促進

沖縄総合事務局では、ホームページを活用して食育活動の推進が図られるように、情報受発信の面から支援することを目的に「いちやれば食育ネット」を設置しています。

平成24年度は「いちやれば食育ネット」構成メンバーの食育に関する取組状況等について、意見交換を行い、県内における食育推進活動の促進を図りました。



ウ 各種媒体を活用した普及促進

沖縄総合事務局では、各種イベント等にて「移動消費者の部屋」を設置しています。

また、自らが主催するものだけでなく、県等が主催する離島フェア等の催し物にも出かけ、食育に関するパネルを展示するとともに、「食事バランスガイド」をはじめとした各種パンフレット等を配布し、食生活の改善の呼びかけを行っています。

その他、県内の食育関係機関の開催するイベントにもリーフレットの提供やパネル・DVD等の貸出を行い、食生活の改善を働きかけたほか、ホームページでも食育に関する取組を紹介するなど、様々な媒体を活用してその普及促進を図っています。

離島フェア2012会場の様子



食育パネル展
コープの食育イベントの様子



(3) ごはん食の推進

我が国における米の年間1人当たりの消費量は、食生活の多様化が進んだこと等により、昭和37年度の118.3kgをピークに減少が続いており、平成23年度にはピーク時の約半分の57.8kg（概算）となっています。

お米を中心としたごはん食は、様々な食材との相性が良く栄養バランスに優れ、生活習慣病の予防にも役立つといわれています。また、地元の食材を活用した主菜、副菜の組み合わせは地産地消にもつながることから、ごはん食の推進は食料自給率向上の面からも重要な取組の一つとなっています。

沖縄総合事務局の取組では、食育月間（6月）のイベントや離島フェアに設けた移動消費者の部屋において、食育のイベントの一環としてご飯食推進のパネル展示を行いました。

また、朝ごはんを毎日しっかり食べることを応援することでお米の消費拡大を図るキャンペーン「めざましごはん」で作成されたポスター及びパンフレットを、県内の大学・企業に配布しました。

さらに、学校給食におけるご飯食を推進するため、県内の市町村に農林水産省作成の優良事例集を配布し、普及啓発を図っています。

第8章 森林・林業の振興



左上：

木材等の森林資源の充実と質的向上、水源かん養等の多面的機能の発揮を図ることを目的に、造林事業で整備されたイジュ林（育成単層林：国頭村）

右上：

溪流の浸食等を防止するために、土砂の流出を抑止するための治山事業による谷止工事（名護市伊差川）

左下：

荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する予防治山事業（名護市^{きよた}許田）

右下：

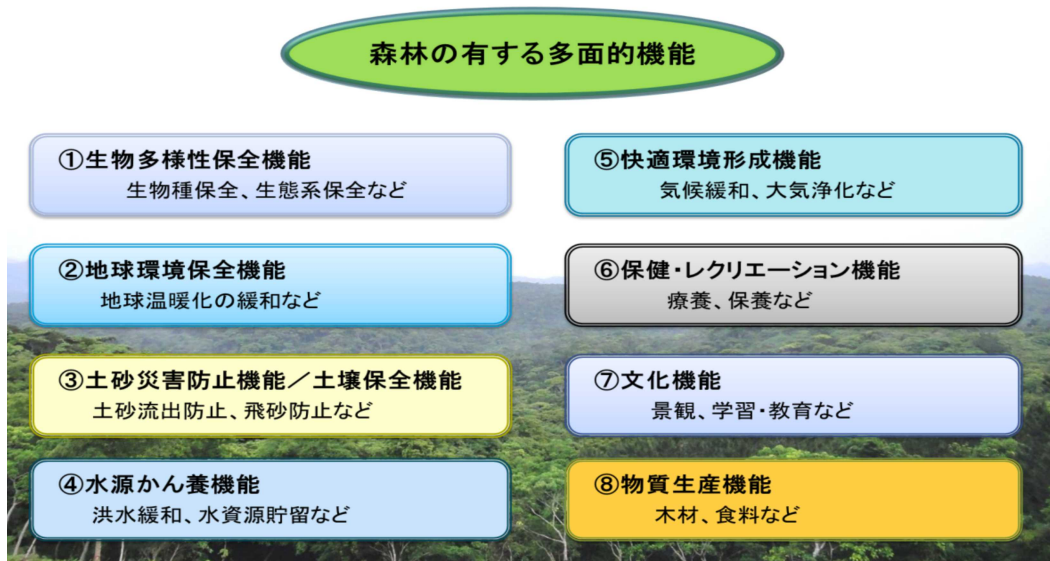
林産物による所得向上を目的とした菌床栽培によるぶなしめじ生産（国頭村^{べのき}辺野喜）

第1節 森林の役割と森林資源の状況

(1) 森林の役割

森林は、貴重な再生可能資源であり、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。これらの多面的機能は、森林が適切に整備・保全されることによって高度に発揮されるものです。

沖縄では、特に地理的・気象的条件から、台風等による農作物等への被害、山地に起因する災害、水需給の逼迫などが慢性的に発生していることから、森林の持つ多面的機能の発揮に対する県民の期待が高まっています。



資料：林野庁「森林及び林業の動向」（写真：山々が連なり緑広がる国頭村の森）

(2) 沖縄の森林資源の状況

沖縄の森林は、戦中・戦後の過伐などにより著しく減少・荒廃したことから、県土面積に占める森林の割合（森林率）は46%と、全国の67%に比べて低い水準にあります（表Ⅷ-1）。これらの森林は、森林率で見ると沖縄本島北部（64%）及び八重山地域（61%）に偏在し、都市化の著しい本島中南部地域（21%）や宮古地域（16%）は極端に森林が少なくなっています（図Ⅷ-1）。また、本島中南部や宮古地域の森林においては、ススキなどに覆われた未立木地やギンネムなどが優先する荒廃原野が多く残されています。

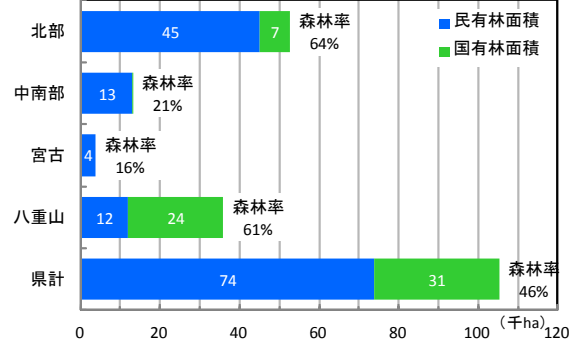
表Ⅷ-1 森林資源の比較

区分	森林面積(千ha)		人工林面積(千ha)		
	森林率 (%)	人工林率 (%)			
沖縄県 (平成24年4月)	総数	105	46	12	11
	国有林	31	-	2	6
	民有林	74	-	10	14
全国 (平成19年3月)	総数	25,097	67	10,347	41
	国有林	7,686	-	2,364	31
	民有林	17,411	-	7,983	46

資料：林野庁「森林・林業統計要覧」

沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

図Ⅷ-1 地域別森林面積及び森林率



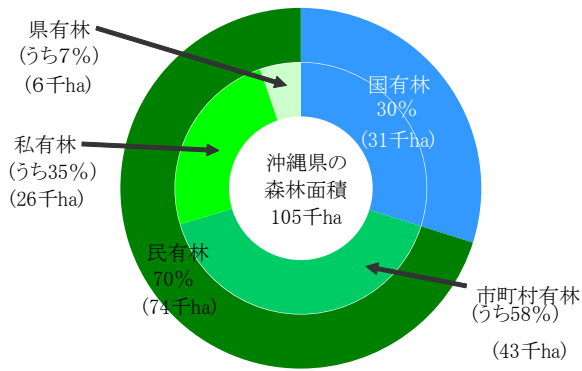
資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

注：平成24年4月1日現在

沖縄の森林を所有形態別にみると、国有林が31千ha（30%）、民有林が74千ha（70%）となっています。民有林は、市町村有林、私有林、県有林から構成されており、比率は、市町村有林が43千ha（58%）、私有林が26千ha（35%）、県有林が6千ha（7%）となっており、市町村有林の割合が全国平均（約10%）と比較しても高い割合となっています。このような、市町村有林の割合の高さが沖縄の民有林の大きな特徴です（図Ⅷ-2）。

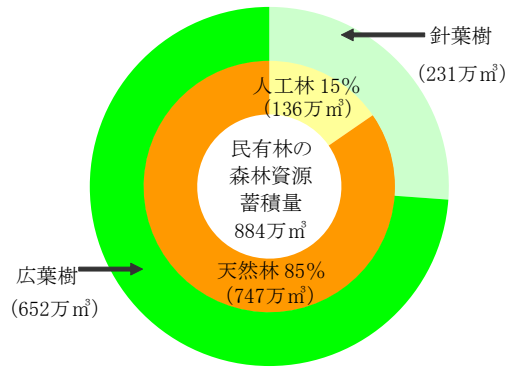
また、民有林における人工林・天然林別の森林の蓄積量をみると、人工林が136万 m^3 （15%）、天然林が747万 m^3 （85%）となっており、イタジイなどの亜熱帯性広葉樹からなる天然林のウエイトが極めて高い状況にあります（図Ⅷ-3）。また、民有林1ha当たりの森林の蓄積量は120 m^3 で、全国平均の193 m^3 に比べて低い状況にあります。

図Ⅷ-2 所有形態別森林面積



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」
 注1：平成24年4月1日現在
 注2：県有林、市町村有林、私有林の割合は民有林に占める割合

図Ⅷ-3 民有林の林種別及び針広別蓄積量



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」
 注：平成24年4月1日現在

第2節 多面的機能発揮のための森林整備

(1) 総合的かつ計画的な森林整備の推進

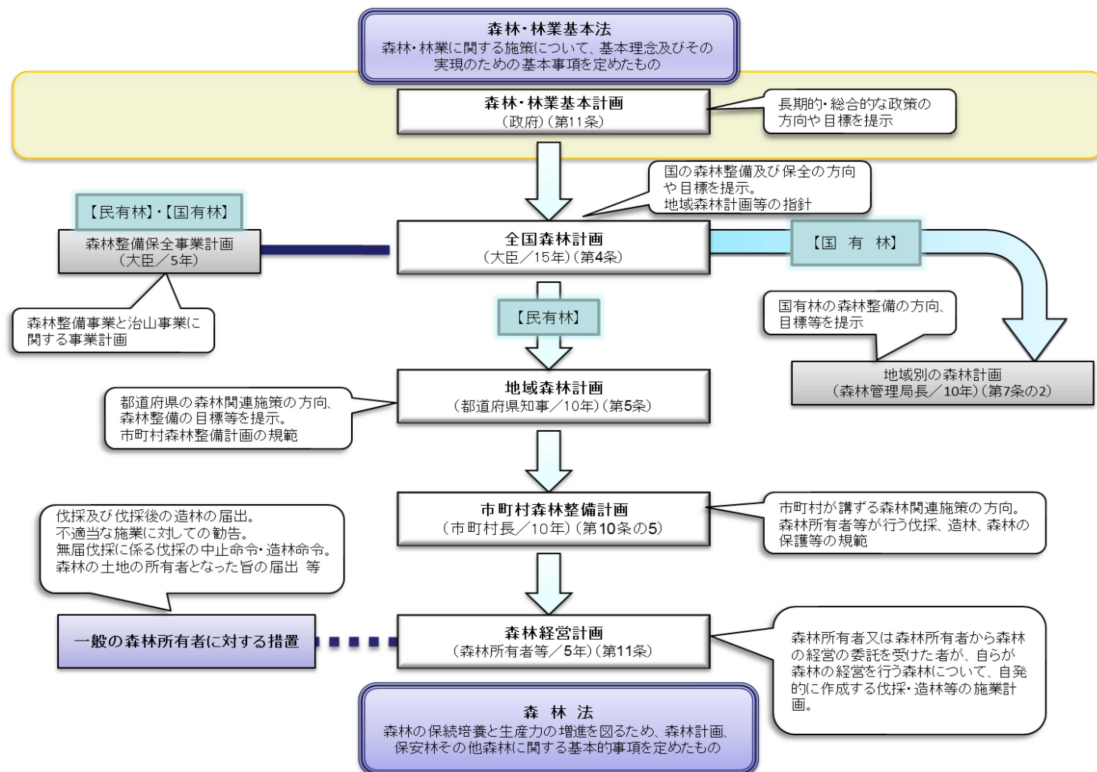
森林・林業基本法においては、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向け、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。国では、森林・林業基本計画（最終変更平成23年7月）を策定し、森林及び林業に関する長期的かつ総合的な政策の方向と目標を定め、これに応じて関連施策を推進するとともに、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針を明らかにしています。

また、森林法においては、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることとしており、国、都道府県、市町村及び森林所有者のレベルごとに森林整備の方向及び目標等を提示する森林計画制度が定められています。

農林水産省では、平成21年3月に、我が国の森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定し、「10年後の木材自給率50%以上」を目指して、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとしました。平成23年4月には、「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化するため、森林法が改正され、森林所有者が不明な場合にも適正な森林施業を確保できるようになりました。さらに、森林計画制度の見直しにより、従来「森林施業計画」を、集約化を前提に路網の整備等を含めた「森林経営計画」に改めました。また、平成23年7月に「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」を見直し、森林施業の集約化や路網整備など「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組を推進していくこととしています。

沖縄県においても、「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」の見直しに合わせて、「地域森林計画」及び「市町村森林整備計画」を見直しており、平成24年度以降は当該計画に基づいた森林整備が実施されています。

図Ⅷ－4 森林計画制度の模式図



資料：林野庁HP「森林計画制度」参考

(2) 森林整備の現状

沖縄においては、復帰前から行われていた造林事業及び復帰後の各種造林関係施策の実施により、約1万haの人工林が整備され、資源内容は徐々に充実してきています。しかし、長期にわたる木材価格の低迷等を背景とした経営意欲の減退などによって、手入れが不十分となっている森林が見受けられるほか、本島中南部地域や宮古地域においては、いまだに荒廃原野が多く残っている状況にあります。

造林については、沖縄の森林状況を踏まえ、国庫補助金等を活用して広葉樹（イスノキ等）を主体とした単層林や複層林の整備など、各地域に適した森林造成及び保育が実施されています（図Ⅷ-5）。

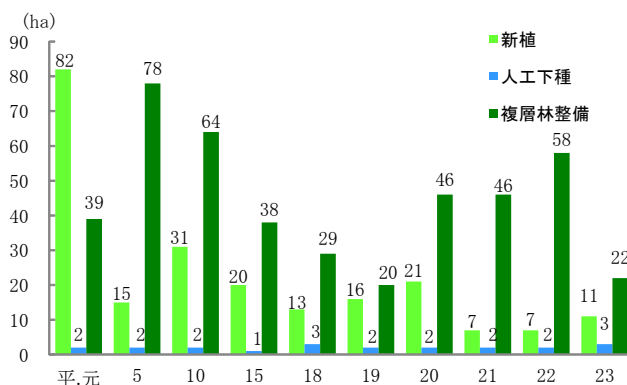
複層林整備（国頭村）



（上層木：リュウキュウマツ、下層木：イスノキ）

複層林施業は、上層木を伐採した後でも、山が森林に覆われる状態にあることから、常に森林がもつ公益的機能が維持されます。

図Ⅷ-5 人工造林及び複層林面積の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

注：「人工下種」とは、人工的に種子を散布すること。

林道については、平成24年4月現在、総延長で301km（県営131km、市町村営170km）となっており、地域別にみると、北部が248km（82%）、中南部が26km（9%）、八重山が27km（9%）となっています。また、森林1ha当たりの林道密度は4.1mであり、全国平均（5.1m）の約80%となっています。

林道事業の実施に当たっては、環境や希少動植物の保護に配慮した環境調査の実施や、貴重な小動物に配慮した改良L字型側溝の整備、既設U字型側溝の改良、施工時期の配慮及び赤土流出防止対策など環境に配慮した工事が行われています。

環境に配慮した林道（L字型側溝）



雨水による路面の損傷・劣化を防止するためには側溝が必要ですが、小動物が側溝に転落し、側溝から抜け出せない場合もあるため、小動物が抜け出しやすいL字型側溝を採用しています。

(3) 森林の有する多面的機能の発揮

健全な森林整備の推進により、森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の様々な機能を持続的に発揮することができます。

健全な森林整備の推進には、持続的な林業生産活動の場となる山村の振興が重

要です。沖縄総合事務局では、山村の振興を図るため、豊かな森林資源を活かした産業の創出や都市と山村との交流等の取組を支援しています。

<事例Ⅷ－１：国頭村環境教育センター やんばる学びの森>

平成23年5月、国頭村は、沖縄北部特別振興対策事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、やんばるの豊かな森林資源を活かした交流拠点施設として、県産材を含む木材が多く使用された宿泊棟や、カフェレストラン、ビジターセンター、森林散策路をやんばる学びの森に整備しました。

事業によって整備された施設には、県内外から来訪者が訪れ、グリーンツーリズムや環境教育の場として、子どもから大人まで幅広い年齢層の人達に利用されています。平成24年度は24,344人（対前年比118%）がやんばる学びの森を訪れ、県内外の48校（対前年比114%）が環境教育の一環として利用しました。

やんばる学びの森では、森林生態系の展示や自然解説員によるガイドウォーク、施設周辺のダム湖でのカヌーツアー、宿泊客限定のナイトハイク（夜の森林散策）、やんばるの森を一望できるカフェレストランでのランチなど、各種ツアーと宿泊等をリンクさせたプログラムを数多く提供しています。

今後、国頭村の新たな観光施設として、グリーンツーリズムや環境教育のために山村を訪れる人がさらに増加し、県産材を活用した木材製品の普及が図られることで、山村地域の活性化と林業振興に繋がることが期待されています。

交流拠点施設（ビジターセンター、レストラン、宿泊棟）



交流拠点施設から望む森林風景



交流拠点施設のあるやんばるの森は、湿潤温暖な亜熱帯性気候に支えられ、南方系と北方系の入り交じる独特の植物相が形成されています。施設周辺では、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴガネなど、やんばるだけに生息する固有の動物を観察することができます。

自然解説員によるガイドウォーク



やんばるの森を一望できる
レストランでのランチ風景



第3節 災害に強い県土づくりのための保安林整備

(1) 保安林の指定状況

水源のかん養、土砂流出の防備、風害、潮害の防備、魚つき*1、公衆の保健など、特定の公共目的を達成するため、森林法第25条に基づき沖縄では12種類の保安林が指定されています。県内の平成23年度末現在の保安林面積は、30,539haで森林面積の29%を占めていますが、全国（48%）に比べると低くなっています。災害に強い県土づくりのためにも保安林の計画的な指定拡大が必要です。

保安林の内訳を見ると、潮害防備保安林が全国の指定面積の約3割を占めており、県内の保安林に占める割合（占有率）は10.6%と、全国平均（0.1%）の約100倍となっていることが、大きな特徴として挙げられます（表Ⅷ-2）。

表Ⅷ-2 保安林の種類別面積の比較

種類	沖縄県(平.24.3)		全国(平.23.3)		全国に占める 沖縄県の割合(%) (E)=(A)/(C)
	面積(千ha) (A)	占有率(%) (B)	面積(千ha) (C)	占有率(%) (D)	
水源かん養	23.1	66.6	9,080	71.1	0.3
土砂崩壊	0.8	2.3	58	0.5	1.4
防風	0.8	2.3	57	0.4	1.4
潮害防備	3.7	10.6	14	0.1	26.9
干害防備	0.7	2.1	124	1.0	0.6
保健	4.5	13.0	699	5.5	0.6
その他	1.1	3.2	2,734	21.4	0.0
合計	(34.7) 30.5	(100.0)	(12,765) 12,023	(100.0)	(0.3) 0.3

資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」、林野庁「森林・林業統計要覧」

注：合計の上段（ ）内は延べ面積、下段は実面積。

(2) 治山事業の現状

治山事業は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つです。

森林法により策定された森林整備保全事業計画に基づき、「国民が安心して暮らせる社会の実現」等を目標として、「安全で安心して暮らせる国土づくり」、「豊かな水を育む森林づくり」等を図るような計画的な事業の実施が必要です（表Ⅷ-3）。

表Ⅷ-3 治山事業の種類（沖縄県が実施している事業）

事業名	事業内容	主な工種	補助率
復旧治山	崩壊地、荒廃溪流等荒廃山地の復旧	溪間工 山腹工	9/10
予防治山	荒廃危険山地などの崩壊等の未然防止		
水源地域整備	一体的な治山施設の整備と荒廃森林等の整備	谷止工 本数調整伐	9/10
保安林緊急改良	被災した保安林又は劣悪な保安林の復旧整備	編柵工 植栽工	1/2
保育	機能が低位な保安林の保育等	下刈、除伐	1/3
海岸防災林造成	飛砂害、潮害等を防止するための森林の造成	防潮・防風工 植栽工	8/10
防風林造成	風害を防止するための森林の造成		

*1 水面への森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により、魚類の棲息と繁殖を助けるための森林のうち、保安林指定された森林。

沖縄においては、近年の大型化した台風等により、モクマオウを主体に整備されてきた潮害防備保安林が大きな被害を受けている状況にあります。その機能の回復を図るため、離島を中心に、テリハボク等を植栽するなど郷土樹種を活用した海岸防災林造成事業等が実施されています。

なお、事業の実施に際しては、景観等にも配慮して木製防風工が設置されるようになっています（表Ⅷ-4）。

表Ⅷ-4 治山事業一覧		
事業名	主な工種	地区名
復旧治山	法枠工、アンカー工	国頭村
予防治山	法枠工、アンカー工	本部町、東村
水源地域整備	木製谷止工	名護市
保安林緊急改良	改植、木製防風工	宮古島市、石垣市、与那国町、恩納村、久米島町
保育	下刈、施肥、追肥、補植	国頭村、今帰仁村、恩納村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、うるま市、糸満市、渡名喜村、久米島町、南大東村、北大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町
防災林造成 (海岸防災林造成)	植栽工、木製防風工、丸太防風柵工、防浪工、養浜工、転落防止柵工	国頭村、伊是名村、糸満市、久米島町、南大東村、宮古島市、石垣市、竹富町
防災林造成(防風林造成)	植栽工、木製防風工	糸満市



崩壊のおそれのある斜面に鉄筋を挿入し、頭部をワイヤーで連結し、安定させています。既存木を残すことが可能であり、自然環境への負荷が小さく抑えられます。



海岸における飛砂害、潮害等を防止するために、海岸でも成長の良いテリハボク等の苗木を植栽し、その苗木の成長を保護するための防風工を設置しています。



第4節 山村振興のための林業・木材産業

(1) 木材生産の動向

県内の森林面積のうち、本島北部地域と八重山地域で約84%を占めており、木材生産は両地域を中心に行われています。

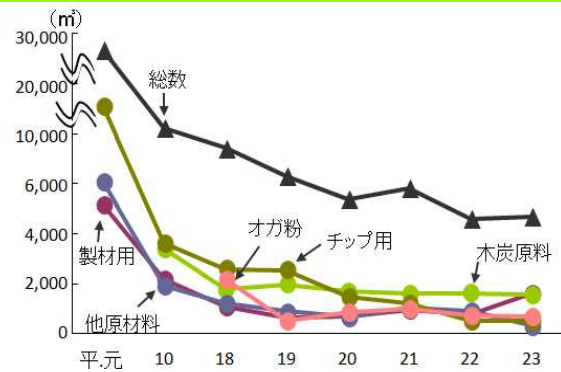
伐採された樹木は、従来からチップ用原木、矢板などの土木工事用資材、薪炭材、オガ粉などに利用されています(図Ⅷ-6)。

しかし、県内に供給される木材を見ると、平成23年の総供給量は12万 m^3 で、その内訳は、輸入材17%、移入材79%、県産材4%となっており、県産材の割合は非常に低くなっています(図Ⅷ-7)。これは、原木の量的確保が困難なこと、また、県外や国外からの木材製品が入手しやすく安価なこと等によるものです。

一方で、県産材を利用した木工製品、きのこ生産の培地及び畜舎の敷き材としてのオガ粉などについては県産材の認知度は高まっており、県産材を利用した付加価値の高い木材製品の開発と併せて安定的な供給と需要の開拓を図る必要があります。

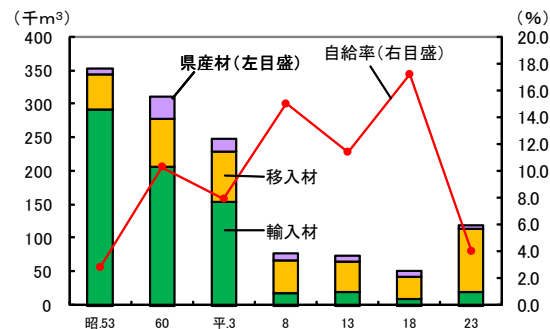
このような状況を受け、沖縄総合事務局では、森林・林業・木材産業づくり交付金により、県が5年に一度策定する「沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム」に即して、木工所等から出る廃材をオガ粉に変える森林バイオマス等活用施設(八重瀬町)、県産材の需要拡大を図るための乾燥・製材・加工施設(南風原町、金武町)の整備を行い、効率的な林業生産体制の早急な確立、林産物の加工・流通コストの低減を図っています。

図Ⅷ-6 素材生産の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

図Ⅷ-7 木材供給量の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

畜舎の敷き材



県産材を利用した木工製品



乾燥・製材・加工施設(金武町)



(2) 特用林産物の生産の動向

特用林産物*1は、沖縄の林業産出額の約9割を占めており、栽培きのご類の生産量は増加傾向にあります。

こうした中、県が策定する「沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム」に即して、本島北部（金武町、国頭村、今帰仁村）において特用林産物（ぶなしめじ、えのきたけ）の生産施設の整備が進められています。この結果、ぶなしめじやえのきたけは県内向けの安定出荷ができるようになりました（表Ⅷ-5）。

また、当該施設の整備により、新たな雇用が創出されており、山村振興にも大きく寄与しています。

さらに、きのこの栽培過程で発生するオガ粉等からなる廃床を肥料等に活用するなど、循環型農業に資する取組も行われつつあります。

一方、沖縄における一世帯当たりの年間きのご購入額は、全国に比べて少ないことから、今後は、きのこの種類、栄養、生理調整機能などに関する情報提供を行い、きのごに対する理解を深めるとともに、調理方法を紹介するなど、消費拡大を図ることが必要となっています。

また、栽培きのご類以外にも、地域の特用林産物を活用し、地域の特産品を開発する取組も見られます。北大東村では、平成21年度に整備された特用林産物加工流通施設を使用し、タイリン月桃を活用した特産品の開発、販売に取り組んでいます。東日本大震災により主要卸売業者が被災し、一時、生産量が減少しましたが、平成24年度からは生産量が増加し、地域の活性化に貢献しています。

表Ⅷ-5 特用林産物生産量の推移

区分	年度	平成元	10	18	19	20	21	22	23
生しいたけ(トン)		36.7	7.9	7.2	7.0	4.9	5.1	5.6	5.4
ひらたけ類(トン)		124.5	106.7	42.2	44.8	37.9	36.8	30.9	30.9
えのきたけ(トン)		-	-	455.2	574.9	656.2	627.0	686.2	674.1
ぶなしめじ(トン)		-	-	-	101.6	452.4	498.0	485.7	564.2
その他きのご(トン)		3.2	-	17.7	6.3	2.2	9.3	7.2	13.9
たけのご(トン)		26.2	3.4	2.9	1.9	3.0	2.6	2.4	0.4
オオタニワタリ(千枚)		1,358	2,673	953	1,108	1,189	1,208	1,237	1,097
ピロウ葉(千枚)		13	24	133	149	123	42	43	42
木炭(トン)		832	441	226	223	225	215	222	226
しきみ(kg)		1	490	80	611	177	190	2,156	0
ユーカリ(トン)		5.5	5.3	14.2	7.1	2.4	2.3	2.1	1.6

資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

注：オオタニワタリは、平成15年度以降は林業施設からの生産量が対象



*1 特用林産物とは、林野から産出される木材以外の産物であり、木炭等の薪炭、しいたけ、えのきたけ等の栽培きのご類及びまつたけ、うるし等の林野副産物からなる。

第5節 森林病虫害等の防除の取組

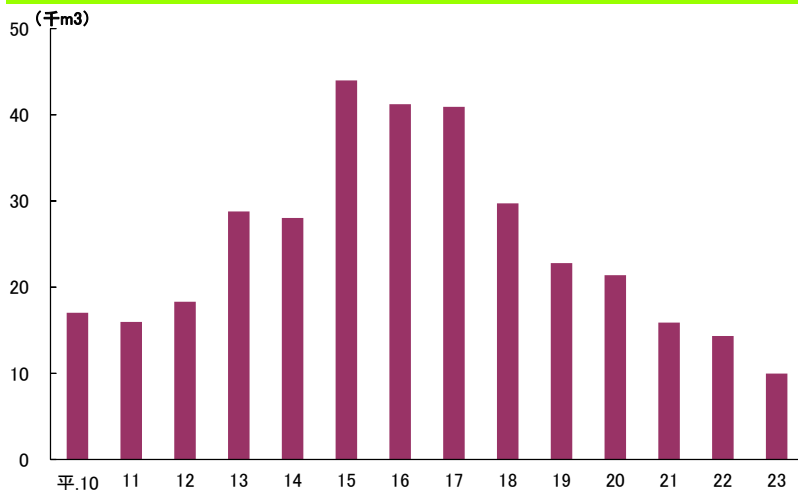
沖縄の主な森林病虫害には、県木であるリュウキュウマツに重大な被害を与える「松くい虫」や、ウイルスを病源体としてリュウキュウマツの枝や径幹から多量の樹脂を流出させ、枯損に至らせる病害である「松の漏脂胴枯病」、幼虫がイヌマキの葉を食害し枯死させる害虫である「キオビエダシャク」などがあります。

これらは、建築用材や家具材、薪炭材として古くから利用されてきたリュウキュウマツやイヌマキといった貴重な木材資源に多大な被害をもたらすことから、森林病虫害等防除法に基づき、被害の早期発見と薬剤散布による早期駆除などを実施し、森林の保全を図っています。

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という線虫がマツの樹体内に入ることによってマツの枯死が起こるものですが、この線虫を「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫が媒介し被害を拡大させることから、被害木の伐倒焼却駆除、薬剤の散布、樹幹注入等の防除対策を行っています。

平成14年度に国、県、米軍等の関係機関が連携して実施した「松くい虫ゼロ大作戦」以降、平成15年をピークに被害量は減少傾向を示しています（図Ⅷ-8、表Ⅷ-6）。

図Ⅷ-8 松くい虫被害量の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

キオビエダシャクの幼虫（上）と成虫（下）



表Ⅷ-6 市町村別松くい虫被害の推移

(単位：m³)

市町村名	平.15	16	17	18	19	20	21	22	23
国頭村	5,583	5,230	2,770	614	44	8	37	6	16
東村	3,806	3,306	1,642	157	9	3	1	3	1
大宜味村	7,374	5,621	3,189	415	6	6	6	7	-
今帰仁村	32	10	44	71	33	51	112	76	184
本部町	47	28	116	32	48	117	95	114	101
名護市	8,824	8,139	9,370	4,267	1,506	1,935	9,304	9,186	7,584
宜野座村	1,238	1,438	4,313	3,238	2,507	2,467	903	461	458
金武町	2,554	4,016	6,928	7,487	3,075	2,085	476	136	63
恩納村	9,050	9,188	9,999	11,511	14,601	14,286	4,770	4,172	1,358
伊江村	29	15	4	1	-	-	-	-	-
読谷村	2,102	2,167	924	389	61	7	1	-	-
嘉手納町	65	33	45	17	7	0	-	-	-
沖縄市	253	163	77	104	96	82	14	3	4
うるま市	1,818	966	826	630	337	165	55	11	6

資料：沖縄県農林水産部調べ

注1：平成23年3月末現在 注2：平成15年に被害量の大きかった市町村を中心に経年で整理している。

第9章 水産業の振興



左上：

沖縄の特産品の一つである海
ぶどうの養殖場の様子（恩納村）

右上：

泊漁港に水揚げされ、セリを待
つマグロ（那覇市泊）

左下：

水産物を養殖するためのエサ
や道具を保管する施設（恩納村）

右下：

ヤイトハタの養殖場（生け簀の
中の様子）（伊平屋村）

第1節 水産業の現状

(1) 沖縄における水産業の現状と課題

沖縄は、我が国最西南端の亜熱帯地域に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ島しょ県です。沿岸域ではサンゴ礁の発達により広大な礁原を有していますが、礁縁の東側に南西諸島海溝、西側に沖縄トラフが存在していることから陸棚域の狭い海底地形となっています。



沖縄の漁業は、このような海域特性により、カツオ、マグロ等高度回遊性魚類を対象としたまぐろはえ縄漁業、浮魚礁（パヤオ）を利用した漁業及びソデイカ旗流し漁業が、陸棚及びサンゴ礁域では、底魚一本釣漁業や潜水器使用による矛突漁業等が営まれるなど、他県とは異なる漁業構造が形成されています。

平成23年の沖縄の海面漁業・養殖業生産量は2万9,235トンで、全国に占める割合は0.6%となっています。沖縄における海面漁業の特徴として、我が国の主要漁業であるまき網漁業や底びき網漁業は営まれておらず、まぐろはえ縄、ひき縄及び底魚一本釣等釣漁業が中心となっており、漁獲量に占める割合はマグロ類が59%と最も多くなっています。海面養殖業では、モズク、クルマエビの養殖が盛んに行われており、モズク類については全国生産量のほぼ100%、クルマエビについても35%と高い割合となっています（表IX-1、図IX-1）。

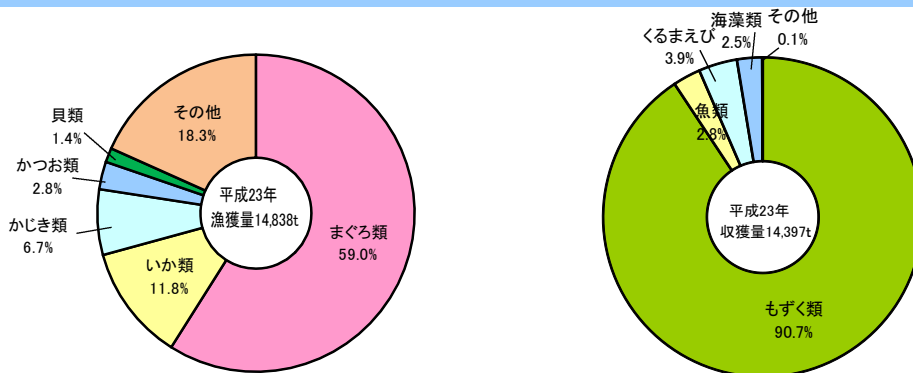
沖縄では、復帰直後の昭和48年度から、水産業の振興に向けて各種施策が実施され、漁港・漁場等の生産基盤の整備が計画的に進められてきたことから、沿岸・沖合域における漁船漁業の効率化や安全性の確保が図られています。沖縄は亜熱帯地域に属していますが、海域としては熱帯の特性を持つとも言われ、モズク養殖やクルマエビ養殖、海ぶどう、アーサ（ヒトエグサ）の拠点産地の形成が図られています。

表IX-1 漁業生産量・生産額（平成23年）

	生産量(トン)			生産額(百万円)		
	全国	沖縄	シェア	全国	沖縄	シェア
海面漁業・養殖業 合計	4,691,864	29,235	0.6	1,328,900	14,715	1.1
海面漁業	3,823,144	14,838	0.4	939,211	9,140	1.0
海面養殖業	868,720	14,397	1.7	389,689	5,575	1.4
もずく類	13,151	13,056	99.3	1,608	1,580	98.3
くるまえば	1,598	562	35.2	7,238	2,188	30.2

資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」、「漁業生産額」 注：捕鯨業を除く。

図IX-1 海面漁業の魚種別漁獲量（左）及び養殖業の魚種別収穫量（右）の構成割合



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

沖縄の水産業を取り巻く情勢は、資源の減少や魚価の低迷、燃油高騰による生産コストの上昇等により、厳しい状況となっています。

また、漁港等生産基盤の整備は進んでいるものの、水産業の生産額は県内総生産額の0.3%、第1次産業の13.0%となっており、復帰後ほぼ同じ水準で推移しています（表IX-2）。

表IX-2 県経済における水産業の地位（平成22年度）

	県内総生産額					
		第1次産業			第2次産業	第3次産業
		農林業	水産業			
金額	3兆7,256億円	727億円	633億円	94億円	3兆6,529億円	
構成比	-	2.0%	1.7%	0.3%	98.0%	

資料：沖縄県企画部「県民経済計算」

（2）沖縄における水産物の需給動向

① 世帯需要の動向

沖縄における生鮮魚介類の1世帯当たり年間購入数量は、全国平均の55.3%と、水産物の需要が低くなっています。一方、キハダ、ビンナガ等熱帯性マグロ類の産地であることから、マグロの購入数量は対全国比158.3%となっており、県内世帯の水産物需要を反映した結果となっています。

また、カツオ出汁を様々な料理の基本とする食文化により、水産加工品のかつお節・削り節の需要は1.7kgで全国平均の6倍と突出したものとなっています（表IX-3）。

表IX-3 主な生鮮魚介類等年間購入数量（地方別1世帯当たり）

（単位：Kg、%）

	沖縄(A)	全国(B)	(A)/(B)
生鮮魚介類	17.7	32.0	55.3
鮮魚類	16.7	29.0	57.6
マグロ	3.8	2.4	158.3
カツオ	0.5	1.0	50.0
サバ	1.2	1.2	100.0
サンマ	1.3	1.7	76.5
ブリ	0.8	2.1	38.1
イカ	0.8	2.5	32.0
かつお節、削り節	1.7	0.3	566.7
こんぶ	0.3	0.4	75.0

資料：総務省「平成23年家計調査年報」

注：対象世帯は2人以上の世帯

② 水産物供給の動向

水産物の市場流通は、16カ所（地方卸売市場3（うち休止1）、その他の規模未満市場13）の卸売市場を經由して行われています*1。中でも泊市場と糸満漁協市場で県内の市場取扱量の60%を占めています。

一方、市場外流通は、輸入水産物、移入水産物及び浜売り等の流通経路があり複雑多岐にわたっています。

*1 地方卸売市場のうち沖縄県漁連市場と那覇地区漁協市場は平成20年3月に「泊市場有限責任事業組合（LLP）」を設立し、両市場を一体として運営。糸満市にある沖縄県水産公社市場は休止したままとなっているが、市場施設を糸満漁協が利用し、規模未満市場として運営。

(3) 漁協の現状

① 漁業協同組合

沖縄における平成24年3月末の漁協数は37組合（沿海地区出資漁協35、業種別出資漁協2）で、組合員数は5,602人となっています。

沖縄の漁協は、全体的に事業規模が小さく、零細で弱い経営となっており、漁協によっては事業収支は赤字となっているものの、事業外収益及び特別利益の補填により剰余金が発生しています。

各漁協における平成23年度の経営状況をみると、37組合のうち、26組合で当期剰余金が発生し、11組合で当期欠損金が発生しています。

漁協系統団体においては、漁協の健全な経営と質的な向上を図るため、広域的に漁協合併に取り組んできましたが、各漁協の経営が総じて厳しい状況にあることや、漁業権の管理の課題等から、合併への取組は進展していません。

漁協の信用事業については、近年の金融環境の激変に対応して、平成14年12月に沖縄県信用漁業協同組合連合会（信漁連）に統合されており、現在、22の漁協が信漁連の代理店として機能しています。

② 漁業協同組合連合会

沖縄県漁業協同組合連合会（沖縄県漁連）は、会員の漁業の生産能率の向上等、その事業の振興を図ることで、会員の経済的、社会的地位の向上に努めています。

平成15年度以降、悪化した経営を再建するため、経営再建計画（第1次は平成15～19年度、第2次は平成19～22年度）を策定し、会員である漁業者の負託に応える組織・事業推進体制の構築に努めてきましたが、繰越損失金の解消には至りませんでした。このため、新たに平成22年度を初年度とする長期再建計画（平成22～31年度）を策定し、更なる経営の健全化に取り組んでいるところです。

沖縄総合事務局としても農林水産省と連携をとりながら、引き続き、漁協系統の組織や事業の改革に向けた取組を支援することとしています。

<事例区－1：モズク養殖の状況>

沖縄県の養殖事情は1990年代前半に確立した海ぶどうの陸上養殖、2001年から始まった低温の海洋深層水を用いて周年出荷等が可能となったクルマエビ養殖がありますが、モズク養殖は、1970年代後半から始まり、現在でも県内養殖生産量の9割以上を占めています。

モズク養殖は1970年代後半から本格的に始まりましたが、当時の年間生産量は18t程度で、その後栽培技術の進歩や、折からの健康ブームの中、2000年頃のオキナワモズクに含まれるフコイダンの健康機能が注目され一挙に需要が急増し、2007年には2万2千t以上の生産量を記録しました。

現在、沖縄県のモズク養殖の主な生産拠点は9カ所（うるま市勝連、南城市知念、石垣市、恩納村等）です。沖縄で養殖されているモズクは、糸モズクと本モズクの2種類で、近年になり、日照不足等による生産量の不調が続く中、2010年は1万t以下に生産量が落ち込みましたが、2012年の生産量は1万4千tとなっています。

なお、沖縄県もずく養殖業振興協議会は、2013年の生産目標を1万8千tとしています。また、県漁連では、需要拡大のため、生ものの販売だけでなく、長期保存にも耐えるよう乾燥加工したモズク（乾燥モズク）の本土や外国への販路開拓にも取り組んでいます。



モズク

第2節 水産業振興のための取組

(1) 新たな水産基本計画

水産基本計画は、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条の規定に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされています（前回策定：平成19年3月）。このため、平成23年度に見直しの検討が行われ、平成24年3月に新たな水産基本計画が策定されました。

【新たな水産基本計画のポイント】

- ① 水産に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 「東日本大震災からの復興」について、「復興基本方針」、「水産復興マスタープラン」等で示し、実施してきた水産復興の方針を、改めて水産基本計画に位置付けることにより、東日本大震災からの水産業の本格的な復興への取組を推進する。
 - ・ また、平成23年度から実施している資源管理・漁業経営安定対策を中核施策として、漁業発展の足場となる資源管理の一層の推進と漁業経営の安定を図る。
 - ・ さらに、消費拡大に向けた食育の推進や安全・安心等消費者ニーズに即した水産物の供給、安全で活力ある漁村づくりを推進する。
- ② 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ア 東日本大震災からの復興
 - イ 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化
 - ウ 意欲ある漁業者の経営安定の実現
 - エ 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立
 - オ 漁船漁業の安全対策の強化
 - カ 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給
 - キ 安全で活力ある漁村づくり
 - ク 水産業を支える調査・研究、技術開発の充実
 - ケ 水産関係団体の再編整備等
- ③ 水産物の自給率の目標

我が国周辺水域の豊かな水産資源という恵みについて、その十分な活用を実現していくことを基本に据えて、水産物の自給率の具体的な数値目標として、平成34年の生産を449万トンに回復させるとともに、減少すると見込まれている一人当たりの消費量については、現状水準まで引き上げることを目指すこととし、自給率目標を70%（食用魚介類）に設定する。

(2) 資源管理型漁業の推進

我が国周辺水域における資源状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、資源評価の対象となっている魚種・系群の4割が低い水準にあります。このため、国の漁獲可能量（TAC）制度や都道府県漁業調整規則による規制等の公的な資源管理制度と併せて、漁業関係者により、操業禁止区域や操業禁止期間の設定、漁具の制限、漁獲サイズの制限（再放流）等の自主的な取組が行われています。

沖縄においても、サンゴ礁浅海域に棲息するサンゴ礁性魚類や磯根資源*1、ソネ*2 における深海性底魚資源、ソデイカ等の外洋性資源のうち、資源状態の悪化が懸念される有用魚類を対象として資源管理型漁業を推進しています。

*1 磯に根付いて生活する海産動植物であり、特に水産業で重要なイセエビ、ウニ、サザエ等の魚介類の総称。

*2 海底が隆起している部分をいい、食物連鎖による好漁場が形成されている。

具体的には、「南西諸島海域マチ類広域資源管理方針」（平成24年～25年度）に基づく沖縄及び鹿児島県の海域においてマチ類（ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ）資源管理の取組が行われております。また、「沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画」（平成19～23年度）に基づく八重山海域に生息する沿岸性魚類のうち特に重要な7魚種（スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフエフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ）資源の回復を図る取組が行われてきました。平成24年度については、引き続き当該資源回復計画に基づき自主的な取組が行われ、平成25年度には新たな資源管理計画を策定し、実施することになっています。

ソデイカについては、沖縄海区漁業調整委員会の指示により、沖縄全域で採捕禁止期間の設定やえ縄漁における1隻当たりの針数、旗流し漁における海岸線からの距離に応じた旗数の制限が実施されています。

このほか、今帰仁・羽地海域及び糸満海域におけるハマフエフキの採捕禁止期間の設定や、本島北部海域におけるスジアラ、シロクラベラのサイズ規制をはじめ、ガザミ類、シラヒゲウニ等の重要な沿岸性資源について、各海域の漁業関係者が自主的な資源管理に取り組んでおり、今後の資源の回復が期待されています（表IX-4）。

表IX-4 沖縄における資源管理の取組の概要

実施海域	対象魚種	規制する主体	規制内容
沖縄全海域	ソデイカ	沖縄海区漁業調整委員会	禁止期間の設定及び針数、旗数の制限
今帰仁、羽地、糸満	ハマフエフキ	実施海域の各漁協	特定海域における禁止期間の設定
本島北部(伊江、国頭、今帰仁、羽地、本部、名護)	スジアラ、シロクラベラ	実施海域の各漁協	体重1キロ未満魚の漁獲規制
北谷、与那城、石川	タイワンガザミ	実施海域の各漁協	抱卵ガニの採捕禁止(周年)
伊是名、久米島、渡名喜、今帰仁、与那城、北谷	シラヒゲウニ	実施海域の各漁協	禁漁期の設定
イチャビラー、北タイキウソネ、水納北、第2多良間堆、沖ノ中ノソネ	ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ	沖縄県・鹿児島県 ・熊本県	イチャビラー、北タイキウソネ、水納北、第2多良間堆、沖ノ中ノソネを保護区とし、保護区内(禁漁期間)におけるひき縄づり以外の操業禁止等
八重山	スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフエフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ	八重山漁協	体長制限、保護区を設定し産卵期等の一定期間の保護区禁漁
久米島	ナマコ	久米島漁協	全面禁漁(資源が回復するまで)

(3) つくり育てる漁業の推進

我が国の水産資源水準は依然として低迷していることから、水産物の安定供給を図るため、栽培漁業や養殖漁業等の各種取組を推進しています。

県では、海面漁業の大半を占める沿岸漁業の水産資源を維持・増大させるため、昭和60年から種苗生産技術開発に努め、栽培漁業の推進を図ってきました。しかしながら、サンゴ礁域独特の対象種の種苗生産技術の確立や放流効果の確認等が困難であるなど残された課題も多いことから、生態系保全に配慮しつつ、種苗生産や放流等による沿岸資源の回復を目指した施策を積極的に展開しています。

また、種苗の生産に当たっては、県栽培漁業センターを中心に、自然環境への

適応能力を有し、高い生存率が期待される良質な種苗を生産することとしています。特に、ヒメジャコ等の量産体制にある種苗については、生産の効率化及び安定化を推進することにより、コストの低減に努めています。

なお、種苗の放流に当たっては、放流適地、時期、適正サイズ等を適切に管理するとともに、資源状態に応じた放流を継続的に実施することにより、増殖効果の向上に努めています。

種苗の生産及び放流に取り組んでいる水産動物の種類



ヒメジャコ



ハマフエフキ



シラヒゲウニ

県では、沿岸域築堤式*1のクルマエビ養殖場の造成や、魚類の網生け^い簀^す養殖が可能となる静穏な海域を確保するための消波堤の造成により、養殖業の推進を図ってきました。

近年は、新たな需要が見込まれるハタ類について、陸上養殖の事業化を目指し、本部町にある県の試験研究機関ではヤイトハタ、石垣市にある国の試験研究機関ではスジアラを対象として、実用的な研究開発が行われています。ヤイトハタについては、伊平屋村漁業協同組合の陸上養殖施設で既に生産が行われています。

また、全国的にはクロマグロの養殖を外部の民間企業が地元漁協の組合員となって事業化する動きが急速に広がり、注目が集まっていますが、沖縄でも本部町において全国と同様の事業形態によりクロマグロの養殖が行われています。

ハタ類の陸上養殖やクロマグロの養殖は、高度な技術や多額の資本を必要とすることから、企業的な経営形態を持った事業者が主な担い手となることが想定されます。沖縄でかつて類似の状況にあった真珠やウナギの養殖は、現在ではわずかな経営体により小規模に営まれているのみであり、本土の主産地のような発展は見られませんでした。日本の水産業の新興分野とされるハタ類の陸上養殖やクロマグロ養殖の、沖縄における今後の展開が注視されています。

ヤイトハタの養殖場（伊平屋村）



クロマグロの養殖場（本部町）



*1 海岸線をはさんだ陸域・海域（例えば小さな湾の入口や島と陸地）の間を堰堤（堤防）で仕切り、そこに水門を設けて海水交流をはかる方式の養殖場

＜事例区－２：養殖魚ミーバイ（ヤイトハタ）の販売促進＞

高級白身魚として県内で広く知られているミーバイ（ヤイトハタ）は、県内では刺し身や煮付け、魚汁などで食されていますが、近年、県外での消費を拡大する等により漁業所得の向上に繋がって行こうという取組が行われています。

その取組の一つとして、ミーバイの養殖事業の推進と消費拡大を図るため平成24年6月14日に発足した「県ミーバイ生産者販売促進協議会」では、沖縄県のミーバイを「沖縄ミーバイ」として呼称を統一してブランド化を目指し、所得向上に繋が

っていく計画を打ち出しています。また、平成25年2月1日に那覇市の水産会館において、沖縄ミーバイ（ヤイトハタ）の生産と消費の拡大を図ろうと、生産者から消費者までさまざまな関係者が一同に会して話し合う「沖縄ミーバイ円卓会議」（主催・県ミーバイ生産販売促進協議会）が開かれました。同会議では「沖縄ミーバイの消費拡大のためには観光客へ沖縄に来る前からミーバイのことを知って貰えたらもっとチャンスが広がるのでは」等の意見が出される等、ミーバイの消費拡大を推進する際の課題や提案が議論されました。

ミーバイは沖縄県ではポピュラーな魚ですが、これらの取組が実を結び、「沖縄ミーバイ」が沖縄の地域ブランドとして本土市場を賑わすこととなる日が来ることを期待したいと思います。

ヤイトハタ



（４）漁村の活性化

漁村は、漁業資源の減少、過疎化、高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下してきていることから、漁村の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。このため、沖縄総合事務局では、以下の取組を支援しています。

① 漁村の総合整備

漁業集落環境の整備については、漁業集落における生活環境の改善を通じた水産業の振興を目的に、平成18年度までに66地区で集落道整備、集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備等を、実施しています。

その後、第2次漁港漁場整備長期計画(平成19～23年度)に基づき、漁港・漁場への汚水等の流入負荷の低減、漁村の衛生環境の改善を図るための集落排水施設の整備や、漁村における緑地、防災施設等の整備を推進してきました。

平成23年度までの集落排水の整備率は、35%となっています（表IX－5）。

なお、漁業集落排水施設の整備は、平成23年度で完了となりますが、未整備地区については、今後、合併処理浄化槽の整備で実施することとなっています。

表IX－5 沖縄県における漁業集落排水整備率の実績等

漁業集落排水 整備率（％）	平. 5実績	平. 10	平. 15	平. 20	平. 23
	13	17	30	30	35

資料：沖縄県農林水産部調べ

② 漁港海岸の整備

県においては、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成15年4月策定）に基づき、海岸保全施設の整備を進めています。

漁港・海岸の背後に密集する漁業集落を高潮、津波、波浪及び侵食による被害から防護し、地域住民の生活の安定を図るとともに、自然との共存を図り、利用しやすく親しみのもてる海岸の創造を目指し、平成24年度までに218.3haを目標に整備することとしています。

これに対して、平成23年度までの漁港海岸防護面積の実績は217.3haとなっています（表IX-6）。

表IX-6 漁港海岸防護面積の実績等

	平.14実績	平.16	平.18	平.20	平.23	平.24目標
防護面積 (ha)	178.0	191.0	192.5	195.1	217.3	218.3

資料：沖縄県農林水産部調べ

屋我地漁港海岸の整備状況（名護市）



写真提供：沖縄県農林水産部

<事例区-3：地域活性化の取組（お魚センターの整備）>

糸満市は、県都那覇から12kmに位置し、古くから漁業の盛んな町です。国道バイパス等の開通による市内外からの交流人口の増加を活かして漁村地域経済を活性化し、漁業経営の安定化・漁業後継者の育成等を推進するため、農山漁村活性化支援プロジェクト交付金を活用し、地域連携販売力強化施設として水産物直売施設を整備しました。同施設は衛生的で大規模な直売施設（お魚センター）で、隣接する「うまんちゅ市場」、「物産館」、「障害者支援施設」とともに「道の駅いとまん」として新たな都市間交流の拠点を形成し、水産都市のイメージアップと交流人口の増加（平成20年32万人→平成22年76万人）による魚食の普及が図られ、また、地域物産の販売額（平成19年260百万円→平成22年470百万円）の増加により漁業者の経営の安定、新規漁業就業者の育成に貢献することが期待されています。

お魚センター



③ 離島漁業の再生支援

沖縄の離島は、水産業が重要な産業であり、地域経済を支える役割も果たしているものの、離島の水産業は、水揚げした魚等の物流コストや生産資材のコストの面で、他地域と比べて極めて不利な条件にあります。また、漁業就業者の減少や高齢化も進んでおり、厳しい状況にあります。

沖縄では、平成17年度に創設された「離島漁業再生支援交付金」を活用して、地域のニーズを踏まえつつ、漁場の生産力の向上を目指した「種苗放流」、「産卵礁、浮魚礁（パヤオ）の設置」や集落の創意工夫を活かした「流通体制の改善」、「漁獲物の高付加価値化」など様々な取組により、離島の不利性の克服、漁村や漁業の活性化に取り組んでいるところです。沖縄は、全域が本交付金の対象となっており、平成24年度は、14市町村*1で実施されました。

（５）水産基盤の整備

① 漁港の整備

漁港は、漁業生産基盤、水産物流通拠点としてだけでなく、地域住民の生活基盤としても重要な役割を果たしています。

沖縄における漁港の整備は、復帰直後の昭和48年度から平成13年度までの国の漁港整備長期計画（第5次～第9次）及び第1次漁港漁場整備長期計画（平成14～18年度）の期間に86漁港が供用（一部供用含む）となりました。

その後、第2次漁港漁場整備長期計画（平成19～23年度）に基づき、ア. 流通拠点漁港において、安全・安心な水産物の安定供給と老朽化対策を図るための施設整備、イ. 既存施設の長寿命化や更新コストの平準化・縮減を図るための機能診断等、必要に応じた施設整備、ウ. 台風等、厳しい自然環境に対応した漁船の安全確保のための施設整備を基本課題とし、総合的な施設整備を実施してきました（表IX-7）。

今後は、第3次漁港漁場整備長期計画（平成24～28年度）に基づき、ア. 地域特性に配慮した漁業生産性を高める漁港施設の整備、イ. 漁業経営の安定化を図る浮魚礁の更新整備と水産生物の生育場所となる藻場等水域環境保全対策、ウ. 老朽化した漁港・漁場施設の計画的な維持・更新と地震・津波等に強い漁港・漁村づくりを基本課題とし、総合的な施設整備を推進することとしています。

平成24年度末時点で、88ヶ所が漁港として指定され、すべてが供用されています。なお、南大東漁港の北大東地区は現在整備中であるため、未供用のままとなっていますが、早期の完全供用を目指し、既に供用されている漁港の整備に優先して、同地区の整備を進めています。



漁船の安全確保のための楕形浮棧橋及び防風柵

楕形浮棧橋

防風柵

*1 伊平屋村、伊是名村、伊江村、大宜味村、名護市、宜野座市、渡名喜村、南大東村、北中城村、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市、与那国町

南大東漁港（南大東地区）整備状況



南大東漁港（北大東地区）整備状況



写真提供：沖縄県農林水産部

表Ⅸ-7 台風時に漁船が安全に係留できる岸壁の整備率実績

台風時に漁船が安全に係留できる岸壁 ^{*1} の整備率(%)	平. 13	平. 15	平. 17	平. 19	平. 21	平. 23
	39	41	49	54	61	62

資料：沖縄県農林水産部調べ

*1：台風時でも波高40センチ以下の静穏な泊地で、かつ、漁船の前後ともに網取り可能な波除堤等を有した岸壁施設をいう。

② 漁場の整備

沿岸漁業の生産性の向上、生産の安定的な発展及び水産物供給の増大を図るため、昭和51年度から平成13年度までの沿岸漁場整備開発計画（第1次～第4次）を策定し、漁場及び増養殖施設の整備を実施してきました。

平成14年度からは、平成28年度までの漁港漁場整備長期計画に基づき、ア. 操業時間・燃油コストの削減を図るための沈設魚礁及び浮魚礁の設置^{*1}、イ. 魚類（ヤイトハタ等）養殖場の整備、ウ. タカセガイ増殖礁の整備、エ. サング移植やオニヒトデ除去等による漁場保全対策など、漁港整備と一体的に漁場整備を実施しています。

こうした取組に加えて、平成17年度からは、マグロ類、カツオ類等回遊性魚類を対象として設置してきた表層型浮魚礁を維持管理費の低廉な表中層型浮魚礁及び中層型浮魚礁へと更新しています。また、渡名喜村、石垣市、宮古島市において、漁村再生交付金を活用して平成22年～平成23年にかけて沈設魚礁を設置しており、今後も引き続き漁場整備を推進しています。

*1 魚礁は、魚類を集めるための施設で、コンクリート、鋼、繊維強化プラスチック（FRP）などを使った構造物を言う。沖縄の沈設魚礁はミーパイ（ハタ類）、タマン（ハマフエフキ）、クチナジ（イソフエフキ）、ガーラ（アジ類）を集めるためのもので、海底に設置されている。また、浮魚礁（表層又は中層）は、マグロ、カツオ、シイラ等を集めるためのもので、海面又は海中に浮くように設置されている。

魚礁の種類



沈設魚礁設置（石垣市）



沈設魚礁（石垣市）



中層型浮魚礁（伊平屋村）
（写真提供：沖縄県）



表中層型浮魚礁（与那国沖）

（6）強い水産業づくり交付金等による施設整備

県では、復帰直後の昭和48年度から、漁業の生産条件である養殖施設や水産業近代化施設の整備など県内水産業の構造改善に必要な事業を総合的かつ効率的に実施してきました。

特に、沖縄の気象的・地理的条件に対応した施設整備として、強い水産業づくり交付金事業や北部振興事業等により、防風・防暑対応型の漁船保全修理施設や、産地特産であるモズクの加工処理を行う水産物加工処理施設の整備を実施してきました。

近年、消費者の食の安全に対する関心の高まり等に的確に対処することが求められており、引き続き、水産物供給のための衛生管理に優れた水産物荷さばき施設や、水産物鮮度保持施設の整備を推進することとしています。

平成24年度は、産地水産業強化支援事業により、北大東村、久米島町、与那原町、竹富町小浜島、糸満市において産地協議会を設立し、海業支援施設、水産物鮮度保持施設等のハード整備事業や商品開発、先進地視察等のソフト事業に取り組んでいます。また、沖縄北部活性化振興事業によりモズク最終選別施設（伊是名村）を整備しました。

今後も、こうした施設整備により、高品質・高付加価値な水産物の安定供給を図り、地域活性化につなげていきます。

強い水産業づくり交付金事業で整備した荷さばき施設等



増養殖用作業保管施設（恩納村前兼久漁港）



もずく最終選別施設（伊是名村）

（7）環境・生態系保全対策

漁業者や地域住民などが行う藻場・干潟・サンゴ等の機能の維持・回復を目指す保全活動を支援する事業が平成21年度に創設されました。

沖縄では、平成21年6月、県、伊江村、恩納村、石垣市、県漁連により「沖縄県環境・生態系保全対策地域協議会」を設立し、国の支援制度「環境・生態系保全活動支援事業」を活用して、サンゴ礁の保全や、その再生に取り組んでいます。

平成24年度現在、恩納村ほか5地区の市町村で保全活動の取組を行っています。

環境・生態系保全対策の様子



サンゴの移植風景（恩納村）



オニヒトデの駆除風景（石垣市）

（8）加工・流通対策

沖縄は、四方を海に囲まれた島しょ県であり、流通面においてコスト的、時間的な制約が大きいことから、物流システムの効率化とともに、鮮度保持技術の開発、普及や保存性の高い加工品の開発を図る必要があります。

しかしながら、沖縄で水揚げされる主な魚種は、マグロ類、フエダイ類、ハタ類、ブダイ類、アイゴ類など少量多品種で、サンマやアジのような多獲性の魚種が少ないため、水産加工品の原料のほとんどを国外及び県外に依存しています。

このため、原料価格の高騰などの影響を受けやすく安定した原料確保が難しくなっていることが水産加工業発展の障害の一つとなっています。

沖縄における少量多品種などの地元の水産物を有効に利用し、消費者のニーズを踏まえた付加価値の高い、加工品の開発等の取組を推進する必要があります。

また、近年の消費者の安全に対する関心の高まりに対応し水産物を供給するた

め、産地市場や水産加工場には、H A C C P手法*1の導入等、生産から加工・流通に至る一貫した衛生管理が求められています。

（9）水産物等の輸出

新たな水産基本計画（平成24年3月策定）において、水産物の輸出に関する取組が、水産業の活性化や水産物の供給力の向上を図る観点から重要であることを踏まえ、水産物の輸出戦略を積極的に展開することとしています。

沖縄の主な水産物輸出は、平成7年に沖縄県漁連が香港でモズクの販売活動を実施したことに始まり、香港等の中華圏を中心に継続的にモズクが輸出されていますが、小規模の輸出にとどまっています。

モズクは、2万トン台の養殖生産が可能であるものの、国内の消費量が伸び悩んでいることから、モズクを主体とした国外における消費ニーズを新たに開拓する等、引き続き輸出促進に取り組むことが重要です。

<報告：第32回全国豊かな海づくり大会開催>

平成24年11月17日～18日にかけて沖縄県糸満市で「まもろうよ きせきのほしの あおいうみ」を大会テーマに第32回全国豊かな海づくり大会～美ら海おきなわ大会～が開催されました。

この大会は水産資源の維持培養と海の環境保全の大切さを広く発信することを目的に、举行される国民的行事です。

大会では、①水産業を活気づける美（ちゅ）ら海づくり、②「美ら海の恵み」魅力発信、③東日本大震災の復興支援の協力などの方針の下で行われました。18日に行われた式典には、天皇皇后両陛下ご臨席のもと県内外から約700名の方々が参加しました。

沖縄総合事務局は、同実行委員会の委員として、大会の成功に向けて協力しました。この大会を通じて、沖縄の水産業の振興、海洋環境の保全、また東日本大震災の復興へとつながって行くことが期待されます。

なお、大会では、功績団体の表彰、天皇皇后両陛下から漁業者へ稚貝・サンゴなどのお手渡し、美ら海づくりメッセージ、東日本大震災被災地からの復興状況報告が行われ、豊穰の海という財産を将来に引き継ぐため努力して行くことを決議しました。

大会セレモニーの様子



*1 1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法。原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止（予防、消滅、許容レベルまでの減少）するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決することで、不良製品の出荷を未然に防ぐことができるシステム。

第3節 漁業取締り

沖縄は四方を海に囲まれ、周辺海域は、マグロ類、カジキ類等の高度回遊性魚類や、ハタ類、マチ類等の底魚類の好漁場となっています。また、外国漁船の操業が多いことから、沖縄周辺海域における水産資源の保存・管理は、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のために重要な課題です。

我が国は、平成8年に「海洋法に関する国際連合条約」を批准し、我が国の排他的経済水域（図IX-2）において外国人による漁業等を規制するため、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」が制定されました。併せてロシア（当時のソ連）、中国及び韓国と漁業協定を個別に締結し、排他的経済水域におけるこれら外国人の漁業等についての管理を強化しています。

しかしながら、沖縄周辺海域においては、台湾の漁船による違法操業や我が国漁船との漁場の競合等のトラブルが多発しています。また、中国漁船、韓国漁船の操業も活発化しており、これら外国漁船に対する漁業協定を遵守させるための漁業取締りも不可欠となっています。

このため、沖縄総合事務局では、漁業取締船及び航空機により沖縄周辺海域における外国漁船の取締りを実施しています。違法操業に対する警告パンフレットの配布を行い、我が国排他的経済水域の範囲及び規制措置等を周知させ、特に悪質な外国漁船に対しては拿捕（拿捕：船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕すること）を行っています。

平成24年は、台湾漁船に対して587件の退去警告等を行うとともに、3件の拿捕を実施しました。（表IX-8）。

また、平成22年9月、尖閣諸島海域において、中国漁船と海上保安庁の巡視船との衝突事件が発生しました。このため、これ以降、沖縄総合事務局では、海上保安庁と連携して、尖閣諸島周辺の我が国領海内に水産庁漁業取締船を常駐させ、違法な操業が行われることのないよう、同海域における常時監視を実施しています。

沖縄周辺海域において、漁業秩序を維持し、水産資源の適正な保存・管理を行っていくことは、我が国の排他的経済水域を守る上で不可欠なことであり、そのことが、沖縄の漁業者が安心して操業できることにもつながると考えています。

今後とも、厳正に漁業取締りを実施していきます。

外国漁船の追跡の様子
（外国漁船（右）
漁業取締船及び搭載艇（左））



外国漁船に停船指示を
行う漁業監督官



外国漁船に乗り移る漁業監督官

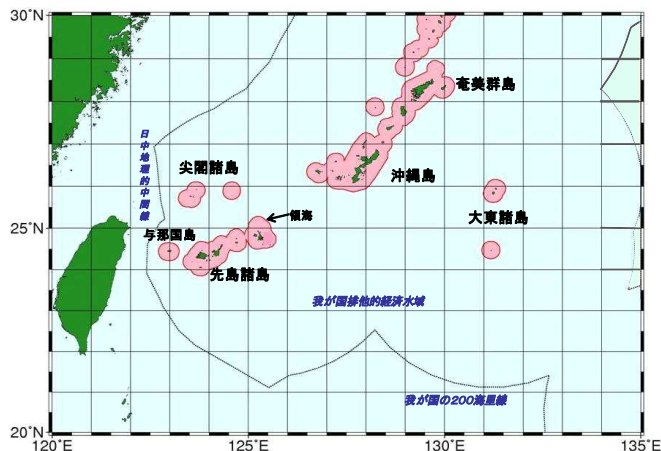


表Ⅹ－８
台湾漁船の取締実績

年	拿捕件数	警告等件数
平. 15	0	258
16	1	324
17	2	184
18	1	198
19	1	255
20	0	384
21	1	442
22	2	591
23	1	620
24	3	587
25(6月末時点)	4	177

図Ⅹ－２

沖縄周辺海域における我が国の排他的経済水域



<報告：日台民間漁業取決め発効による取締現場の変化>

平成25年4月10日に日本と台湾のいわゆる「日台民間漁業取決め」が署名されました。

本取決めの適用水域は、東シナ海の北緯27度以南の一定の排他的経済水域であり（領海は含まない）、「法令適用除外水域」と「特別協力水域」という2つの水域から構成されています。

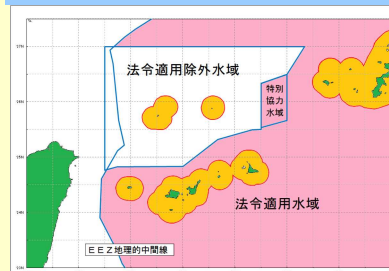
- ・「法令適用除外水域」とは、日台双方が自らの漁業に関する関係法令を相手側に適用しない水域。
- ・「特別協力水域」とは、法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域。

このため、沖縄総合事務局林務水産課では、取決め適用水域の外縁や先島諸島南側の水域において、重要漁場に漁業取締船を集中的に配備し、我が国漁業者の操業に支障がないよう拿捕を含む取締りを徹底し、台湾漁船の違法操業の根絶に全力を挙げて取り組んでいるところです。

具体的には、沖縄周辺海域において、現在、漁業取締船5隻体制で外国漁船の取締りを実施しており、特に、台湾漁船のマグロ漁が活発化する5～6月には、更に5隻の増派を受け、10隻体制での集中取締りを実施し、5月14日及び21日には、先島諸島南の我が国排他的経済水域において、23日には先島諸島北の取決め適用水域の外縁部において、更に、29日には、与那国島の西側水域において台湾はえ縄漁船を拿捕（合計4件）したところです。

5月10日、日台民間漁業取決めの実施に必要な法的措置が講じられたことを受け、同課に所属する漁業取締りに従事する専門ポストである「漁業監督指導官」は、取締現場の環境変化にも一層の使命感を持って、日夜、強い責任感と行動力で違法操業船の摘発に取り組んでいます。

日台民間漁業取り決め水域図



尖閣諸島付近での漁業監督活動

